

第 1 編

風水害等対策編

(水防計画)

第1章 総 則

第1節 計画作成の趣旨

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定により、南箕輪村の地域に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な風水害等に対処するため、平成18年7月豪雨災害などの過去の災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、総合的かつ計画的、効率的な防災対策を推進することにより、かけがえのない住民の生命、身体及び財産を風水害から保護することを目的とする。

- (1) 村、県、指定行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び住民がそれぞれの役割を認識しつつ相互に連携する体制
- (2) 村対策本部及び現地対策本部の体制強化、防災施設の整備、防災知識の普及、防災訓練、災害予防及び自主防災組織の育成整備に関する計画
- (3) 気象予報の収集伝達、災害情報等の収集、避難、水防、救助、食料、輸送、交通その他災害応急対策に関する計画
- (4) 災害復旧に関する計画
- (5) その他災害対策に必要な計画

2 計画の性格 水防

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき南箕輪村防災会議が作成する「南箕輪村地域防災計画」の「風水害等対策編」として、大規模な風水害等に対処すべき事項を中心に定める。

また、水防法に基づき村内の各河川の洪水等による災害を警戒及び防御、被害の軽減により、村民の安全を保持することを目的として定める水防計画を包括した計画とする。なお、この計画は「長野県地域防災計画」及び「長野県水防計画」と一体をなすものであり、この計画に定めない事項は「長野県地域防災計画」及び「長野県水防計画」に準ずる。

本計画における水防計画該当箇所には、水防を明記している。

3 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的及び想定される事項等を定めるものであり、各機関は本計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する教育及び訓練を実施して、本計画の習熟及び推進に努める。

また、災害対策基本法及び水防法の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加える。

第2節 防災の基本理念及び施策の概要

- 1 防災対策を実施するにあたって、次の3段階を基本として、それぞれの段階において、村、防災関係機関及び住民が一体となって最善の対策を講ずる。

特に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせる災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。

（1）周到かつ十分な災害予防

ア 災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。

- （ア） 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせる一体的な災害対策を推進する。
- （イ） 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

イ 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。

- （ア） 災害に強いむらづくりを実現するための、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等地震に強い都市構造の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。
- （イ） 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。
- （ウ） 村民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織の充実強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により村民の防災環境の整備を図る。なお、防災ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、県、村、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。
- （エ） 防災に関する基本的なデータの集積、工学的、社会的分野の研究を含めた防災に関する研究の促進、予測・観測の充実強化を図る。また、これらの成果の情報収集及び提供、並びに防災施策への活用を図る。
- （オ） 災害時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携

し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

(カ) 効果的・効率的な防災対策を行うため、A I ・ I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

(キ) 過去の災害の教訓を踏まえ、村民が災害から自らの命を守るためには、村民一人ひとりが確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を学べる実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策

ア 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。

(ア) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、災害直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

(イ) 被災者のニーズの変化や多様性に柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍住民、外国人旅行者、乳幼児、妊産婦など特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

(ア) 災害が発生するおそれがある場合には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。

(イ) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制を確立する。

(ウ) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。

(エ) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するための、施設の応急復旧、障害物除去等による交通の確保、並びに優先度を考慮した緊急輸送を行う。

(オ) 被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。

- (カ) 被災者への的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により住民等からの問い合わせに対応する。
 - (キ) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。
 - (ク) 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また迅速な遺体の処理等を行う。
 - (ケ) 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。
 - (コ) 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。
 - (サ) 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止対策については、危険性の見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。
 - (シ) ボランティア、義援物資・義援金を適切に受け入れる。
- (3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興
- ア 災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。
 - (ア) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。
 - イ 災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりである。
 - (ア) 被災状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。
 - (イ) 物資、資材の調達計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
 - (ウ) 災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正かつ迅速に廃棄物を処理する。
 - (エ) 災害の防止と、より快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。
 - (オ) 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。
 - (カ) 被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けての経済復興を支援する。
- ウ 村、県、防災関係機関は、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、住民どうし、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置をとるものとする。

2 村、県、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に次の対策を行う。

- (1) 要配慮者を含めた多くの住民の地域防災活動への参画

- (2) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定及び防災の現場における女性、高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立・防災体制の充実
- 3 住民は、「自らの命は自らが守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等においてお互いに協力しあい、災害時を念頭においた防災対策を平常時から講じるものとする。
- 4 どこでも起こりうる災害時の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開するものとする。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任 水防

1 村

防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、また、水防法の規定に基づき指定された水防管理団体として、村の地域並びに住民等の生命、身体及び財産を保護するために、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、自らの防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関等

その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 自主防災組織

区を単位とする自主防災組織は、村の災害対策本部と綿密な連携をとり、村災害対策本部の防災業務に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 村

- (1) 村防災会議、村警戒本部及び村災害対策本部に関すること。
- (2) 防災施設の新設、改良及び復旧の実施に関すること。
- (3) 水防、その他応急措置に関すること。
- (4) 災害に関する情報の伝達、収集及び災害調査に関すること。
- (5) 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保に関すること。
- (6) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (7) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。

- (8) 救助物資及び災害対策用資機材の備蓄及び調達に関すること。
- (9) 村内における公共的団体及び自主防災組織の育成に関すること。
- (10) その他村の所掌事務についての防災対策に関すること。

2 県

- (1) 長野県防災会議に関すること。
- (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。
- (3) 水防その他応急復旧に関すること。
- (4) 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。
- (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。
- (7) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。
- (8) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。
- (9) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。

3 指定地方行政機関

(1) 関東管区警察局

- ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること。
- イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること。
- ウ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること。
- エ 災害時における管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。

(2) 関東財務局(長野財務事務所)

- ア 地方公共団体に対する資金の融通あっせんに関すること。
- イ 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。

(3) 関東農政局(長野県拠点)

ア 災害予防対策

- (ア) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する
こと
- (イ) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業
用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。

イ 応急対策

- (ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。
- (イ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。
- (ウ) 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。
- (エ) 災害時における農作物、蚕、家畜などに係る管理指導及び病虫害の防除に関す
ること。
- (オ) 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること。

ウ 復旧対策

(ア) 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関する事。

(イ) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事。

(4) 関東経済産業局

ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事。

イ 被災商工鉅業者の業務の正常な運営の確保に関する事。

ウ 被災中小企業の振興に関する事。

(5) 中部経済産業局

電気の供給の確保に必要な指導に関する事。

(6) 関東信越地方厚生局

ア 管内の災害状況の情報収集及び通報に関する事。

イ 関係機関との連絡調整に関する事。

(7) 北陸信越運輸局

災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあつせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関する事。

(8) 東京管区気象台(長野地方気象台)

ア 気象等の観測及びその成果の収集、発表

イ 気象等の予報・警報等の発表、伝達及び解説

ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備

エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言

オ 防災気象情報の理解、防災知識の普及啓発

(9) 国土交通省中部地方整備局(天竜川上流河川事務所、飯田国道事務所)

ア 災害予防

(ア) 応急復旧用資機材の備蓄の推進

(イ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施

(ウ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定

イ 応急・復旧

(ア) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施

(イ) 防災関係機関との連携による応急対策の実施

(ウ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保

(エ) 土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報の伝達

(オ) 所管施設の緊急点検の実施

(カ) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施

(10) 信越総合通信局

ア 災害時における通信・放送の確保に関する事。

イ 非常通信に関する事。

ウ 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関する事。

エ 災害対策用移動信機器及び災害対策用移動電源車及び臨時災害放送用機器の貸出に関すること。

(11) 長野労働局

ア 事業場における産業災害の防止に関すること。

イ 事業場における自主防災体制の確保に関すること。

(12) 中部森林管理局

ア 国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。

イ 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。

ウ 災害応急対策用材の供給に関すること。

(13) 中部地方環境事務所

ア 有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関すること。

イ 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関すること。

(14) 関東地方測量部

ア 災害時等における地理空間の整備・提供に関すること。

イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。

(15) 第九管区海上保安本部

災害時における救助及び援助に関すること。

4 上伊那広域消防本部及び村

(1) 消防、水防、その他応急措置に関すること。

(2) 市町村の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。

(3) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。

(4) その他消防本部の掌握事務についての防災対策に関すること。

5 長野県警察本部(伊那警察署)

(1) 災害情報の収集、伝達及び広報に関すること。

(2) 治安の確保及び交通の規制に関すること。

(3) 被災者の救出及び避難誘導に関すること。

(4) 死体(行方不明者)の捜索及び検死に関すること。

6 自衛隊

(1) 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関すること。

(2) 災害時における応急復旧活動に関すること。

7 指定公共機関

(1) 電気通信事業者(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株))

- ア 電気通信設備の保全に関すること。
- イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。
- (2) 中部電力パワーグリッド(株)(伊那営業所)
 - ア 電力施設の保全、保安に関すること。
 - イ 電力の供給に関すること。
- (3) 日本銀行(松本支店)
 - ア 金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。
 - イ 損傷通貨の引換に関すること。
- (4) 日本赤十字社(長野県支部)
 - ア 医療、助産等救助、救護に関すること。
 - イ 災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。
 - ウ 義援金の募集配分に関すること。
- (5) 日本放送協会(長野放送局)
 - 気象予報及び警報・注意報その他、災害情報等災害広報に関すること。
- (6) 日本通運(株)(伊那支店)
 - 災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。
- (7) 日本郵便(株)信越支社(南箕輪郵便局)
 - ア 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること。
 - イ 災害時における窓口業務の確保に関すること。
- (8) JR会社(東海旅客鉄道(株))
 - ア 鉄道施設の地震防災に関すること。
 - イ 地震災害時における避難者の輸送に関すること。
- (9) 日本貨物鉄道(株)
 - 災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること。
- (10) 中日本高速道路(株)
 - 中央自動車道、長野自動車道(岡谷JCT～安曇野IC)、安房峠道路の防災に関すること。

8 指定地方公共機関

- (1) 土地改良区
 - ア ため池、ダム及び水こう門の防災に関すること。
 - イ 揚水機場の改良及び復旧に関すること
- (2) ガス会社(松本ガス(株)、上田ガス(株)、諏訪瓦斯(株)、大町ガス(株)、信州ガス(株)、帝石パイプライン(株)、長野都市ガス(株))
 - ア ガス施設の保全、保安に関すること。
 - イ ガスの供給に関すること。
- (3) 鉄道会社(長野電鉄(株)、アルピコ交通(株)、上田交通(株)、しなの鉄道(株))

災害時における鉄道車両による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。

(4) 旅客自動車運送事業者(伊那バス株式会社)

災害時における旅客自動車による避難者の輸送の協力に関すること。

(5) (公社)長野県トラック協会伊那支部

災害時における貨物自動車による救助物資などの輸送の協力に関すること。

(6) 放送事業者(信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱)

気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。

(7) 長野県情報ネットワーク協会

気象予報及び警報・注意報その他、災害情報等広報に関すること。

(8) 上伊那医師会、上伊那歯科医師会、看護協会、上伊那地区助産師会

災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。

(9) 上伊那薬剤師会

災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。

(10) (一社)長野県L Pガス協会

液化石油ガスの安全に関すること。

(11) (一社)長野県建設業協会

災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。

(12) (社福)長野県社会福祉協議会、(社福)南箕輪村社会福祉協議会

災害ボランティアに関すること。

災害派遣福祉チーム(DWAT)に関すること。

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 伊那中央衛生センター及び八乙女クリーンセンター

災害時における清掃対策及び粗大ゴミ処理施設の災害対策に関すること。

(2) 農業協同組合(上伊那農業協同組合・南箕輪支所)

ア 県、村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。

イ 農作物の災害応急対策の指導に関すること。

ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。

エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。

オ 農産物の需給調整に関すること。

(3) 上伊那森林組合

ア 県、村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。

イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。

ウ 木材の供給と物資のあっせんに関すること。

(4) 南箕輪村商工会

ア 県、村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。

イ 被災組合員に対する融資、あっせんの協力に関すること。

ウ 災害時における物価安定の協力に関すること。

- エ 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。
- (5) 病院等医療施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。
 - イ 災害時における入所者の保護及び誘導に関すること。
 - ウ 災害時における病人等の収容及び保護に関すること。
 - エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。
- (6) 社会福祉施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。
 - イ 災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関すること。
- (7) 金融機関
 - 被災事業者等に対する資金融資に関すること。
- (8) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者
 - ア 安全管理の徹底に関すること。
 - イ 防護施設の整備に関すること。
- (9) 自主防災組織及び区
 - ア 村が行う災害応急対策の協力に関すること。
 - イ 区域内の災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
 - ウ 避難者の誘導及び救出救護の協力に関すること。
 - エ 避難所の運営業務等への協力に関すること。
 - オ 区域内における自主防災活動の実施に関すること。
- (10) 伊那ケーブルテレビジョン(株)、有線放送いなあいネット
 - 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
- (11) 漁業協同組合
 - ア 村、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
 - イ 被災組合員に対する融資、斡旋に関すること。
 - ウ 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧に関すること。

第4節 防災面からみた南箕輪村の概要

第1 自然的条件

1 地 形

本村は、長野県南部の上伊那郡中央部、伊那盆地で東西幅のもっとも広い地域の天竜川右岸地区に位置し、東は天竜川を隔てて伊那市、箕輪町と接し、西は、経ヶ岳、黒沢山を境として辰野町、塩尻市と接し、南は伊那市、北は箕輪町と接する4市町村と隣接する村である。また、本村は、平地区と飛地から成り立っており、伊那市西箕輪地区を囲んでいる。

本村の面積及び村の中心地における経緯度からみた本村の位置、標高は次のとおりである。

- (1) 面積 総面積：40.99 k m² (平地部：20.59 k m² 飛地：20.40 k m²)
- (2) 経緯度 東経：137° 58' 29" 北緯：35° 52' 221"
- (3) 標高 695.4m

2 気 候

本村は、飛地の山岳地帯を除くと村域の標高差は大きく三段階になっており、西から山岳地、扇状地、氾濫原(沖積平地)に分けられる。扇状地は、本村のほぼ中央部を西から東に流れる大泉川を中心に標高700mから900mにおよぶ広大な地域で、東に約2度の傾斜をなしており、扇状地と沖積平地の間には段丘崖が南北に伸びている。村域の約半分が山地である。

村内の河川等は次のとおりである。

◎一級河川

河 川 名	延 長 (m)
天 竜 川	約 4 , 1 5 0
大 清 水 川	約 2 , 7 2 0
大 泉 川	約 4 , 4 8 0

◎準用河川

河 川 名	延 長 (m)
北 沢 川	431
南 沢 川	758
滝ノ沢川	688
栃ヶ洞沢川	748
下ノ沢川	563
大 門 川	626
中 井 沢 川	717
車 沢 川	860
小中井沢川	1,884
鳥 谷 川	1,212

◎用水路

河川名	延長(m)
西天竜幹線水路	5,570
県営1号排水路	2,350
県営2号排水路	1,240

◎普通河川(飛地)

河 川 名	延 長 (m)
北 沢 川	———
大 泉 川	———

◎畑地かんがい送水施設・送水路

名称	延長(m)
伊那西部第1揚水機場	ポンプ4台
伊那西部第1送水路	5,046
伊那西部下段北幹線水路	8,812
伊那西部下段南幹線水路	12,729

※位置図(資料編参照)

3 地 質

長野県の地質は、非常に複雑化している。糸魚川－静岡構造線(以下「糸静線」という)と、この構造線の諏訪湖の南を起点にして、天竜川の東側に沿って並行して通る中央構造線(メディアン・ライン)の2つが県の地質分布を特徴づけており、西南日本内帯、西南日本外帯及びフォッサマグナ地帯という3つの大きな地質区に大別される。

本村においては、西南日本内帯に位置し、県が行った地震対策基礎調査結果からみた地質区の概略は次のとおりである。

◎西南日本内帯(糸静線の西側及び中央構造線の西側地域をいう)

- ・ この中には飛騨山脈(北アルプス)と木曽山脈(中央アルプス)が含まれ、両山脈は第4紀以降隆起を続けている。
- ・ 白馬岳、槍ヶ岳、姫川流域、梓川流域、木曽山地北部には中・古生層堆積岩類が分布している。
- ・ 飛騨山地南部から木曽谷西部にかけては、中生代に貫入した火成岩類が分布しており、中央構造線のすぐ西側には変成岩類がみられる。
- ・ 諏訪湖南方では、海底物で緑色凝灰岩を多く含む守屋層が分布している。
- ・ 阿南付近には、昔の瀬戸内海の名残を示す化石を含んだれき岩や砂岩からなる富草層が分布している。
- ・ 焼岳、乗鞍岳、御岳などには安山岩質の火成岩が分布している。また、本村は、古生代の二畳紀から中生代の三畳紀に形成された木曽山地の一部、経ヶ岳山地群から流出したところのれき層、天竜川西岸の段丘崖に塩嶺火山によって流出した一種の泥流(凝灰角れき岩層)とれき層(れき層の中には円れきとなった安山岩が含まれている)また、これらのれき層と夾在したり、被覆したりして御岳火山に起源を持つテフラ層が存在している。

4 地 盤

伊那盆地においては、全般的に普通以上の地盤といえるが、駒ヶ根市の天竜川沿いに悪い地盤がある。このほか箕輪町の天竜川沿い及び飯田市の飯田I・C付近には悪い地盤が散在している。

5 気 象

本村の地形は、東に3,000m級の赤石山脈が南北にはしり、その前には伊那山脈が並び、西に2,000から3,000mの木曽山脈が南北に連なっており、木曽山脈と伊那山脈の間に挟まれた伊那盆地の中央を天竜川が北から南へ貫流している。

特に東西の両山脈によって受ける気象上の影響は大きく、盆地性の地形のため、気候は極めてはっきりした内陸性を示し、高冷地性気候の特色が現れている。概していえば、東日本型の中央高原型の気候である。

また、高原であるため平均気温はやや低い、夏季は高温となり冬季は寒く年較差が大きく、日較差も大きい。

気 温	年平均気温は同緯度の他地方と比べると著しく低く、秋の立つことが早く、春の訪れが遅い。これを微視的にみた場合、標高差によることに加え、顕著な内陸性による夜間の冷却が大きいためである。したがって日較差、年較差が大きい。
降 雨	年降雨量は、1,430mmから1,613mmで平均1,500mm前後である。典型的な内陸地点である松本市や諏訪市よりはやや多いが、全国的に見れば少ない方である。 降水量の多い時期は、6、7、9月で、特に梅雨期の6月下旬から7月上旬がもっとも多く、次いで台風と秋霖の9月である。また降水量の少ない時期は、12月から2月の冬期がもっとも少なく、冬期の季節風による雨が非常に少ない。 降水量は年によって大きな差が生じる。
降 雪	本村は、季節風、寒冷前線による雪があり、吹雪等荒れ模様となる場合があるが、大雪となることはほとんどない。しかし、早春期には日本列島南岸を通る低気圧によって、大雪をもたらすことがある。
異常気象	本村にみられる異常気象現象は、霜、低温、降ひょう及び落雷、さらに干ばつ等があり、それぞれ気象条件と関連し、各所に発生しやすい。

6 自然的条件にみる災害の要因

県がおかれた自然的環境は、概して厳しく、それらが人為的な諸要因と相関して災害へ発展する素因が常に内在しているが、それらのうち、本村において特に風水害と関連して考えられる要因には次のものがある。

(1) 河川の位置的条件

水防

本曾山脈を源流とする大泉川、大清水川、鳥谷川と段丘崖を源流とする9つの河川が本村を流れ、諏訪湖を源流とする天竜川に合流している。また、湿地地帯の解消や灌漑用水等のためにおこなわれた土地改良事業により、村内には3つの大きな用水路がある。

これらの河川及び用水路が災害の要因とされる。

(2) 地形による災害の局地性

梅雨末期及び台風等による豪雨の際、複雑な地形は大災害を局地的に発生させる。また、夏は地形による空気の上昇がしばしば起こるため、気象が局地的の不安定となり、地域的に激しいひょうや大雨を発生させる素因となっている。

(3) 前線の影響による大雨

梅雨期や秋雨期には、前線上を東進する低気圧や台風の北上に伴い、南海上から流入する温暖気流によって前線活動が活発となり、大雨を降らせることがあり水害の直接の要因となる。

特に梅雨末期は集中豪雨となりやすく警戒を要する。

(4) 台風の進路による影響

長野県の位置と地形のもつ条件により、台風の接近、通過は各所に風水害をもたらし、影響をおよぼす台風を経路により大別すると、次の4つに分けられる。

ア 県を縦断して北上する場合

県全域が暴風域に入り、全県的に風害や水害が発生する。特に東部と北部一帯は、風、雨ともに強く、台風通過後の吹き返しの風による災害をもたらす。

イ 県の西側に接近して北東進する場合

県全域が暴風域に入り、全県的に風害や水害が発生し、特に南部と西部の山沿いは局地的な大雨となる。

ウ 県の東側に接近して北上する場合

県の東部山沿いで風、雨ともに強く、台風の吹き返しの風が被害を大きくする。

エ 県の南側を接近して東進する場合

南部や東部に大雨が降る典型的な雨台風で、これらの地域に水害をもたらす。

第2 社会的条件

1 人 口

本村の総人口は15,797人(令和2年国勢調査)であり、平成27年国勢調査から734人、4.9%の増となっている。また、人口密度は1 k m²当たり約385人であり、地形的特殊性から部分的に人口が集中している地域を形成している。

また、高齢者(65歳以上)の総人口に占める割合は23.5%(令和2年国勢調査)と県下では高齢化率が低い自治体であるが、着実に年々高齢化が進んでいる傾向である。

2 産 業

(1) 農 業

本村は、これまでも、農業振興に取り組んできており、本村の基幹産業のひとつとしての位置づけは変わっていない。近年は農事組合法人まっくんファームや地産地消の推進など新たな取り組みが始まっている。

(2) 工 業

電気・機械製造業を中心に昭和45年ころから企業立地が進み安定的な成長をみせている。

(3) 商 業

近年は郊外大型店の進出がみられ、都市機能の充実、住民生活の利便性の向上がみられるが、一方で今後は買物弱者への対応が課題となってくる。

3 交 通

(1) 道 路

本村の主な幹線道路は、国道153号が村の東部を南北に通じ、南は飯田市を経て名古屋市に通じ、北は辰野町を経て塩尻市及び諏訪市へ通じている。また、通称、“権兵衛街道”とよばれる国道361号が村の南部を東西に通じ、東は伊那市を経て茅野市に通じ、西は権兵衛トンネルを経て、塩尻市へ通じている。高速道路として中央自動車道が南北に通じ、東京方面や長野方面、中京方面の都市部への時間的距離が短縮されている。

また、この中央自動車道の西側に並行して伊那西部広域農道が南北に通っており、そのほかにも県道4本が村内の東西南北に通じ、村の中央部を東の幹線道路から西の幹線道路まで結ばれている幹線村道をはじめ、集落内を結ぶ各種村道が通っている。

(2) 鉄 道

本村を通過する鉄道はJR飯田線があり、国道153号の東側を南北に並行して走り、南は豊橋市から東海道本線へ、北は辰野町を経て岡谷市から中央本線にそれぞれ結ばれている。

4 防災をめぐる社会構造の変化と対応

- 近年の都市化、高齢化、国際化、情報化等社会構造の変化により、災害に対する対応力の低下が窺われ、これらの変化に十分配慮しつつ防災対策を推進する必要がある。
- 特に、次に掲げるような事項については十分な対応を図るよう努める。
- 都市化の進展に伴い人口の密集が進むが、災害に強い都市構造に努めるとともに、防災に配慮した土地利用を進め、危険地域等の情報公開、建築物等の安全確保策等を講ずるよう努める。
- 高齢者(特に、独居老人)、障がい者、外国人等いわゆる災害弱者の増加がみられる。災害弱者については、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護、救済対策等防災の様々な場面において、災害弱者に対する十分な配慮が必要である。
- ライフライン、コンピュータ、情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増大がみられ、災害発生時におけるこれらへの被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすことから、これらの施設を災害から防御する施策に努めるとともに、補完的機能の充実に努める。
- 住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられる。
このため、自主防災組織等の充実・強化に努め、これを単位として多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底に努める。

第3 南箕輪村の災害履歴

○ 地震災害履歴

年代(西暦)	月	規 模	被 害 内 容
永享5年(1433)	9	M7<	相模湾付近が震源の地震。天龍村坂部では、地割れができた。
明応7年(1498)	8	M8.4	東海沖の巨大地震で、上伊那でも被害があったと考えられる。
天正13年(1586)	1	M7.8	天正地震。複数震源の直下型巨大地震で、上伊那でも土砂災害があった。
寛文2年(1662)	5	M7.6	琵琶湖付近が震源の直下型地震で、信濃でも被害があった。
元禄16年(1703)	11	M8.0	元禄地震。相模湾が震源。伊那谷でも倒壊家屋あり。
宝永4年(1707)	10	M8.4	東南海沖震源の最大級の地震。伊那の被害は歴史上最大。落石等多数発生。
享保3年(1718)	7	M7.0	遠山地震。南信濃村付近が震源。山崩、跳び石で死者50余。中央構造線の活動。
享保10年(1725)	7	M6.5	諏訪、高遠付近が震源。遠山地震と同様に中央構造線の活動による。
安政1年(1854)	11	M8.4	安政東海地震。伊那で死者34人。32時間後に安政南海地震発生。
明治24年(1891)	10	M8.0	濃尾地震。最大級の直下型地震。伊那でも地面に亀裂など。山崩れ多数。
大正12年(1923)	9	M7.9	関東大震災。伊那地方で壁に亀裂。
昭和19年(1944)	12	M7.9	東南海地震。伊那は震度4。落石で伊那線が不通になった。
昭和59年(1984)	9	M6.8	長野県西部地震。伊那地方は震度4。

※M=マグニチュード

(資料：南箕輪村防災アセスメント調査報告書)

○ 風水害履歴

年代(西暦)	月	被 害 内 容
昭和9年(1934)	9	室戸台風、家屋全壊2戸、半壊100戸
昭和25年(1950)	6	梅雨前線豪雨により洪水、天竜川氾濫により北殿地区被害甚大。
昭和34年(1959)	9	伊勢湾台風(台風15号)により、村内全域に被害あり。
昭和36年(1961)	6	梅雨前線集中豪雨により、村内全域に被害あり。
	9	台風18号により、村内被害を受ける
平成18年(2006)	7	梅雨前線豪雨により、村内各地に床上、床下浸水などが発生。上伊那、諏訪地方に土砂災害等で甚大な被害をもたらす。

(資料：南箕輪村防災アセスメント調査報告書)

第2章 災害予防計画

第1節 風水害に強いむらづくり

(全 課)

第1 基本方針

本村は将来の気候変動の影響等外部環境の変化や、村域の特性に十分配慮しつつ、県の協力を得て風水害に強いむらづくりを行うものとする。また、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害のリスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導型のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

第2 主な取組み

- 1 交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い村土を形成する。
- 2 総合的風水害対策の推進等による風水害に強い村の形成、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いむらづくりを推進する。
- 3 気候変動による水害リスクの増大に備えるため、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に治水に取り組む社会を構築する必要があることから、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）が協働して流域全体で行う治水「流域治水」へ転換し、被害の軽減に努める。

第3 計画の内容

1 風水害に強い村土づくり

(1) 現状及び課題

平成18年7月豪雨災害をはじめ、幾多の自然災害、風水害の被害に見舞われている。村内は、急峻な地形、もろい地質もあるため、地すべりや、風水害による大きな被害が懸念されることから、災害に強い安全な村土の形成に取り組む必要がある。

本村においては、土砂災害等の対策を地震災害に対する事前対策としてもとらえ、国、県への働きかけを積極的に推進する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 総合的、広域的な計画の策定に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等による風水害から村土及び住民の生命、身体、財産を保護することを十分配慮する。

- (イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、ネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。
- (ウ) 住宅、学校等の公共施設の構造物、施設の安全性の確保に努める。
- (エ) 風水害に強い村土の形成を図るため、次の事項に十分配慮し、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業を総合的、計画的に推進する。
 - a 河川改修などにより洪水の発生を軽減するとともに、洪水被害を想定した災害ハザードマップを作成する。
 - b 土石流、地すべり、崖崩れなどを防ぐため、治山・砂防施設の設置を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制に努める。
 - c 台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する治山施設の整備等のハード対策と情報提供等のソフト対策を一体的に推進する。また、山地災害の発生を防止するため、森林の整備・保全を推進する。
 - d 治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による風水害対策を実施する場合は、環境や景観に配慮する。
- (オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。
- (カ) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

2 風水害に強いむらづくり

(1) 現状及び課題

都市化への進展に伴う人口の密集、低地域への居住地の拡大及びライフライン等への依存度の増大により風水害の及ぼす被害は多様化しており、一層風水害に強いまちづくりが必要となっている。

また、少子高齢化や都市化の影響により、地域の連携も薄れており、年々ライフライン等への依存度の増大により風水害に対する自主警戒ができない状況が多い。さらに被害内容も多様化しており、いっそう風水害に強いむらづくりが必要となっている。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 風水害に強いまちの形成

- a 治水・防災・むらづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

- b 地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害災害の恐れがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるものとする。
- c 土砂災害警戒区域について、情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努める。
- d 洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置をとるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、村が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。
- e 立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。
- f 特定措置河川の河川管理者、特定都市河川流域に係る市町村及び特定都市下水道の下水道管理者は、特定都市河川流域にける浸水被害の防止を図るため、共同して、流域水害対策計画を策定するものとする。その際、「流域水害対策協議会」等を組織し、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うものとする。
- g 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図る。
- h 危険な盛土が確認された場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。
- i 道路防災対策等を通じて、**強靱で**信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。
- j 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。
- k 次の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いむらを形成するものとする。

- (a) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進する等、風水害に強い土地利用の推進
- (b) 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供
- (c) 河川、下水道について築堤、河床掘削、遊水地、雨水渠、ない水排除施設等の河道の整備、雨水渠等の建設等の推進
- (d) 防災調節(整)池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯蓄・浸透施設の設置、盛土の抑制地域の特性等を踏まえつつ必要に応じて実施することによる流域の保水・遊水機能の確保
- (e) 洪水浸水想定区域、又は雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定のあったときは地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、又は雨水出水時（以下「洪水時」という。）の円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な事項について定める。
- (f) 洪水想定区域内に要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について地域防災計画で定める。
- (g) 名称及び所在地を定めたこれらの施設については、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自主防災組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。
- (h) 地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。
- (i) 洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水予想区域及び土砂災害警戒区域等を公表し、安全な土地利用、風水害時の避難体制の整備の促進
- (j) 洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、水害リスク情報としての住民、滞在者その他の者へ周知する。
- (k) 土石災害のおそれのある箇所における砂防施設、地すべり防止施設及び急傾斜地防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、

ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害の防止対策を推進

特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、必要に応じて、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備に努めるとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川に良い手、砂防堰堤、遊砂地等の整備に努める。

(1) 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防災施設及び病院・老人ホーム等の要配慮者利用施設に対する土砂災害対策を重点に実施する等の生活防災緊急対策の推進

(m) 土砂災害警戒区域における情報伝達、予警報の発表、伝達に関する事項、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難救助その他必要な警戒避難体制の整備の推進

(n) 山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害危険地区の総合的な山地災害対策を推進

特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進

また、脆弱な地質地帯に山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施

(o) 農業用排水施設の整備、決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進

(p) 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式の推進

(イ) 風水害に対する建築物等の安全性

a 浸水等風水害に対する安全性の確保にあたっては、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえる。

b 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

c 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

d 強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

e 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。

(ウ) ライフライン施設等の機能の確保

- a ライフライン施設の機能確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害等の復旧体制の整備、資機材の備蓄を行うものとする。
- b ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、電気、ガス、石油、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。
- c コンピュータシステムやバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

(エ) 災害応急対策等への備え

- a 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図る。
- b 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を構成するように努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。
- c 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。
- d 「道の駅」大芝高原を地域の防災拠点として活用し、その機能強化に努める。
- e 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

- f 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を努める。

g 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。
また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

h 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

i 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

j 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

イ 【上伊那広域消防本部及び村が実施する計画】

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の風水害に対する安全性の確保、防災訓練の積極的实施等を促進する。

ウ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 風水害に強いむらの形成

不特定多数の者が利用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

(イ) ライフライン施設等の機能の確保

a ライフラインの施設の機能確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

b 上下水道、電気、ガス、石油、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

c ライフライン事業者は、災害時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。

d コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるものとする。

e 災害拠点病院は、通常時の6割程度の発電容量の自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保しておくものとする。

また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくものとする。

なお、自家発電機等の設置場所については、ハザードマップ等を参考にして検討をすることが望ましい。

(ウ) 災害応急対策等への備え

a 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに職員個々の防災力の向上を図るとともに、災害対策本部組織の充実を図るものとする。

b 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態

が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を構成するように努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

- c 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。
- d 地方整備局は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。
- e 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策を行えるように努めるものとする。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

- f 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

g 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

- h 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

エ 【建築物の所有者等が実施する計画】

（ア）風水害に対する建築物等の安全性

- a 強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

第2節 災害発生直前対策

(全 課)

第1 基本方針

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ、気象警報、注意報等の伝達体制、避難誘導体制、災害の未然防止活動を行うための体制を強化する。

第2 主な取組み

- 1 気象警報、注意報等の住民に対する伝達体制を整備する。
- 2 住民の避難誘導体制を整備する。
- 3 災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第3 計画の内容

- 1 住民に対する情報の伝達体制の整備

ア 【村が実施する計画】

村が行う気象情報、警報等の伝達は、第3章第1節「災害直前活動」別紙「気象情報警報等伝達系統図」による。

また、防災関係機関との情報伝達について体制の整備を図る。

イ 【長野地方気象台が実施する計画】

長野地方気象台は、気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達する体制の整備を図る。

- 2 避難誘導体制の整備

ア 風水害により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成する。(本章第11節「避難の受入活動計画」参照)

イ 避難経路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

ウ 村及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

また、村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、広域避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

エ 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本~~産業~~規格に基づく災害種別一般記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるか明示するように努める。

オ 土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

カ 避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする、その際水害と土砂災害、河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

キ 災害の想定等により必要に応じて隣接の伊那市・箕輪町の協力を得て、指定緊急避難場所を設けるものとする。

ク 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警戒等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や近敷也交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクなる区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

国及び県は、市町村に対し、これらの基準及び対象区域の設定および見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

ケ 村は、土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、大雨注意報、警報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報を基に、避難指示等の避難情報を適切に発令するとともに、住民に速やかに周知するものとする。

3 災害未然防止活動

(1) 村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

(2) 災害対策本部・警戒本部等は、災害発生のおそれが予想される場合、村内を巡回し迅速に状況を把握する。

また、各施設の管理者及び管理人は、災害発生のおそれがある場合に適切な未然防止活動を実施できるよう体制の整備を行う。

ア 所轄施設の緊急点検体制の整備

- イ 応急復旧のための体制の整備
- ウ 防災用資機材の備蓄
- エ 水防活動体制の整備(水防管理者)
- オ 災害に関する情報についての地方自治体との連携体制の整備
- カ 施設の緊急点検体制の整備(上下水道管理者)
- キ 施設の緊急点検体制の整備(揚水機場管理人)
- ク 水門、止水板、排水板等の適切かつ迅速な管理体制の整備(用水管理者)

第3節 情報の収集・連絡体制計画

(全 課)

第1 基本方針

災害時には各機関ができるかぎり早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

村、県、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測に努める。

第2 主な取組み

- 1 防災関係機関は情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 防災関連情報を、住民に周知するとともに、災害時の被害予測に努める。
- 3 情報伝達手段の多ルート化を推進する。
- 4 国、県及び防災関係機関への報告体制の充実

第3 計画の内容

1 情報の収集、連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

本村においては、河川情報センターによる気象情報の収集、村内3か所に設置した気象観測耕地による雨量・風速等のデータ収集体制、防災行政無線放送による住民への広報体制及び現地との無線通信体制が整備されている。情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性、確実性が求められる。

今後、更に施設の整備充実と訓練体制の強化を図っていくことが必要である。

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性、確実性が求められる。災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、県、防災関係機関との連絡を緊密にするよう努めていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、自主防災組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ住民への災害関係の広報要領など情報収集ルート、担当者、目標時間等を定めておく。

(イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年通信訓練を実施する。

(ウ) 公共施設(学校、公民館等)を情報通信の拠点とした村内における防災行政無線等によるネットワークの整備について研究する。

(エ) 情報収集手段としてパソコンネットワーク等の活用について研究する。

(オ) 「長野県防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努めるものとする。

(カ) 雨量情報、土砂災害警戒情報及び長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、住民と連携し、土砂災害に関わる前兆現象や異常な自然現象及び近隣の災害発生情報等を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

(キ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

イ 【防災関係機関が実施する計画】

(ア) 被害状況等の把握調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。

(イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。

(ウ) 県及び他市町村に情報連絡員を派遣するため体制整備に努めるものとする。

2 情報の分析整理

県と連携し、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の災害関連情報の収集、蓄積に努め、総合的防災情報を網羅した、各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険生の周知等に生かすほか、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築に努めるものとする。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

3 通信手段の確保

(1) 現状と課題

本村においては、昭和60年度に整備した同報系・移動系防災行政無線が、行政、消防団等の伝達活動を中心に大きな役割を果たしており、住民への周知に大きな力を発揮している。過去の災害時においては、情報通信施設が被災し、情報通信が困難になったり、不能となったりするケースがあった。災害対策にとって、情報収集は欠かせない前提条件であり、情報通信手段は多ルートで設定することが求められる。

村では、平成22・23年度に防災行政無線のデジタル化を図った。また、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備や移動系防災行政無線にIP無線を導入した。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

ア 各地区と庁舎(災害対策本部)との双方向間の無線通信体制等の強化を図るとともに、機器の定期的な検査等、適時適切な維持管理を行い円滑な通信の確保を図る。

イ 携帯局、車載局の配備計画に基づき、移動系防災行政無線の運用強化を図る。

ウ 他の防災関係機関との通信の確保のための消防無線(県内共通波)について、県全体での動向を踏まえて設備の更新を図る。

エ 災害対策本部となる役場庁舎の非常用電源設備について、機器の定期的な検査等、適時適切な維持管理を行う。

オ 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られるシステムを構築するよう努める。

- カ 衛星携帯電話、携帯電話、公共安全LTE（PS-LTE）、行政移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図る。
- キ 東日本電信電話㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努めるものとする。IP電話を利用する場合はネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。

第4節 活動体制計画

(全 課)

第1 基本方針

風水害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制整備が重要となる。

このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等、災害時における活動体制の整備を図る。

第2 主な取組み

- 1 職員による配備活動体制の整備、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備を促進する。
- 2 防災会議を設置し、その円滑な運営を図る。
- 3 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等災害時の防災中枢機能の確保を図る。
- 4 複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。
- 5 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

第3 計画の内容

1 職員の参集・活動体制

(1) 現状及び課題

災害による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 職員の非常参集及び活動体制並びに参集基準については、第3章第3節「非常参集職員の活動」に定めるとおりとするが、必要に応じて見直しを行う。その際、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、速やかに職員の非常参集について参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。

また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。

(イ) 災害時に迅速に初動体制を確立し、適切な活動ができるよう、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理し初動対応マニュアルを整備し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法的の習熟、関係各部・機関との連携について徹底を図る。

(ウ) 応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修期間等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害に

においては気象防災アドバイザー等)の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築に努めるものとする。

- (エ) 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 職員の安全の確保に十分に配慮した職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行う。その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。

また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制をする。

- (イ) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対応活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。

- (ウ) ライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

2 組織の整備

(1) 現状及び課題

広域的な地域にわたって被害をもたらす災害に対しては、県及び他市町村との応援協力体制が重要となる。

防災会議の円滑な運用により、防災関係機関の連携強化に努める。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

災害対策基本法第16条に基づき、南箕輪村防災会議を設置し、村の地域特性及び災害特性に対応した地域防災計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進する。

イ 【関係機関が実施する計画】

防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、県、村及び他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力する。

3 防災中枢機能等の確保

(1) 現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保に努める必要がある。

また、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備、LPガス災害用バルク等の燃料貯蔵設備の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信の整備等非常用通信手段の確保が必要である。

さらに、施設の点検、補強等を実施するほか、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 日常的に役場庁舎の点検を実施し、災害時の危険箇所を把握し、補強等を実施する。
- (イ) 役場庁舎が被災した場合に備え、災害対策本部代替施設を次の基準等によりあらかじめ想定するとともに、開設に必要な機器等の整備について検討する。
 - a 新耐震構造で建設されている施設
 - b 有事の際の用途が比較的競合しない公共施設
 - c 災害対策本部の設置に要する空間が確保可能な施設
 - d 防災行政無線等の設置に支障がない施設
- (ウ) 役場庁舎以外の災害対策関係施設(地区公民館等)においても、設備等の充実及び災害に対する安全性の確保に努める。
- (エ) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。
- (オ) 激甚な災害の場合、発災当初は、物資の調達が相当困難になることから、災害本部対策要員用の食料、飲料水、毛布等の備蓄および調達体制の確立に努める。

イ 【関係機関が実施する計画】

防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。

4 複合災害への備え

(1) 現状及び課題

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。

(2) 実施計画

【村、県及び関係機関が実施する計画】

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めるものとする。

5 業務継続性の確保

(1) 現状及び課題

災害時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資器材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要性があることから、継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。
- (イ) 実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。
- (ウ) 災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画において、首長不在の明確な代行順位及び職員の参集体制、庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理を行い決めておく。

第5節 広域相互応援計画

(全 課)

第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害の状況から、本村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、他市町村、消防機関及び関係公共機関等との応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

第2 主な取組み

- 1 防災関係機関相互の連絡体制の整備を図る。
- 2 県内全市町村による、相互応援協定に参加する。
- 3 県内全消防本部による、消防相互応援協定に参加する。
- 4 県外他市町村との相互応援協定の締結を促進する。
- 5 県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備
- 6 防災関係機関による応援が円滑に行えるよう、防災拠点を確保する。

第3 計画の内容

- 1 防災関係機関相互の連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

各防災関係機関は、応援要請等が迅速に行えるよう連携体制の整備に努める。

(2) 実施計画

【村、県及び関係機関が実施する計画】

- (ア) 広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努める。
- (イ) 応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整える。
- (ウ) 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に応援を受けることができるような体制等の構築について検討する。
- (エ) 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

- (オ) 緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）等が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資器材の提供を行う体制の整備を図る。
- (カ) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整えるものとする。
- (キ) 訓練等を通じて、応援対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

2 県内全市町村間の相互応援協定

(1) 現状及び課題

県内の市町村間において相互応援を行う「長野県市町村災害時相互応援協定」が締結されている。

今後は、これらの協定に基づき平常時から連携強化を図り、あらゆる災害に対応できるよう相互応援体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 県町村会等と連携し、相互応援体制の確立を図る。

(イ) 「長野県市町村災害時相互応援協定」により実施する応援内容についてその内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資などの確保並びに活動方法等応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

また、本村が応援を受ける場合の必要応援内容が迅速に集約できるよう体制を整備する。

(ウ) 備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。

イ 【県市長会、県町村会、県消防協会が実施する計画】

県及び市町村と調整を図り、相互応援体制の確立を図るものとする。

3 県内全消防本部間の消防相互応援体制

(1) 現状及び課題

上伊那広域消防本部は、長野県消防相互応援協定（資料編参照）に加盟している。本協定の地域内市町村間の連携を図っていくことが重要である。

また、全国緊急消防援助隊受援・応援計画の策定をし、本協定の地域内市町村間の連携を図っていくことが重要である。

消防団は、災害対策基本法及び互助友愛精神に基づき、長野県市町村災害時相互応援協定及び上伊那地域の消防団による相互応援協定により、被災市町村に対しその総力を挙げて応援活動を行う。協定を通じ市町村の連携を図っていくことが重要である。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 消防団は、協定に基づく応援などが迅速かつ的確に実施できる体制を整備するよう努める。

(イ) 消防団は、消防力の把握及び合同訓練等を定期的の実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び応援活動の実施などが図れるよう、平常時から連携強化を図る。

イ 【上伊那広域消防本部及び上伊那消防協会が実施する計画】

(ア) 協定事務の円滑な推進を図るため、応援協定に基づく協議会及び上伊那地域の連絡会議を必要に応じて開催する。

(イ) 合同訓練等を実施し、消防団本部間の連携強化を図る。

ウ 【県内各消防本部、県消防長会が実施する計画】

県及び市町村と調整を図り、全消防団本部間の連携強化、消防相互応援体制の確立を促進する。

4 県外他市町村との相互応援協定

(1) 現状及び課題

本村では、県外他市町村との災害時相互応援協定は締結していない。

災害時の体制強化のため、県外他市町村との協定を検討する必要がある。あわせて様々な機関や施設等との協定を踏まえ、一層の連携強化をめざす必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

県外他市町村との災害時相互応援協定等を検討する。

5 県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備

(1) 現状及び課題

県と市町村による「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る協定」を締結している。この協定により、被災県等への応援体制は整備されているが、今後一層の県と市町村の連携強化が必要である。

(2) 実施計画

【村及び県が実施する計画】

協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

また共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備するものとする。

6 広域防災拠点の確保

(1) 現状及び課題

大規模災害時において、国及び他県等から広域的な人的、物的支援を円滑に受け入れ、被災市町村に迅速かつ確実に送り届けるため、県は、「長野県広域受援計画」を策定し、広域防災拠点の具体的な施設の選定や運用について広域防災拠点計画を定めた。

この広域防災拠点計画は、県内の情勢の変化や、広域防災拠点施設の整備状況の変化等を踏まえ、継続的に更新していくこととなるため、村においても整合性を取っていく。

(2) 実施計画

【村及び関係機関が実施する計画】

- (ア) 村は、大規模災害発生時の全国的な応援を円滑に受け入れることができるよう、受援計画を策定し、継続的に更新する。
- (イ) 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び活動拠点等に関わる関係機関との情報共有に努める。

第6節 救助・救急・医療計画

(危機管理課・健康医療課・消防団・消防署・奉仕団)

第1 基本方針

救助、救急用資機材の整備、医療用資機材、医療品等の備蓄、調達体制の整備を図る。

また、災害時の医療活動については、村内医療機関と連携を図れるよう、平常時から体制を整備する。なお、災害の規模によっては、県計画の二次医療圏の地域災害拠点病院等へ協力を依頼する。

なお、上伊那地域災害時医療救護活動マニュアルに基づき、上伊那地域災害医療本部は医療コーディネーターのもと災害医療救護活動の総合調整を行う。

第2 主な取り組み

- 1 救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進を図るとともに、災害時等緊急時に備え、救助・救出用資機材の整備を図る。
- 2 医療用資機材、医薬品等備蓄調達体制について整備を図るとともに、備蓄状況の把握方法、備蓄施設の安全性の確保、耐震化等の検討を行う。
- 3 災害拠点病院(伊那中央病院)を中心とした災害医療体制の整備を図る。
- 4 災害時における被害状況把握、患者の受入れ体制等、被災状況等、消防機関・医療・その他機関との情報共有が円滑に行える連絡・搬送体制の整備を図る。
- 5 災害発生時の救助・救急活動について、住民をはじめ、職員や関係機関と協力して活動ができるよう、その知識の普及・啓発を図る。

第3 計画の内容

1 救助・救急用資機材の整備

(1) 現状及び課題

本村においては、救助救急車両の整備及び運行は上伊那広域消防本部として、整備を進めている。

消防団及び自主防災会等を中心として、災害発生時に緊急救出を行うための救助・緊急活動に必要な資機材の整備、分散配置を行い、平常時から訓練することが重要である。

また、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【上伊那広域消防本部及び村が実施する計画】

- (ア) 上伊那広域消防本部、村において、「救助隊の編成、整備及び配置の基準を定める省令」等に基づき、救助工作車の配備、救急車の高規格化をはじめとする消防力の整備を促進するものとする。その際、救急救命士の計画的配置にも努める。

- (イ) 地域ごとに救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団・自主防災組織を中心とする住民の協力を得て、災害発生当初の応急活動を行う体制の整備を図る。
- (ウ) 日本赤十字社等の協力を得て、平常時から救助・救急資機材を使用した救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施するものとする。

2 医療用資機材等の備蓄

(1) 現状及び課題

災害時緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等については、備蓄及び調達計画の確立が必要である。また、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制、医薬品等の搬送体制、保管・管理体制の整備が必要となるとともに地域での中心的な役割を果たす病院における備蓄体制の強化について、災害医療体制全般の中での位置づけが必要となる。

本村においては、各関係機関との連携のもと、緊急用の医療資機材を村内の医療福祉施設等に整備を検討する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

県及び医薬品卸売業者と連携し、具体的な医療資機材、医薬品等の確保、供給体制について事前に検討するよう努める。

医療資機材、医薬品等の備蓄、調達についてあらかじめ計画を策定するものとし、備蓄された医薬品については、定期的な在庫確認を行う。また、近隣市町村への供給体制についても、検討するよう努める。

イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 日本赤十字社長野県支部、上伊那医師会、災害拠点病院は、各機関に必要な医療用資機材、医薬品の確保を図るものとする。また、迅速で効率的な供給体制について関係機関とあらかじめ調整を行うものとする。

(イ) 病院等における医薬品等の備蓄を図るものとする。

(ウ) 長野県医薬品卸協同組合、長野県医療機器販売業協会及び(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部は、次に掲げる事項を行う。

- a 災害時における医療品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の確保に努める。
- b 不足時の迅速な補完のため、緊急時の確保体制の整備を図る。また、公安委員会への規制除外車両事前届等により、医療品等の輸送手段の確保を図るものとする。
- c 使用施設の風水害に対する安全性の確保に努める。

3 災害拠点病院(伊那中央病院)を中心とした災害医療支援体制の整備

(1) 現状及び課題

上伊那地区においては、上伊那地域災害時医療救護活動マニュアルが策定され、村でも医療救護所として南箕輪村保健センターが指定されている。大規模災害時には、多数の傷

病者の発生が見込まれることから、上伊那地域災害時医療救護活動マニュアルに基づき、災害医療体制の整備を図る。

県計画においては、伊那中央病院が地域災害拠点病院として指定されており、今後、病院の段階的な施設・設備の整備、充実を図るとともに、災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備、充実を図ることとされている。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

ア 上伊那地域災害時医療救護活動マニュアルに基づき医療体制が円滑に機能するよう、協議会等との情報交換に努める。

イ 災害発生時医療救護所となる南箕輪村保健センターにおいて、応急処置に必要な資機材等の備蓄に努めるとともに、必要に応じて施設の整備・改良に努める。

4 消防及び医療及びその他機関相互の連絡・搬送体制の整備

(1) 現状および課題

災害時には、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておくことが必要である。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えとともに、日ごろから関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後更に高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(2) 実施計画

ア 【村及び上伊那広域消防本部が実施する計画】

(ア) 災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。

- a 出動区分及び他機関への要請(ヘリコプターを含む。)等
- b 最先到着隊による措置
- c 現地指揮本部の設置基準、編成、任務等
- d 応急救護所の設置基準、編成、任務等
- e 各活動隊の編成、任務等
- f 消防団の活動要領
- g 通信体制
- h 関係機関との連携
- i 報告及び広報
- j 訓練計画

k その他必要と認められる事項

(イ) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、被災者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておくものとする。

(ウ) 上伊那広域消防本部等関係機関の協力を得て、村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施する。

(エ) 警察、防災関係機関と、道路の損壊等により通行障害が発生した場合の傷病者の搬送対策について、あらかじめ検討する。

(オ) 小、中学校のグラウンド、公園、村有地等を災害時臨時ヘリポートとして事前に指定しておくとともに、円滑な緊急空輸を行う体制を整備する。

(カ) 大量の負傷者発生時には救急車両が不足することから、公用車等による救急患者の搬送及び地元関係団体、自主防災組織等から搬送に必要な車両、操作要員の派遣を受ける体制の整備を検討する。

イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図る。

(イ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び独自で行っているシステムの充実を図るとともに、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

5 救助・救急知識の普及

(1) 現状および課題

災害時の発災当初においては、消防機関や医療機関における人員確保が困難となる。そのため、住民、職員も関係機関と協力して活動ができるよう、その知識の普及・啓発が必要である。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

ア 職員に対し、簡易救出器具、AED等を使用した救助及び応急手当等の講習を行い、対応力の強化を図る。

イ 住民に対し、応急手当などの救護に関する知識の普及・啓発活動を実施し、初期災害医療の充実及び住民の防災意識の高揚を図る。

第7節 消防・水防活動計画

(全 課・消防団・消防署)

【住民】【自主防災組織】

第1 基本方針

大規模災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項において、あらかじめ計画を定める。

また、水防活動についても、迅速かつ的確に実施できるように、資機材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項についてあらかじめ計画を定める。

さらに、この計画に定めのない部分については、村消防計画による。

第2 主な取組み

- 1 消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等の事項について計画を定める。
- 2 資材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について計画を定める。

第3 計画の内容

1 消防計画

(1) 現状及び課題

本村の常備消防体制は、上伊那広域消防本部としている。[令和6年](#)11月1日現在の本村の非常備消防体制は、消防団本部及び5分団11部、消防団員数[185名](#)(うち女性団員[33名](#))である。

また、団員数は年々減少傾向にあり、団員一人一人に掛かる負担はかなり大きいものとなっている。

消防力の基準及び消防水利の基準に対する充足率は、動力消防ポンプ及び消防水利など、いまだ十分な状況でない。

大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動活動体制の整備、相互応援体制の整備及び住民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した村消防計画の作成、修正及び当該計画の実施が必要である。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、風水害等大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期するものとする。その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組む。

(ア) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、有利な事業等を活用した消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による新入団員の加入促進を図る。また、消防・水防団活性化の推進を図るとともに、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図る。

また、消防の広域化及び連携協力等による、広域消防体制の推進を図る。

(イ) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。

その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態が予想されることから、防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

(ウ) 被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行う。

(エ) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

災害初期における、消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織を充実するとともにきめ細かな活動のできる体制とする。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、風水害等大規模災害等発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。

(オ) 火災予防

火災の発生を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱方法、火災報知機・感電ブレーカー設置等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

(カ) 活動体制の整備

大規模災害発生時等における、消火・救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定める。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。

(キ) 応援協力体制の確立

大規模地震災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されて

いる相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

イ 【上伊那広域消防本部及び村、消防団本部が実施する計画】

消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、村消防計画の修正を行うとともに、組織及び施設の整備拡充、防災関係機関との連携体制を強化して、防災活動の万全を期する。

(ア) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、装備等の近代化を促進する。

(イ) 防災関係機関等の連携強化

迅速かつ的確な消防活動を実施するためには、管内の防災関係機関との協力が必要なことから、初動時における具体的な連携体制を確立する。

また、平常時から消防機関と自主防災組織等の連携強化を行い、発災時に一体の活動ができるよう協力する。

(ウ) 火災予防

a 防火思想、知識の普及

大規模地震発生時の同時多発火災を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する地震発生時の火気の取扱い、消火器具等の取扱方法など、防火思想、知識の普及啓発を図る。

b 予防消防の充実及び防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する事業所等防火対象物の管理権限者に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導を実施する。

また、消防法第4条の予防査察を計画的に実施し、災害時の人命危険がある場合には、必要な措置命令を行い、予防消防の一層の充実を図る。

c 危険物保有施設への指導

化学実験室、研究室、薬品等多種類の危険物を少量管理する施設の管理者に対し、地震発生時における火災防止について指導する。

なお、次に掲げるような地震時の転倒、落下により混触発火が予想される物品の管理の徹底に努めるよう指導する。

(a) 可燃物と酸化剤の混合による発火

(b) 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火

(c) 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

(エ) 活動体制の整備

大規模地震発生時等における消火、救助及び救急活動が迅速かつ的確に実施できるよう、村消防計画及び活動計画の修正を行い、その計画の実施を推進する。

- a 関係機関との初動時における連携体制・情報収集の調整
- b 大規模な同時多発火災に対しての火災防ぎょ計画

(オ) 応援協力体制の確立

大規模災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、応援の要請及び応援の受入体制を確立する。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立するものとする。

ウ 【住民及び自主防災組織が実施する計画】

住民は、災害時には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消火用水の汲み置きの実施、火災報知機・感電ブレーカーの設置等平時から火災予防に努め、さらに消火器具等の取扱いを習熟する等、火災発生時において初期消火活動が実施できるよう努める。また、消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努める。

2 水防活動計画

水防

(1) 現状及び課題

本村は、諏訪湖を源流とする天竜川と木曽山脈を源流とする大泉川、大清水川、鳥谷川、段丘崖を源流とする北沢川、南沢川、滝ノ沢川、栃ヶ洞沢川、下ノ沢川、大門川、中井沢川、車沢川、小中井沢川がそれぞれ本村を流れている。また、土地改良事業により、西天竜幹線水路、県営1号排水路、県営2号排水路の3つの大きな用排水路を有しており、これらの河川及び用排水路が出川となる。

なお、天竜川をはじめとする各河川、その他の用水路においては逐次改修工事が進められているところである。

大規模災害に対しては、初動体制等の整備、相互応援体制の整備及び住民等による水害予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した村水防計画の作成、修正及びこの計画の実施が必要である。

土砂災害警戒区域も50箇所以上あり、平坦部では河川の洪水又は内水のはん濫、飛び地や山間部では急傾斜地の崩壊や土石流が予想される。

これらを踏まえて、迅速な情報収集と的確な水防活動を実施できる体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

水防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、次の事項を実施する。

- (ア) 消防団の洪水時等における水防活動組織体制の整備（水防工法訓練・教育の実施等）及び住民による水防協力体制の確立
- (イ) 赤十字奉仕団、交通安全協会、自主防災組織、建設業協会等の活動体制の確立
- (ウ) 水防倉庫の整備（取水期前の資機材の確認）及び水防用・応急復旧資器材の備蓄ほか次に掲げる事項
 - a 重要水防区域周辺の立竹木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認
 - b 緊急時に使用できる農家、資材業者等の資器材在庫量の把握及び協力体制の整備
- (エ) 通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備
- (オ) 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視
- (カ) 河川、用水路ごとの水防工法の検討
- (キ) 居住者への立ち退きの指示体制の整備
- (ク) 洪水時等における水防活動体制の整備
- (ケ) 他の水防管理団体との相互応援協定の締結
- (コ) 浸水想定区域に指定された場合は区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の作成
- (サ) 村地域防災計画において、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。
- (シ)(コ)～(サ)に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備
- (ス) 水防機関の整備
- (セ) 水防計画の策定
- (ソ) 水防協議会の設置
- (タ) 水防計画の策定にあたっては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するよう努める。
- (チ) 要配慮者利用施設に係る避難計画や避難訓練に対する、助言・勧告

イ 【村及び上伊那広域消防本部が実施する計画】

- (ア) 通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備
- (イ) 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視
- (ウ) 地震時の水防対象箇所の警戒及び巡視
- (エ) 洪水時における水防活動体制の整備
- (オ) その他村消防計画による諸活動の実施

ウ 【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

- (ア) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者が実施する計画

- a 浸水想定区域内に位置し、村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施するものとする。
 - b 浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内に位置し、村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を計画を作成し、当該計画に基づき、自衛防災組織の設置に努めるものとし、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について村長に報告するものとする。
- (イ) 大規模工場等の所有者又は管理者が実施する計画
- a 浸水想定区域内に位置し、村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。
 - b 村防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画(以下「浸水防止計画」という。)の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について村長に報告するとともに公表するものとする。
- (ウ) 住民(区等)は水害を防止するために、通水障害物等の除去体制を整備し、出水期前における地元地域の中小河川の点検を行う。
- (エ) 各用水管理者において、管轄用水の全門扉等について、出水時における管理体制を整備し、出水期前において機能点検を行う。
- (オ) 他水防管理団体との相互応援協定の締結
- (カ) 指定水防管理団体が行う水防訓練の実施、他水防管理団体における水防訓練の実施、水防訓練の実施への参加(年1回以上)
- ・水防技能の習熟
 - ・水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発
 - ・災害時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練
 - ・水防管理団体等による合同訓練

第8節 要配慮者支援計画

(危機管理課・健康医療課・福祉課・こども課・社会福祉協議会)

【自主防災組織】【住民】

第1 基本方針

近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育、介護機能の低下等に伴い、災害時には高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する人（以下「要配慮者」という。）が被害を受ける可能性が高まっている。このため、村、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり、避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図るものとする。

また、近年、社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあることから、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講じる必要がある。

なお、本村には外国籍住民が多く在住していることから、言葉の障がいによる要配慮者として、これらの人を災害から守るための対策を十分考慮する。

第2 主な取組み

- 1 避難行動要支援者名簿（自主防災組織を通じ登録のあった災害時要援護者含む）を作成し、避難支援体制の構築に努める。
- 2 在宅要配慮者の状況把握に努めるとともに、緊急通報装置等の整備、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 3 要配慮者利用施設の防災設備、組織体制、緊急連絡体制の整備を行うとともに、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 4 外国籍住民や外国人旅行者等の観光客が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路標識等の簡明化、多言語化などの防災環境づくりに努める。
- 5 土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。

第3 計画の内容

- 1 避難行動要支援者計画の作成等
(1) 現状及び課題

災害時の要配慮者に対する避難支援等の強化は急務であり、避難支援体制の構築が望まれる。特に、要配慮者のうち避難行動要支援者については、市町村に名簿作成が義務付けられており、平常時から避難支援体制を構築しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 名簿の作成

村は、地域防災計画に基づき、防災担当課、福祉担当課ほか関係部署が連携して、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。

なお、居宅で人工呼吸器等を日常的に用い、長時間（概ね4時間以上）の停電が生命維持にかかわる児・者については、平時から非常用電源の確保、災害時の安否確認の体制整備、医療機関等との連携体制の整備に努める。

(イ) 名簿に記載する者の範囲

- a 要介護認定3～5を受けている者
- b 身体障害者手帳1・2級を所持する者(心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く)
- c 療育手帳Aを所持する者
- d 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- e 村の生活支援を受けている難病患者
- f 75歳以上単身世帯高齢者
- g 自主防災組織等を通じて申請のあった者

(ウ) 名簿の作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿の作成にあたっては、下記の事項について名簿に記載する。また、名簿の作成に必要な個人情報については南箕輪村要援護者支援制度(要援護者支援台帳等)及び村関係課を通じて把握する。

- a 氏名
- b 生年月日
- c 性別
- d 住所又は居所
- e 電話番号その他の連絡先
- f 避難支援等を必要とする事由
- g その他避難支援等の実施に関し村長が必要と認めるもの

(エ) 名簿の更新

避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的な更新を行うとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障がないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(オ) 名簿の提供

- a 災害発生時又は発生するおそれがあるとき、避難行動要支援者を災害から保護するために必要があると認められる場合は、なお、名簿情報の提供について、本人の下記の避難支援等に携わる関係者(以下「避難支援等関係者」という。)に対し、避難支援の実施に必要な範囲で名簿を提供することができる。

- ・南箕輪村社会福祉協議会
- ・民生・児童委員
- ・自主防災組織
- ・区
- ・上伊那広域消防本部
- ・南箕輪村消防団
- ・伊那警察署
- ・その他村長が認めた者

- b 避難行動要支援者(村が実施している事前登録者含む)に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等、平常時に避難行動要支援者に対する支援等が必要な場合において、本人の同意を得たうえで、あらかじめaに記載する避難支援等関係者に対して名簿の提供ができるものとする。

(カ) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置等

名簿を提供する際は、守秘義務について説明を行うとともに、避難支援等関係者に対し情報の保護に努めるよう研修等を行い、名簿の適正な管理について徹底を図る。

(キ) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

災害発生時に要配慮者が円滑かつ安全に避難できるよう、「避難情報に係る発令の判断基準」に基づき、高齢者等避難等を適時適切に発令するとともに、要配慮者の個々の態様に配慮し、防災無線や広報車、村登録制メール等複数の手段による情報伝達を行う。

(ク) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等に際しては、避難支援等関係者の安全が確保されていることが大前提であり、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援を行う。

(ケ) 要配慮者支援計画の作成

地域における災害特性等を踏まえ地域住民と連携を図りながら災害時住民支え合いマップ等により要配慮者支援計画を作成するとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者についても避難支援についての計画の作成に努めるものとする。

(コ) 避難行動要支援者の移送計画作成

安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるように努める。

(サ) 個別避難計画作成の努力義務

村は、村地域防災計画に基づき、防災担当課や福祉担当課など関係部署の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できるものとする。

加えて、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(シ) 個別避難計画の事前提供

村は、村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(ス) 避難行動要支援者への配慮

村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

(セ) 地区防災計画との調整

村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。(コ) 避難行動要支援者の移送計画作成

安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるように努める。

2 在宅者対策

(1) 現状及び課題

在宅の要配慮者については、その所在や個々の態様に応じた援護の状況把握に努めるとともに、浸水被害、土砂災害等の災害発生に備え、安全を確保するための緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備をはじめ、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策等支援協力体制の確立、要配慮者が自らの対応力を高めるための防災教育や防災訓練の充実強化など、防災の様々な場面において要配慮者に配慮したきめ細やかな施策を、他の福祉施設等との連携のもとに行う必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 指定避難所の整備

村は、災害時において指定避難所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。

(イ) 防災教育・防災訓練の実施

村は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(ウ) 応援体制及び受援体制の整備

村は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員(社会福祉主事、社会福祉士、保健師、看護師、介護職員、通訳者、手話通訳者等)、車両(移動入浴車、小型リフト付車両等)、資機材(車椅子、ストレッチャー等)等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

(エ) 緊急通報装置等の整備

要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進する。

(オ) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握

民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、区、NPO、ボランティア等の協力を得て、プライバシーの保護に十分に配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、状況把握に努める。

また、必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切に行われるよう努める。

(カ) 災害時等の支援協力体制の整備

保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民(自主防災組織、区、地域支援者等)、NPO・ボランティア団体等との連携のもとに、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。

3 要配慮者利用施設対策

(1) 現状及び課題

高齢者や障がい者等の要配慮者が利用する社会福祉施設等においては、施設利用者の安全の確保に十分配慮し、施設そのものの安全性を高めるための防災設備等の整備、災害の予防や災害時における迅速かつ的確な対応を行うための組織体制の確立、職員や施設利用者に対する防災教育・防災訓練の充実強化など、施設利用者の態様に応じたきめ細やかな災害予防対策を講ずる必要がある。

本村においては、入院患者を有する医療機関は1施設である。入院患者を要する医療機関が被災した場合、既入院患者に対する優先的な安全確保が必要となる。このため、医療機関における防災体制の強化を図るとともに、重症者の状況の把握、患者の移送先、移送手段等については、事前に関係機関と十分に検討することが必要である。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 非常災害時の計画等の整備

社会福祉施設等に対し、介護保険法関係法令に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画の作成について指導するものとする。

(イ) 防災設備等の整備

要配慮者利用施設の管理者に対し、施設の災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、耐震診断、耐震改修、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医療品その他の生活必需品の備蓄を行うよう指導する。

(ウ) 組織体制の整備

要配慮者利用施設の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。

(エ) 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時に取るべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や、防災訓練の充実強化を図るよう指導する。

(オ) 応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設の管理者に対し、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備えて、派遣可能な職員(看護師、介護職員、生活指導員等)、車両(移動入浴車、小型リフト付車両等)、資機材(車椅子、ストレッチャー等)等、速やかに応援出動等の対応ができるよう体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区等との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設と施設利用者の受け入れに関する協定を締結するよう働きかける。また、村は、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を開設するため、要配慮者利用施設等と協定を結ぶよう努める。

(カ) 村及び県は、医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導する。

(キ) 村及び県は、医療施設の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ整備するよう指導する。

(ク) 要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努めるものとする。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

(ケ) 村は、要配慮者の避難先として、ホテル・旅館等の民間施設を速やかに活用できるよう担当部署の調整や協定の締結等に努める。県は災害救助法の制度周知等必要な支援に努めるものとする。

イ 【要配慮者利用施設が実施する計画】

(ア) 非常災害時の体制整備

社会福祉施設等においては、県及び村の指導の下に、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成するものとする。

(イ) 防災設備等の整備

県及び村の指導の下に、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備えて、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄を行うものとする。(最低でも3日分、可能な限り1週間分程度)

(ウ) 組織体制の整備

県及び村の指導の下に、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるものとする。

(エ) 防災教育・防災訓練の実施

県及び村の指導の下に、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

(オ) 応援体制及び受援体制の整備

県及び村の指導の下に、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備えて、派遣可能な職員(看護師、介護職員、生活指導員等)、車両(移動入浴車、小型リフト付車両等)、資機材(車椅子、ストレッチャー等)等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、自治会等との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受け入れに関する協定を締結するよう努める。

また、一般の指定避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、村から要請があった場合、積極的に協力するものとする。

(カ) 日本赤十字社長野県支部、県医師会、上伊那医師会等は、県の指導に沿って、それぞれの関係医療機関等に対し、災害時の入院患者の安全確保について特別の配慮を行うよう指導するものとする。

また、医療施設の損壊等により、入院患者の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめそれぞれの関係機関等と調整するものとする。

(キ) 医療機関においては、災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導體制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資機材等の備蓄など防災体制の強化を図るものとする。

(ク) 医療機関においては、県、村及び関係機関の指導のもとに、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。

4 外国籍住民、外国人旅行者等、観光客対策

(1) 現状及び課題

外国籍住民については、地理の不案内、言葉、文化、生活習慣、防災意識の違いなどから、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等が十分に周知されず、災害時における情報収集、迅速かつ的確な行動等に困難が生じるおそれがある。

このため、外国籍住民に配慮した指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の表示、防災知識の普及等、自らが災害への対応能力を高めていけるよう防災環境づくりに努める必要がある。

また、滞在地の地理に不案内な観光客、とりわけ言語の違う外国人旅行者に対しても、緊急時の避難方法、場所等を周知する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 外国籍住民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備

関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍住民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図るよう努める。

(イ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知

外国籍住民、外国人旅行者や観光客に対する指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進するよう努める。

(ウ) 防災教育・防災訓練の実施

外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への参加推進などを通じて、外国籍住民に対する防災知識の普及を図るよう努める。

(エ) 応援体制及び受援体制の整備

他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するよう努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

(オ) 観光客の安全対策の推進

関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進するよう努める。

観光関連事業者(民宿・宿泊施設等)と連携して「災害時における対応(心得)」を作成するよう努める。

(カ) 外国籍住民の状況把握及び支援体制の整備

外国籍住民の状況把握及び支援体制の整備については、村内における外国籍住民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導体制等の整備を図るよう努める。

イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語によるインフォメーション、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等の標識の簡明化、多言語化など外国籍県民等や観光客に配慮した情報提供体制、避難誘導体制の整備を図る。

(イ) 医療機関においては、外国籍住民に対する応急救護体制の整備を図る。

5 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

水防

(1) 現状及び課題

要配慮者利用施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【県及び村が実施する計画】

県及び村は、土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施などの防災体制の整備について連携して支援するものとする。

イ 【村が実施する計画】

(ア) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設対策

村は、地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するものとする。

また、要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、行動計画の確認を行うものとする。

(イ) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

村は浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

また、要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、行動計画の確認を行うものとする。

ウ 【要配慮者利用施設の管理者が実施する計画】

土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、自主防災組織等と連携して、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。

土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内に立地し、村防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保に関する計画を作成するとともに、ハザードマップを活用するなどして地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施するものとする。また、水防管理者その他関係者との連絡調整や利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害を軽減するために自衛水防組織を置くよう努めるものとする。なお、避難確保に関する計画を作成・変更したときは遅滞なく村長へ報告するものとする。

第9節 緊急輸送計画

(危機管理課・観光森林課・建設水道課)

第1 基本方針

大規模な風水害が発生したときは、緊急救助活動、消防活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を平素から確立するとともに、災害による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。

第2 主な取り組み

- 1 緊急交通路の確保に関する計画を策定する。
- 2 ヘリポート、輸送拠点などを事前に選定する。
- 3 各種ヘリコプター、トラック協会等、輸送力確保について事前に計画を樹立する。
- 4 緊急通行車両及び規制除外車両(以下「緊急通行車両等」という。)の事前確認申請を行い、災害時の迅速な運用に備える。

第3 計画の内容

1 緊急交通路確保計画

(1) 現状及び課題

本村の集落を結ぶ幹線道路等は、狭隘で屈曲区間などが部分的にあり、緊急交通路として複数確保が困難な状況にあることから、現道路の防災対策を促進するとともに、災害時は適切な交通規制によって、効率的な運用を図らなければならない。また、緊急車両の通行の妨げとなる放置車両や立ち往生車両の移動等を速やかに行う体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

伊那警察署及び交通安全協会、道路管理者と協議し、地域の実情に合った区域内の交通確保体制を整備する。この場合、県が定める交通規制計画道路との整合と、「拠点ヘリポート」及び「物資輸送拠点」との交通確保について、特に配慮する。

2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画

(1) 現状及び課題

大規模な風水害が発生した場合には、迅速な緊急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行う必要がある。道路交通網が被災した状況にあっては、ヘリコプターを活用し、効率的な体制をもって実施することが重要である。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】(資料編参照)

- (ア) 災害対策用ヘリポートは、事前に指定する。
- (イ) 物資輸送拠点は、事前に指定する。
- (ウ) ヘリポート及び物資輸送拠点について住民に周知する。

イ ヘリポートは、次の場所を指定する。

No.	ヘリポートの名称	所在地	規模
H拠 1	南箕輪村営富士塚運動場	南箕輪村2380-162	210m×110m
1	南箕輪小学校グラウンド	南箕輪村4795-11	100m×75m
2	南部小学校グラウンド	南箕輪村8306-986	116m×77m
3	南箕輪中学校グラウンド	南箕輪村3155-1	110m×80m
4	上伊那農業高等学校グラウンド	南箕輪村9110-2	232m×133m
5	信州大学農学部グラウンド	南箕輪村8304-1	200m×100m

※H拠：村の拠点となるヘリポート

なお、上伊那地域の広域拠点ヘリポートとして、大芝公園陸上競技場が指定されている。

3 輸送体制の整備計画

(1) 現状及び課題

大規模な風水害が発生した場合には、物資輸送拠点までの幹線輸送と輸送拠点から各避難所等への末端部の輸送を円滑に実施しなければならないが、この場合、陸上における輸送手段を迅速に確保して輸送システムを早期に確立するとともに、道路交通網の寸断を予想して、ヘリコプター等を活用した空からの輸送についても整備しておくことが必要である。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 関係する輸送事業者や村内燃料供給業者等と連絡を密にし、災害時の協力体制を整備する。
- (イ) 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。
- (ウ) 物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設

備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図るものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

- (エ) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のため、従前の事前届出制度が適用される規制除外車両を除き、災害発生より前に災害対策基本法施行令等に基づく緊急通行車両であることの確認を行うことができることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも災害発生前の確認を受ける。

イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 北陸信越運輸局は、次の事項を推進する。
- a 災害発生時の緊急輸送活動のため、平常時から輸送能力を把握する。
 - b 緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設及び輸送拠点等を把握する。
 - c 緊急輸送ネットワークの形成を図るため、関係事業者及び地方公共団体と連携を強化する。
 - d 緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ体制の整備に努める。
- (イ) (公社)長野県トラック協会は、運送の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急輸送に関する計画をあらかじめ定めておくものとする。
- (ウ) (公社)長野県トラック協会、(一社)長野県バス協会、長野県タクシー協会、赤帽長野県軽自動車運送共同組合等の関係機関は、要請に基づき速やかに緊急輸送体制が確立できるよう、事業者等に対して、活動要領を徹底しておく。

4 緊急通行車両等の確認

(1) 現状及び課題

被災地及びその周辺においては、救急救助、消火、緊急物資の輸送、応急対策等に從事する車両の通行を最優先で確保しなければならない。一般車両を制限する交通規制が円滑、迅速に実施され、応急対策車両等が直ちに被災地における活動を開始できるよう、緊急通行車両の確認及び規制除外車両の事前届出の確認を済ませておくものとする。

(2) 実施計画

発災時の円滑な交通規制と緊急通行車両等輸送の円滑な通行の確保のため、長野県の定める手続きにより緊急通行車両等の事前届出を行い、届出済証の交付を受けておくものとする。

第10節 障害物の処理計画

(産業課・観光森林課・建設水道課)

第1 基本方針

災害直後の道路は、法面の崩壊、河川の決壊、建築物の倒壊、街路樹、電柱等の倒壊、流倒木等の障害物により、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、これらの所有者又は管理者は常日頃の点検を実施するなど、障害物となり得る工作物等の倒壊等を未然に防止するとともに、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、有事に備える。

第2 主な取組み

- 1 応急対策に必要な技術者の体制を整備する。
- 2 障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

放置車両や立ち往生車両を含む障害物の除去にあたっては、レッカー車、クレーン車、チェンソー、土木作業車等各種機械とともに操作者が必要となるので、これらの確保体制を整備しておくことが必要である。

緊急輸送道路として確保すべき国県道など主要道路の管理は県が行っているが、障害物除去体制について県と事前に対応を検討する。

2 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 村は、建設業協会等と協議し、支障物除去の体制を整備する。また、中部電力㈱とは電柱の倒壊対策に係る体制整備を図る。
- (イ) 緊急輸送道路とされている国県道について、県と協議して障害除去対策の整備を図る。
- (ウ) 森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備する。

イ 【住民が実施する計画】

自己の所有又は管理する施設、設備等について、定期的な点検を行い、工作物の倒壊等を未然に防止する。

第11節 避難の受入活動計画

(全課・社会福祉協議会)

【住 民】

第1 基本方針

風水害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、河川の氾濫、洪水、崖崩れや火災の延焼などにより大きな被害を生じる恐れがあり、生命に危険が及ぶような場合には、危険区域の居住者や滞在者等は速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客(以下「帰宅困難者等」という。)に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図る。

また、避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。

そのため、衛生、食事、睡眠(T:トイレ(衛生)、K:キッチン(食事)、B:ベッド等(睡眠))に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備えるものとする。

第2 主な取組み

- 1 避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。
- 2 指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに、避難時のための環境整備を図る。
- 3 住宅の確保、応急仮設住宅等を迅速に行うための体制の整備を図る。
- 4 保育園・学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う

第3 計画の内容

1 避難計画の策定等

(1) 現状及び課題

激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。特に土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設においては、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【県及び村が実施する計画】

- (ア) 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への

移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむ得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等へ周知徹底に努めるものとする。

(イ) 避難すべき区域や判断基準、伝達方法を定める場合、河川管理者及び水防管理者等と協力し計画を策定するよう努める。

(ウ) 県及び村は、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路などの避難計画を策定する場合は協力して行うものとする。

(エ) 浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内等の区域内の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導するものとする。

(オ) 県及び村は地域住民の声掛けにより、避難情報が共有され、避難行動が促されるよう「率先安全避難者」制度の運用を検討する。

また、河川の水位・監視カメラ映像のリアルタイム配信など、身近に迫る危険な情報を多様な伝達手段を用いて住民に伝達するよう努めるものとする。

(カ) 村は、予め住民に対し、ホームページ、広報紙等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の対応に関する情報を提供するものとする。

イ 【村が実施する計画】

(ア) 村は、指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路などをあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

(イ) 要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。

(ウ) 避難情報の判断基準等

a 避難情報伝達体制の整備

災害対策基本法に定める避難情報のほか、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と連携しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める「高齢者等避難」を活用するため、伝達体制の整備を図る。

b 避難情報の発令時の状況と住民に求める行動

避難情報の区分	発令時の状況	住民に求める行動
高 齢 者 等 避 難	災害が発生するおそれのある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況で、高齢者等が指定緊急避難所等に避難し始めることを想定している。	・要配慮者、特に避難行動要支援者は、計画された避難場所への避難を開始する。（高齢者等の要配慮者は避難行動を開始する。） ・上記以外の者は家族等との連絡や非常用持出品の用意等避難準備を開始する。 ・今後の天候の悪化、夜が近づくと、

		浸水が広まるなどの状況から必要と判断する住民が自主的に避難を開始する。
避難指示	災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況で、居住者等が指定緊急避難所等に立退き避難を完了していることを想定している。	・居住者等は、危険な場所から全員避難する必要がある。 ・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所へ避難する。 ・屋内で身の安全を確保できる等の条件を満たせば、自らの判断で屋内安全確保することも可能。
緊急安全確保	・前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	・居住者等は、命の危険があることから直ちに安全確保する必要がある。 ・未だ避難していない居住者等や災害発生までに避難が完了するいとまがない場合は、緊急安全確保する。ただし、本行動を取ったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

c 避難情報の発令の判断基準

村は、風水害の発生のおそれがある場合には河川管理者、消防団等関係機関と連携を図りながら気象情報等に十分注意するとともに、危険がある場合は、「避難情報に係る発令の判断基準」（資料編参照）に基づき、早めの段階での避難情報の発令を行い、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な情報の伝達に努める。

(エ) 避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成し、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。また、遅滞なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。

- a 避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法
- b 高齢者等避難を伝達する判断基準及び伝達方法
- c 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者
- d 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- e 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (a) 給食措置

- (b) 給水措置
- (c) 毛布、寝具等の支給
- (d) 衣料、日用品の支給
- (e) 負傷者に対する救急救護
- f 指定避難所の管理に関する事項
 - (a) 避難受入中の秩序保持
 - (b) 避難住民に対する災害情報の伝達
 - (c) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (d) 避難住民に対する各種相談業務
- g 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
 - (a) 平常時における広報
 - 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - 防災行政無線や広報車等住民に対する巡回指導
 - 防災訓練
 - (b) 災害時における広報
 - 防災行政無線や広報車等による広報
 - 避難誘導員による現地広報
 - 住民組織を通じた広報

なお、村は、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、緊急安全確保を構ずべきことにも留意するものとする。

(オ) 避難行動要支援者対策

村は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、村地域防災計画に定めた避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

(カ) 「率先安全避難者」制度の運用

村は地域住民の声掛けにより、避難情報が共有され、避難行動が促されるよう「率先安全避難者」制度の運用を検討する。

また、河川の水位・監視カメラ映像のリアルタイム配信など、身近に迫る危険な情報を多様な伝達手段を用いて住民に伝達するよう努めるものとする。

(キ) 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) それぞれの管理施設についての避難計画を作成し、避難の万全を期する。
- (イ) 村の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力する。
- (ウ) 要配慮者利用施設の管理者は、県及び村の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、村、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努める。

特に、村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛防災組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について村長に報告するものとする。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

- (エ) 指定行政機関及び指定地方行政機関は、村から避難指示等を行う際の助言を求められた場合は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。

ウ 【住民が実施する計画】

- (ア) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家庭内の役割分担を決めておくものとする。
 - a 災害の状況に応じて避難行動をどのようにとるか
 - (a) 指定緊急避難場所への立退き避難
 - (b) 「近隣の安全な場所」(近隣のより安全な場所・建物等)への立退き避難
 - (c) 「屋内安全確保」(その時点にいる建物内において、より安全な部屋等への移動)
 - b 災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段をどのように確保するか(テレビ、ラジオ、インターネット等)
 - c 家の中でどこがいちばん安全か
 - d 救急医薬品や火気などの点検
 - e 幼児や老人の避難はだれが責任を持つか
 - f 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路はどこにあるか
 - g 避難するとき、だれが何を持ち出すか、非常持出し袋はどこにおくか
 - h 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所をどこにするか
 - i 昼の場合、夜の場合の家族の分担

(イ) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。

(ウ) 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、携帯電話用モバイルバッテリー等をいつでも持ち出せるように備えておくものとする。

エ 【企業において実施する計画】

帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努めるものとする。

また、大規模な集客施設等の管理者は、利用者の誘導體制の整備に努めるものとする。

2 避難場所等の確保

(1) 現状及び課題

災害の危険が切迫した場合の住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための指定緊急避難場所をあらかじめ指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 指定緊急避難場所(避難場所) 資料編に掲げるとおりとする。

(イ) 村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、村地域防災計画に掲載するものとする。

(ウ) 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫(一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水)、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定するものとする。

なお指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

- (エ) 村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておくものとする。
- (オ) 指定緊急避難場所^ニについては、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮するものとする。
- (カ) 村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 管理施設について、指定緊急避難場所の指定に協力するものとする。
- (イ) 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難誘導體制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。管理施設についての避難場所の指定に協力するものとする。

3 避難所の確保

(1) 現状及び課題

災害発生時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平時から指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 指定避難所は資料編に掲げるとおりとする。

指定避難所については、避難者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。
- (イ) 指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保健施設、障害者支援施設等や協定締結施設を福祉避難所とする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。
- (ウ) 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置をとることが講じられており、また、災害が派生した場合において要配慮者が、相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

- (エ) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。
- (オ) 福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
- (カ) 前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。
- (キ) 村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮する。また、避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (ク) 村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておく。
- (ケ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努めるものとする。なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。
- (コ) また、避難所の感染症対策については、第3章第16節「保健衛生・感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、防災担当と保健福祉担当が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。
- (サ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。
- また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。
- (シ) テレビ、携帯ラジオ、インターネット等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行うものとする。
- (ス) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド（以下「段ボールベッド等」という。）、パーティション、炊き出し

用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。

また、灯油、LPガスなどの常設に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

(セ) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。

また、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努める。

(ソ) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。

(タ) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めている。

(チ) 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(令和4年3月改定)、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。

(ツ) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のため必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するように努める。

特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

(テ) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

(ト) 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。

(ナ) 村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

(ニ) 指定管理施設等が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるように努める。

(ヌ) 村及び指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等の定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 管理施設について、村の指定避難所の指定に協力するものとする。

- (イ) 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

4 住宅及び応急仮設住宅等の確保体制の整備

(1) 現状及び課題

住宅に被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要になる。

このため村及び県は相互に連携し、住宅情報の提供又は住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

ア 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。

イ 必要に応じ、賃貸住宅等の借り上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。

ウ 応急仮設住宅の建設用地は、指定緊急避難場所、指定避難所との整合性を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

エ 災害救助法が適用された場合における入居者の決定等、住宅供給方法等については、県と相互に連携した体制の整備を図る。

オ 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。

カ 周辺市町村が被災し、要請をしてきた場合、利用可能な公営住宅等の情報を提供する。

5 学校における避難計画

(1) 現状及び課題

災害が発生した場合、小学校、中学校(以下この節において「学校」という)においては、児童、生徒の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長は、児童生徒等の保護について十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

(2) 実施計画

【村(教育委員会)が実施する計画】

学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件を考慮し学校の実態に即し、避難先、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてる。

ア 学校長は、風水害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成する。なお、この計画作成にあたっては、村、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議するものとする。

イ 学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに教育委員会(以下「村教委」という。)に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。

(ア) 防災計画には、概ね次の事項を定めておくものとする。

- a 風水害対策に係る防災組織の編成
- b 風水害に関する情報の収集と児童生徒等への伝達の方法
- c 村教委、村、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
- d 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
- e 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
- f 児童生徒等の帰宅と保護の方法
- g 児童生徒等の保護者への引渡し方法
- h 児童生徒等が登下校の途中で風水害にあった場合の避難方法
- i 児童生徒等の救護方法
- j 初期消火と重要物品の搬出の方法
- k 施設、設備の災害予防、危険箇所、危険物、危険動物の点検方法
- l 避難所の開設への協力(施設、設備の開放等)
- m 防災訓練の回数、時期、方法
- n 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
- o 風水害時における応急教育に関する事項
- p その他学校長が必要とする事項

(イ) 施設、設備の点検管理

学校における施設設備の点検管理は次の事項に留意し、適切に行う。

- a 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間(教室、昇降口、階段等)や遊具等が風水害によりどのように破損しやすいかに留意して点検する。
- b 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
- c 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。

(ウ) 防火管理

風水害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

- a 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
- b 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を綿密に点検する。

(エ) 避難誘導

- a 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
- b 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成にあたっては以下の事項に留意する。
 - (a) 児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする。
 - (b) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
 - (c) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする。
 - (d) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする。

6 保育園及びたけのこ園・こども館・すくすくハウス（以下「児童施設等」という。）における避難計画

(1) 現状及び課題

災害が発生した場合、保育園等においては、園児の安全確保に万全を期するとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、園児の保護について十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

(2) 実施計画

実施計画については、前項5「学校における避難計画」に準じて実施し、学校長を保育園長、児童生徒を園児、教育委員会を子育て支援課、教職員を職員、学校を保育園に置き換えて、適切な対策を行う。

7 在宅避難者等の支援

(1) 現状及び課題

以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じる恐れがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。

ア 在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。）

イ 親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。）

加えて在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害する恐れが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努めるものとする。

第12節 食料品等の備蓄・調達計画

(健康医療課・産業課)

【住 民】

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで食料の調達・供給は重要であり、特に援助物資が届くまでの発生直後は、輸送手段が限られ、食料確保のためには、食料の備蓄が重要であるため、備蓄体制の整備を推進する。

また、災害の発生後、できるだけ速やかな食料供給を行うため、関係機関との間で災害発生時に対応ができるよう協力体制の強化を進める必要がある。

第2 主な取組み

- 1 食料の供給について、備蓄体制の強化を図る。また、関係業者と協定を締結し、調達体制の整備を行う。
- 2 協定の内容を確認し、円滑な食料供給が行えるよう供給体制の整備を図る。
- 3 初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。
- 4 平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

第3 計画の内容

1 食料品等の備蓄・調達体制の整備

(1) 現状及び課題

食料の調達については、災害救助用米穀の供給は「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、知事の要請により農林水産省から供給される。

また、県内外の米穀販売事業者との間で災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定を結んでいる。

一方、生鮮農畜産物については、卸売市場における相互供給体制の整備が必要である。その他の食料品についても、緊急時の食料品等の調達体制の整備が必要である。

食料の備蓄・調達については、住民は、自助の観点から自らが主体となって食料を確保する必要があるが、防災の第一次的責任を有する村は、地域の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等を想定し、関係業者の協力を得る中で備蓄・調達体制の強化を図る必要がある。

方法については、現物備蓄のほか、近年の災害における被災者要望は、弁当やおにぎりといった備蓄に馴染まない食料が多いことを踏まえ、流通備蓄の確保に努める必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 村は、人口の5%の2食分程度及び防災対応職員等を考慮し、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、乾パン、缶詰、レトルト食品等の調理が容易で食器具等が付属した食品を中心に非常用食料の備蓄を行うものとし、必要に応じて更新するものとする。関係業者からの調達を含め、備蓄・調達体制の強化を図る必要がある。

(イ) 非常用食料については、保管場所、保存期限に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。

(ウ) 他の地方公共団体と災害時の相互救援協定の締結を図る。

(エ) 県と備蓄品目及び数量の情報共有を図ることにより、災害時、備蓄食料の供給を円滑効率的にできるようにする。

(オ) 関係業界からの調達体制の整備に努める。

(カ) 住民、企業等に対して、食料備蓄の重要性について啓発を行う。

イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 農林水産省

a 農林水産省は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章のIの第11の災害救助法又は国民保護法が発動された場合の特例に基づき対応する。

b 政府所有米穀の適正な備蓄を行うとともに、備蓄数量を常時把握しておく。

(イ) 米穀卸売業者

「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急用米穀の取り扱いに関する協定書」に基づき供給を行えるよう体制を整備する。

(ウ) 卸売市場業者

生鮮農畜水産物について、被災住民に対し必要な数量ができるだけ迅速に供給されるよう、その他の市場から被災卸売市場に対し、優先的に供給される体制について、県内卸売市場間で協定を締結する。

ウ 【住民が実施する計画】

住民においては、「自らの安全は自らが守る」という防災の基本どおりに、家庭においても発災時備蓄食料や、調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、一人当たり最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料(乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。)を非常時に持ち出しができる状態で備蓄することを原則とする。

また、高齢者用、乳児用等の食料品は供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意するものとする。

エ 【企業等において実施する計画】

企業等においても、災害発生に備えて、食料備蓄を行うことが望ましい。

2 食料品等の供給計画

(1) 現状及び課題

備蓄食料や関係業者との協定による調達食料を、住民へ円滑に供給できるよう体制の整備を図る必要がある。

食料備蓄計画により避難所等にも速やかに供給する体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

ア 備蓄食料及び協定等により調達した食料を住民に供給するための体制を整備する。

イ 食料供給を円滑に行えるよう、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮するものとするほか、炊飯器具(なべ、釜、ヤカン等)、食器類(茶碗、はし等)、調味料(みそ、塩等)についても整備するよう努める。

第13節 給水計画

(建設水道課)

【住 民】

第1 基本方針

飲料水等の備蓄は、緊急遮断弁により確保された配水池及び浄水池の貯留水並びにボトルウォーターとし、調達体制は稼動できる浄水場並びに清浄な水の確保が可能なプール等にろ過器を設置し製造を行う。

被災していない近隣市町村(水道事業者等を含む。以下同じ。)による応急給水活動による飲料水等の確保を図る。

また、被災を最小限に食い止めるため、事前に施設の災害に対する安全性の確保を進めるとともに、給水車・給水タンク等の確保を図り、飲料水の供給に備える。

災害発生により水源・浄配水池及び送配水管に異状をきたした場合、水道法により給水停止をする。

したがって、復旧までの間、応急給水で対応する。災害時の給水活動は道路災害や交通渋滞などにより、大変困難が予想されるが、できる限り応急給水に対処する。

第2 主な取組み

- 1 水道施設の災害に対する安全性の確保、緊急遮断弁の設置及びろ水器の整備促進等、飲料水の備蓄・調達体制の整備を図る。
- 2 給水車、給水タンク等の整備促進を図るとともに、飲料水の供給体制の整備を図る。
- 3 非常用の予備水源(深井戸)の整備を図る。

第3 計画の内容

- 1 飲料水の備蓄・調達体制の整備

(1) 現状及び課題

現在、本村には3ヶ所の配水池が配置されており、緊急遮断弁は全ての配水池に設置されている。配水池施設については耐震診断を実施し、必要な補強工事を行ったところであり、安全性の確保に努めている。施設の老朽化対策については、計画的に進める必要があるが、施設の建設には多額の費用が必要となる。

◎ 配水池

名 称	所 在 地	容 量	備 考
第1配水池	南箕輪村2266-4(大泉区)	1,588 t	
第2配水池	南箕輪村2358-44(大芝公園西)	1,060 t	
南原配水池	伊那市西箕輪6565-11(南原区西)	216 t	

◎ 水源地

名 称	所 在 地	種 別	計画取水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	備 考
第1水源	南箕輪村2234-2(大泉区)	深井戸	300	
第2水源	南箕輪村2276-2(大泉区)	深井戸	200	
第4水源	南箕輪村2125-2(大泉区)	深井戸	150	
第6水源	河川敷地(大泉所)	表流水	1,350	
大芝公園 内水源	南箕輪村2358(大芝原)	深井戸	100	

(2) 実施計画

ア 【水道事業者としての村が実施する計画】

- (ア) 配水池等の容量の増強、緊急遮断弁の設置、施設の耐震化の整備を行う。
- (イ) 住民が実施する事項への支援を行う。
- (ウ) 県が実施する事項に協力する。
- (エ) 予備水源、予備電源の確保を行う。
- (オ) プール等飲料水以外の貯水状況の把握を行う。

イ 【住民が実施する計画】

- (ア) 風呂の残り湯の活用を習慣づける。
- (イ) ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努める。
- (ウ) ポリタンク等給水用具の確保を行う。
- (エ) 自家用井戸等について、その維持、確保に努める。

2 飲料水等の供給計画

(1) 現状及び課題

現在、本村には給水車1台(2,000 $\frac{\text{リットル}}{\text{日}}$ 級)、緊急時用浄水装置(2 m^3/h)2個、ポータブル型給水タンク(4,000 $\frac{\text{リットル}}{\text{日}}$)1個、(500 $\frac{\text{リットル}}{\text{日}}$)5個、ポリタンク(20 $\frac{\text{リットル}}{\text{日}}$)25個、(10 $\frac{\text{リットル}}{\text{日}}$)1個、給水袋(10~2.5 $\frac{\text{リットル}}{\text{日}}$)6,360袋が整備されており、緊急時にはこれにより供給を実施するが、大規模な災害においては、不足が予想される。

◎ 応急給水用具等状況

用具等名	規 格		所在場所
	容 量	数 量	
給 水 車	2,000ℓ級	1 台	建設水道課
緊 急 用 浄 水 装 置	2 t /hr	2 台	危機管理課
給 水 タ ン ク	500ℓ	5 個	建設水道課
	4,000ℓ	1 個	建設水道課
ポ リ タ ン ク	20ℓ	2 5 個	建設水道課
	10ℓ	1 個	建設水道課
非 常 用 飲 料 水 袋	10ℓ	160個	危機管理課
	6ℓ	800個	危機管理課
	4ℓ	1,000個	危機管理課
	2.5ℓ	4,400個	危機管理課

(令和6年10月現在)

(2) 実施計画

【水道事業者としての村が実施する計画】

- ア 被災していない配水池がある場合には、当該配水池から飲料水等の確保を図る。
- イ 水源、浄配水池及び送配水管が被災したときは、給水停止措置を執り、緊急措置として、深井戸、河川、プール等の水をろ過、滅菌して送水する。
- ウ 給水車の運行計画の策定等、給水体制の確立を図る。その際、病院、福祉施設への供給を優先させるものとする。
- エ 給水源の確保、供給量の見直しを行う。
- オ 給水車による住民への給水の拠点は、避難地、避難場所を基本とする。
- カ 給水車、給水タンク、ポリタンク、給水袋の確保を推進する。
- キ 本村だけでは飲料水の輸送が困難なときは、隣接市町村や地方事務所等へ支援を要請する。

給 水 目 標 水 量

- 1 第1段階
生命維持に必要な水量として1人1日3ℓ程度、混乱期の3日間とする。
- 2 第2段階
炊事、洗面等の最低生活を営むための水量1人1日20ℓ、約10日間とする。
- 3 第3段階
若干の不便はあるが、通常の生活に必要な水量、1人1日250ℓ程度

3 上伊那広域水道用水企業団との連携、協力

【村及び上伊那広域水道用水企業団が実施する計画】

(1) 応援体制

大規模な災害が発生した場合を想定し、企業団、村又は他の組織との相互応援体制の整備を図る。

- (ア) 緊急給水活動及び復旧活動における人的相互応援体制の整備
- (イ) 急給水活動における給水車、タンクなど機材の応援体制の整備
- (ウ) 復旧活動などに必要な資材等の応援体制の整備

(2) 緊急給水活動の拠点

上伊那広域水道用水企業団の所有している浄水池及び第2調整槽を(1,600m³)を緊急給水活動の拠点とする。

また、浄水池及び調整槽からは、水中ポンプ等により飲料水を取り出すものとする。

(3) 緊急給水活動

- (ア) 給水の手段は受水市町村と連携しながら、給水車、給水タンク等によるものとし、これらの整備を積極的に進める。
- (イ) 送水の再開は、各調整槽ごとに送水管路の安全が確認された後とする。
- (ウ) 企業団、構成団体及び居住者等の緊急貯水による一次的な水需要の急増が見込まれるため、必要な水量を確保する方策を講じ、緊急給水の要請等が発生した場合は、村と企業団の協力体制を図りながら給水を実施していくものとする。

(4) 災害復旧活動

災害復旧事業を迅速かつ適切に実施するため、災害復旧計画等に基づき、災害規模に応じて、県や近隣市町村の応援や派遣等の活動体制を努める。

また、災害復旧事業については、以下のことを十分配慮しながら、方針を決定する。

- (ア) 災害復旧事業実施体制の確立
- (イ) 災害調査
- (ウ) 災害復旧事業計画の作成と査定計画
- (エ) 緊急事業の決定(計画性、総合性、短縮性等に十分留意する。)

第14節 生活必需品の備蓄・調達計画

(健康医療課・福祉課)

【住 民】

第1 基本方針

災害時には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により生活必需品に著しい不足が生じる。

このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、生活必需品の備蓄・供給体制の整備を図る必要がある。

1 災害時の主な生活必需品

- ・ 寝具(タオルケット、毛布、布団等)
- ・ 衣類(上着、下着、靴下、作業着、防寒着等)
- ・ 炊事用具(なべ、包丁、卓上コンロ等)
- ・ 身の回り品(傘、履物、タオル、生理用品、紙おむつ等)
- ・ 食器等(はし、茶わん、ほ乳ビン等)
- ・ 日用品(石鹼、ティッシュペーパー、携帯トイレ・トイレットペーパー、ゴミ袋等)
- ・ 光熱材料(マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等)

2 必要量

人口の5%程度が、生活必需品等について自力で確保できない状況を想定して備蓄・調達体制を整備するよう努める。

第2 主な取組み

備蓄・調達体制の整備を図るとともに、住民に対して、災害時に備えた備蓄の必要性について普及・啓発に努める。

第3 計画の内容

1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備

(1) 現状及び課題

災害時の生活必需品の確保については、住民自ら行うことが有効であり、住民の防災意識を高め、最低限の必需品については、緊急用品として準備するよう、普及・啓発に努めるとともに、各機関においても必要最小限の生活必需品については、備蓄を図る必要がある。

また、生活必需品の調達については、流通業者等の協力が不可欠であり、緊急時の生活必需品の調達に対し、流通業者等に協力を要請するとともに、調達可能な物資の量の把握に努め、調達体制の整備を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 村は、生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図る。

(イ) 住民に対し防災思想の普及を行い、住民における備蓄の促進を図る。

イ 【自主防災組織及び関係機関が実施する計画】

自主防災組織及び関係機関は、災害に備えた備蓄の重要性を認識し、必要な生活必需品の備蓄を図る。

ウ 【住民が実施する計画】

災害に備えて、本節基本方針に掲げた生活必需品の他、概ね3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トレットペーパー等の備蓄を図り、避難に備え非常持出袋(救急セット、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)等の準備を行う。

2 生活必需品の供給体制の整備

(1) 現状及び課題

災害発生直後、ただちに備蓄分の生活必需品の迅速な供給を行うため、被害状況に応じた調達必要数の把握方法を整備する。また、生活必需品の調達を行う場合を想定し、流通業者等への連絡方法、輸送手段、集積場所等について調整する必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

ア 備蓄品だけでは不足が予想される物資の種類、数量等を把握するための情報収集方法・体制の整備を進める。

イ 緊急時における輸送体制は本章第9節による。

ウ 輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整し、迅速な供給が行えるような計画を作成する。

第15節 危険物施設等災害予防計画

(危機管理課・産業課・消防団・消防署)

【事業所】

第1 基本方針

風水害等により危険物、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物劇物等の危険物品、放射性物質、石綿及び大気汚染防止法に定める特定物質(以下「危険物等」という。)を取り扱う施設又は石綿使用建築物等(以下「危険物施設等」という。)に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、風水害に対する安全性の確保を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

第2 主な取組み

- 1 危険物施設等における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 2 高圧ガス施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 3 液化石油ガス施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 4 毒物・劇物保管貯蔵施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 5 放射性物質使用施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。

第3 計画の内容

1 危険物施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

危険物等の施設においては、風水害等発生時における危険物による二次災害発生及び拡大を防止するため、施設・設備の風水害に対する安全性の確保及び防災応急対策用資機材の備蓄を図るとともに、自衛消防組織の充実強化、保安教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

【村及び上伊那広域消防本部が実施する計画】

ア 規制及び指導の強化

- (ア) 危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、風水害によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者(申請者)に対する指導を強化する。
- (イ) 既設の危険物施設(資料編参照)については、施設の管理者に対し、災害時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。
- (ウ) 立入り検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。
 - a 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

- b 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規程の作成等安全管理状況
- イ 施設内の防災組織の整備促進
 緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。
- ウ 科学的な消火、防災資機(器)材の整備促進
 多様化する危険物に対応する科学消防力の整備を図るものとする。また、危険物施設の管理者に対し、災害発生時における災害の拡大防止対策に必要な資機(器)材の整備、備蓄の促進について指導する。
- エ 相互応援体制の整備
 近隣の危険物取り扱い事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率的な自衛消防力の確立について指導する。
- オ 県警察との連携
 危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、県警察に対してその旨連絡し、連携を図る。

2 高圧ガス施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

高圧ガス貯蔵所、販売所及び消費施設等は、いずれも高圧ガス保安法の規定に基づく技術上の基準によって設計され、学校及び人家等の保安物件に対する保安距離を確保して設置されている。また、高圧ガスの取扱いについては、高圧ガス製造保安責任者等資格者の選任及び製造、消費の基準等が詳細に定められている。

災害時の対応は、高圧ガス保安法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するために事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進する必要がある。

(2) 実施計画

【高圧ガス施設事業者が実施する計画】

- (ア) 法令で定める技術上の基準等に適合するよう徹底を図るものとする。
- (イ) 高圧ガス事業所及び高圧ガスの移動等における災害の発生又は拡大を防止するために一層の防災体制の充実を図るものとする
- (ウ) 災害時における従業員の任務を明確にし、緊急時の措置及び連絡体制について整備を図るものとする。また、災害防止訓練の実施を推進すること。
- (エ) 高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害防止するため、毎年1回以上不同沈下量の測定を実施するよう徹底を図るものとする。
- (オ) 高圧ガス貯蔵施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の保安設備の日常点検を強化し、機能を維持すること。

- (カ) 高圧ガス設備の倒壊を防ぐため、その設備の架台及び支持脚を補強し、防錆塗装を行うこと。
- (キ) 多数の容器を取り扱う施設は、容器の転倒によるガスの漏えい及び容器の流出を防止するため、ホームのブロック化及びロープかけ等により容器の転倒防止を防止するとともに段積み避けること。
- (ク) 災害時に高圧ガス貯蔵施設等へ関係者以外が立ち入らないように従業員を配置させる等、侵入防止対策の整備を図るものとする。
- (ケ) 災害時には、高圧ガス貯蔵施設等に近づかないことを附近の住民に周知すること。
- (コ) 災害時における応急救急体制を確立すること。

3 液化石油ガス施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

【村が実施する計画】

液化石油ガス一般消費先における容器の転倒防止措置など、災害対策の促進について一層徹底する必要がある。

(2) 実施計画

【液化石油ガス施設事業者等が実施する計画】

- (ア) 法令遵守の徹底を図るものとする。
- (イ) 災害時に容器の転倒によるガスの漏えい及び容器の流出が生じることのないよう、一般消費先の容器の転倒、流出防止措置を徹底するとともに、消費者のとるべき緊急措置についての周知を確実にすること。
- (ウ) 水害時に、容器置場等から液化石油ガス容器が流出しないよう、万全の対策を講じること。

4 毒物・劇物保管貯蔵施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

県内における毒物及び劇物取締法に基づく、毒物及び劇物の製造業、輸入業、販売業(以下「営業者」という。)及び届出を要する業務上取扱者等に対しては、保健福祉事務所等による監視により災害防止のため、「危害防止規程の策定」等について指導を実施している。

また、届出を要しない業務上取扱者に対しては、実態を把握するとともに立入等により指導を実施しているが、新規取扱者に対する実態把握が難しい状況である。

なお、緊急時に必要とされる毒物劇物事故処理剤については、災害時に備えて常時備蓄している。また、災害発生防止等のため研修会等の開催により、営業者、業務上取扱者及び関係機関への指導を実施している。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 災害時における住民の避難誘導方法について、警察署と調整する。

- (イ) 保健福祉事務所の指導のもと、保管貯蔵施設等の実態を把握し、災害時における対処を検討する。
- イ **【長野県医薬品卸協同組合が実施する計画】**
毒物劇物事故処理剤の確保体制の整備を図るものとする。
- ウ **【毒物劇物業務上取扱者が実施する計画】**
 - (ア) 「毒物劇物危害防止規程」の作成、中和剤・吸着剤等の配置、防液堤等を設置するものとする。
 - (イ) 毒劇劇物事故処理剤の備蓄品目、数量について、各種災害に対応できる適正な備蓄品目、数量を確保するとともに備蓄簿の整備を図るものとする。

5 放射性物質使用施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

放射線同位元素等使用事業所は、研究機関、医療機関及び民間機関等を中心にあり、「放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、放射線障害に対する予防対策に万全を期している。

しかし、消防機関においては、放射性物質使用施設等における消火、救助及び救急活動体制の充実強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

【放射線同位元素等使用事業所が実施する計画】

- (ア) 放射性物質使用施設等における予防対策に万全を期すものとする。
- (イ) 消防機関に対して、地域の実情に応じた放射性物質使用施設等に対する設備を整備し、放射性物質による事故等に対応できる体制の整備を図るものとする。

第16節 電気施設災害予防計画

(危機管理課)

【電力会社】

第1 基本方針

電気は、現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、

- 災害に強い電気供給システムの整備促進
 - 災害時を想定した早期復旧体制の整備
- を重点に、予防対策を推進するものとする。

第2 主な取組み

- 1 地中化の推進等、施設・設備の安全性を促進する。
- 2 災害時の職員の配備計画を樹立する。
- 3 関係機関との連携について、平常時から体制を確立する。

第3 計画の内容

1 施設・設備の安全性の確保

(1) 現状及び課題

災害に強い電力供給システムを構築するとともに、二次災害防止を考慮した安全性を確保するものとする。

(2) 実施計画

【中部電力パワーグリッド(株)が実施する計画】

変電設備、送電設備(架空送電線、地中送電線)、配電設備について、それぞれの技術基準等に基づいた耐災設計を行う。

2 職員の配置計画

(1) 現状及び課題

通常業務で実施している監視体制のほか、災害時の被害状況把握と応急復旧のための職員配置体制を確立する。

(2) 実施計画

【中部電力(株)が実施する計画】

非常災害対策本部組織及び事務分掌を定め、職員の配置と任務分担を確立しておくものとする。

3 関係機関との連携

(1) 現状及び課題

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となって運用され、電力各社間も送電線で接続されている。

災害発生に備え、供給力の相互応援について連携体制を確立するとともに、復旧活動について関係各社と契約し、体制を整備しておくものとする。

また、停電による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

災害時における住民等に対しての情報提供等の観点から、平常時から緊急連絡先等について中部電力パワーグリッド(株)との連携を図る。

イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 電力会社において平常時から電力の相互融通体制を確立するなどし、供給量の低下による大規模停電を引き起こさないよう体制を整備するとともに、応急復旧用資機材の準備と復旧工事について、関係業者と契約して体制を整備しておく。

(イ) 中部電力パワーグリッド(株)は、県企業局との間で、電力供給の円滑化、設備の保安管理並びに発電所の合理的な運用等について、協定しておく。

(ウ) 県及び地方振興局、村に対する情報提供体制を整え、平常時より連携を強化する。

(エ) 県、市町村、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。

第17節 上水道施設災害予防計画

(建設水道課)

第1 基本方針

水道施設、設備の安全性の確保については、施設の風水害に対する強化の他、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ非常用施設・設備が被災を受けにくいものにすることが必要である。

これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。

第2 主な取組み

老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。

第3 計画の内容

1 水道施設・設備の整備及び安全性の確保

(1) 現状及び課題

水道事業者としての村は、施設の安全性の確保、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とはいえないのが現状である。また、ライフラインの確保として、他事業と調整し、共同溝設置等の研究が必要である。

水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定により他市町村へ応援を依頼することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱(資料編参照)により、日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。

(2) 実施計画

【水道事業者としての村が実施する計画】

水道施設、設備の整備及び安全性の確保のため、次の対策を行う。

- a 老朽管の布設替等、施設整備の推進を図る。
- b 配水系統の相互連絡のブロック化を図る。
- c 他水道事業者との緊急時連絡管の整備促進を図る。
- d 復旧資材の備蓄を行う。
- e 水道管路図等の整備を行う。

第18節 下水道施設等災害予防計画

(建設水道課)

第1 基本方針

下水道施設等は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、風水害発生時においても機能の確保を図る必要がある。

風水害により施設に重大な被害が生じた場合は、応援協定等に基づく復旧体制の確立、応急対策により早期復旧を図る。

また、本村においては、汚水と雨水を別々の管渠排除する分流式をとっており、雨水排除については、河川水路及び農業用排水路等の既存排水施設を利用するため、これらの排水施設等を逐次整備していく必要がある。

第2 主な取り組み

- 1 下水道(汚水)、浄化槽等の風水害に対する安全性の確保を図る。
- 2 緊急連絡体制、被災時の応急・復旧体制の確立を図る。
- 3 緊急用・復旧用資機材の計画的な備蓄を図る。
- 4 下水道施設台帳等の整備・充実を図る。
- 5 管渠及び処理場施設等の系統の多重化を図る。

第3 計画の内容

1 下水道施設等の風水害に対する安全性の確保

(1) 現状及び課題

風水害により、管渠等への雨水の異常流入、処理場の冠水等の浸水被害が予想される。

この対策として、浸水想定区域等のソフト対策と異常な豪雨等に対処するためのハード整備による浸水対策を進める必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

重要な管渠及び処理場施設について、浸水対策の検討を行い、必要に応じて雨水区域として位置付けるとともに、排水路等の対策や改修の整備を講ずる。

2 緊急連絡体制、被災時の応急・復旧体制の確立

(1) 現状及び課題

災害時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。

また、応急・復旧体制については、災害時には関係職員、関係業者、手持ち資機材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の市町村等との広域応援協定や民間事業者との災害時の支援協定を締結する必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

- ア 災害時の対応を定めた災害対策要領等を策定する。
- イ 対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していく。
- ウ 応急・復旧体制について、他の市町村との広域応援体制、民間の事業者との協力体制を確立する。

3 緊急用、復旧用資機材の計画的な備蓄

(1) 現状及び課題

被災時には、被災の状況を的確に把握し、一刻も早いライフラインとしての下水道施設等の機能を緊急的に確保するため、緊急用・復旧用資器材が必要となることから、資器材については平時から計画的に購入し、備蓄していく必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

緊急用、復旧用資材を計画的に購入、備蓄する。

4 下水道施設台帳、浄化槽台帳等の整備・充実

(1) 現状及び課題

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調整、保管が義務づけられている。

下水道施設等が風水害等により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、当該台帳から確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるようにする必要がある。

また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるようにしておく必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

下水道台帳、浄化槽台帳等を適切に調製、保管する。また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できる体制を整備する。

5 管渠及び処理場施設の系統の多重化

(1) 現状及び課題

下水道施設等が被災した場合においても、ライフラインとしての機能を確保するため、管渠の2系統化、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替性の確保に努めることが必要である。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

6 雨水流出抑制施設整備の促進

(1) 現状及び課題

本村における雨水排除については、市街化及び都市化が進行してきており、浸透面積が減少して雨水の流量が増大している。

河川水路及び農業用排水路等の既存排水施設や調整池を有効利用していく方針であり、これらの排水路施設等の老朽化及び破損等が生じた場合には早急に整備することが必要である。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

河川水路及び農業用排水路等の改修及び整備を進める。

第19節 通信・放送施設災害予防計画

(総務課・危機管理課)

第1 基本方針

災害時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど、住民に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう予防措置を講ずる。

第2 主な取り組み

- 1 村・各機関は緊急時における通信手段の確保、整備を図る。
- 2 村は通信施設の風水害対策、災害に強い通信手段の整備を図る。
- 3 電気通信事業者は通信施設の風水害対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。

第3 計画の内容

1 緊急時のための通信確保

(1) 現状及び課題

災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能または輻輳の発生する恐れがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。

(2) 実施計画

【村・各機関において実施する計画】

通信の途絶化等が予想されるため、有線・無線系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備にあたっては、自関係機関はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮するものとする。

また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定し、アマチュア無線の協力体制についても整備を図る。

2 防災行政無線通信施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

本村においては、昭和60年度に整備した同報系・移動系防災行政無線が行政職員、消防団等の伝達活動を中心に大きな役割を果たしており、また、同報系防災行政無線も住民への周知、情報発信の位置役を担い、大きな力を発揮している。

本村の防災行政無線施設の整備状況は、第4編資料37のとおりである。

また、広域での応援体制のための消防無線(県内共通波)も整備されており、設備の適切な管理運営が必要となっている。

平成22・23年度には防災行政無線のデジタル化整備、令和4年度には、携帯電話回線を利用したIP無線機を導入し、同報系・移動系無線の充実強化を図ったところである。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

- ア 各地区と庁舎(災害対策本部)との双方向間の無線通信体制等の強化を図るとともに、機器の定期的な検査等、適時適切な維持管理を行い円滑な通信の確保を図る。
- イ 携帯局、車載局の配備計画に基づき、移動系防災行政無線の運用強化を図る。
- ウ 他の防災関係機関との通信の確保のための消防無線(県内共通波)について、県全体での動向を踏まえて設備の更新を図る。
- エ 災害対策本部となる役場庁舎の非常用電源設備について、機器の定期的な検査等、適時適切な維持管理を行う。
- オ また、IP通信網やケーブルテレビ網等の活用を図り、(ア)～(エ)の設備も含め、これらの整備・更新にあたっては、設備の風水害への安全性など災害予防対策を考慮して行う。

3 電気通信設備災害予防

(1) 現状及び課題

従来の災害対策に包括された中で実施し、水害が予測される電気通信施設等について耐水化構造化(防水扉設置等)を実施する必要がある。

また、電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するために、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

災害時における住民等に対しての情報提供等の観点から、平常時から緊急連絡先等について東日本電信電話(株)等の電気通信事業者との連携を図る。

イ 【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)が実施する計画】

非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取組みを推進することに努めるものとする。

また、災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施する。

(ア) 被災状況の早期把握

県及び村との情報連絡の強化を図る。

(イ) 通信システムの高信頼化

- a 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とする。
- b 主要な交換機を分散設置する。

- c 通信ケーブルの地中化を推進する。
- d 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
- (ウ) 電気通信設備の停電対策
 - a 予備エンジンの配管設備を含めた予備電源装置及び蓄電池の維持等の停電対策強化を図る。
 - b 移動電源車、移動用発動発電装置の配備及びバックアップ蓄電池による保持に努める。
- (エ) 設備監視体制

通信ネットワークの集中監視・制御センターが被災しても対応できるよう、他のセンターからのバックアップ機能を確立する。
- (オ) 重要ファイルの管理

交換機の運転ファイル、社内情報処理システム等の重要ファイルを複数拠点で分散保管し、信頼性の向上を図る。
- (カ) 災害時優先

電話の活用現状の災害時優先電話の範囲を災害対策基本法に基づく、指定機関の災害対策の指揮・指導する立場の責任者宅まで拡大する。
- (キ) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の早期設置による通信確保

指定避難所に合わせた災害時用公衆電話（特設公衆電話）回線を設置することにより、緊急時における通信を早期に確保する。
- (ク) 危機管理、復旧体制の強化
 - a 社内情報連絡ツールの充実
 - b 災害発生直後に出勤できる被害調査隊と復旧隊の編成準備・配置

第20節 災害広報計画

(総務課・危機管理課)

第1 基本方針

災害時に有効な広報活動を迅速に行うための体制づくりを事前に行っておく必要がある。そのためには、被災者及び住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制を整備する必要がある。

また、放送事業者・通信事業者等は、被害に関する情報・被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係わる体制となるよう総合的な整備に努める。

第2 主な取り組み

- 1 被災者及び住民等への情報の提供体制を整備する。
- 2 報道機関等への情報提供の方法及び協定による報道要請の方法について確認する。

第3 計画の内容

1 被災者への情報の提供体制

(1) 現状及び課題

災害時には、住民等からの問い合わせ、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、これらに対して適切な対応が行える体制を整えておく必要がある。

これは、被災者及び住民等に対して適切な情報を提供する上から重要であると同時に情報の混乱を防ぎ、また職員が問い合わせに対する応答に忙殺され、他の災害応急業務に支障が出るというような事態を防ぐ上からも重要である。

また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図ることが必要である。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

広報は、各種情報をいち早く村民に知らせるとともに、デマ情報でのパニックを防ぐ意味でも重要な事項であり、二次災害に関する注意、ガス等の使用注意、医療救護所や医療機関の状況、避難指示等の避難情報、避難所の開設状況、公共施設の被害及び復旧状況、ライフライン施設の被害について、被災者のニーズを把握し、防災行政無線を利用するほか、メール配信システム、広報車による巡回、広報紙の発行等により伝達する。

(ア) 被災者及び住民に対する情報の提供は、災害対策本部から防災行政無線及び有線放送、メール配信システム等により行う。なお、必要に応じ広報車等による広報を行う。

(イ) 被災者及び住民からの問い合わせ等は、専用の窓口や専用電話、ファックスを設置し、職員が専属で対応できる体制の整備を図る。

- (ウ) ケーブルテレビ、有線放送等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。
 - (エ) Lアラート（災害情報共有システム）ホームページ、ソーシャルメディア、緊急メール配信システム等を利用し、住民に対して各種の情報を提供できる体制の整備を検討する。
 - (オ) 被災者及び住民に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努める。
 - (カ) 広報の内容は、次の事項等を行う
 - a 風水害に関する予警報及び情報
 - b 被害情報
 - c 住民に対し避難指示等の避難情報に関する事項
 - d 交通機関の運行状況及び交通規制状況
 - e 災害救助活動状況
 - f 電信・電話の通信状況
 - g 県、警察、自衛隊等関係機関の対策状況
 - h 応急対策状況
 - i 電力・水道・ガスなどのライフライン状況及び対策状況
 - (キ) 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。
- イ 【報道機関等が実施する計画】
- 県内報道機関及び通信事業者は、被災者及び住民に対して各種の情報提供を行うため、県及び村と体制の整備・確認を行う。
- ウ 【電気事業者が実施する計画】
- 停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。
- エ 【電気通信事業者が実施する計画】
- 通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。また、災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。
- オ 【関係機関が実施する計画】
- 関係機関は、住民等に対して交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報提供を行うため、体制の整備確認を行う。

2 報道機関への情報提供

(1) 現状及び課題

災害時には、報道機関からの取材の要請が、電話、直接のインタビュー等によりなされることが予想される。

報道機関に対する情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

- ア 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制とする。
- イ 災害発生時に報道要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに報道要請が行えるよう報道要請の方法について報道機関と確認を行っておく。

第2 1 節 土砂災害等の災害予防計画

(危機管理課・産業課・観光森林課・建設水道課)

【自主防災組織】【住民】

第1 基本方針

本村においても、その地形、地質から土砂災害等が発生する危険性のある場所があり、風水害に起因する土砂崩落、地すべり等による被災が懸念される。

これらの土砂災害を防止するため国、県の協力を得て、総合的かつ長期的な対策を講ずる。

特に、近年要配慮者利用施設が、土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、これらの施設が所在する土砂災害警戒地区内については、特に万全の対策が必要とされる。

また、近年土砂災害のおそれのある区域への宅地開発が進行する中で、開発区域が土砂災害を受ける事例が見受けられる。このような土砂災害を防止するため、土砂災害のおそれのある区域への宅地開発を抑制し、また、土砂災害のおそれのある区域からの住宅移転希望者を支援していく。

第2 主な取組み

- 1 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づく指定について周知を図るとともに、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事の推進に加え、適切な警戒避難体制の整備を図る。
- 2 土砂災害特別警戒区域には原則として、要配慮者利用者施設の新築等を行わないものとする。特別な理由があり、やむを得ず新築を行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。
- 3 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等について防災対策を推進する。

第3 計画の内容

1 地すべり対策

(1) 現状及び課題

本村は、地質構造の特異性から天竜川河岸段丘地域を中心に急傾斜崩壊危険区域、地すべり危険箇所等が存在しており、急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり危険箇所は資料編のとおりである。

長野県により指定された土砂災害警戒区域(58箇所)、土砂災害特別警戒区域(46箇所)のうち地すべりに係る危険区域と重複している箇所があり、住民に周知する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。

(イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他避難場所及び避難経路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ等)を配布しその他必要な措置をとる。

(ウ) 地すべり災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難、または避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。

イ 【住民が実施する計画】

防災マップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他避難場所及び避難経路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

2 土石流対策

(1) 現状及び課題

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受ける可能性がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 警戒又は避難を行うべき基準

警戒又は避難を行うべき基準は、避難情報に係る発令の判断基準(資料)による。

また、大雨には、局地性があるので雨量観測値が基準雨量に達しない時でも危険な兆候が認められた場合は、高齢者等避難等により早めの避難について住民に周知する。

(イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(災害ハザードマップ等)を配布しその他必要な措置をとる。
また、土石流危険渓流を住民に周知するものとする。

(ウ) 避難指示等の発令時期、伝達手段、誘導及び移送等土石流の危険区域にある住民を安全な場所に避難させるための勧告、指示、伝達、誘導、収容及び救助等は、次に定めるとおりとする。

a 高齢者等避難、避難指示

土石流が発生し、また発生する恐れがある場合において、特に必要があると認めるときは、必要と認められる地域(土砂災害警戒区域等で、河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度が災害発生危険基準線を超えた地域又はその周辺の地域で実際に土砂崩落等が多数発生し始めている地域等)の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

b 避難指示する例示

資料編 避難情報に係る発令の判断基準のとおり

c 避難場所

資料編 指定緊急避難場所、指定避難所一覧のとおり

イ 【住民が実施する計画】

土石流危険渓流についての知識を深めるとともに避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておく。

3 急傾斜地崩壊対策

(1) 現状及び課題

崖崩れ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるために、事前措置として平素から危険予想箇所の把握と防災パトロールを強化する必要がある。

また、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて急傾斜地崩壊危険区域に指定し、急傾斜地の崩壊による災害の防止に努める。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定める。

(イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した災害ハザードマップを配布しその他必要な措置をとる。

(ウ) 崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に、迅速かつ適切な高齢者等避難開始、または避難指示を行えるような、具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。

(エ) 農業用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備する。

イ 【関係機関が実施する計画】

農業用排水路等を管理する団体においては、災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、村等に緊急連絡ができるようにするものとする。

ウ 【住民が実施する計画】

日頃から危険箇所についての知識を深めるとともに避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路の確認をしておくものとする。

4 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等対策

(1) 現状及び課題

村内にも土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設が存在しており、これらの地域については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂対策の実施が必要である。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

- ア 防災マップ等の配布や避難訓練等の機会を通じて住民に対して災害危険箇所等の周知を図る。
- イ 要配慮者利用施設に係る対策として、土砂災害を受けるおそれのある施設の管理者に対して土砂災害警戒区域等、指定緊急避難場所、避難基準等の情報を提供し、防災体制の整備を図る。

5 土砂災害警戒区域等^等の対策

(1) 現状及び課題

本村では、長野県により指定された土砂災害警戒区域(土石流及び急傾斜地に係る区域)として58箇所、土砂災害特別警戒区域(土石流及び急傾斜地に係る区域)は46箇所あり、区域内には住宅もある。

このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供のあり方等に留意する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な計画避難体制の整備に努める。
- (イ) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとるものとする。
 - a 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進
 - b 勧告による移転者又は移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保を行う。
- (ウ) 土砂災害警戒区域については、以下の措置をとるものとする。
 - a 区域ごとに以下の事項について定める。
 - (a) 土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法
 - (b) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路
 - (c) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
 - (d) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地
 - (e) 要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、注意報及び警報の伝達に関する事項
 - (f) 救助に関する事項
 - (g) その他警戒情報に関する事項
 - (エ) 土砂災害警戒区域の警戒避難に関する必要な事項を記載した防災マップを作成し住民等に周知する。

- (オ) やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制構築等について助言を行うものとする。

イ【住民等が実施する計画】

- (ア) 住民は平常時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく村長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等、避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努める。
- (イ) 土砂災害警戒区域等には原則として、要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。やむを得ず新築等を行う場合は、警戒避難体制等に関する事項について県、村に助言を求めるものとする。

第22節 防災都市計画

(危機管理課・建設水道課)

第1 基本方針

人口や産業の集中に伴う都市の高密度化等により、都市における災害の危険性は増大しており、災害時における住民の生命及び財産の保護を図るため、都市防災に関する総合的な対策を推進し、安心して住める都市づくりを進める。

第2 主な取組み

- 1 市街地における火災を予防するため、防火地域、準防火地域等の制度を活用して、建築物の不燃化の促進を図る。
- 2 避難路、延焼遮断帯、避難地の機能を有する道路、公園緑地等の防災空間(オープンスペース)の整備を一層推進する。

第3 計画の内容

1 建築物の不燃化等の促進

(1) 現状及び課題

本村は所々に建築物が密集しており、火災被害の発生及び延焼拡大の恐れが大きい。

これに対処するため、集団的な防火に関する規制を行い、都市防火の効果を高めることを目的として、防火地域等が指定されている。

この防火地域等は、都市計画法に基づき定められた防火地域、準防火地域と建築基準法第22条により指定された区域からなる。

こうした防火地域等内における建築物については、建築基準法に基づき、規模等により耐火構造・準耐火構造等とすることとされている。

中心地で、土地の高度利用を図る地域、避難路となる幹線道路沿い等については、防火地域等の指定に努め、建築物の不燃化を促進し、安全な市街地形成を図る必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

(ア) 防火地域・準防火地域の指定

都市計画法に基づき、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において、防火地域、準防火地域を定め、地域内の建築物を耐火構造・準耐火構造とし、不燃化を図る。

(イ) 建築基準法第22条区域の指定

防火地域、準防火地域以外の市街地においても指定することにより、指定区域内の建築物の屋根の不燃化等を図る。

2 防災空間の整備拡大

(1) 現状及び課題

村におけるオープンスペースについては、農業振興地域の規制等により農地等が多く、まだまだ確保はされているが、建築物が密集している地域においては、近年の土地開発により、除々にオープンスペースが減少している。

このため、避難路延焼遮断帯、避難地等の防災空間を確保する観点から街路、公園緑地等の都市施設の整備を一層推進する必要がある。

これらの整備にあたっては、以下の点について、あわせて留意する必要がある。

ア 地区、日常生活圏、地域全体といった生活活動の広がりレベルに応じた都市施設の系統的かつ計画的配置と安全性の確保

イ 高齢者等の災害時要援護者に対する安全性の確保

ウ 街路整備における、幹線道路の多重化によるバックアップ機能の確保等を考慮した交通ネットワークの形成

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

(ア) 「緑の基本計画」等の改定にあたり、防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断帯等の配置計画を検討し、都市公園の積極的な整備に努める。

(イ) 村道について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯として必要な街路整備に努める。

(ウ) 都市計画法に基づく、住環境整備事業計画等の策定に努める。

第23節 建築物災害予防計画

(全 課)

【建築物所有者】【文化財管理者】

第1 基本方針

強風又は出水等による建築物の被害の被害を最小限に抑え、村民の生命、財産等を保護するため、建築物及び敷地の安全性の向上を図る。

第2 主な取り組み

- 1 強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物、転倒物の防災対策を講ずる。
- 2 出水時の被害を最小限に抑えるため、敷地の安全性の確保及び建築物の浸水対策を講ずる。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

第3 計画の内容

1 建築物の風害対策

(1) 現状及び課題

強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を最小限に抑えるため、構造耐力上安全性を確保し適切な管理を行う必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

(ア) 公共建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下被害を防止するため点検を実施し、必要に応じて改修を行う。

(イ) 一般建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下被害を防止するための指導及び啓発を行う。

(ウ) 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

【建築物の所有者等が実施する計画】

(ア) 屋根材、看板等が飛散・落下被害を防止するため点検し、必要に応じて改修を行うものとする。

(イ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行うものとする。

2 建築物の水害対策

(1) 現状及び課題

出水による建築物の被害を最小限に抑えるため、土地の状況等に応じ、盛り土等による建築物の浸水対策及び敷地の安全性の確保を講ずる必要がある。

また、出水、崖地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域については、建築物の制限を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 出水によるがけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域について、建築等の制限を行うため条例の制定に努める。
 - (イ) がけ地及び近接地において災害発生が予想される場合は、移転等の対策に努める。
 - (ウ) 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。
- イ 【建築物の所有者等が実施する計画】
- 出水時における建築物の被害を防止するため、土地の状況等に応じ、盛り土等の必要な措置を講ずる。

3 文化財の風水害対策

(1) 現状及び課題

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し、保護することとなっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく時代に継承していくことが必要である。

本村における文化財(資料編参照)の構造物においては、ほとんどが木造であるため、風水害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。

また、建造物内には未指定の美術工芸品や文書等の文化財が存在している場合が多いため、その把握に努め、被災した文化財に対する応急措置に備えておくことが必要である。

(2) 実施計画

ア 【村教育委員会が実施する計画】

各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

- (ア) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護について指導と助言を行う。
- (イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。
- (ウ) 被災した文化財に対する応急措置に関する連携体制を整えとともに、必要な備品の配備を行う。

イ 【文化財管理者等が実施する計画】

- (ア) 防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防隊等の確立を図る。
- (イ) 建造物内にある文化財の把握に努めるものとする。

第24節 道路及び橋梁災害予防計画

(観光森林課・建設水道課)

第1 基本方針

風水害の発生により生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう災害に強い道路及び橋梁づくりを行うにあたり、構造物・施設等の風水害に対する安全性を確保する必要がある。

構造物・施設等は風水害に際して機能に重大な障害が生じないことを目標に設計する。

また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたってはネットワークを充実させ、災害に対する安全性の確保を図る。

機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行う。災害後の応急活動及び復旧活動に関し、関係機関と相互応援の協定を締結し平常時より連絡を強化しておく。

第2 主な取組み

- 1 道路及び橋梁の風水害に対する安全性の確保に努める。
- 2 被災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係機関との協力体制を整えておく。
- 3 危険防止のための事前規制を行う。

第3 計画の内容

- 1 道路及び橋梁の風水害に対する整備

(1) 現状及び課題

風水害により、道路は落石、法面崩壊、道路への土砂流出、道路損壊、道路付帯施設・橋梁の破損、倒木による電柱等の損壊、冠水等によって交通不能あるいは困難な状態になると予想される。

この対策として各関係機関と協力し、道路施設及び橋梁について安全性の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

それぞれの施設の整備計画により風水害に対する安全性に配慮し、整備を行う。

- 2 関係機関との協力体制の整備

(1) 現状及び課題

災害が発生し道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は、各道路管理者並びに警察の機関単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機

関と相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。また、応急復旧のために建設業協会等と事前に業務協定を締結しておき交通の確保を図る。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 建設業協会等を含む関係機関と災害対策会議を実施し、防災体制の情報共有を図り、協力体制を整備する。

(イ) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関で情報共有できる体制の整備に努める。

イ 【関係機関が実施する計画】

各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備するとともに、県・村の協定等に協力するものとする。

3 危険防止のための事前規制

(1) 現状及び課題

気象・水象情報の分析により、道路及び橋梁に風水害の危険性が予想される場合、危険防止のため事前に通行規制を実施し、未然に人的・物的被害を予防する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【道路管理者・警察本部が実施する計画】

(ア) 道路管理者並びに警察等は、あらかじめ特別警報発令時などにおいて通行規制が必要な道路及び橋梁について検討し、情報共有を図るものとする。

また、道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

(イ) 道路管理者並びに警察等は相互に連携協力し、気象・水象情報、道路情報等を迅速に収集し、道路の通行に危険が認められる場合は、迅速な通行規制を実施するものとする。

(ウ) 事前の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

第25節 河川施設災害予防計画

(産業課・建設水道課)

第1 基本方針

出水時の破堤等、河川施設の被災は多くの人命、財産を失う甚大な社会的影響を与えることが予想されるため、新たな施設整備とともに、既存施設の日常的な整備・点検、維持管理を行い安全の確保に努める。

第2 主な取組み

- 1 過去の風水害の記録等、現況の流下能力等を勘案し、優先度の高い箇所から改修を進める。
- 2 堤防や河道の土砂堆積の状況等を適宜把握し、洪水等に対する安全性を確保するための対策を講ずる。
- 3 出水時の的確な情報収集や情報提供に努める。
- 4 洪水被害を想定した災害ハザードマップの作成・周知、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の情報伝達並びに避難体制の確立に努める。

第3 計画の内容

1 河川施設災害予防

(1) 現状及び課題

過去の災害と堤防の強度等を勘案し、河川改修や維持工事を進める一方、重要水防区域の設定や水位情報の提供など、効率的な水防活動や住民への注意喚起を行っている。

風水害に強い村づくりを目指し、未改修河川の整備が必要である。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

それぞれの施設の整備計画により河川管理施設の整備を図る。

2 浸水想定区域内の災害予防

水防

(1) 現状及び課題

近年の全国の豪雨災害では低地などでの浸水被害が発生しているほか、高齢者や乳・幼児ら要配慮者が逃げ遅れて孤立するケースが発生しているため、洪水により相当な損害を生ずるおそれのある河川として天竜川が指定され、国において浸水想定区域の公表を行っており、南箕輪村は浸水想定区域関係市町村となっている。

また、県においても県管理の河川の大泉川、大清水川、鳥谷川について、浸水想定区域を調査しており、村は、関係機関の情報の整備状況を踏まえて、浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の防災体制の確立を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の名称・住所・管理者等及び施設に対する洪水予報等の伝達方法(FAX、メール、電話等)を地域防災計画に定め、警戒避難体制の確立等防災体制の整備について指導する。
- (イ) 関係機関の情報の整備状況を踏まえて、必要に応じ、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者等に、洪水予報等の伝達のため、防災行政無線戸別受信機、ケーブルテレビや有線放送等を活用した音声告知放送装置等の導入を推進する。
- (ウ) 毎年実施している防災訓練等への参加を要請するとともに、有事の際の電話等による情報伝達の連絡体制を整備し、警戒避難体制の確立を図る。
- (エ) 要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携を図り、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。
- (オ) 村内の県管理の河川については、水位観測が行われていないため、村は関係機関の情報や過去の災害の状況等避難判断に必要な知見の収集に努める。

イ 【浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の管理者等が実施する計画】

- (ア) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。
- (イ) 浸水想定区域内の大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。
- (ウ) 洪水予報等の伝達受信のため、防災行政無線、ケーブルテレビや有線放送等を活用した音声告知放送装置等の導入を推進する。

第26節 ため池災害予防計画

(産業課)

第1 基本方針

下流に人家や公共施設がある農業用ため池が豪雨等により被災した場合には、受益農地の営農に支障をきたすばかりでなく、下流域に甚大な被害が生じる恐れがある。

このため、適切な維持管理や監視体制についてため池管理者を指導するとともに、豪雨に対する安全性の低い施設について防災工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。

第2 主な取り組み

巡回点検等によりため池の現状を常にするとともに、緊急度の高いものから防災工事を実施する。

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池について、優先して対策に取り組む。

1 緊急時の迅速な避難行動につなげる対策

ハザードマップの作成及び公表により、地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。

2 施設機能の適切な維持・補強に向けた対策

防災重点農業用ため池の防災工事を推進するとともに、農業用水として利用されなくなったため池は所有者等の合意を得た上で、廃止を促進する。

3 豪雨に対する対策

豪雨時に空き容量を確保するため、営農に影響しない範囲で、ため池の低水位管理に取り組む。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

村内におけるため池は、資料編のとおりである。

老朽化の甚だしいものは、豪雨による洪水時に決壊し、農地をはじめ人家、公共施設にまで被害を及ぼす恐れがあるため、緊急度の高いものから防災工事が必要である。

2 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) ため池の諸元、改修の履歴等明記した（ため池カルテ）を整備し、施設の状況について適時確認するとともに、変更が生じた場合は、県に報告するものとする。

(イ) ため池管理者等との緊急連絡網を作成するものとする。

(ウ) 豪雨が予想される場合には、事前に点検を実施する。

(エ) ため池ハザードマップを作成し、住民に周知するものとする。

イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) ため池管理者は、非常事態が発生した場合、直ちに市町村に緊急連絡ができるよう、災害に備えた監視体制を組織化する。
- (イ) ため池サポートセンターは、ため池管理者と連携し、定期的に点検を実施するとともに、村に点検結果を報告する。

第27節 農・林・水・畜産物災害予防計画

(産業課・観光森林課)

【住 民】

第1 基本方針

風水害による農林水畜産関係の被害は、温室、畜舎、きのこ栽培施設、花木栽培施設、果樹支柱の損壊、農産物出荷貯蔵施設、農産物加工施設等の損壊が予想されるとともに施設被害に伴い、農産物の減収などが予想される。

また、立木の倒木・流失が予想されるとともに、農作物の病虫害発生や生育不良家畜の死亡被害も予想される。

そこで、被害を最小限にするために、予防技術対策の充実と普及、生産、流通・加工施設の安全性の確保及び適地適木の原則を踏まえた森林の整備等を推進する。

第2 主な取組み

- 1 農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。
- 2 森林整備計画に基づき森林の整備を実施する。

第3 計画の内容

1 農・水・畜産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

風水害による農作物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針を策定し、農業農村支援センター等を通じ予防技術の周知徹底を図っている。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 村は、農業農村支援センター、上伊那農業協同組合等農業関係機関と連携し、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図る。

(イ) 周知すべき作目別の主な予防技術対策

a 水稻

(a) 強風が予想される時は、水田はなるべく深水にし、倒伏予防を図る。

(b) 水路の流れを良くし冠水を抑えるため、清掃及び障害物の除去に努める。

b 果樹

(a) 防風林又は防風施設を設置し、被害の未然防止に努める。

(b) 支柱、トレリス、果樹棚等の補強をし、枝折れ、落果被害の防止に努める。

(c) 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、冠水防止に努める。

c 野菜及び花き

- (a) 支柱のある作物は、支線の補強、防風ネットの設置等により未然防止に努める。
- (b) ハウスは、破損部の修理、支柱等の補強により倒壊を防ぐとともに、周囲に排水溝を設置し、冠水防止に努める。
- (c) 風速30m/秒以上の強風が予想される場合は、支柱をねかせ、被覆フィルムは取り外す。
- (d) 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、冠水防止に努める。

d 畜産

- (a) 家畜を少なくとも一週間以上飼養できる飼料・燃料などの在庫を確保する。
- (b) 停電時でも飼養管理、搾乳や生乳冷却を継続できるよう、地域又は経営毎に非常電源を準備する。
- (c) 施設の損傷・倒壊・浸水を防止するため、事前に施設を点検・補修する。

e 水産物

増水、濁水による養殖魚の斃死等が予想される時は、取水制限、餌止め等により被害防止に努める。

イ 【関係機関が実施する計画】

村と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。

ウ 【住民が実施する計画】

県、村、農業団体等からの情報に基づき災害予防対策を実施する。

2 林産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

風水害による立木の倒壊防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに壮齢期の森林にあっては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導している。

林産物の生産、流通、加工施設の設置にあたっては、立地条件や排水施設の施工に留意する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進する。
- (イ) 県と連携をとって森林の安全パトロールを実施する。

イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 指導指針に基づいた適正な森林施業を実施する。
- (イ) 関係業界は、県、村と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導するものとする。

ウ 【住民が実施する計画】

村等が計画的に行う森林整備に協力するものとする。

第28節 二次災害の予防計画

(全課・消防署)

【事業所】

第1 基本方針

災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、関係機関の平常時からの体制の整備が不可欠である。

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。

また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。

第2 主な取組み

- 1 構造物に係る二次災害防止のための措置を講じる。
- 2 危険物等に係る二次災害防止のための措置を講じる。
- 3 災害発生時の流木発生を予測した対策を検討する。
- 4 土砂災害警戒区域等の把握、緊急点検体制の整備に努める。

第3 計画の内容

1 構造物に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

林道は、緊急避難路や輸送道路として災害発生後に利用される場合もあるが構造上、土砂崩落等が起こる可能性もあるため、事前の対策が必要である。

その他の道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災箇所の危険度を判定する基準等の整備が必要である。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 林道については、土砂崩落危険箇所の改良、危険を周知させるための標識の設置等を県の協力を得ながら推進する。

(イ) 重要施設については、あらかじめ位置等を十分把握しておくとともに、施設の点検作業が速やかに実施できる体制を整備する。

(ウ) 被災時に落石等の状況や、盛土、トンネル及び橋梁等の点検が速やかに実施できるよう、あらかじめ体制を整備しておく。

イ 【関係機関が実施する計画】

関係機関は、それぞれの計画の定めるところにより整備するものとする。

2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

[危険物関係]

消防法に定める危険物施設における災害発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

[高圧ガス関係]

高圧ガス貯蔵所、販売所及び消費施設等における災害時の対応については、高圧ガス保安法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するため事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進する必要がある。

[液化石油ガス関係]

液化石油ガス一般消費先における容器の転倒、流出防止措置の徹底など、災害対策の促進について液化石油ガス販売事業者等に対する指導を徹底する。また、消費者が適切な措置を行えるよう消費者に対する啓発も必要である。

[毒物劇物関係]

毒物劇物における火災や有毒ガスの発生等の二次災害を防止するため、「毒物劇物危害防止規定」の作成、流出等の防止施設の整備、及び事故処理剤備蓄体制の充実が必要である。

(2) 実施計画

ア 【上伊那広域消防本部及び村が実施する計画】

[危険物関係]

- (ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- (イ) 立入検査の実施
- (ウ) 防災応急対策用資機材等の整備
- (エ) 自衛消防組織の強化
- (オ) 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等

イ 【危険物取扱事業所が実施する計画】

- (ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加
- (イ) 防災応急対策用資機材等の整備
- (ウ) 自衛消防組織の強化促進
- (エ) 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

[高圧ガス関係]

【高圧ガス施設事業所等が実施する計画】

- (ア) 高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下における災害防止のため、年1回以上の不同沈下量の測定の実施
- (イ) 高圧ガス貯蔵施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の日常点検による機能の維持

- (ウ) 高圧ガス設備の倒壊防止のため、架台及び支持脚の補強、防錆塗装の実施
- (エ) ガス漏えい防止のため、ホームのブロック化及びロープかけ段積みをしていない等の転倒防止措置の実施
- (オ) 近隣住民に対して災害時に高圧ガス施設に近寄らないことの周知徹底
- (カ) 警察署及び消防署等の関係機関との緊急時の応援体制の確立

[液化石油ガス関係]

【液化石油ガス施設事業者等が実施する計画】

- (ア) 容器の転倒によるガスの漏えい事故が発生することのないよう、一般消費者の容器について転倒の防止措置を徹底すること。
- (イ) 水害時に容器置き場から液化石油ガス容器が流出しないよう必要な措置を講ずること。

[毒物劇物関係]

【毒物劇物業務上取扱者等が実施する計画】

- (ア) 県の指導に基づき、毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する「毒物劇物危害防止規定」の作成、中和剤・吸収剤等の配置、防液堤等の設置等の整備。
- (イ) 毒物劇物事故処理剤の整備、充実。
- (ウ) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等の研修会等への積極的参加。
- (エ) 防災応急対策用資機材等の整備。

3 倒木の流出対策

(1) 現状及び課題

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を増大させる原因となる場合がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

- ア 情報収集体制の整備
- イ 流木除去体制の整備

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生するおそれのある箇所(土砂災害警戒区域等)を予め把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく必要がある。

(2) 実施計画

- ア 【村が実施する計画】

緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置を講ずる。

(ア) 情報収集体制の整備

(イ) 警戒避難体制の整備

(ウ) 大規模土砂災害発生時の土砂災害緊急情報に基づく警戒避難対応

(エ) 県、国との協力・支援体制の整備

イ 【長野地方気象台が実施する計画】

長野地方気象台が発表する大雨警報等、及び長野県と長野地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報について、余震、豪雨に伴う二次災害を防止するため、必要に応じて発表基準の引き下げを実施する。

第29節 防災知識普及計画

(全 課)

【住民】【自主防災組織】【事業所】【施設管理者】

第1 基本方針

「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、県、村、防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業、自主防災組織などの連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。

そこで、県、村及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成に努めるものとする。

第2 主な取り組み

- 1 住民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。
- 3 学校における実践的な防災教育を推進する。
- 4 村職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。
- 5 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。

第3 計画の内容

1 住民等に対する防災知識の普及活動

(1) 現状及び課題

災害発生時に自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対してはどのような配慮が必要かなど、災害時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめる上で重要である。

現在も各種の研修、訓練、講演会等の取り組みや、広報活動がなされているが、今後は、災害ハザードマップの作成・配布、マイ・タイムライン（台風の接近等によって、風水害が起こる可能性がある時に、住民一人ひとりの生活環境等に合わせて、「いつ」「何をするか」を時系列で整理した自分自身の防災行動計画をいう。以下同じ。）の普及等、より実践的な活動が必要である。

また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 住民に対して防災知識を普及させるため、ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等を利用して、次のような活動を行う。
- a 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出袋(救急セット、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、自動車へのこまめな満タン給油
 - b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
 - c 警報等や、避難指示等の意味や内容
 - d 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
 - e 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
 - f 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
 - g 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - h 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
 - i 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識
 - j 「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識
 - k 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
 - l 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動に関する知識
 - m 正確な情報入手の方法
 - n 要配慮者に対する配慮
 - o 男女のニーズの違いに対する配慮
 - p 指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
 - q 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - r 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識
 - s 各地域における風水害のおそれのない適切な緊急避難場所及び避難経路に関する知識
 - t 必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動。
 - u 避難生活に関する知識

- v 平常時から住民が実施し得る、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害時における応急措置の内容や実施方法
 - w 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について
 - x 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて
- (イ) 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成・配布し、徹底した情報提供を行う。
- なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。
- また、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等多様な避難が選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。
- a 浸水や内水氾濫が想定される区域については次の事項を記載した災害ハザードマップを作成し、住民等へ配布する。その際に、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」、として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、ホームページ等での情報提供も行う。
 - (a) 避難の確保を図るため必要な事項
 - (b) 要配慮者が利用する施設で特に必要な施設の名称及び所在地
 - b 土砂災害警戒区域については次の事項を記載したハザードマップを作成し、住民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行う。
 - (a) 土砂災害に関する情報の伝達方法
 - (b) 指定緊急避難場所、指定避難所に関する事項
 - (c) その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項
 - c 山地災害危険地区等の山地災害に関する情報提供を行う。
- (ウ) 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- (エ) 自主防災組織における、防災マップ、災害時住民支えあいマップ等の作成への指導・助言を推進する。
- (オ) 上記の災害ハザードマップ等の配布にあたっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。その際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知する。

- (カ) 防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー)の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。
 - (キ) 教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。
 - (ク) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。
 - (ケ) 各地域に防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適正かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。
 - (コ) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を梅雨時、各種講演会、イベント等を活用し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止・大規模広域避難等に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。また住民に対し、水害時のシュミュレーション結果等を示しながら「早期立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食糧を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、マイ・タイムラインの作成方法等について、普及啓発を図る。
 - (サ) 住民に対し、風水害の恐れのない適切な避難場所、避難経路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。
 - (シ) 上記の計画の普及等を実施するため防災士・防災アドバイザーの育成に努める。
 - (ス) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
 - (セ) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。
- イ 【自主防災組織等が実施する計画】
- (ア) 災害ハザードマップ等は、自主防災組織等が作成に参画することが、きめ細かな防災情報を掲載するうえからも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災組織等においても、災害ハザード

マップ等の作成への協力や危険箇所のパトロール、災害時住民支えあいマップ作成・更新を推進するものとする。

(イ) 防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加、防災リーダー、防災士の育成及び、多様な世代や女性の参画ができるような環境整備等により、組織の充実強化を図る。

(ウ) 各種防災訓練や防災に関する啓発活動の実施により、地区内の防災意識の向上を図る。

ウ 【報道機関等が実施する計画】

報道機関等は、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

エ 【住民等が実施する計画】

住民は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に関き、以下のような活動を通じて、防災意識を高めるものとする。

(ア) 災害の状況に応じた避難行動の確認

①指定緊急避難場所への立退き避難

②「近隣の安全な場所」(近隣のより安全な場所・建物等)への立退き避難

③「屋内安全確保」(その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動)

(イ) 避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確認

(ウ) 災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段の確保(テレビ、ラジオ、インターネット等)

(エ) 災害時の連絡方法

(オ) 乳・幼児や高齢者等要配慮者の避難についての役割の確認

(カ) 災害用の非常持出袋の内容、保管場所の確認

(キ) 備蓄食料の試食及び更新

(ク) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策

(ケ) 災害ハザードマップや災害時住民支えあいマップ等の作成への協力

(コ) 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

オ 【企業等が実施する計画】

企業等においても、災害時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努めるものとする。

カ 【関係機関が実施する計画】

日本赤十字社長野県支部及び上伊那広域消防本部、村消防団本部等は、それぞれの普及計画に基づき、住民を対象に応急手当(救急法)の講習会を実施する。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、観光施設、スーパーマーケット等不特定多数の者が利用する施設の管理者における災害時の行動の適否は、非常に重要である。したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

村が管理している防災上重要な施設については、その管理者等に対して災害時における行動、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災知識の普及徹底を行う。

イ 【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

防災上重要な施設の管理者等は、災害時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設において、必ず防災訓練を実施する。

3 学校における防災教育の推進

(1) 現状及び課題

保育園・小学校・中学校等(以下この節において「学校等」という)におい園児及び児童生徒(以下この節において「児童生徒等」という)が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成する上で重要である。

そのため、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校等における防災訓練等を実践的なものにするるとともに、学級活動等をととして、防災教育を推進する。

(2) 実施計画

【村(教育委員会)及び保育園が実施する計画】

ア 学校等においては、大規模災害にも対処できるように村その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練を実施する。

イ 消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

ウ 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

(ア) 防災知識一般

(イ) 避難の際の留意事項

(ウ) 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法

(エ) 具体的な危険箇所

(オ) 要配慮者に対する配慮

エ 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

4 村職員に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とはいえない。
そこで、防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図っていく。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係職員以外の職員に対しても次の事項に関する防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

- ア 自然災害に関する一般的な知識
- イ 自然災害が発生した場合にとるべき初動体制に関する知識と行動
- ウ 職員として果たすべき役割
- エ 災害応急対策として講ずることになっている事項の検討
- オ その他取り組む必要のある事項や課題

5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

(1) 現状及び課題

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。

また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

さらに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

イ 【住民が実施する計画】

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

第30節 防災訓練計画

(危機管理課)

【住民】【自主防災組織】【事業所】

第1 基本方針

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動をすることが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日ごろからの訓練が重要である。また、災害発生時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。

村、県、防災関係機関は、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、災害時の対応行動の習熟を図るよう努め、関係機関及び住民、企業等との連携体制の確立を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。

第2 主な取組み

- 1 年1回以上防災訓練を実施し、防災関係機関と連携した各種訓練を実施する。
- 2 実践的な訓練にするため訓練内容について配慮し、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。

第3 計画の内容

1 防災訓練の種別及び実施時期

水防

(1) 現状及び課題

本村では、毎年「防災の日」(9月1日)を中心に防災週間内において防災訓練を実施している。今後も訓練内容をより実践的で充実したものにしていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 村は、住民の参加を得て、相互の協調体制の強化による被害防止を目的として大規模な災害を想定した総合防災訓練を行う。

a 実施時期

「防災の日」(9月1日)を中心とした防災週間に実施する。

また、災害はいつどのような状況で発生するかわからないため、様々な時期を想定した訓練も実施していく。

b 実施場所

村内全域

c 実施方法

住民及び関係機関の参加により、次の訓練を中心とした総合防災訓練を行う。

(a) 消防訓練

消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防ぎょ訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて他の関連した訓練とあわせて行う。

(b) 災害救助訓練

救助・救護を円滑に遂行するため必要に応じ、関係機関と協同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、炊き出し等の訓練を行う。

(c) 通信訓練

災害時における現地災害対策本部、村災害対策本部との円滑な通信が行えるよう、あらかじめ作成された想定により情報伝達、感度交換訓練を行う。

(d) 避難訓練

災害時における避難指示等の迅速化及び円滑化のため、地域住民の参加を得て避難訓練を行う。

(e) 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。非常参集訓練については、実施期間をある程度特定したうえでの抜き打ち的实施も検討する。

(f) 情報収集及び伝達訓練

災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により、情報の収集及び伝達訓練を行う。

また、非常参集時には通信が途絶する可能性もあることから、これを想定した訓練を実施する。

(g) 交通規制訓練

村交通安全協会等は、災害時における交通規制が的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により交通規制訓練を実施する。

(h) 要配慮者に対する訓練

災害時における要配慮者の安否の確認、避難誘導等地域住民も含めた実践的な訓練を行う。

(i) 水防訓練

水防管理者及び県は、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に、又は共同して水防訓練を実施するほか水系別に水防演習を行う。

(j) 複合災害を想定した訓練の実施

村及び県は、地域特性に応じた複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

イ 【住民が実施する計画】

住民は、県、村、自主防災組織等が実施する訓練に積極的に参加するよう努める。

ウ 【企業等が実施する計画】

- (ア) 企業等においても独自に防災訓練を実施するとともに、県、村等が実施する訓練に積極的に参加するよう努める。
- (イ) 村地域防災計画に名称及び所在地を定められた浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者、大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。
- (ウ) 村地域防災計画に名称及び所在地を定められた不特定多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表・当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施し、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について村長に報告するものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

(1) 現状及び課題

被害の想定を明らかにする、訓練の実施時間を工夫する、避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れるなどの多様なケースを想定し、また、参加者自身の判断が求められるため、災害発生時における行動シミュレーションとしての効果を持つ実践的な訓練となるように工夫する。また、訓練の実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる必要がある。

(2) 実施計画

【訓練の実施機関において実施する計画】

ア 実践的な訓練の実施

- (ア) 訓練の実施機関は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、災害時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関は、救護活動等の連携強化に留意する。また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。
- (イ) 学校等、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める。
- (ウ) 避難行動要支援者避難個別支援計画を策定し、計画に沿った防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努める。

- (エ) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するよう努めるものとする。

イ 訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第3 1 節 災害復旧・復興への備え

(全 課)

第1 基本方針

災害廃棄物の処理を円滑かつ迅速に行うため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制整備に努める。

また、災害発生後円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧用資材の供給体制及び罹災証明書の発行体制を整備する。

第2 主な取組み

- 1 復災害廃棄物の発生への対応体制を整備する。
- 2 災害復旧のためのデータを保存し、バックアップ体制を整備する。
- 3 災害復旧用資材の供給体制の整備を図る。
- 4 家屋の被害状況調査及び罹災証明書の発行体制の整備を行う。

第3 実施計画

1 災害廃棄物の発生への対応

(1) 【村が実施する計画】

ア 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の整備に努めるものとする。

また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図るものとする。

イ 災害廃棄物対策指針等に基づき、県の災害廃棄物処理計画と整合した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。

ウ 災害時に円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置き場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の公共団体や民間事業者等との連携・協力について災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

エ 県と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

2 データの保存及びバックアップ

(1) 現状及び課題

災害からの復興には、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面、情報図面等のデータが必要となる。

これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合も復旧が可能な体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

あらかじめ、重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

また、村の保管している公図等の写しの被災回避のための手段を講ずる。

イ 【関係機関が実施する計画】

あらかじめ、重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

3 災害復旧用木材の備蓄及び供給体制の整備

(1) 現状及び課題

災害発生後の復興のためには、木材を安定的に供給する必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

関係業者、上伊那森林組合、県等の協力を得て木材調達体制を整備するよう努める。

4 罹災証明書の発行体制の整備

(1) 現状及び課題

罹災証明書の交付が遅滞なく行われるような実施体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援受け入れ態勢の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステム（被災者支援システム）について職員の研修を行い活用可能なものとする。

第3 2節 自主防災組織等の育成

(危機管理課)

第1 基本方針

災害時の被害の拡大防止や軽減のためには、自治体や防災関係機関の活動と並んで住民の自主的な防災活動が重要である。特に出火防止や初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。

また、自主防災組織は、日頃の活動を通じて地域の連帯感や支え合いの精神を強化するという意味でも、今日の社会環境の中で果たす役割は大きなものになっている。

今後、企業、事業所等の協力も得て、すべての住民が参加する訓練や研修会を行い、組織の活性化と強化を図っていく必要がある。

第2 主な取組み

- 1 自主防災組織は原則として区・自治会単位で組織する。
- 2 村は、自主防災組織が活動環境を整備し、活動の場を確保するための支援を行う。
- 3 平常時、発災時の自主防災組織の活動内容・役割を明確化する。
- 4 リーダーに対する研修等の組織を活性化するための対策を講じる。
- 5 自主防災組織相互の応援体制の確立のための指導を行う。
- 6 企業、事業所の防災組織との連携態勢確立のための指導を行う。
- 7 地域の防災力向上のため、防災アドバイザーの設置及び防災士等の育成を推進する。

第3 計画の内容

- 1 地域住民等の自主防災組織育成、充実強化

(1) 現状及び課題

現在、本村の自主防災組織は各地区において組織されているが、今後、防災意識の一層の高揚に努め、住民総参加を目指して組織、活動の充実を図る必要がある。

また、企業、事業所の防災組織についても一層強化を図っていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 村は、各地区住民に対して自主防災意識の普及・啓発活動を行い、自主防災組織の活性化のための支援を行う。

(イ) 平日、昼間の防災活動にも対応できることに留意した組織となるよう努める。

(ウ) 円滑かつ迅速な活動のための防災資機材の整備を支援する。

(エ) 地域の防災力向上のため、防災アドバイザーを設置するとともに、防災士等の育成を推進する。

2 自主防災組織の活動内容

(1) 平常時の活動

- ア 災害に対する日ごろの備えや、災害発生時の的確な行動等防災知識の普及
- イ 情報の収集及び伝達、防災資機材を利用した初期消火、避難、救出・救護等の防災訓練の実施
- ウ 地域の安全点検に基づく防災マップの作成、配布
- エ 災害時住民支えあいマップの作成、更新、要配慮者に関する情報の収集(プライバシーに対する配慮が必要)
- オ 防災資機材の備蓄の確認及び整備・点検

(2) 災害発生時の活動

- ア 情報の収集及び伝達
- イ 出火防止、初期消火
- ウ 避難誘導活動
- エ 救出救護の実施及び協力
- オ 炊き出し等の給食給水活動
- カ 指定避難所の運営

3 活動環境の整備

(1) 現状及び課題

自主防災組織がより有効な活動をするために、各種補助事業・助成事業の制度を有効に活用して、その活動環境の整備の推進を図っていくことが求められる。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

コミュニティ助成事業等を活用し、自主防災組織の資機材の整備を進めていくとともに、自主防災組織が活動する場を確保するため、既存の施設を活用し、防災活動の拠点としての整備を進める。

4 組織の活性化

(1) 現状及び課題

災害時に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題となる。組織の活性化を図るため、リーダーや役員に対する教育、研修等を実施するとともに、青年や女性の組織への参加が求められている。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

自主防災組織のリーダー等に対する教育、研修等を実施するとともに、青年層、女性層の組織への参加を促進し、組織の活性化を図る。

また、防災アドバイザーによる支援を行うとともに、自主防災組織内に防災士を育成することにより、組織の充実強化を図る。

5 各防災組織相互の協調

(1) 現状及び課題

各地区の自主防災組織が災害時に連携のとれた活動を行えるように、日頃から、連絡応援体制を確立しておく必要がある。

また、地域コミュニティの防災体制についても充実する必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

- (ア) 自主防災組織連絡協議会において自主防災組織間の情報共有、連携強化を図るとともに、事業所の防災組織、防犯組織等との相互の応援体制を確立するよう指導する。
- (イ) 自主防災組織と消防団や区等の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

第33節 企業防災に関する計画

(危機管理課・産業課)

【企業】

第1 基本方針

企業は、災害時、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、自ら自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進する。

第2 主な取り組み

- 1 施設・設備の点検を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図る。
- 2 災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するとともに、防災訓練を実施し企業及び地域の防災力の向上に努める。

第3 計画の内容

(1) 現状及び課題

災害の発生時には、社屋や設備等の被災により企業活動が停止する可能性がある。

活動停止から復旧に至るまでは、ある程度日数を要することが予想され、企業の経済的損失や地域経済に与える影響も大きくなる。また、火災、建築物の倒壊、薬液の漏洩などは周辺地域に与える影響も大きく企業の社会的損失も大きい。企業は、企業活動が停止したり、二次災害が発生することのないよう、あらかじめ各種災害に対処する企業の防災体制を充実する必要がある。

また、火災や建物倒壊、洪水などによる被害の拡大防止を図るためには、地域住民等による自主防災活動が重要であることから、企業においても地域の一員として地域住民と共に積極的に防災活動に参加し、地域に貢献する姿が望まれる。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 職員の住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取り組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。

(イ) 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取り組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

- (ウ) 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

イ 【企業が実施する計画】

- (ア) 企業は、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努める。
- (イ) 強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の破損、看板等の飛散・転倒を抑制すると共に、社屋内外の耐震化・安全化を推進し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を実施するなど事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に食料、飲料水、生活必需品を供給する事業者など災害応急対応策に係る業務に従事する企業は、村、県等との協定締結や、防災訓練の実施等の防災施策に協力するよう努める。
- (ウ) 組織力を生かした地域活動への参加、自主防災組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努める。
- (エ) 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努める。
- (オ) 要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。
- (カ) 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (キ) 災害時における連携を図るため、緊急連絡体制等の充実、確保に努める。

第34節 ボランティア活動の環境整備計画

(危機管理課・健康医療課・福祉課・社会福祉協議会)

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速にかつ的確に実施するためには、県、村、防災関係機関だけでは十分な対応ができないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び労働提供等意欲を持ったボランティア、NPO・NGO及び企業等（以下「ボランティア関係団体」という。）の自発的支援を適切に受け入れ、協働による効果的な支援活動を行う必要がある。

また、ボランティアが、必要な時に、必要な所で、必要な活動を行えるよう、県・市町村、社会福祉協議会、NPO等が連携して環境整備を図っていくことが必要である。

第2 主な取組み

- 1 ボランティアの事前登録を、村社会福祉協議会（村災害ボランティアセンター）、日本赤十字社長野県支部等において実施する。
- 2 防災ボランティア活動の環境整備を推進する。
- 3 平常時からボランティアの支援の在り方やボランティアとの連携の方法などについて検討し、災害時に速やかに始動できる体制を構築する。
- 4 長野県災害時支援ネットワーク等の災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）（以下「災害中間支援組織」という。）及び県内外の専門性の高いNPO等との平時からの官民連携体制の構築に努める。
- 5 災害中間支援組織、NPO等との連携を図るため、連絡協議会等の設置を図る。
- 6 ボランティアコーディネーターの養成を推進する。

第3 計画の内容

1 ボランティアの事前登録

(1) 現状及び課題

災害時において必要となるボランティア活動の内容は、炊き出し、情報の収集伝達、医療救護活動、要配慮者に対する支援、物資・資材の輸送配分等多種多様である。

こうした多種多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、あらかじめ災害時に救援活動を行い得るボランティアの所在、活動内容等を把握しておくことが求められるところであり、事前登録制度の推進を図ることが必要である。

(2) 実施計画

ア 【村社会福祉協議会が実施する計画】

災害時における多様なボランティアニーズに対応できるよう、ボランティアの事前登録の推進を図る。村社会福祉協議会等が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図るものとし、その支援に努める。

イ 【日本赤十字社(長野県支部)等が実施する計画】

災害時における多様な被災者のボランティアニーズに対応できるよう、ボランティアの事前登録の推進を図る。

2 ボランティア活動の環境整備

(1) 現状及び課題

災害時において、ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【県及び村が実施する計画】

- (ア) 平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、NPO・ボランティア等と協力して、発災時のボランティアとの連携について検討する。

また、県は、災害時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織である長野県災害時支援ネットワークと平時から相互に協力し、その機能強化に努める。

- (イ) 防災ボランティアの活動環境として長野県災害時支援ネットワークと協力し、行政・社会福祉協議会・NPO等の三者連携により、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営、在宅避難者の支援等、被災者支援のための人材育成の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

- (ウ) 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

- (エ) 村社会福祉協議会と平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整えるものとする。

また、災害時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する村社会福祉協議会との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。特に村災害ボランティアセンターの設置予定場所については、地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

イ【村社会福祉協議会が実施する計画】

災害ボランティアセンターの設置等について、平時から県・市町村との連携により、その体制確保に努めるものとする。

3 ボランティア・NPO等関係団体間の連携

(1) 現状及び課題

本村ではボランティア団体がそれぞれの団体の設立目的等に沿ってボランティア活動を行っている。

災害時においては、広範なボランティア活動が必要となることから、今後災害救助等のボランティア活動についての認識の共有化や各組織の活動分野、能力等の事前把握を行い総合的、効果的な活動が行えるよう、団体間の連携の強化を図っていくことが必要である。

(2) 実施計画

ア【県・村・村社会福祉協議会が実施する計画】

長野県災害時支援ネットワーク、県内外の専門性の高いNPO等と連携し、ボランティア体相互間の連携を深めるため連絡会議等の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。

イ【長野県災害時支援ネットワークが実施する計画】

在宅避難、避難所等の生活の場所ごとの分野及び保健医療福祉・要配慮者等の課題・分野ごとに、関係するNPO等との平時からの連携体制の構築に努めるものとする。

4 ボランティアコーディネーターの養成

(1) 現状及び課題

災害時における被災者のボランティアニーズは、広範かつ多量にわたることが予想される。これらのニーズを的確に満たすためには、ボランティアを適時適切に配置し、ボランティア活動が全体として効果的に行われることが必要である。こうした調整機能を担うボランティアコーディネーターが、今後計画的に養成されるよう努めていかなければならない。

(2) 実施計画

【村、村社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等が実施する計画】

村、村社会福祉協議会、県、県社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部、長野県災害時支援ネットワーク等は、協力してボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。

第35節 災害対策基金等積立及び運用計画

(財務課・会計室)

第1 基本方針

災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源をはじめ、災害対策に要する経費に充てるため、財政調整基金の積立てを行い、的確な運用を図る。

第2 主な取組み

災害により生じた経費を補填する等のための基金の積立てを行う。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

災害対策経費等の準備のため、村は、財政調整基金の積立てを行い、その運用にあたって

いる。

2 実施計画

【村が実施する計画】

災害時に備え、財政調整基金の維持、運営を図る。

第36節 風水害対策に関する調査研究及び観測

(危機管理課)

第1 基本方針

台風、集中豪雨等の風水害は、毎年のように県内に被害をもたらしており、大きな被害が発生する恐れがある。また、村内を南北に縦断している天竜川沿いには河岸段丘があり、地すべりや土砂災害をもたらす恐れがある地域が存在し、豪雨等を誘因に大規模かつ急激な動きを示す地すべりが発生する場合が見られ、予測と災害規模把握の困難さが特徴となっている。

既に、国においても、気象等風水害に関する様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、ライフライン施設への依存度の増大、居住地域の拡大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関と連携し、科学的な調査研究を行い、総合的な風水害対策の実施に結びつけていくことが重要である。

調査研究については、国、県等の関係機関に対し協力し、情報等について指導を受ける必要がある。

第2 主な取組み

村は、県・各関係機関と協力し、風水害に関する情報収集整理等を行う。

第3 計画の内容

【村が実施する計画】

- 1 地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、過去に実施した防災アセスメントや過去の災害履歴等を整理し、その結果を計画の中で明らかにするものとし、災害ハザードマップ等で公表する。
- 2 国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、村内のデータの累積に努める。

第3 7 節 観光地の災害予防計画

(危機管理課・産業課)

第1 基本方針

大芝高原等本村の観光地での災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況となりえるため、村及び関係機関との連携により観光施設の管理者を中心に対策を整え、るとともに、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。

また、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。

第2 主な取組み

- 1 県、村、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、災害時の観光客の安全確保策を推進する。
- 2 外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など災害時の防災環境づくりに努める。

第3 計画の内容

1 観光地での観光客の安全確保

(1) 村が実施する計画

- ア 観光地での災害時の県、村、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備する。
- イ 観光施設の管理者に働きかけ、災害時の観光客への避難体制を整備する。
- ウ それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行う。

- (2) 観光施設の管理者は、観光客の安全対策として、観光客が安全かつ迅速に避難できる場所及び経路の確保、災害時の安全確保を推進するものとする。観光施設の管理者は、通信手段、資機材、食糧等の備蓄に努めるものとする。

2 外国人旅行者の安全確保策

(1) 村が実施する計画

- ア 災害時に外国人旅行者へ避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化を推進する。
- イ 関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備を行う。
- ウ 観光地の観光案内所等で災害時の外国人旅行者避難誘導体制の整備や非常用電源の確保を図るものとする。

(2) 関係機関が実施する計画

- ア 観光施設の管理者は、施設内の避難経路標識に外国語の併記や外国語版の防災パンフレットを作成するなど外国人旅行者の災害時安全確保を推進する。

イ 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化など外国人旅行者に配慮した情報提供体制、避難誘導體制の整備、非常用電源の確保を図るものとする。

第38節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

(危機管理課)

【住 民】【事業所】

第1 基本方針

村の一定の地区内の居住者及び事業者が、「自助」・「共助」の精神に基づき、村と連携して、自発的に地区における防災活動を担う例もあることから、これらの自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を村地域防災計画に定めることができる。

第2 主な取組み

自主防災組織等の提案により村地域防災計画に地区防災計画を定め、地域の防災力向上に努めるものとする。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

地区防災計画は、地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、村等が活動の中心となる地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図るものである。

なお地区防災計画は、「自助」・「共助」の精神に基づく自発的な防災活動を促進し、各地区の特性に応じて、ボトムアップ型で地域における防災力を高めることを目的としており、地区居住者等がより主体的に、計画策定段階から積極的に参加することが求められる。

2 実施計画

(1) 【村が実施する計画】

村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう村内の自主防災組織や、一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

また、地区防災計画を定めるときは、地区居住者の参加のもと、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定めるものとする。

なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(2) 【住民及び事業所を有する事業者が実施する計画】

村内の自主防災組織、一定の地域内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高

齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として村防災会議に提案するなど、村と連携して防災活動を行うものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害直前活動

(災害対策本部全部)

【住 民】

第1 基本方針

風水害については、災害発生危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等、また災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、要配慮者、その中でも避難行動要支援者が迅速に避難できるよう対策を講ずる。

第2 主な活動

- 1 気象に関する情報を迅速かつ適切に伝達する。
- 2 住民に対して適切な避難誘導を実施する。
- 3 災害を未然に防止するための活動を実施する。

第3 活動の内容

1 住民に対する警報等の伝達活動

(1) 基本方針

気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するために重要であるため、村が気象警報・注意報・特別警戒水位到達情報・土砂災害警戒情報等を受けた場合は、「警報等伝達系統図」により速やかに伝達活動を行う。

(2) 実施計画

ア 特別警報発表時の対応

【村が実施する対策】

住民等への周知の措置

県、消防庁、東日本電信電話㈱から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知った時は、直ちにその内容を住民、滞在者、関係機関に周知する措置をとる。

なお周知に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、登録制メール、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努めるものとする。

イ 特別警報以外の気象警報等発表時の対応

(ア) 【村が実施する対策】

a 勤務時間内における取扱い

(a) 連絡及び通知系統

各関係機関から通知される気象警報・注意報等は危機管理課職員が受領し、それぞれの気象警報・注意報等を「勤務時間内における伝達系統図」(風-3-6)により連絡する。

(b) 村長等の指示

危機管理課長は、必要に応じて気象警報・注意報等を村長、副村長へ報告し、村長等から指示がある場合は、直ちに防災行政無線等により住民へ周知する。

(c) 住民等から災害発生の恐れのある異常現象の通報を受けた時は、危機管理課職員は関係課及び関係機関に速やかに伝達する。

b 勤務時間外における取扱い

(a) 連絡及び通知系統

勤務時間外に関係機関から通知される気象警報・注意報等は、宿日直者が受領し、それぞれの気象警報・注意報等を「勤務時間外における伝達系統図」(風-3-6)により連絡する。

(b) 村長等の指示

危機管理課長は、宿日直者から連絡を受けた場合は、必要に応じて気象警報・注意報等を村長、副村長へ報告し、村長等から指示がある場合は、直ちに防災行政無線等により住民へ周知する。

(c) 住民等から災害発生の恐れのある異常現象の通報を受けた宿日直者は、危機管理課長及び関係課等に連絡する。危機管理課長及び関係課等は、必要に応じて、関係機関に速やかに伝達する。

(イ) 【上伊那広域消防本部が実施する対策】

上伊那広域消防本部は、本章2節「警報等の種類及び発表基準」により火災警報を発表し、関係機関及び住民へ防災行政無線を使用して周知する。

(ウ) 【長野地方気象台等が実施する対策】

長野地方気象台等の気象警報・注意報等の発表機関は、本章2節「警報等の種類及び発表基準発表基準」により注意報・警報等を発表する。

なお、地震等が発生した地域で災害発生に関わる条件が変化した場合は、警報等の発表基準の引き下げを関係機関と協議のうえ実施する。

(エ) 【放送事業者が実施する対策】

各放送事業者は、長野地方気象台から気象警報・注意報等の通知を受けたときは、その周知徹底を図るため、放送時間、放送回数等を考慮のうえ、速やかに放送を行うものとする。

(オ) 【その他防災関係機関が実施する対策】

その他の防災関係機関は、気象警報・注意報等の伝達について、それぞれあらかじめ定めておく組織、方法により、伝達系統でいう所定の機関に速やかに通知する。

(カ) 【住民が実施する対策】

以下のような異常を発見した者は、ただちに村又は警察署に通報するものとする。

a 気象関係

強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷と大雨等の気象現象

b 水象関係

河川等の水位の異常な上昇

c その他、土砂災害等の災害前兆と見られる事象

ウ 土砂災害警戒情報発表時の対応

【村が実施する対策】

県から土砂災害警戒情報発表の通知を受けたときは、速やかに避難指示を発令するなど住民の避難行動へつなげる。また避難情報の周知を図る。

エ 水防に関する水位情報発表時の対応

【村が実施する対策】

警戒水位などの河川情報の伝達を受けたときは、避難指示等の発令をするための河川の状況や今後の見通しを関係機関に情報提供を求め、早めの避難指示等を発令する。

2 住民の避難誘導対策

(1) 基本方針

風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、村長は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令により適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

特に浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 風水害の発生のおそれがある場合には防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合又は危険が予想される場合は、住民に対して避難指示等を発令し、適切な避難誘導活動を実施する。特に台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害の恐れがなくなるまで、住民に対してわかりやすく適切に情報を伝達することに努める。

避難行動要支援者については、高齢者等避難の伝達などの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行う。

また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。

- (イ) 住民等に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。
- (ウ) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民への周知徹底に努めるものとする。
- (エ) 災害時または災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。
- (オ) 住民に対する高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、村防災行政無線、登録制メール、災害情報共有システム（Lアラート）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。
- (カ) 情報の伝達、避難誘導の実施にあたっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。
- (キ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置をとる。
- (ク) 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の解除をする場合には、十分に安全性の確認に努める。
- (ケ) 地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じて、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。
- (コ) 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。
- (サ) 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
- (シ) 特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

イ 【住民が実施する対策】

避難の際には、出火防止措置をとったうえ、食料、日常品等の備蓄物資を携行するものとする。

ウ 【要配慮者利用施設の管理者が実施する対策】

(ア) 要配慮者利用施設の管理者は、自らも気象情報の収集、周囲の安全確認を行うなど、自主的な防災活動に努めるものとする。

(イ) 災害が発生する恐れのある場合は、村、自主防災組織等と連携し、避難誘導等を実施するものとする。

3 災害の未然防災計画 **水防**

(1) 基本方針

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防災活動を行い、被害の発生防止に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア 【水防管理者(村長)が実施する対策】

(ア) 水防管理者は、村水防計画及び本章第3節「非常参集職員の活動」に基づき、消防部及び建設水道部による河川堤防等の巡視を行い、村域の状況を情報収集する。

(イ) 水防上危険であると思われる箇所について応急対策として水防活動を実施する。

(ウ) 状況に応じ村災害対策本部(水防本部)を設置する。

(エ) 必要に応じ、現地災害対策本部を設置する。

イ 【河川管理者、農業用排水施設管理者等が実施する対策】

河川管理者、農業用排水施設管理者等は、洪水、豪雨の発生が予想される場合には、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行う。

その操作に当たり、危険を防止するために必要があると認められるときは、あらかじめ必要な事項を村、警察に通報するとともに住民に対して周知する。

ウ 【道路管理者が実施する対策】

道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施する。

エ 【住民が実施する対策】

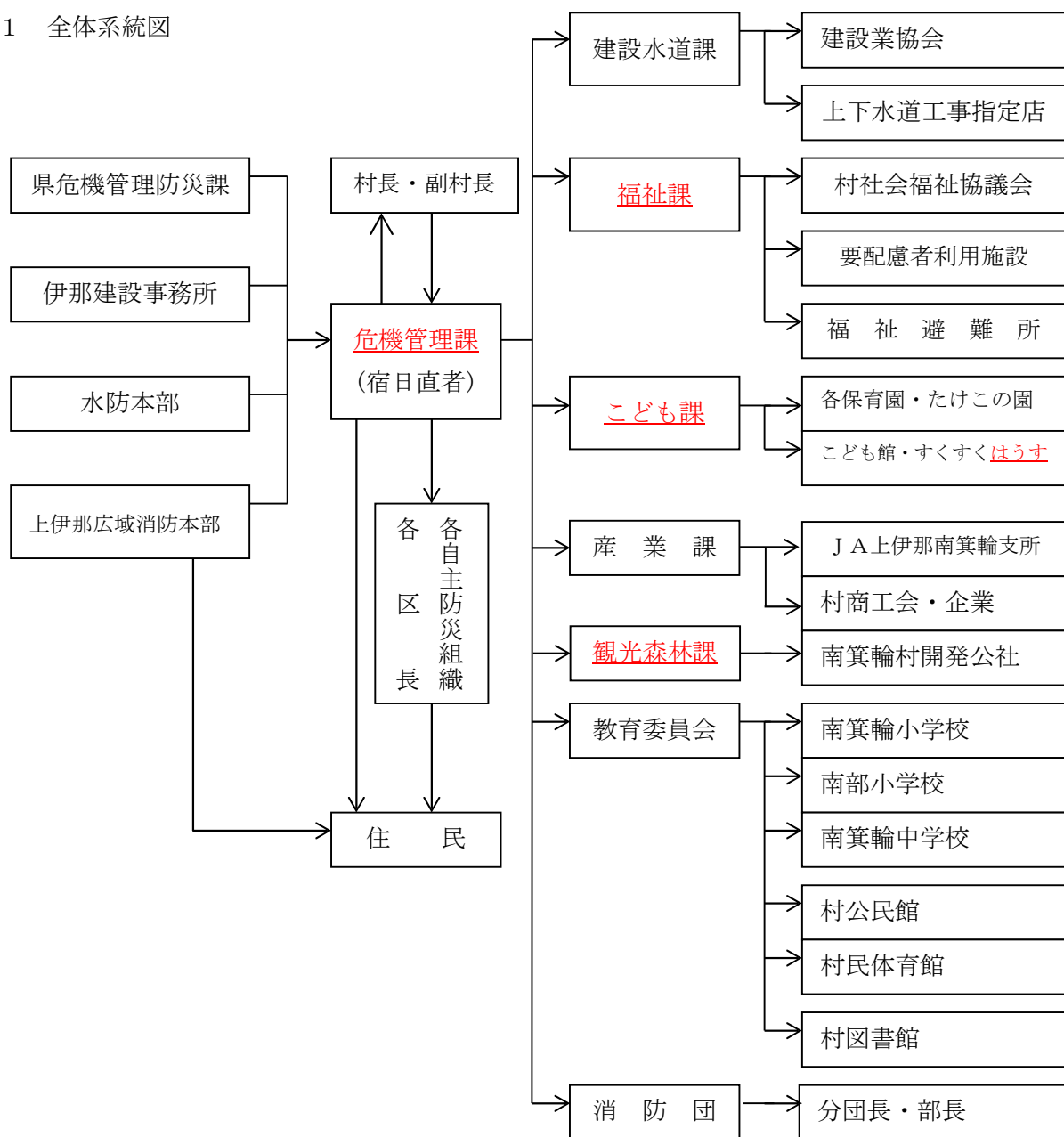
住民は、災害が発生するおそれのある異常な現象を発見したときは、その旨を村又は警察へ通報するものとする。

オ 【水防団及び消防機関が実施する対策】

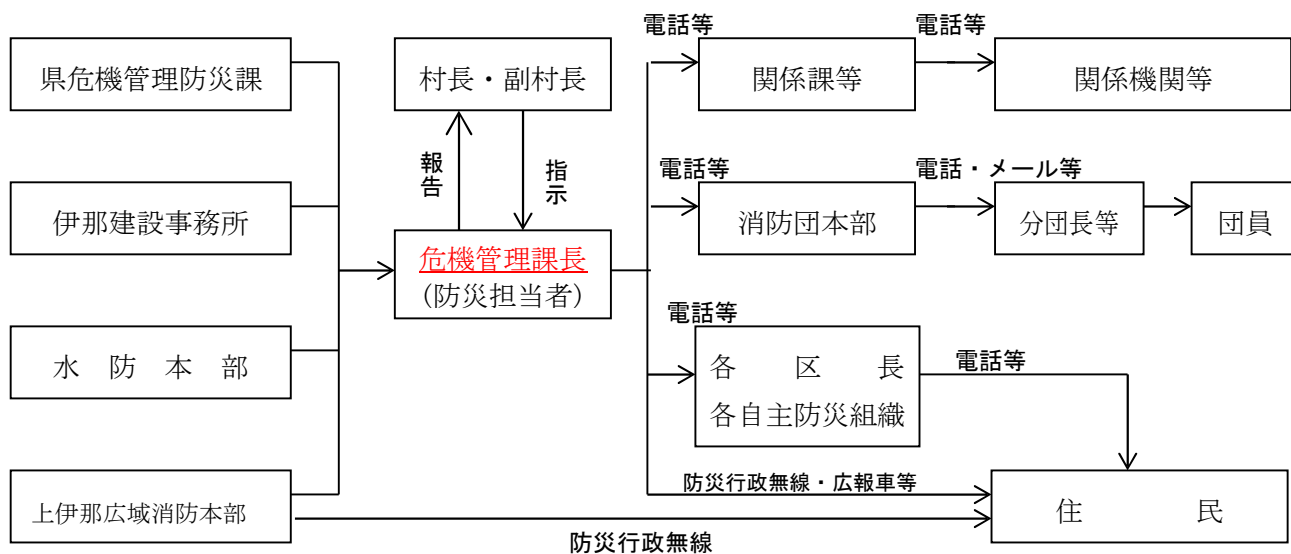
出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また、河川管理者、村と連携し、必要に応じ、水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し水防関係者以外の者に対してその区域への立ち入り禁止又はその区域からの退去等の指示を実施する。

別記 警報等伝達系統図

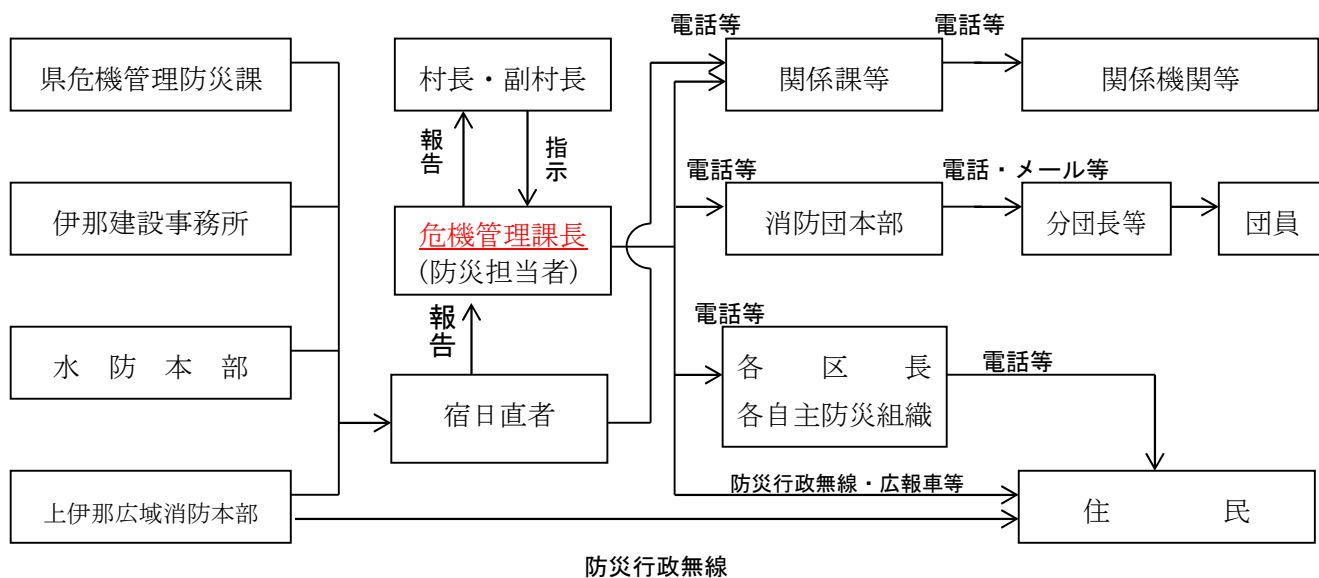
1 全体系統図



2 勤務時間内における伝達系統図



3 勤務時間外における伝達系統図



第2節 災害情報の収集・連絡活動

(災害対策本部全部)

第1 基本方針

災害が発生した場合、ただちに災害時における被害状況調査体制をとり迅速、的確な被害状況調査を行い、県へ報告する。

第2 活動の内容

1 報告の種類

(1) 概況報告

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき又はその他の異常と思われる事態(大量の119番通報等)が発生したときは、直ちにその状況を報告する。

(2) 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をする。

(3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告する。

2 被害状況の調査と調査責任機関

(1) 被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係機関及び団体の協力を得て実施する。調査にあたっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。

(2) 村は、被害が甚大である等、村において被害調査が実施できないときは、次表に定める協力機関等に応援を求めるものとし、協力機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報の把握に努める。

(3) 上伊那地域振興局は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（総括調整班）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（総括調整班）は必要な職員を速やかに派遣するものとする。

なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

(4) 村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

(5) 特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、村の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力

に基づき正確な情報の収集に努める。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

調査事項 調査機関 協力機関

調査事項	調査機関	担当部	協力機関
概況速報	村	総務部	上伊那地域振興局総務管理課
人的被害	村	総務部、住民部	上伊那地域振興局 伊那警察署（南箕輪村駐在所）
住家及び非住家被害	村	総務部、住民部	上伊那地域振興局総務管理課
高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況	村	総務部、住民部	上伊那地域振興局総務管理課
社会福祉施設被害	施設経営者	民生部（保育園） 社会福祉施設協議会	伊那保健福祉事務所福祉課
農・畜・水産業被害	村	産業部	上伊那地域振興局 上伊那農業農村支援センター 伊那家畜保健衛生所 上伊那農業協同組合
農地・農業用施設被害	村	産業部	上伊那地域振興局農地整備課 土地改良区
林業関係被害	地域振興局 村 森林管理署	産業部	上伊那地域振興局林務課 上伊那森林組合
公共土木施設被害	建設事務所 砂防事務所 村 国土交通省関係機関	建設水道部	伊那建設事務所 国土交通省関係機関
土砂災害等による被害	建設事務所 砂防事務所	建設水道部	伊那建設事務所 国土交通省関係機関
都市施設被害	村	建設水道部	伊那建設事務所
水道施設被害	村	建設水道部	上伊那地域振興局環境課
廃棄物処理施設被害	村・施設管理者	民生部	上伊那地域振興局環境課
感染症関係被害	村	民生部	伊那保健福祉事務所
医療施設関係被害	施設管理者 村	民生部	伊那保健福祉事務所
商工関係被害	村	産業部	南箕輪村商工会 上伊那地域振興局商工観光課
観光施設被害	村	産業部	上伊那地域振興局商工観光課
教育関係被害	設置者 管理者 村	教育部	南信教育事務所
村有財産被害	村	住民部	村関係機関
公益事業関係被害	通信・電力・ガス等関係機関		県危機管理防災課 上伊那地域振興局総務管理課
警察調査被害	伊那警察署		村関係機関・警備業協会
火災速報	村	総務部	上伊那広域消防本部
危険物等の事故による被害	村 上伊那広域消防本部	総務部 産業部	県危機管理防災課
水害等情報	水防関係機関	総務部 消防部	
人的被害	村	総務部、住民部	上伊那地域振興局 伊那警察署（南箕輪村駐在所）

3 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか次表のとおりとする。

被害種類	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生計が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者	罹災世帯の構成員とする。

4 災害情報の収集・連絡系統

水防

(1) 報告様式

被害状況報告様式は、資料編による。

(2) 連絡系統

被害状況の連絡系統は「別記」災害情報収集連絡系統図（風－3－21）による。これらのうち、緊急を要する等の場合は、村は直接県関係課に報告し、その後において上伊那地域振興局に報告する。

また、県庁舎の被災により県との情報連絡が取れない場合は、直接消防庁に連絡を行う。

(3) 連絡の実施事項の概要

ア 被害報告等

- (ア) あらかじめ情報収集連絡体制をとり、第2の2において村が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査の上、(1)で定める様式及び(2)で定める連絡系統により県現地機関等に報告する。なお、火災・災害等即報要領第3直接即報基準に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告する。
- (イ) 村における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は上伊那地域振興局長に応援を求める。
- (ウ) 県庁舎被災、通信の途絶等により、県との情報連絡が取れない場合であって次の災害であるときは、国(総務省消防庁)に直接被害情報等の連絡を行う。
 - a 県において災害対策本部を設置した災害
 - b 災害状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害
 - c a または b に定める災害になるおそれのある災害なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻すものとする。

イ 水防情報(長野県河川砂防情報ステーションにシステム障害が発生した場合)

- (ア) 雨量の通報
 - a 県水防本部(災害対策本部設置後は水防班。以下同じ。)は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課(災害対策本部室)に通報する。
 - b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。
 - c 雨量観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した雨量を、所轄建設事務所長に通報する。
- (イ) 水位の通報(長野県河川砂防情報ステーションにシステム障害が発生した場合)
 - a 県水防本部は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課に通報する。
 - b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。
 - c 水位観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した水位を、所轄建設事務所長に通報する。

ウ 地震情報

気象庁及び長野地方気象台から地震に関する情報が発表・伝達される。

(ア) 緊急地震速報(警報・予報)

気象庁及び長野地方気象台から地震に関する情報が発表・伝達される。緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模(マグニチュード)を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる地震動の警報及び予報である。

村は、伝達を受けた緊急地震速報を、防災行政無線等により住民への伝達を行う。

a 緊急地震速報（警報）

最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、揺れにより重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて発表される。

なお、地震に対する特別警報は、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合に発表される緊急地震速報が該当する。これについては他の特別警報とは異なり、県から村への通知、村から村民等への周知の措置が義務とはなっていない。

b 緊急地震速報（予報）

最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上もしくは長周期地震動階級1以上等と予想されたときに発表するものであり、主に高度利用者向けの情報。

(イ) 震度速報

震度3 を観測した場合に発表する情報。

地震発生後約1分半で、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報。

(ウ) 地震情報(震源に関する情報)

震度3以上を観測した場合に発表する情報。ただし、津波警報または注意報を発表した場合は発表しない。

「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表発表する。

ただし、津波警報・注意報を発表したときには、この情報は発表しない。

(エ) 地震情報(震源・震度に関する情報)

長野県内震度観測点で震度3以上を観測、津波警報・注意報発表、若干の海面変動が予想される、緊急地震速報(警報)のいずれかに該当する場合に発表する情報。

地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。

震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

(オ) 地震情報(その他の情報)

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合に、震度1以上の観測した地震回数情報等を発表。

(カ) 地震情報(各地の震度に関する情報)

震度1以上を観測した場合に発表する情報。

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。

震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。

※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。

(キ) 地震情報（推計震度分布図）

震度5弱以上を観測した場合に発表する情報。観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

(ク) 長周期地震動に関する観測情報

震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合に発表する情報。

地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分程度で1回発表）。

5 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

(1) 【村が実施する事項】

被害状況の情報に基づき、村は、次の事項を実施する。

ア 災害情報の共有並びに通信手段確保のため防災行政無線、県防災行政無線の活用を図る。

イ 災害情報の共有並びに通信手段確保のため可搬型移動無線、衛星携帯電話等移動無線機器の活用を図る。

(2) 【上伊那広域消防本部及び村が実施する事項】

ア 防災行政無線の活用を図る。

イ 消防無線等移動無線機器の活用を図る。

(3) 【電気通信事業者が実施する事項】

ア 災害時における県、市町村及び防災関係機関の重要通信確保を優先的に行うものとする。

イ 速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び住民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するよう努めるものとする。

別記 警報等の種類及び発表基準

水防

1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度雨量、風速等の予測値が時間帯ごとに示され、市町村ごとに発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき県内を79の区域に分け発表している。

特別警報・警報・注意報等の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけられる。
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が

		発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけられる。
	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪に伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかけられる。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想されたときに発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表

		される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれがあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

特別警報基準

種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風になると予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 発表に当たっては、指数(土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数)、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指数を儲け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

(1) 雨を要因とする特別警報の指標

ア 大雨特別警報(浸水害)

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の(ア)又は(イ)を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨(1時間に概ね30mm以上の雨)がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報(浸水害)を発表。

(ア) 表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現。

(イ) 流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現。

イ 大雨特別警報(土砂災害)

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨(1時間に概ね30mm以上の雨)がさらに降り続けると予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報(土砂災害)を発表。

(2) 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級(中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上)の台風程度の温帯低気圧が来襲する場合に特別警報を発表する。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上とする。

台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域(予報円がかかる地域)における、暴風の警報を特別警報として発表する。

温帯低気圧については指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風(雪を伴う場合は暴風雪)の警報を特別警報として発表する。

(3) 雪を要因とする特別警報の指標

府県予報区程度の広がりを持って50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度続くと予想される場合に大雪特別警報を発表する。

観測地点毎50年に一度の値

観測地点名	50年に一度の積雪深 (cm)	既往最深積雪深 (cm)
飯田	45*	81
諏訪	56	69

(令和5年11月1日現在)

注1) “*”が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いため、参考値として扱う。

注2) 50年に一度の値は過去の観測データから推定した値。

注3) 大雪特別警報は、府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に発表される。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報が発表されるわけではないことに留意。

警報・注意報発表基準

◆警報			
種 類	発 表 基 準		
暴 風	平均風速17m/s以上		
暴 風 雪	平均風速17m/s以上 雪を伴う		
大 雨	別紙1の大雨警報基準の基準に到達することが予想される場合		
洪 水	別紙1の洪水警報基準の基準に到達することが予想される場合		
大 雪 (12時間降雪の深さ)	上伊那地域	木曽地域	下伊那地域
	20cm以上	20cm以上	20cm以上
◆注意報			
風 雪	平均風速13m/s 以上雪を伴う		
強 風	平均風速13m/s以上		
大 雨	別紙2の大雨注意報基準の基準に到達することが予想される場合		
洪 水	別紙2の洪水注意報基準の基準に到達することが予想される場合		
大雪 (12時間降雪の深さ)	上伊那地域	木曽地域	下伊那地域
	10cm以上	10cm以上	10cm以上
雷	雷等により被害が予想される場合		
融 雪	1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上。 2. 積雪地域の日平均気温が6℃以上で、日降水量が20mm以上。		
乾 燥	最小湿度20%以下で実効湿度55%以下※1		
濃 霧	視程100m 以下		
なだれ	表層なだれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さが20cm以上で風速が10m/s以上。又は積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上。 全層なだれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、又は日降水量が15mm以上		
低 温	夏季：平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下（高冷地で13℃以下）が2日以上続く場合。 冬季：最低気温が－11℃以下（高冷地で－17℃以下）		
霜	最低気温が2℃以下。（早霜、晩霜期）		
着氷・着雪	著しい着氷、着雪が予想されるとき。		
◆記録的短時間大雨情報 (1時間雨量)	1 0 0 mm以上		

(注) 1 ※1 湿度は、飯田特別地域気象観測所の値

2 警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報にきりかえられる。

3 情報の取扱いについては警報・注意報等の伝達系統に準じて行う。

別紙1 大雨・洪水警報基準

府県予報区	長野県	一時細区分	南部	市町村等をまとめた地域	上伊那地域
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	※1	8	
		土壌雨量指数基準	※2	132	
	洪水	流域雨量指数基準	※3	大泉川流域＝5.6 大清水川流域＝5.7	
		複合基準	※4	二	
		指定河川洪水予報による基準		天竜川上流（伊那富）	

※1 表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標です。

降った雨が地中にしみ込みやすい山地や水はけのよい傾斜地では、雨水が溜まりにくいという特徴がある一方、地表面の多くがアスファルトで覆われている都市部では、雨水が地中にしみ込みにくく地表面に溜まりやすいという特徴があります。表面雨量指数は、こうした地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものです。表面雨量指数は、各地の気象台が発表する大雨警報（浸水害）・大雨注意報の判断基準に用いています。

表面雨量指数そのものは相対的な浸水危険度を示した指標ですが、表面雨量指数を大雨警報（浸水害）等の基準値と比較することで浸水害発生危険度（重大な浸水害が発生するおそれがあるかどうかなど）を判断することができます。この大雨警報（浸水害）等の基準値は、過去の浸水害発生時の表面雨量指数を調査した上で設定しているため、指数計算では考慮されていない要素（下水道等のインフラの整備状況の違いなど）も基準値には一定程度反映されています。

※2 土壌雨量指数とは、降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標です。

大雨に伴って発生する土砂災害（がけ崩れ・土石流）には、現在降っている雨だけでなく、これまでに降った雨による土壌中の水分量が深く関係しており、土壌雨量指数は、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものです。土壌雨量指数は、各地の気象台が発表する大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等の判断基準に用いています。

土壌雨量指数そのものは相対的な土砂災害危険度を示した指標ですが、土壌雨量指数を大雨警報等の判断基準と比較することで土砂災害発生危険度（重大な土砂災害が発生するおそれがあるかどうかなど）を判断することができます。これらの判断基準は過去の土砂災害発生時の土壌雨量指数等を調査した上で設定しているため、指数計算では考慮されていない要素（地盤の崩れやすさの違いなど）も判断基準には一定程度反映されています。

※3 流域雨量指数とは、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標です。

流域雨量指数は、全国の約20,000河川を対象に、河川流域を1km四方の格子（メッシュ）に分けて、降った雨水が、地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したものです。流域雨量指数は、各地の気象台が発表する洪水警報・注意報の判断基準に用いています。

流域雨量指数そのものは相対的な洪水危険度を示した指標ですが、流域雨量指数を洪水警報等の基準値と比較することで洪水害発生危険度（重大な洪水害が発生するおそれがあるかどうかなど）を判断することができます。この洪水警報等の基準値は、過去の洪水害発生時の流域雨量指数値を調査した上で設定しているため、指数計算では考慮されていない要素（堤防等のインフラの整備状況の違いなど）も基準値には一定程度反映されています。

※4 複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表している）。

別紙2 大雨・洪水注意報基準

府県予報区	長野県	一時細区分	南部	市町村等をまとめた地域	上伊那地域
注意報	大雨	表面雨量指数基準		5	
		土壌雨量指数基準		93	
	洪水	流域雨量指数基準		大泉川流域＝4.4 大清水川流域＝4.5	
		複合基準	※4	大清水川流域＝（5. 4.5）	
		指定河川洪水予報による基準		天竜川上流（伊那富）	

2 水防法に基づくもの

水防

(1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は長野県知事が定めた河川について、国土交通大臣又は長野県知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種類	情報名 (水位危険度レベル)	概 要
洪水警報	氾濫発生情報 (レベル5)	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報 (レベル4)	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、 <u>または水位が急激に上昇し3時間以内に氾濫する可能性のある水位に到達する見通しとなったとき</u> に発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報 (レベル3)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報 (レベル2)	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
	発表なし (レベル1)	水防団待機水位に到達したとき

(2) 避難判断水位到達情報及び氾濫危険水位到達情報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事がその指定した河川についてその状況を水位又は流量を示して発表する水位情報をいう。

区 分	発 表 基 準
避 難 判 断 水 位 到 達 情 報	対象水位観測所の水位が避難判断水位に到達したとき。
氾 濫 危 険 水 位 到 達 情 報	対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき。

(3)水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事がその指定した河川について水防活動のために発表する警報をいう。

区 分	段階	発 表 基 準
水 防 警 報	準備	雨量、水位、流量その他の河川の状況により必要と認められるとき、又は水位が水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超える恐れがあるとき。
	出動	水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要があるとき。
	情報	出動が長時間にわたる場合、あるいは気象条件、水防活動に変化が生じたとき。
	解除	水位が氾濫注意水位を下回り、水防活動の必要がなくなったとき。

3 消防法に基づくもの

(1)火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象状況が火災の予防上危険であるときに行う通報をいう。

区 分	発 表 基 準
火 災 気 象 通 報	長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。 ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。

(2)火災警報

消防法に基づき、一般に警戒を促すために発表する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
火 災 警 報	前項(1)の発表基準に準じる。

4 その他の情報

水防

(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等
警報の危険度分布（キキクル）等の概要

種 類	概 要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの <u>予測</u> を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。
大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの雨量分布及び流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
<u>危険度分布（キキクル）の色が持つ意味</u>	・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分毎に更新している。

(2) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が「高」、 「中」の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県北部・中部・南部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨に関して、「高」又は「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」

という表題の気象情報が発表される。

(4) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(5) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中にに数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、危険度分布（キキクル）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を危険度分布（キキクル）で確認する必要がある。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県北部・中部・南部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は発表から概ね1時間である。

警報等の発表及び解除

警報等を発表及び解除する機関は次のとおりとする。

なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的にきりかえられるものとする。ただし、竜巻注意情報の有効時間は発表から概ね1時間である。

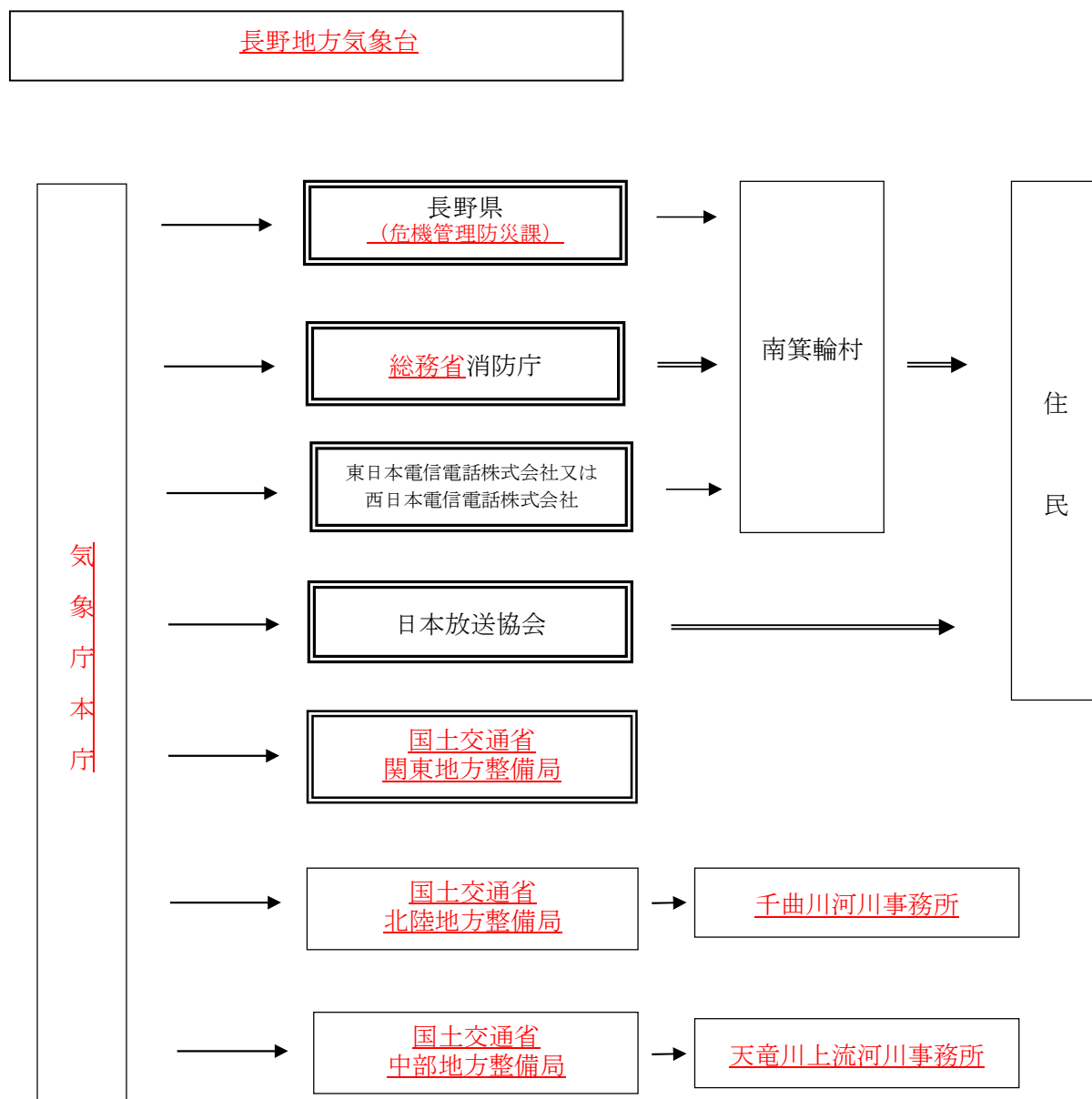
警報等の種類	発表機関名	対象区域
気象注意報 気象警報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
天竜川上流洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 国土交通省 天竜川上流河川事務所	国土交通大臣が指定した河川 （「洪水予報指定河川」という） （資料6参照）
県管理河川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 建設部河川課	知事が指定した河川 （「県の指定河川」という） （資料6参照）
水防警報	国土交通省千曲川河川事務所 国土交通省天竜川上流河川事務所	国土交通大臣が指定した河川 （「国の指定河川」という） （資料6参照）
	関係建設事務所	地事が指定した河川 （「県の指定河川」という） （資料6参照）
火災気象通報	長野地方気象台	県全域あるいは一部

〈風水害等〉第3章 災害応急対策計画

火災警報	市町村長	各市町村域
避難判断水位到達情報 氾濫危険水位到達情報	国土交通省天竜川上流河川事務所 関係建設事務所	国土交通大臣、 知事が指定した河川
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 建設部砂防課	県全域あるいは一部
記録的短時間大雨情報	気象庁	県全域
竜巻注意情報	気象庁	県全域

警報等伝達系統図

(1) 注意報・警報及び情報



注1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

注2 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

(2) 通信途絶時の代替経路

機 関 名	長野県防災行政無線	
長野県(危機管理部)	電 話	8-231-5208～5210
	F A X	8-231-8739
NHK長野放送局	電 話	8-231-8840
	F A X	8-231-8841
北陸地方整備局 (千曲川河川事務所)	電 話	8-231-8-299-8-84-741-284
	F A X	8-231-8-299-8-84-741-359

機 関 名	電話
東日本電信電話株式会社又は 西日本電信電話株式会社	電話番号：03-6713-3834 (平日 9:30-17:30) FAX番号：03-6716-1041

(3) 警報・注意報の区域

一次細分 区域	市町村等をまと めた地域	二次細分区域
北 部	中野飯山地域	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村
	長野地域	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町
	大北地域	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村
中 部	上田地域	上田市、東御市、青木村、長和町
	佐久地域	小諸市、佐久市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町
	松本地域	松本市(乗鞍上高地の区域を除く区域)、塩尻市(奈良井、木曽平沢及び贄川を除く区域)、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村
	乗鞍上高地地域	乗鞍上高地(松本市のうち安曇及び奈川)
	諏訪地域	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村
南 部	上伊那地域	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村
	木曽地域	塩尻市(奈良井、木曽平沢及び贄川)、上松町、南木曽町、木祖村、大滝村、大桑村、木曽町
	下伊那地域	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊岡村、大鹿村

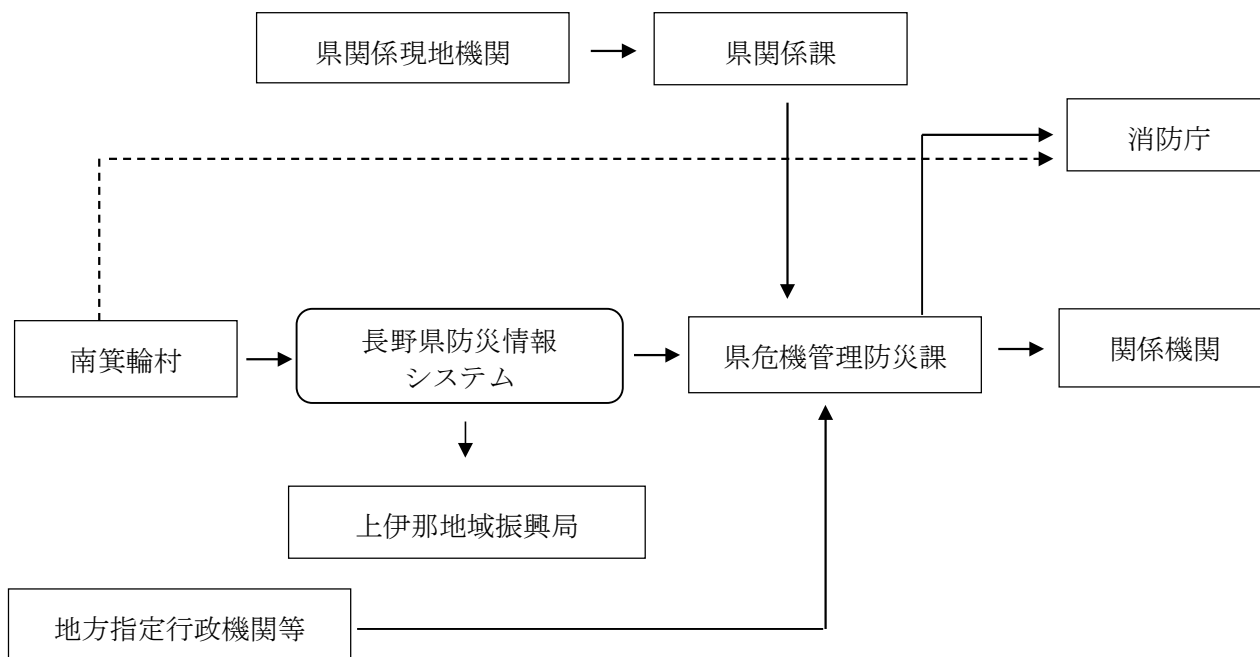
別記 災害情報収集連絡系統図

水防

(1) 概況速報 長野県防災情報システム クロノロジーを使用

様式第1号(消防庁への即報は、様式第21号(表21の2)) (様式は、資料編による。以下同じ。)

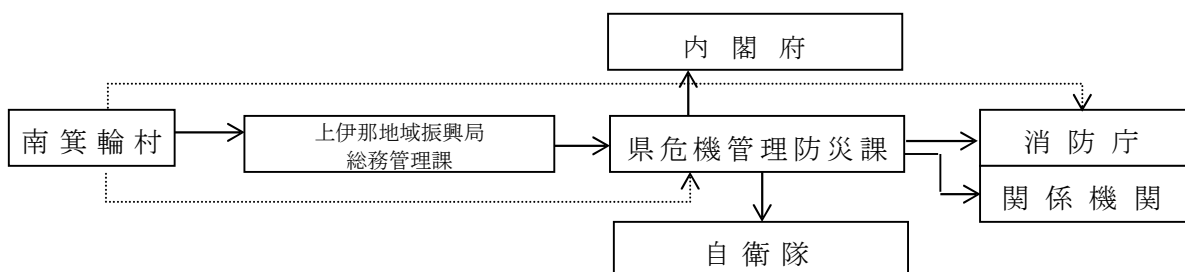
村は人的被害、住家被害に関する者及び集落の孤立を伴う交通情報を中心に報告する。県危機管理防災課は人的被害についてクロノロジー入力があった場合、関係機関に口頭・電話等で連絡する。



(2) 人的及び住家の被害状況報告 様式第2号

高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況報告

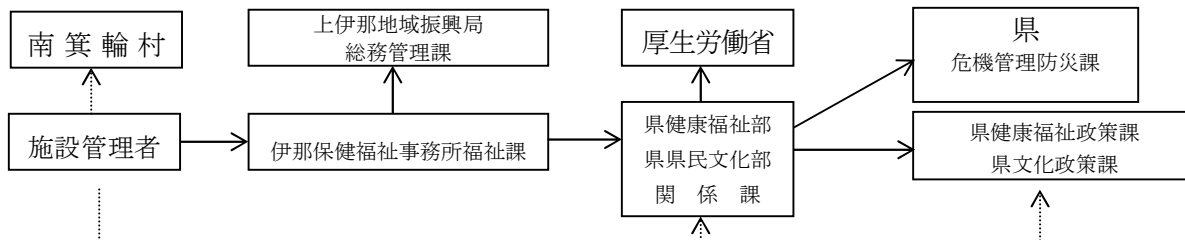
様式第2—1号又は長野県防災情報システムにより報告



行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接または必要に応じて外務省を通じて在京大使館等)又は県危機管理防災課(災害対策本部)に連絡する。

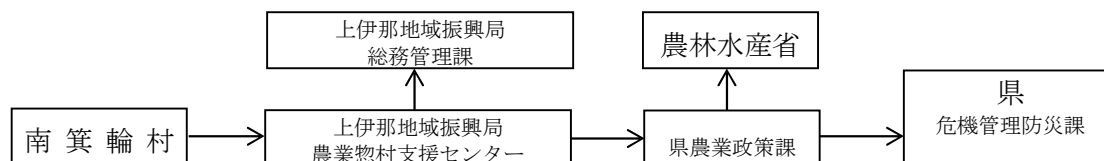
(3) 社会福祉施設被害状況報告 様式第3号

ア 社会福祉施設被害状況報告

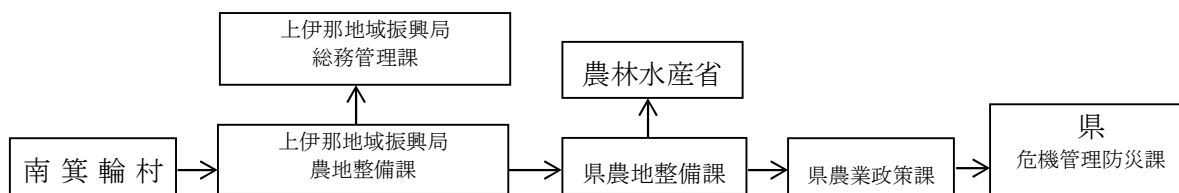


(4) 農業関係被害状況報告 様式第5号

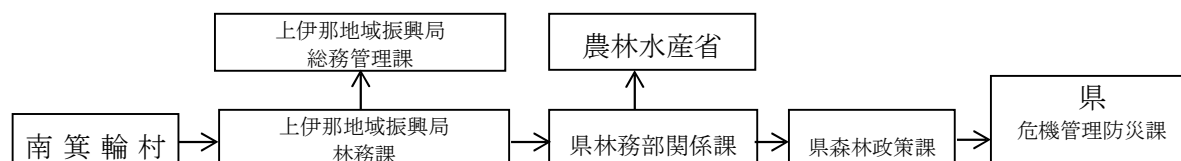
ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告



イ 農地・農業用施設被害状況報告

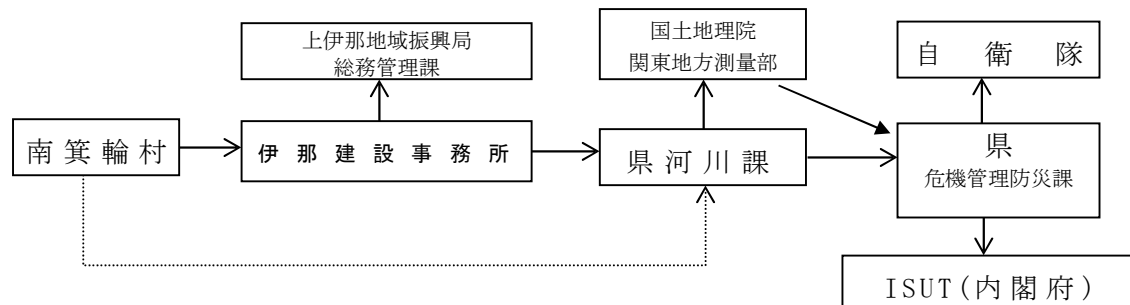


(5) 林業関係被害状況報告 様式第6号

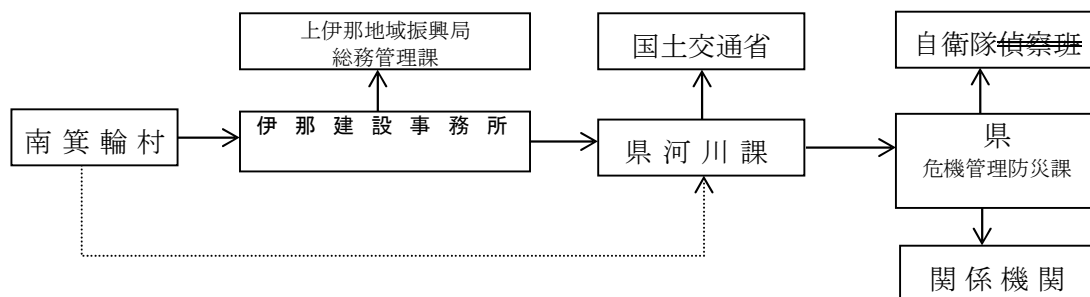


(6) 土木関係被害状況報告

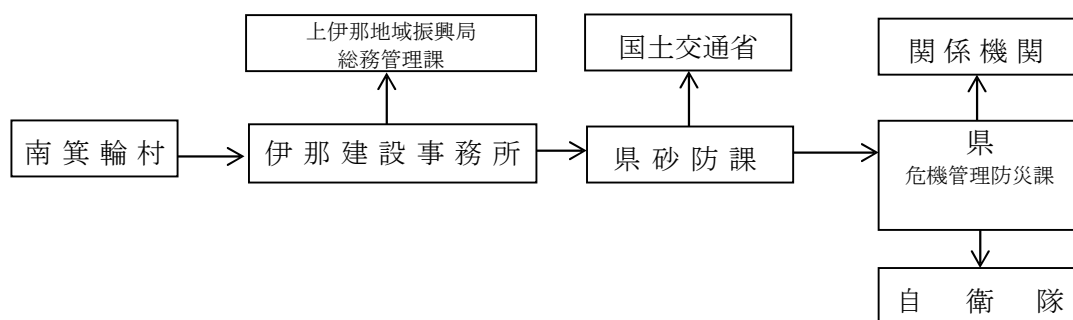
ア 県管理河川の氾濫箇所 地図又はGISによる



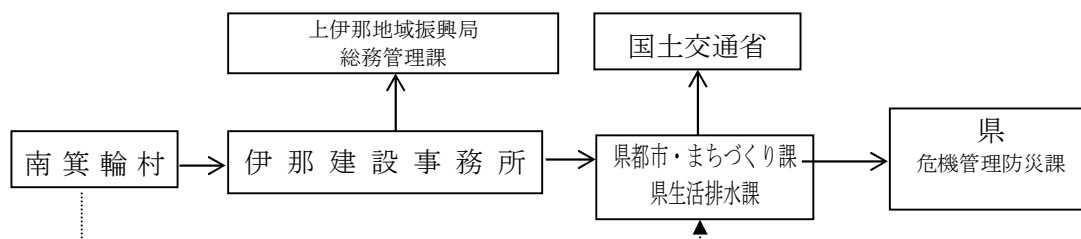
イ 公共土木施設被害状況報告等 様式第7号



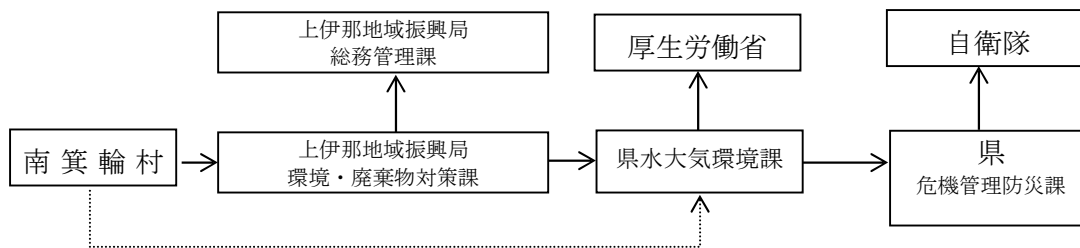
ウ 土砂災害等による被害報告 地図若しくはGIS又は様式7



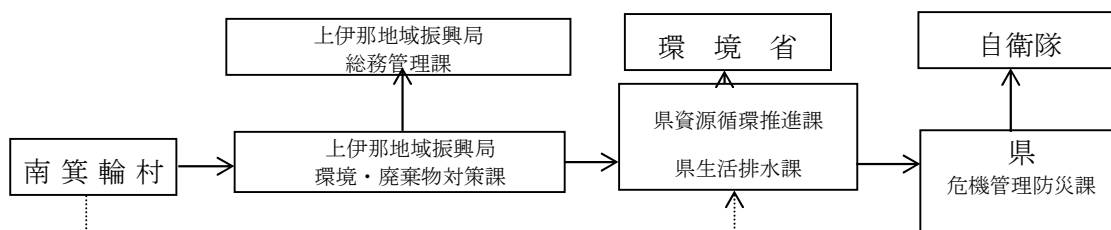
(7) 都市施設被害状況報告 様式第8号



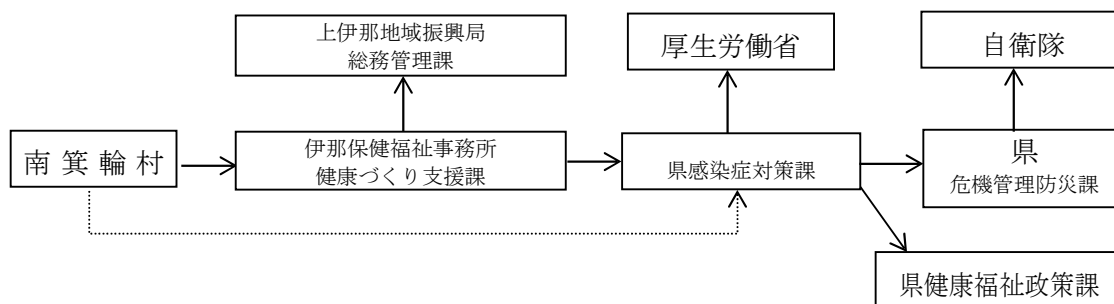
(8) 水道施設被害状況報告 様式第9号



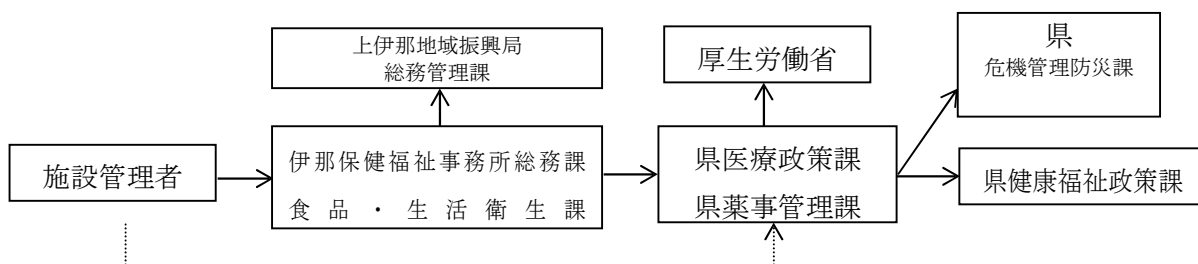
(9) 廃棄物処理施設被害状況報告 様式第10号



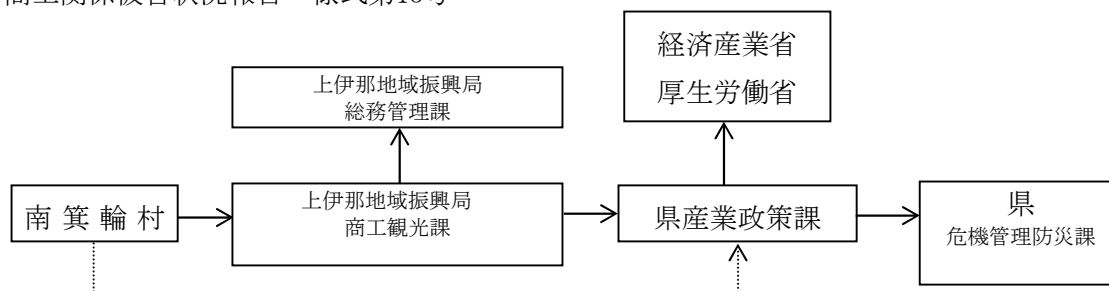
(10) 感染症関係報告 様式第11号



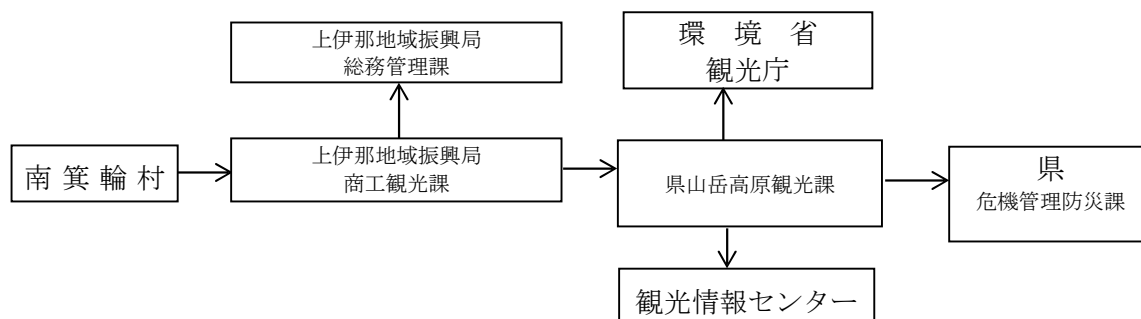
(11) 医療施設関係被害状況報告 様式第12号



(12) 商工関係被害状況報告 様式第13号

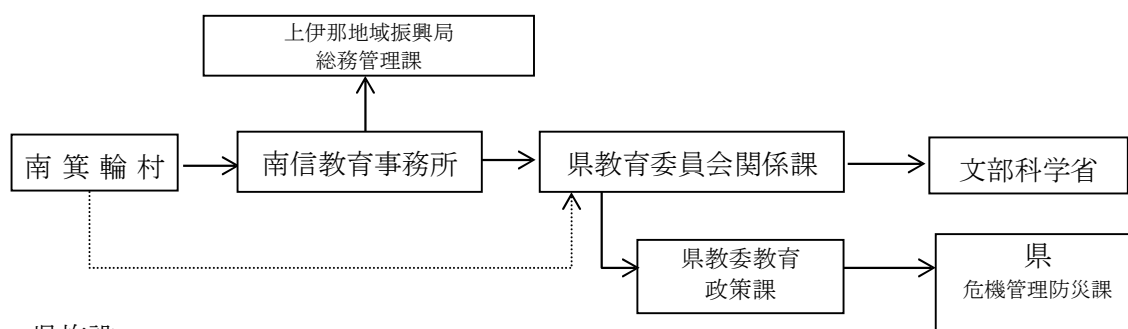


(13) 観光施設被害状況報告 様式第14号

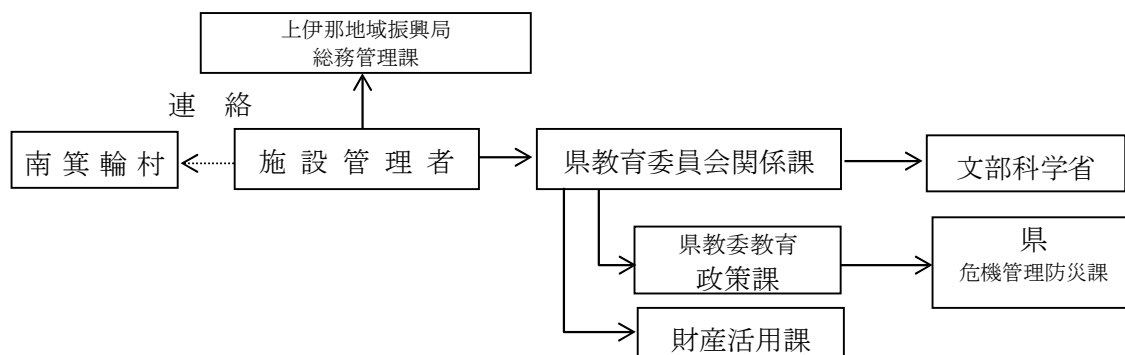


(14) 教育関係被害状況報告 様式第15号

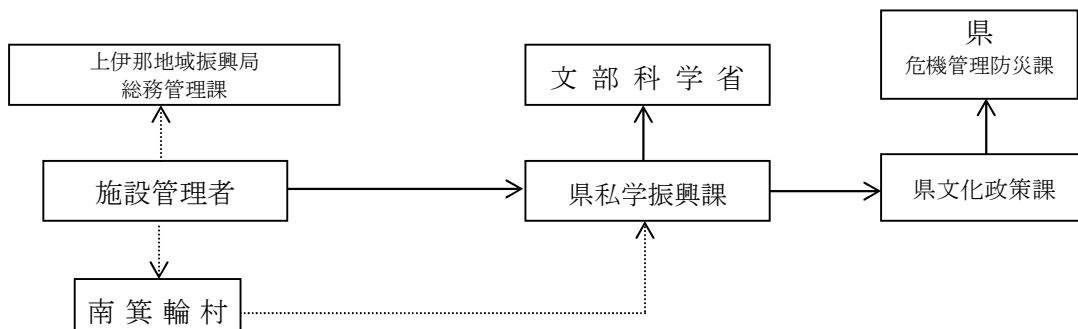
ア 村施設



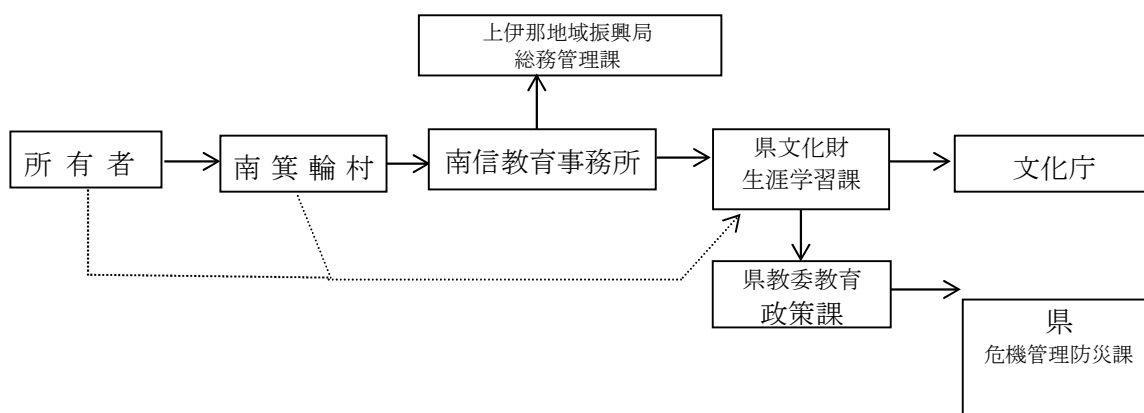
イ 県施設



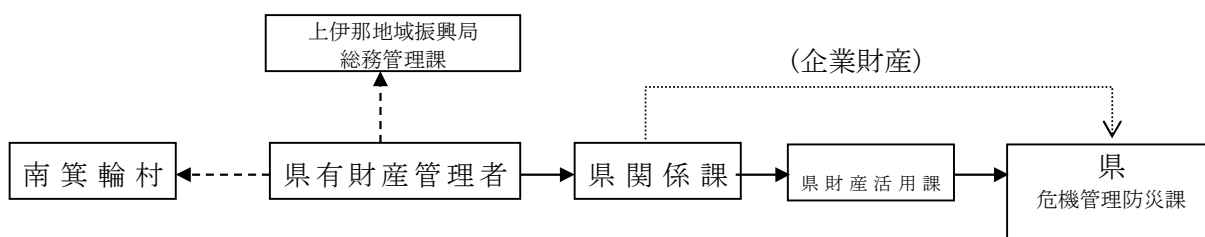
ウ その他施設



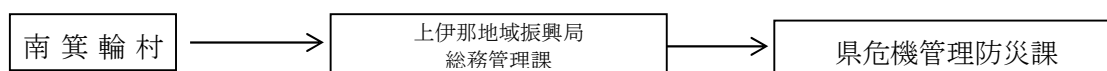
エ 文化財



(15) 県有財産(企業財産を含む)被害状況報告 様式第16号

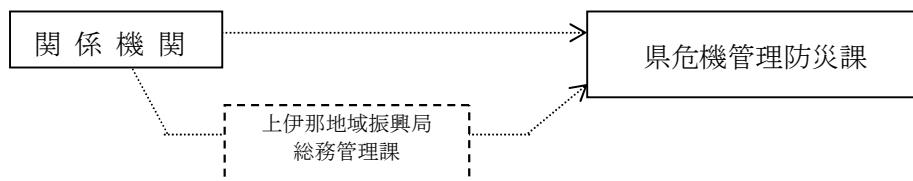


(16) 村有財産被害状況報告 様式第17号



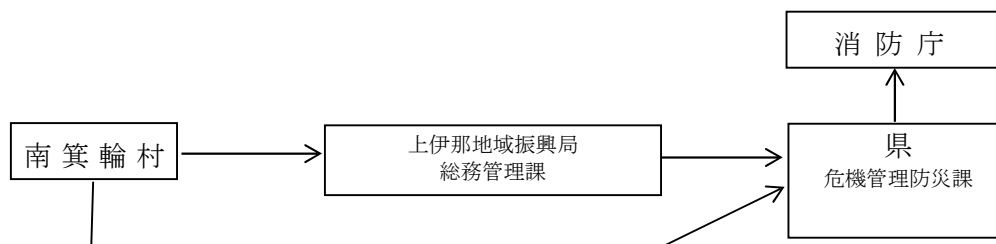
注：他の報告系統に含まれない施設についてのみあげること。

(17) 公益事業関係被害 様式第18号

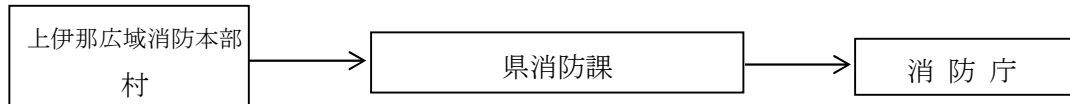


注：破線は上伊那地域振興局への連絡系統が確立されている公益関係機関からの報告の場合

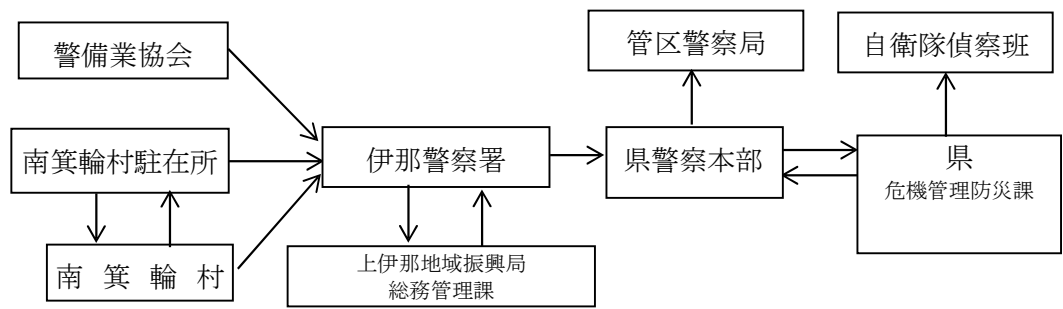
(18) 火災即報 様式第19号



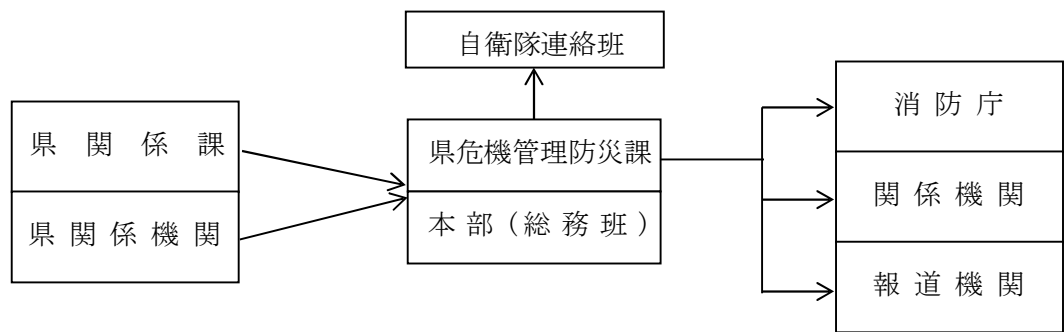
(19) 火災等即報(危険物に係る事故)



(20) 警察調査被害状況報告 様式第20号



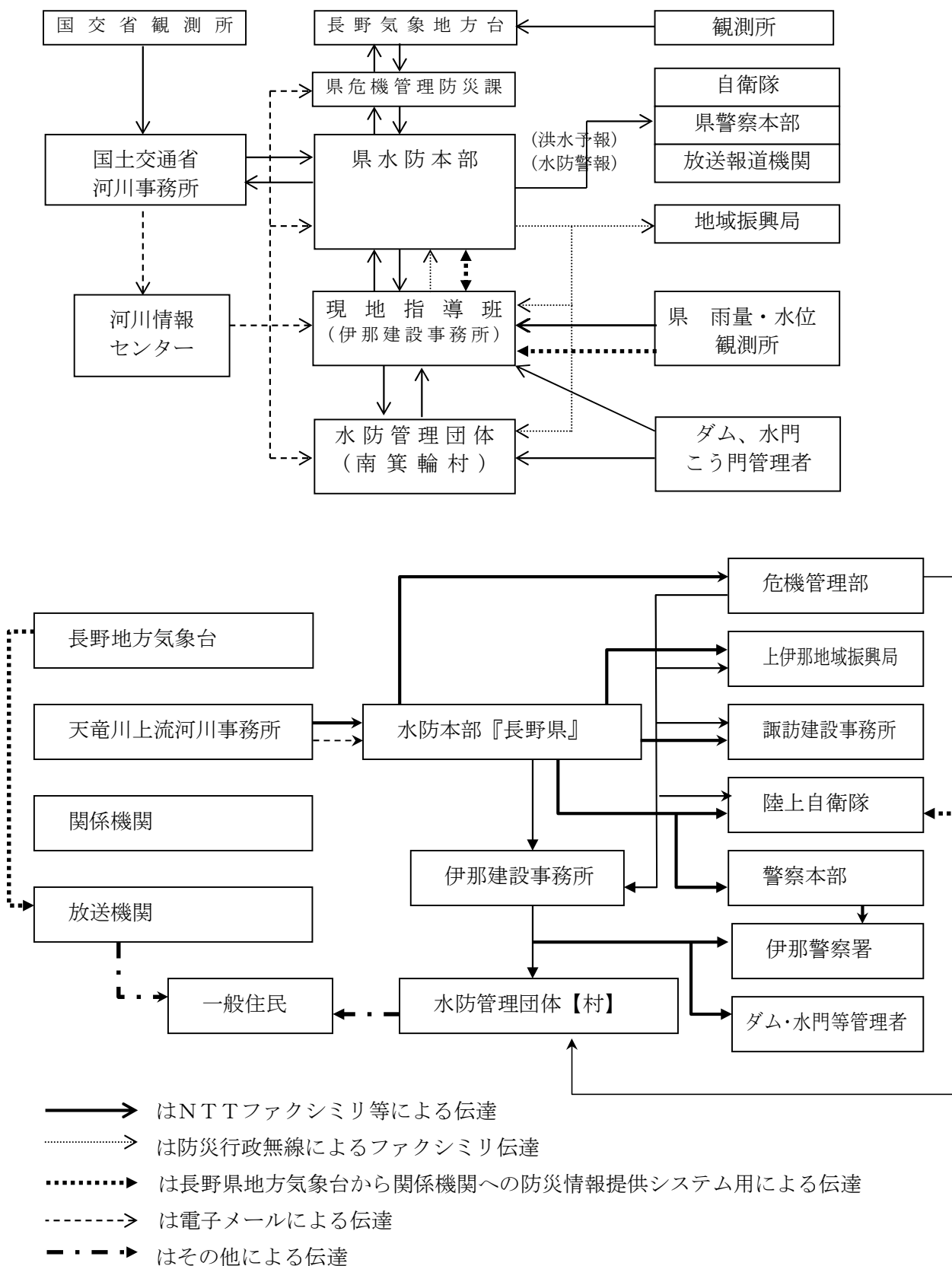
(21) 被害状況総合報告 様式第21号



注：県関係課及び関係機関から県危機管理部への報告は(2)から(18)までの報告によるものであること。

(22) 水防情報

雨量・水位の通報



第3節 非常参集職員の活動

(災害対策本部全部)

第1 基本方針

村域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するために、法令、地域防災計画（県・村）及び受援計画（県・村）の定めるところにより、その活動体制に万全を期すものとする。

第2 主な活動

災害発生のおそれがあるとき、又は災害が発生したときは、職員の安全の確保に十分に配慮した迅速な配備活動を実施するとともに、災害の状況により、村災害対策本部を設置する。

第3 活動の内容

1 責 務

村は、村域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び村地域防災計画の定めるところにより、必要に応じ、他市町村、県及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。

2 職員の参集体制基準

水防

災害応急対策に対処するため、状況に応じ以下の活動体制をとる。なお、活動開始基準については別表職員参集基準による

風水害◆登庁 ◇必要に応じて登庁 ■自宅待機登庁できる体制 別表職員参集基準

災害種別	配備人員	活動内容
【事前体制】 ●気象警報 大雨・暴風・洪水・豪雪発表 台風通過見込 ●河川水位 消防団待機水位	◆ 危機管理課 ◆消防団本部 ◆建設水道課 建設管理係 ◇要配慮者利用施設所管課 ◇産業課（農政） ◇ 観光森林課（林務） ■その他職員 自宅待機	情報収集 被災状況の確認

活動期間
【解除】
・被害等がない場合
・**危機管理課長**が配備の必要がないと認めたとき。

・被害等が発生する可能性が高い状況
・事前体制の状況下で**危機管理課長**が必要と認めた場合

災害種別	配備人員	活動内容
【警戒体制】 ●河川水位 ・水防警報（準備）発表 ・氾濫注意水位 ●事前体制時において総務課長が必要と認めたとき	◆全課長 ◆【事前体制配備人員継続】 ◆総務課職員 ◆各課1名【主査以上】（事前に決めておく） 必要箇所の事前対策を行える人員 ◇ 議会事務局・地域づくり推進課職員は情報連絡班 、財務課・会計室職員は 現地班 となるため必要に応じて参集となる。住民環境課は避難者安否確認名簿準備が必要な場合は参集となる。 ■その他職員は自宅待機	情報収集 ・情報収集活動を円滑に行える体制 自主避難者への対応

活動期間
【解除】
・被害等がない場合
・**危機管理課長**が配備の必要がないと認めたとき。

・被災状況により発災後直ちに着手しないと住民の生命・財産、または社会経済活動維持に重大な影響となる状況

災害種別	配備人員	活動内容
【非常体制】 ●村長が必要とした場合 気象警報発表中 土砂災害警戒情報記録の短時間大雨情報 ●河川水位 ・水防警報（出動）発表 ・氾濫危険水位	◆全課長 ◆各課半数【主査以上】 ◆警戒体制配備人員 ※長期となる場合を考慮し配備人員体制を整備（あらかじめ各課において決めておく） 事態の推移に伴い災害対策本部を設置し災害活動への移行とする。 ■その他職員は自宅待機	情報収集 応急活動が円滑に行える体制を整え、災害対策本部長の指示による。 （災害対策本部事務分掌） ●避難所運営業務 ●避難広報 ●水防活動

活動期間
【解除】
・**村長**が配備の必要がないと認めたとき。

・被災状況により発災後直ちに着手しないと住民の生命・財産、または社会経済活動維持に重大な影響となる状況

災害種別	配備人員	活動内容
【緊急体制】 ●気象 特別警報発表 ●河川水位 水防警報（指示） 【全体体制】	◆全職員 災害発生体制	災害対応業務

活動期間
【解除】
・災害終息
・災害対策本部解散

地震◆登庁 ◇必要に応じて登庁■自宅待機登庁できる体制 **別表職員参集基準**

災害種別	配備人員	活動内容
【事前体制】 震度3～4	◆危機管理課 ◆建設水道課 建設管理係 各課【施設管理部署】 ◇教育委員会事務局（学校・社会教育施設） ◇ こども課 （児童福祉施設） ◇産業課（農地） ◇ 観光森林課（山林・観光施設） ◇建設水道課（上下水道施設・道水路施設） ◇ 健康医療課 （医療施設） ◇ 福祉課（要配慮者利用施設）	情報収集 被災状況の確認

・被害等の発生・余震等発生の可能性が高い状況

活動期間
【解除】
・被害等がない場合
・**危機管理課長**が配備の必要がないと認めたとき。

災害種別	配備人員	活動内容
【警戒体制】 ・上記基準で 危機管理課長 が必要と認めたとき	◆全課長 ◆【事前体制配備人員継続】 ◆総務課職員 ◆各課1名【主査以上】 （事前に決めておく） 必要箇所の情報収集等を行える人員 ◇教育委員会事務局（学校・社会教育施設） ◇ こども課 （児童福祉施設） ◇産業課（農地） ◇ 観光森林課（山林・観光施設） ◇建設水道課（上下水道施設・道水路施設） ◇ 健康医療課 （医療施設） ◇ 福祉課（要配慮者利用施設） ◇議会事務局・地域づくり推進課 職員は情報連絡班 、財務課・会計室職員は 現地班 となるため必要に応じて参集となる。住民環境課は避難者安否確認名簿準備が必要な場合は参集となる。 ■その他職員は自宅待機	情報収集 ・情報収集活動を円滑に行える体制 被災状況により非常体制への移行

・被災状況により発災後直ちに着手しないと住民の生命・財産、または社会経済活動維持に重大な影響となる状況

活動期間
【解除】
・被害等がない場合
・**危機管理課長**が配備の必要がないと認めたとき。

災害種別	配備人員	活動内容
【非常体制】 ・震度5弱	◆全課長 ◆各課半数【主査以上】 ◆警戒体制配備人員 ※長期となる場合を考慮し配備人員体制を整備（あらかじめ各課において決めておく） 事態の推移に伴い災害対策本部を設置し災害活動への移行とする。 ■その他職員は自宅待機	情報収集 応急活動が円滑に行える体制を整え、災害対策本部長の指示による。 （災害対策本部事務分掌）

・被災状況により発災後直ちに着手しないと住民の生命・財産、または社会経済活動維持に重大な影響となる状況

活動期間
【解除】
・**村長**が配備の必要がないと認めたとき。

災害種別	配備人員	活動内容
【緊急体制】 または 【全体体制】 ・震度5強以上	◆全職員 災害発生体制	災害対応業務

活動期間
【解除】
・災害終息
・災害対策本部解散

※東海地震に関する職員参集基準は、「第2編震災対策編 第5章第2節 東海地震に関する情報及び警戒宣言発令時の活動体制」参照

※南海トラフ地震に関する職員参集基準は、「第2編震災対策編 第6章第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制」参照

その他災害 参集基準(大規模な災害が発生した場合、災害発生のおそれがある場合) 突発的な災害(ミサイル攻撃・テロ等)

◆登庁 ◇必要に応じて登庁 ■自宅待機登庁できる体制

別表職員参集基準

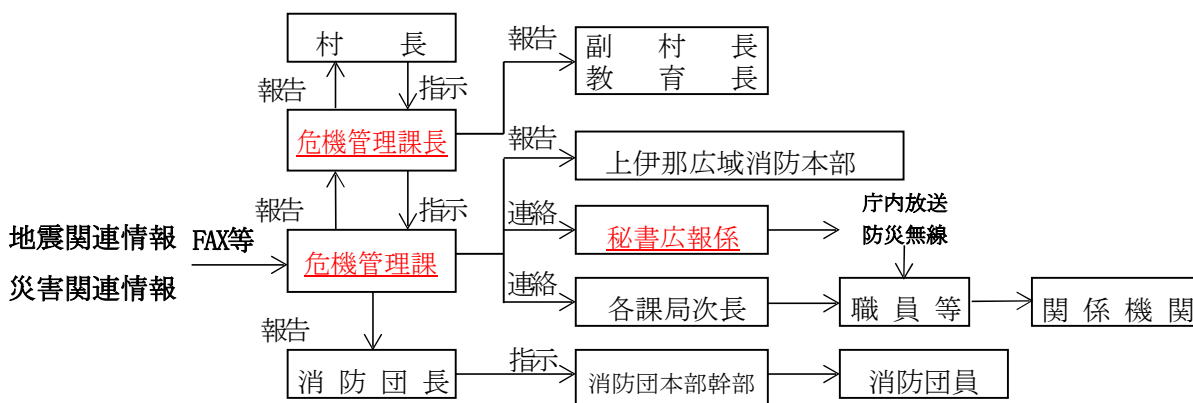
災害種別	配備人員	活動内容	活動期間
【非常体制】 Jアラートによる緊急放送受信	◆全課長 ◆ 危機管理課 ■その他職員は自宅待機	情報収集 ・情報収集活動を円滑に行える体制 自主避難者への対応	【解除】 ・ 村長 が配備の必要がないと認めたとき。
・直ちに着手しないと住民の生命・財産、または社会経済活動維持に重大な影響となる状況			
災害種別	配備人員	活動内容	活動期間
【緊急体制】 または 【全体体制】	◆全職員 災害発生体制	災害対応業務	【解除】 ・災害終息 ・災害対策本部解散

3 配備指令の伝達及び配備担当者の招集

(1) 伝達系統

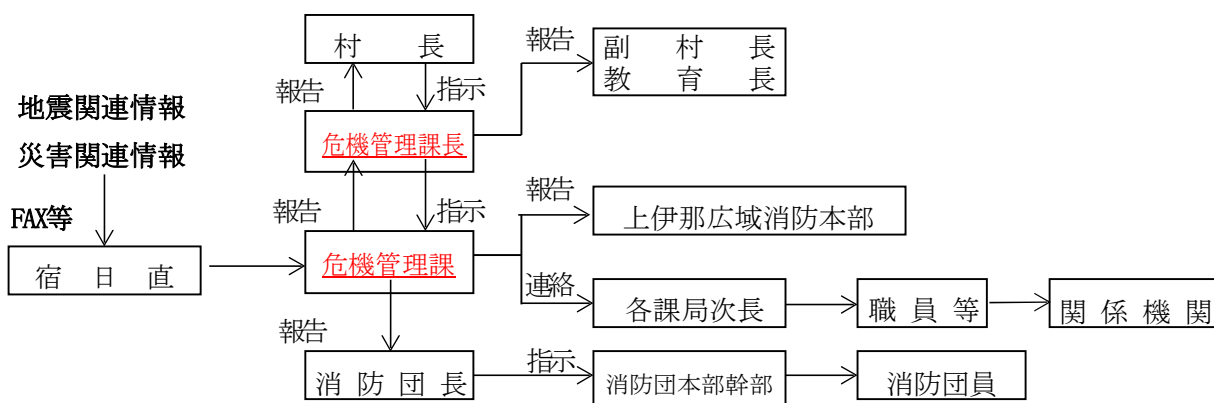
配備指令及び配備担当者の招集の伝達は次の方法で行う。

ア 勤務時間内



なお、万一FAX等からの情報を受ける**危機管理課**が不在等で連絡が取れない場合は、総務課の職員が代行する。また、**危機管理課長**が不在の場合は、**危機管理課**の係長が代行するが、**危機管理課**の係長も不在の場合は庁内にいる課長が代行する。

イ 勤務時間外



なお、万一宿直から連絡を受ける危機管理課が不在で連絡が取れない場合は、直接危機管理課長へ連絡する。また、危機管理課長が不在等で連絡が取れない場合は、危機管理課の係長へ連絡をし代行するが、危機管理課の係長も不在等で連絡が取れない場合は他課の課長へ連絡をし代行する。

(2) 伝達方法

配備決定に基づく総務課からの関係職員への配備指令の伝達は、原則として次の方法による。

ア 勤務時間内

庁内放送及び村防災行政無線、緊急メール配信、有線放送、ケーブルテレビのほか、電話等のうち最も速やかに行える方法による。

イ 勤務時間外

村防災行政無線、緊急メール配信、有線放送、ケーブルテレビのほか、電話等のうち最も速やかに行える方法による。

(3) 配備担当者の決定

各課局次長は、あらかじめ配備担当者並びにその連絡方法を定めておく。

(4) 自主参集

職員は、日ごろからテレビ、ラジオ等の災害関連情報に十分注意し、災害時はテレビやラジオによる情報や周囲の状況から被害甚大と判断される場合、速やかに登庁する。

道路・鉄道の寸断等により、登庁ができない場合は、最寄りの公民館やコミュニティーセンター等の避難所に参集し、役場へ現在の所在地等の連絡をしたうえで、指示を受ける。

4 災害警戒本部の設置

(1) 設置基準

村長は前項2の活動体制における第2次配備（警戒体制）をとるべき状況で、必要があると認めるときは、情報の収集、伝達、警戒、必要な応急活動を行うために災害警戒本部を設置す

る。これ以外に、次のような局面が発生し、関係課等の長から総務課長に設置の要請があった場合には、災害警戒本部を設置するか、同様の組織を編成し、情報収集等にあたること。

- (ア) 近隣市町村で災害が発生し、長野県市町村災害時相互応援協定に基づく連絡調整活動等を行う必要があるとき。
- (イ) 東海地震等による避難情報が勧告されたとき。
- (ウ) 南海トラフ地震の発生が予想されるとき。
- (エ) 上伊那管内地域で災害が発生し、災害時相互応援協定に基づく連絡調整活動等を行う必要があるとき。
- (オ) 災害時相互応援協定に基づき応援要請を受けたとき。
- (カ) その他の広域応援要請を受けたとき。
- (キ) 国内で激甚災害が発生し、交通網、物流等が寸断され住民の生活への影響が予測されるとき。

5 災害対策本部の設置基準

- (1) 村長は前項2の活動体制における非常体制をとるべき状況のときで必要があると認めるとき、緊急体制及び全体体制をとるべき状況のとき並びに村内に震度5強以上の地震が発生したときは、組織をあげて機動的な対応をするため、南箕輪村災害対策本部（以下この節において「村災害対策本部」という）を設置する。

また、上記以外であっても、災害応急対策を実施するため、特に必要と認めるときは災害対策本部を設置する。

ア 災害対策本部設置決定権者

- (ア) 災害対策本部設置の決定は、村長が行う。
- (イ) 村長不在の時は、副村長、教育長の順で代行する。
- (ウ) 3者がいずれも不在の時は、上席職員で決定する。

イ 災害対策本部設置場所

- (ア) 災害対策本部は、原則として役場庁舎講堂又は村長室に設置し、事務局は危機管理課が所管する。

ただし、被災により役場庁舎が使用不能となった場合を想定し、第2庁舎の選定を進める。

- (イ) 本部が設置されたときは、南箕輪村庁舎正面玄関及び役場講堂に「南箕輪村災害対策本部」の標識を掲げ、あわせて本部員室、災害相談窓口の設置場所を明示する。

ウ 本部廃止基準

村長は、次に掲げる項目から災害応急対策がおおむね完了したと認められるときは、本部を廃止する。

- (ア) 災害救助法による応急救助が完了したとき
- (イ) 公的避難所の廃止、仮設住宅の整備の完了等当面の日常生活の場が確保されたとき
- (ウ) 災害援護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき
- (エ) 被害数値がおおむね確定したとき

(オ) その他災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できるとき

エ 災害対策本部の設置及び廃止の通知

(ア) 本部の設置及び廃止の通知方法

本部を設置し又は廃止した場合には、直ちにその旨を以下の表により通報・通知する。

表 本部の設置及び廃止の通知方法

通知先	通知の方法
庁内各部	防災行政無線、N T T電話、庁内放送
県知事	県防災無線、N T T電話
伊那警察署長	N T T電話
上伊那広域消防本部 消防長	県消防無線、N T T電話、 防災行政無線(防災相互波)
その他防災関係機関	N T T電話
住 民	防災行政無線、ケーブルテレビ、有線放送、メール配 信、 広報車等
報道機関	N T T電話または文書
隣接市町村長	県防災無線、N T T電話、防災行政無線(防災相互波)

(イ) 関係機関連絡員の派遣要請

本部は、関係機関に対し、設置の通知とあわせて、本部連絡員(関係機関連絡員)の派遣を要請する。なお、県における連絡員の派遣に関する事項は以下のとおりである。

ア 以下の場合、被害情報の収集及び長野県防災情報システムや物資調達・調整等支援システムへの入力支援等を行うため、上伊那地域振興局長は、職員を情報連絡員(地方部リエゾン)として村役場に派遣するものとする。

(ア) 村災害対策本部の設置

(イ) 高齢者等避難の発令

(ウ) 震度5強以上を観測する地震の発生

(エ) 村が被災状況等の報告不能

(2) 災害対策本部の組織及び運営

村災害対策本部の組織等は、南箕輪村災害対策本部条例及び参考「南箕輪村警戒本部及び災害対策本部組織編成図」に定めるところによる。(事務分掌等については資料編参照)

(3) 体制の種別

村長は、村災害対策本部を設置したときは、前項2の活動体制における非常体制、緊急体制及び全体体制のうち必要と認める体制をとる。

(4) 県への報告

村災害対策本部を設置した場合は、その旨を上伊那地域振興局へ報告する。

(5) 活動要領

ア 各部班の活動要領

(ア) 村災害対策本部室は、役場講堂とするが、災害の状況に応じて適切な場所へ設置す

る。

(イ) 各部長は、情報の収集及び伝達の体制を強化するとともに関係機関からの情報を情報連絡班及び総務部等を通じ取りまとめのうえ、随時本部長に報告する。

(ウ) 総務部長は、災害の状況、当該災害についての対策及び被災者に対する要望事項等を必要とされる場合、報道機関の協力を得て周知する。

(エ) 各部長は、所属の各班長を指揮し、所掌事務を遂行する。

(オ) 本部長は、必要に応じて本部員会議を招集する。

(6) 現地災害対策本部の設置

ア 本部長は、現地の情報を把握し、応急対策の実施等に必要があると認めた場合は、災害地に現地災害対策本部(以下この節において「現地本部」という)を置く。

イ 現地本部は、本部の任務のうち、急施を要する対策について、関係機関からの連絡、状況報告、要請等に基づいて適切な措置を講ずる。

(7) 国の非常本部等の現地対策本部との連携

国の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が村内に設置された場合は、その現地対策本部長と密接な連携を図り、適切な応急対策を実施する。

(8) 災害対策本部の職務・権限

(ア) 本部長

村長を災害対策本部長とする。

本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(イ) 副本部長

副村長、教育長を災害対策副本部長(以下「副本部長」)とする。

副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、記載の順でその職務を代行する。

(ウ) 本部員

本部員は、各課等の長の職にあたるものをもってあてる。詳細な職名等は、資料編による。本部員は、所属の各班を指揮監督する。

(エ) 部及び班

本部に本部事務局、部を置き、班を編成する。

各部及び班の名称及び事務分掌は、資料編による。

(オ) 職員の服装

災害対策本部の職員が災害応急活動に従事するときは、それぞれ所定の腕章を着用する。

(9) 本部員会議

災害対策本部の最高意志決定機関として、本部員会議を設置する。

(ア) 本部員会議は、村災害対策本部室で開催するものとし、災害の状況に応じて適切な場所で開催することができる。

(イ) 本部員は、所掌事項に関する必要な資料を本部員会議に提出する。

(ウ) 本部員は、本部員会議の招集の必要を認めるときは、**統括部長**へ申し出る。

(エ) 会議の運営は、本部員会議は、本部長、副本部長、本部員全員をもって構成する。本部

員会議は、本部員2名の参集をもって会議の開催をすることができる。

(オ) 本部員会議の協議事項は、本部長若しくは本部員の提議によるが、おおむね次のとおりとする。

- a 本部の配備体制及び解除の決定に関する事
- b 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事
- c 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保に関する事
- d 避難所の開設及び閉鎖に関する事
- e 自衛隊、県及び他の市町村への応援派遣要請に関する事
- f 災害対策経費の処理に関する事
- g 災害救助法の適用に関する事
- h その他災害対策の重要事項に関する事

(10) 本部事務局

本部長は、本部の設置と同時に本部運営及び応急対策活動を円滑に行うため、本部事務局を設置する。

(ア) 本部事務局の組織

本部事務局長は統括部長（危機管理課長）、事務局長補佐は総務部長（総務課長）、事務局員は統括部（危機管理課）及び総務部（総務課）本部員（職員）をもって充てる。関係課人員では対応できない場合は、各部（各課等）からの応援職員を充てる。

(イ) 各班等の任務

各班等の任務は資料編による。

(11) 現地本部

土石流、地すべり、崖崩れ、大火災など局地的な大災害が発生し、本部長が必要と認めたときは、災害現地に現地本部を設置することができる。

(ア) 組織及び運営

a 現地災害対策本部長

現地災害対策本部長は、本部長が副本部長又は本部員のうちから指名する。

現地災害対策本部長は、現地本部運営班を指揮監督する。

b 現地本部運営班員

現地本部の運営は、現地本部運営班があたる。同班の編成は、設置地域、災害の特性に応じ本部長が定める。

c 所掌事務

(a) 応急対策の実施及び現地での応急対策活動に係る関係機関との連絡・調整

(b) 本部に被災実態の把握と応急対策の実施状況の報告

(c) その他、本部長の特命事務

(12) 本部の運営上必要な資機材等の確保

本部事務局は、本部が設置されたときは、本部の運営上必要な次の措置を速やかに講じるものとする。

- (ア) 本部開設に必要な資機材等の準備
 - a 防災行政無線等、通信手段の確保
 - b 災害対策図版(各種被害想定図含む)の設置
 - c 被害状況図版・黒板等の設置
 - d 住宅地図等その他地図類の確保
 - e 災害対応用臨時電話、ファクシミリの確保
 - f パソコン、コピー機、プロジェクター等OA機器の確保
 - g 携帯ラジオ・テレビの確保
 - h 村内建設業者名簿その他名簿類の確保
 - i 災害処理票その他の書式類の確保
 - j ハンドマイク・懐中電灯・その他の必要資機材の確保
 - k 非常用発電設備の点検・確保

(13) 南箕輪村水防本部との関係

南箕輪村水防本部(以下この節において「村水防本部」という)が設置されているとき、他の災害の発生や災害の発生するおそれがある場合で村災害対策本部を設置しなければならないときは、直ちに村水防本部を廃止して、村災害対策本部を設置し、水害等の対応については村災害対策本部の組織の中で活動を実施する。

6 職員の応援

村の全職員をもっても不足する場合は本章第4節「広域相互応援活動」により他の機関の応援を求める。

7 地震災害初動対応計画

大規模地震発生直後から実施する初動対応についての内容を定める。

なお、職員は、原則として南箕輪村職員災害初動対応マニュアルに基づき対応する。

8 指定地方行政機関・指定公共機関及び指定地方公共機関・村の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定に防災に関する責任を有する者が実施する活動

(1) 責 務

村域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、地域防災計画(県・村)及び受援計画(県・村)の定めるところにより、その所掌事務等に係る災害応急対策を速やかに実施すると共に、応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講じる。

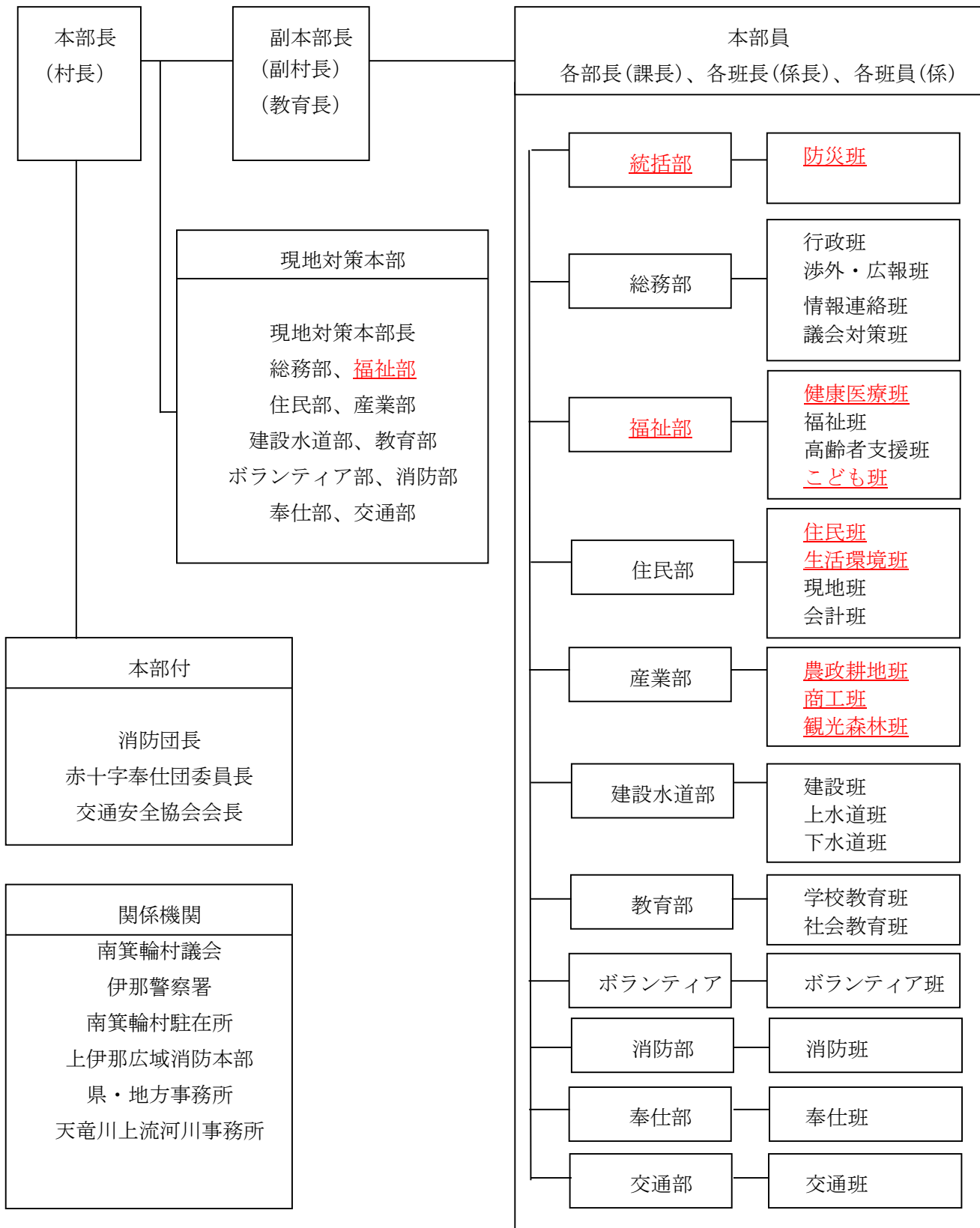
(2) 活動体制

指定地方行政機関等は、(1)の責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておく。

また、災害応急対策の円滑な実施を図るため、指定地方行政機関、指定地方公共機関は、県に災害対策本部が設けられたときは、県の要請に基づいて、その所属職員を県災害対策本部又は同拠点本部に派遣する。

(参考)南箕輪村災害警戒本部及び災害対策本部組織編成図

災害対策本部



第4節 広域相互応援活動

(統括部・総務部)

第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害状況から、本村単独では十分な応急・復旧活動を整備実施することが困難な場合、法令及び長野県市町村災害時相互応援協定、長野県消防相互応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。(別記参照)

また、県は、県内被災市町村における人的支援ニーズの把握に努め、県及び市町村による応援職員の派遣等だけで花対応が困難な場合は、応援対策職員派遣制度に基づく、派遣要請を被災市町村応援職員現地調整会議などにおいて行うものとする。

被災した場合、災害発生直後の概括的な被害状況を迅速に把握し、応援体制に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明交付等のための要因の確保が必要になり、本村の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請にあたっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行う。

また、他市町村が被災した場合においては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。

なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

第2 主な活動

- 1 被害の規模及び状況に応じ、村受援計画に基づき速やかに応援を要請する。
- 2 災害時に速やかな応援体制を整える。
- 3 応援要請を行う場合の円滑な受入れ体制を確立する。
- 4 応援活動に伴う経費を負担する。

第3 活動の内容

1 応援要請

(1) 基本方針

村が被災した場合においては、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の市町村等に対して応援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要があると認めた場合は、直ちに応援要請、先遣隊の受入等を行い、効果的な災害応急対策が実施できる体制の確立を図る。

(2) 実施計画

【村及び上伊那広域消防本部が実施する対策】

ア 消防に関する応援要請

(ア) 他市町村に対する応援要請

村長は、風水害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から本村の持つ消防力のみではこれに対処できない場合又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、長野県消防相互応援協定(資料編参照)に基づき、速やかに他の市町村等の長に対し、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。

(イ) 他都道府県への応援要請

村長は、(ア)の場合における相互応援協定に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第24条の3の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請する。

- a 緊急消防援助隊
- b 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」又は「消防防災ヘリコプターの運航不能機関等における相互応援協定」に基づくヘリコプターの応援
- c その他、他都道府県からの消防の応援

イ 消防以外に関する応援要請

(ア) 他市町村等に対する応援要請

- a 村長は、風水害等の非常事態において、災害の規模及び被害状況等から、村の持つ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、事前に締結されている長野県市町村災害時相互応援協定に基づき、速やかにブロックの代表市町村である伊那市長に対して応援を要請し、その旨知事に連絡する。

この場合において、代表市町村である伊那市(伊那市が被災した場合は、あらかじめ決められたブロック内の他の市町村)は被災市町村に先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。

なお、大規模災害時の非常事態と判断される市町村へは、ブロックの代表市町村である伊那市が先遣隊を派遣するものとする。

また、被災した市町村は、先遣隊に対し必要な情報を提供するものとする。

ただし、ブロックを構成する市町村の大半が被災し、当該ブロック内から先遣隊の派遣をおこなうことができない場合は、長野県市町村災害時相互応援協定に定められた応援ブロックから先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。

「応援要請事項」

- 応援を求める理由及び災害の状況
- 応援を必要とする職種、人員、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- その他必要な事項

(イ) 県に対する応援要請等

村長は、災害応急対応策を実施するために必要があると認めるときは、知事等に対し、災害対策基本法第68条の規定に基づき、応援を求め、又は災害応急対応策の実施を要請する。

(ウ) 指定地方行政機関等に対する職員の派遣要請等

村長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請又はあつせんを求める。

2 応援体制の整備

(1) 基本方針

ア 相互応援協定等に基づく迅速な応援

応援活動は、他市町村等が災害を受けた場合、必要とする災害応急対策等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、その災害時は、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。

なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

イ 要請を待たない自主的出動等

通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで自主的に出動する必要がある。

この場合、相互応援協定等により先遣隊を派遣し、情報収集等を行う。

ウ 県外被災自治体への支援

県外で大規模災害が発生した場合も、被災した県外地方自治体に対し、県と市町村が一体となって支援を行う。

(2) 実施計画

ア 【村、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

(ア) 情報収集及び応援体制の確立

村、公共機関及びその他事業者(以下「応援側」という)は、風水害等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え被災市町村等(以下「要請側」という)からの要請を受けた場合は、直ちに出動する。

(イ) 指揮

応援側は、要請側の指揮の下で、緊密な連携を図りながら応援活動を実施する。

(ウ) 自給自足

応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期におよぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

(エ) 自主的活動

通信の途絶等により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

イ 【長野県合同災害支援チームが実施する対策】

(ア) 長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した県外地方自治体に対し、県と市町村が一体となつて的確な支援を行う。

(イ) 県及び市町村は、「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定書」(資料編参照)に基づき支援を行う。

(ウ) 主な支援内容は以下のとおり。

a 被災県等への職員派遣及び物資の提供

b 被災者の受入及び施設の提供

(a) 県内医療機関での傷病者の受入

(b) 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供

c その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援

ウ 【関係機関が実施する対策】

被災により村及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去等、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務時従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、村に代わって行うものとする。(指定行政機関)

3 受援体制の整備

(1) 基本方針

本村が、他の市町村等から応援を受ける場合において、円滑かつ効果的な応急措置を実施するためには、円滑な受入れ体制が必要となる。

しかし、受入れ体制を全て整えた後に応援要請を行うことは、初動の応急措置に遅れが生じることになることから、要請時には、配置、指揮命令系統及びヘリポート等応援活動に必要な基本的事項を整え、宿泊場所、食糧等の後方的事項については、要請後速やかに整える等迅速かつ弾力的な受援体制の整備が必要である。

(2) 実施計画

【村、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

円滑な受入れ体制の整備のため、あらかじめ、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、受援計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておく。

また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をする。

4 経費の負担

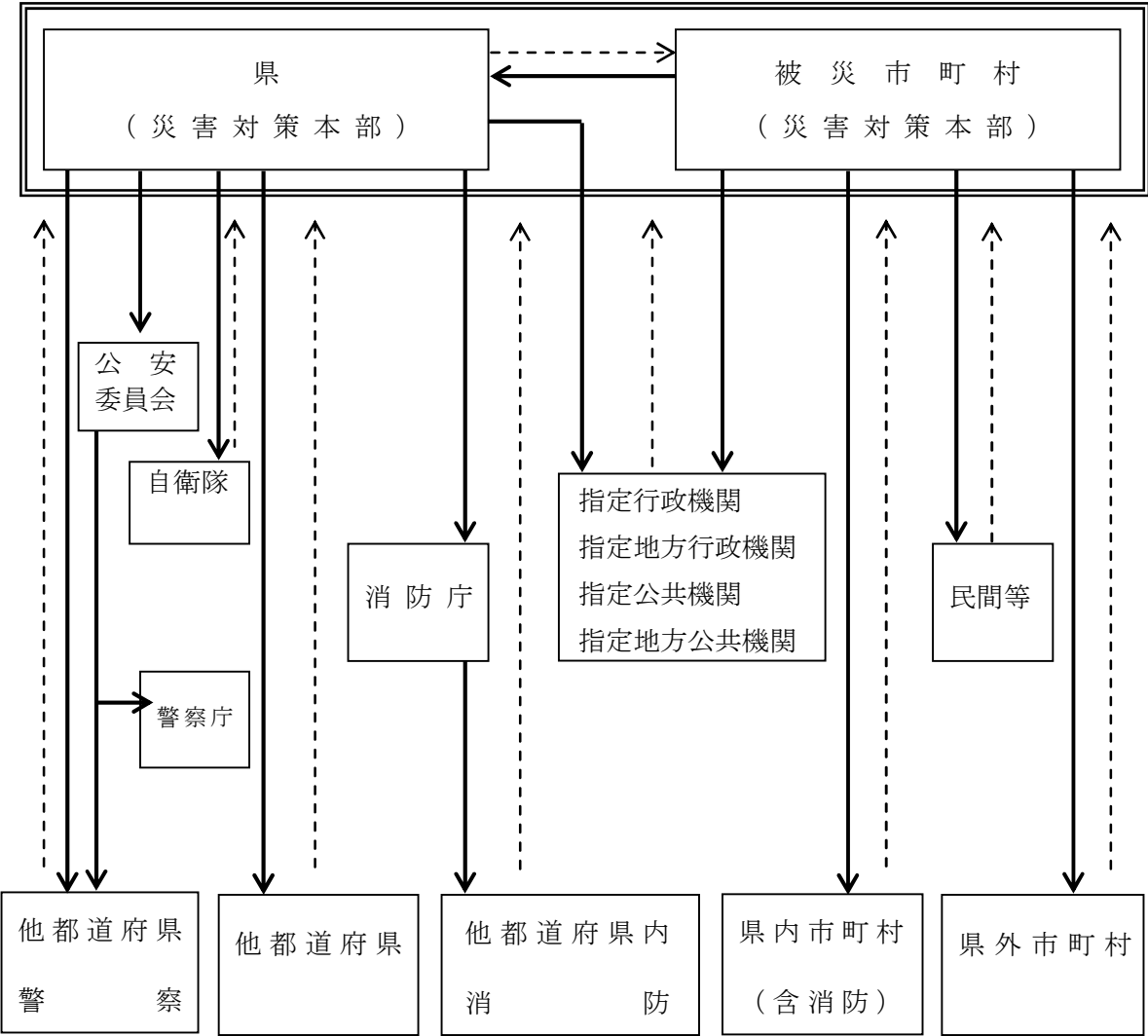
(1) 県又は他市町村等から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は災害対策基本法施行令第18条の規定に定めるところによる。

(2) (1)以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結

された相互応援協定に定められた方法による。

(別記)

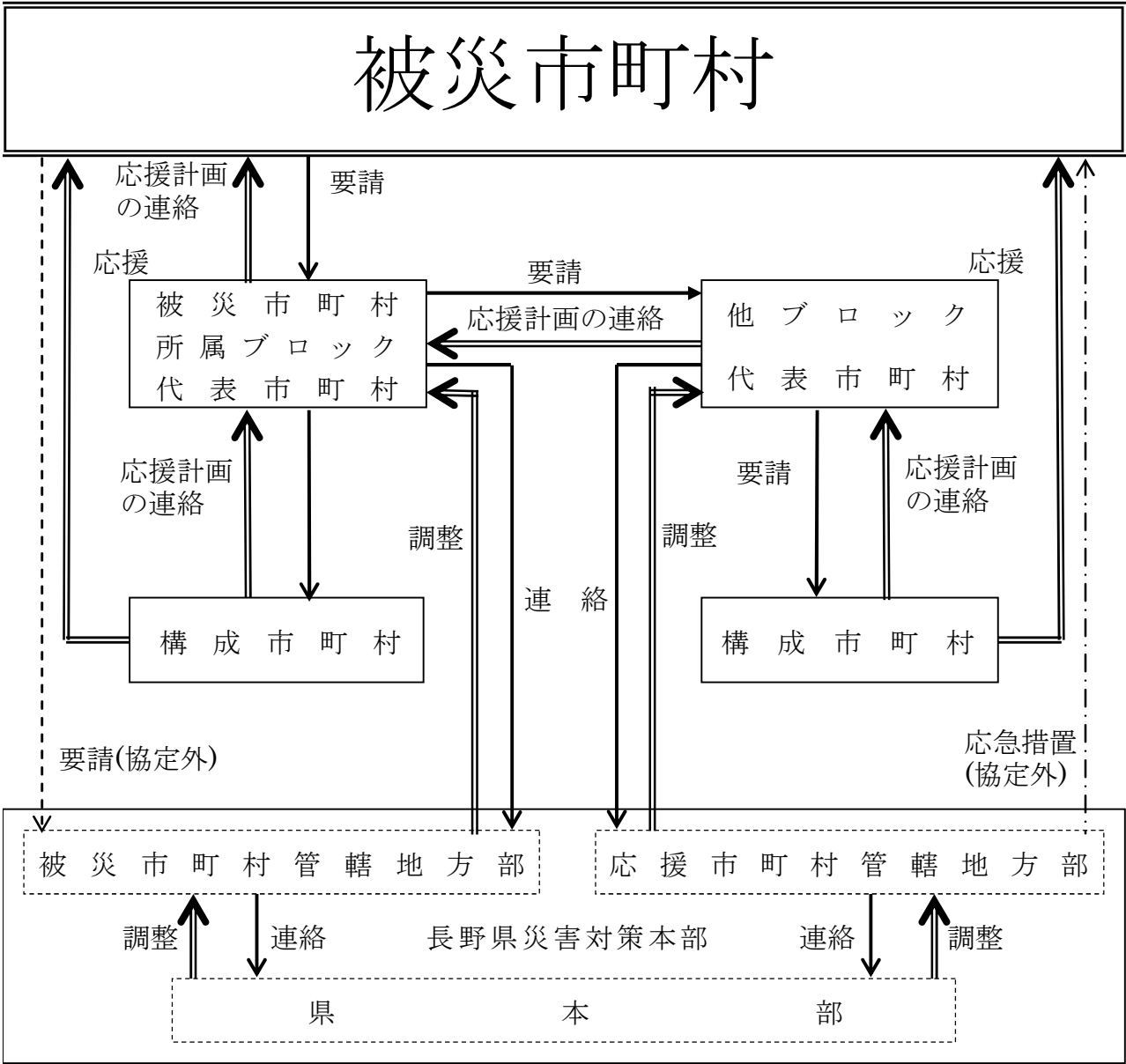
広域相互応援体制図



————→ 要請等
-----> 応援、応急措置、協力等

長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統

(常備消防分を除く)



凡	↓	要請に係る系統（応援協定）
	⇑	応援に係る系統（応援協定）
例	↓	要請に係る系統（協定外）
	⇑	応援に係る系統（協定外）

第5節 ヘリコプターの運用計画

(災害対策本部全部)

第1 基本方針

災害時には、陸上の道路交通の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報の収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。

第2 主な活動

陸上の道路交通の寸断等の発生に伴う災害の応急対策を円滑、効果的に実施するため、必要に応じ、県にヘリコプターの出動を要請するとともに、ヘリポートの選定及び必要な人員配置等適切な措置を行う。

第3 活動の内容

1 ヘリコプターの要請

(1) 基本方針

陸上の道路交通の寸断等が発生した場合、被災状況に関する情報の収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策を実施するためのヘリコプターを県へ要請する。

(2) 実施計画

災害の状況に応じ、迅速な判断の下にヘリコプターの要請を行う。(別記「ヘリコプター要請手続要領」のとおり)

機 種	機 種	定員	救助ホスト	消火装置	物資吊下	映像伝送
消防防災ヘリコプター	ベル412EPI	15	○	○	○	○
県警ヘリコプター	アグスタ AW139	17	○		○	○
広域航空消防応援等ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○
自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	
海上保安庁ヘリコプター	各種	各種	○		○	
ドクターヘリ		6				

2 出動手続きの実施

(1) 基本方針

各ヘリコプターの連絡系統に基づき、迅速な出動手続きを行う。(別記「ヘリコプター要請手続要領」のとおり)

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 要請にあたっては、次の事項について可能な限り調査し、急を要する場合は、口頭で要請する。(文書による手続きが必要な場合は、後刻速やかに行う。)

- ・災害の状況と活動の具体的内容(消火、救助、救急搬送、調査、人員・物資輸送等)
- ・活動に必要な資機材等
- ・ヘリポート及び給油体制
- ・要請者、現場責任者及び連絡方法
- ・資機材等の準備状況
- ・気象状況
- ・ヘリコプターの誘導方法
- ・他のヘリコプターの活動状況
- ・その他必要な事項

イ 県と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置をとる。

ウ 傷病者の搬送の場合は、救急車及び収容先医療機関等について調整し手配する。

エ 連絡責任者は、ヘリポートで待機し、必要に応じ機長等との連絡にあたる。

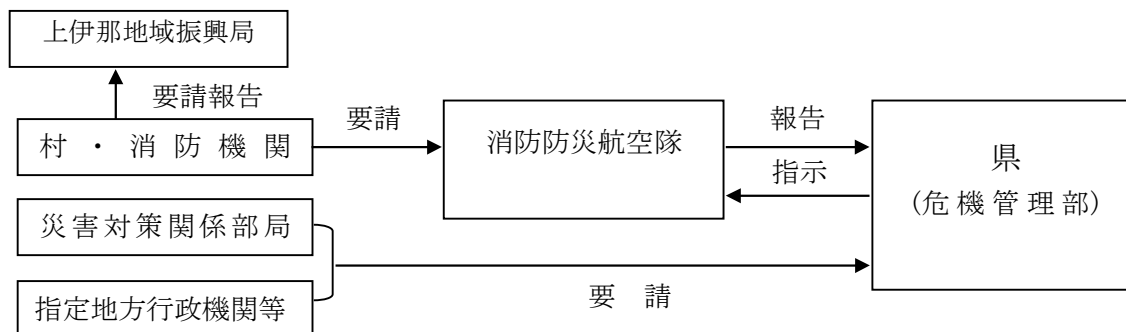
オ 自衛隊の派遣要請手続きについては本章第6節「自衛隊の災害派遣」による。

別記 ヘリコプター要請手続要領

1 消防防災ヘリコプター

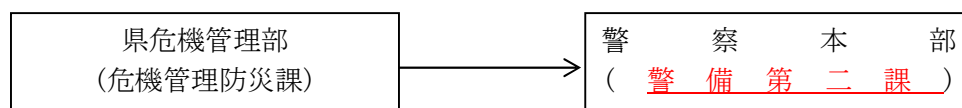
災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に幅広く迅速に対応する。

緊急応援要請のフローチャート

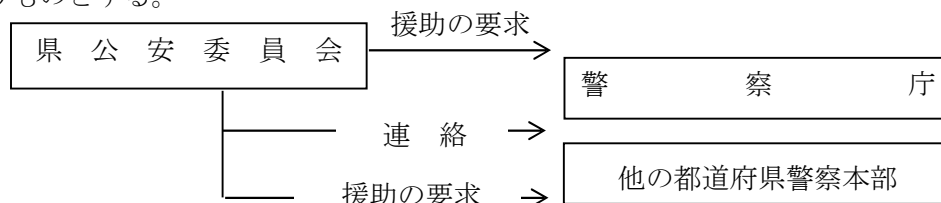


2 県警ヘリコプター

災害応急対策を実施するに当たり、消防防災ヘリコプターおよび県政用ヘリコプターが使用できない場合又は2機では対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請するものとする。



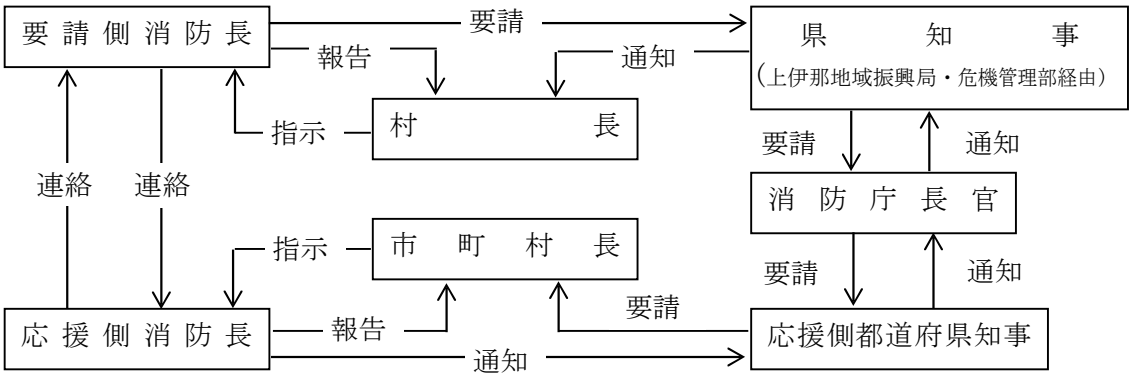
また、県公安委員会は、必要に応じて、警察庁又は他の都道府県警察に対し、援助の要求を行うものとする。



3 広域航空消防応援等ヘリコプター

災害時、広域的な航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」又は「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に基づき応援要請する。

(1) 広域航空応援要請手順



(2) 緊急消防援助隊航空小隊の出動計画

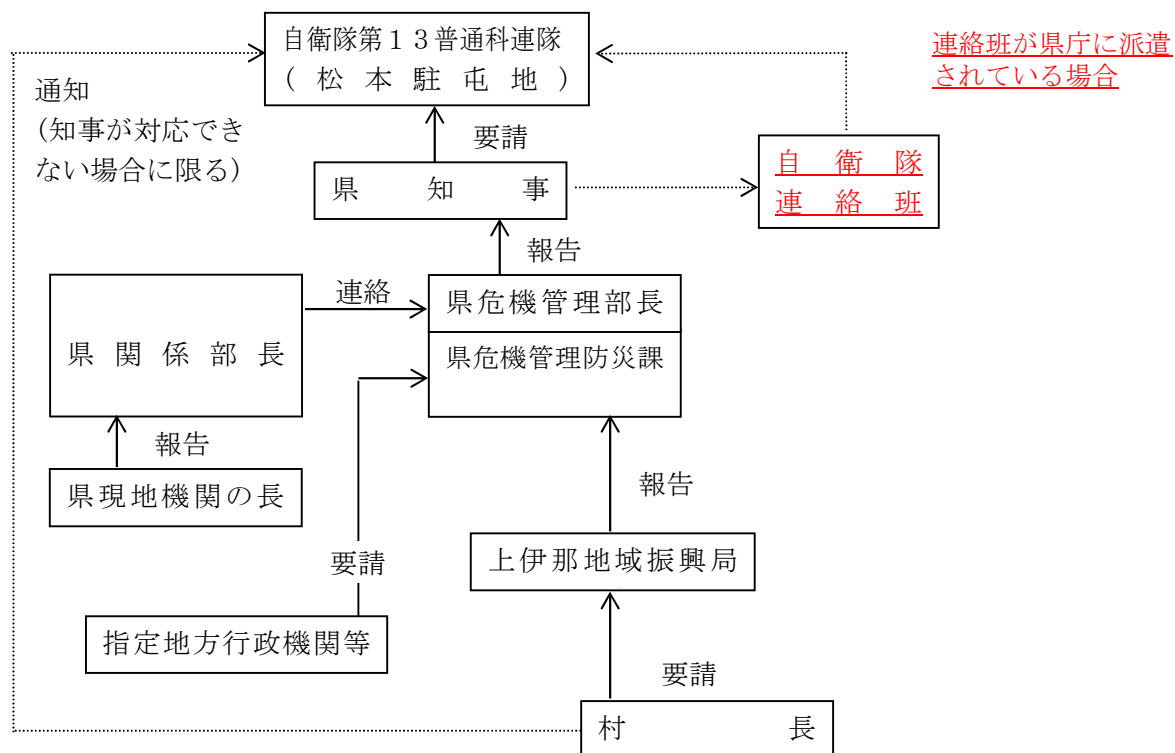
ア 大規模災害又は特殊災害が起きた場合に、原則として第1次的に応援出動する航空部隊を第一次航空小隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次出動航空小隊は以下のとおりである。

東京消防庁	埼玉県	山梨県	群馬県	新潟県
富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市

イ 第一次出動航空小隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空小隊は以下のとおりである。

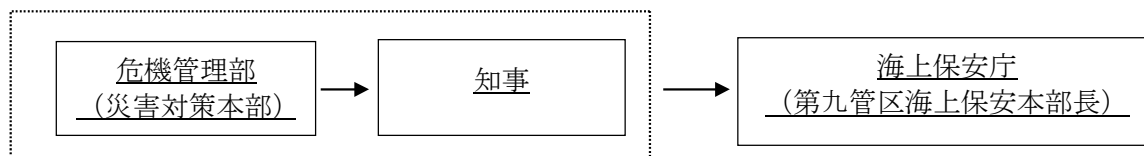
茨城県	栃木県	千葉県	横浜市	川崎市	石川県
福井県	静岡県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市

4 自衛隊ヘリコプター 要請については本章第6節「自衛隊の災害派遣」による。



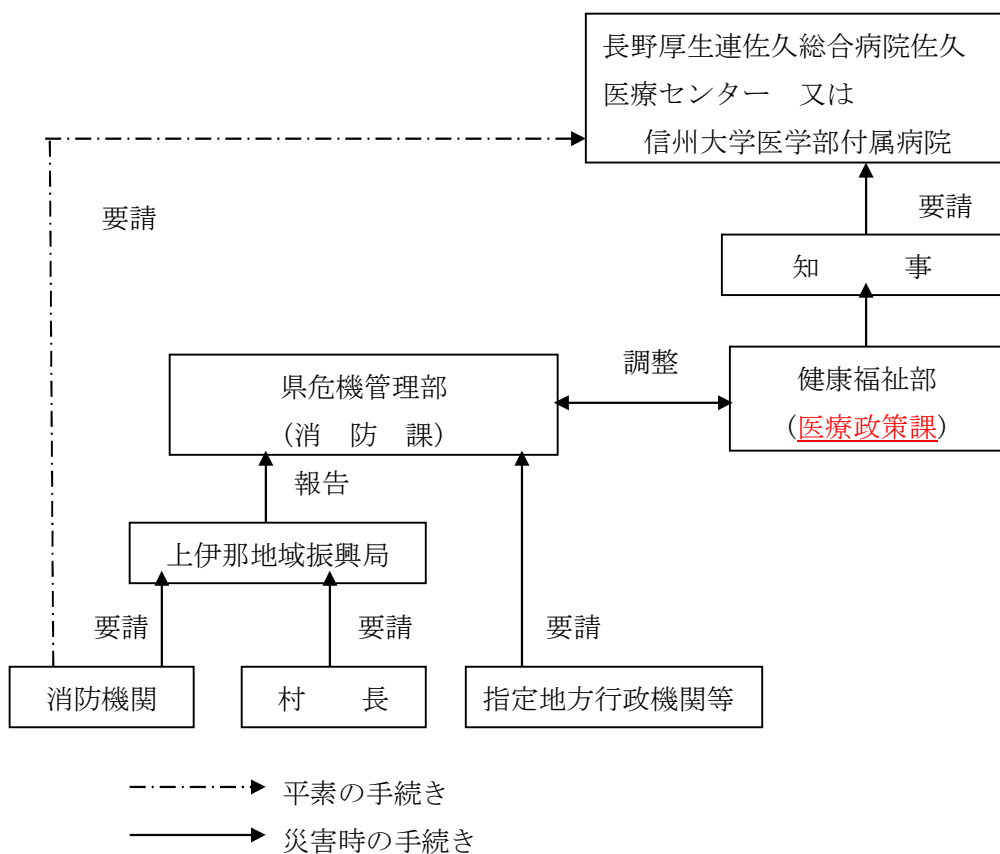
5 海上保安庁ヘリコプター

救助等の所要が生じた場合、海上保安庁ヘリコプターの応援を要請するものとする。



6 ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、村は県に対し、長野厚生連佐久総合病院ドクターヘリ又は信州大学医学部付属病院ドクターヘリの出動を要請する。



第6節 自衛隊の災害派遣

(災害対策本部全部)

【住 民】

第1 基本方針

災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、自衛隊法第83条第1項に基づき、県知事は自衛隊の災害派遣を要請する。

また、災害対策法第68条の2に基づき、村長は県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができる。

自衛隊が派遣された場合は、派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県等は、派遣部隊と密接に連絡調整を行う。

第2 主な活動

- 1 自衛隊に要請する救援活動及び要請手続きについて確認する。
- 2 県と派遣部隊の連絡調整について定め受入れ体制を整備する。
- 3 派遣部隊の活動の必要がなくなった場合の撤収方法について定める。
- 4 派遣に要した経費の負担について定める。

第3 活動の内容

1 派遣要請

(1) 基本方針

災害時における被害の拡大を防ぎ、迅速な救助を行うために、早急に災害の情報収集に努め、必要があれば直ちに県を通じて派遣要請を行う。事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を県に連絡する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 派遣の要請

a 要請の要件

(a) 公共性

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。

(b) 緊急性

差し迫った必要性があること。

(c) 非代替性

自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

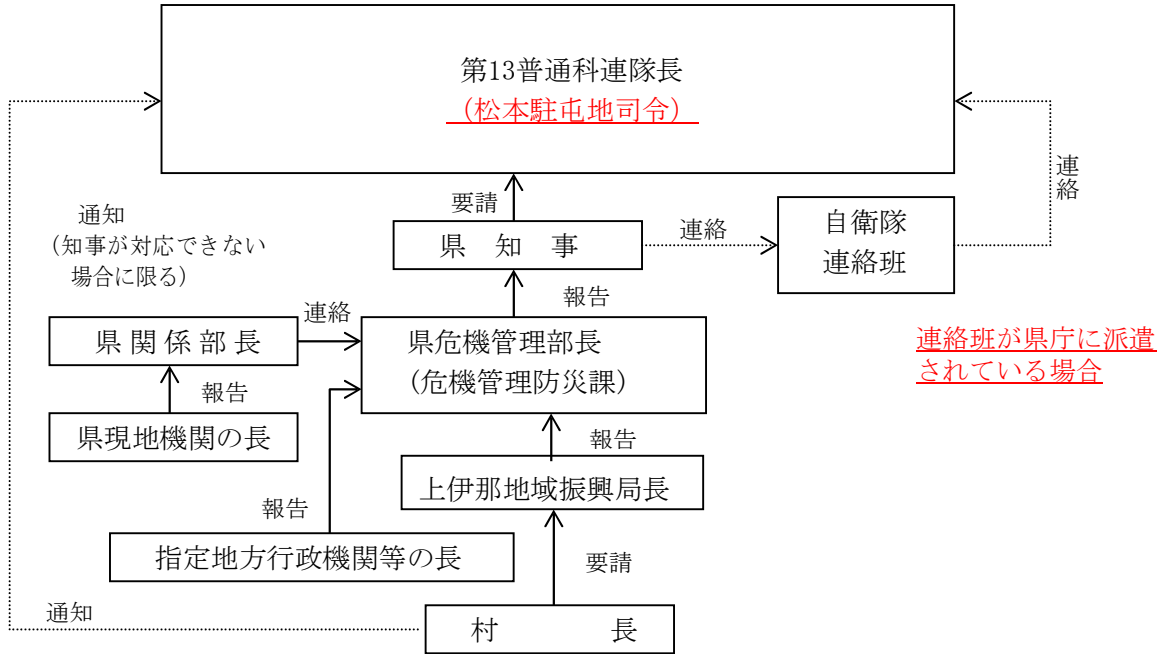
b 派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等により異なるが、おおむね次による。

項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
避難の援助	避難者の誘導及び輸送等の援助
遭難者等の捜索救助	死者、行方不明者、傷者等の捜索、救助
水防活動	土のう作成、運搬、積み込み等
消防活動	消防車、航空機、防火用具による消防機関への協力
道路又は水路の啓開	損壊及び障害物の啓開・除去
応急医療・救護・防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
<u>給食及び給水、入浴支援</u>	<u>被災者に対する給食及び給水、入浴支援</u>
救護物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年1月10日総理府令第1号）に基づく、被災者に対する生活必需品の無償貸与又は救じゅつ品の譲与
危険物の保安及び除去等	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	自衛隊の能力で対処可能なもの

(イ) 派遣要請系統

自衛隊災害派遣要請の手續系統は、次表のとおりである。



(ウ) 要請方法

派遣要請の範囲において自衛隊の派遣を必要とする場合は、災害対策基本法第68条の2に基づき、次により要請を求める。

- a 自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって上伊那地域振興局長に派遣要請を求める。
- b 口頭をもって要請したときは、事後において速やかに上伊那地域振興局を通じ文書による要求をする。
- c 上伊那地域振興局長を通じての要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を、第13普通科連隊長に通知する。また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。

d 要請事項

要請にあたっては、次の事項を明らかにする。

- (a) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (b) 派遣を希望する期間
- (c) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (d) その他参考となるべき事項

(エ) 派遣部隊の受入措置

- a 受入れ総括責任者は村長とする。

- b 連絡責任者は総務部長とし、県現地連絡調整者（上伊那地域振興局長等）を通じ部隊の活動等の要請を行い、またその活動を援助する。
- c 伊那警察署長に連絡し、交通の整理確保を図り部隊のスムーズな移動が行われるよう配慮する。
- d 派遣部隊の救援作業に必要な資材を速やかに総務部長が配慮する。
- e 部隊の集結場所、宿营地等は別に定める。
- f 他の防災関係機関の活動との調整を行い、災害派遣の効率化に努める。

要請文書のあて先	
陸上自衛隊 1 3 普通科隊長(松本市高宮西1-1)	
連絡先	
平常日	時間外
第3科長 0263-26-2766 (235) 防災行政無線81-535-79 F A X 0263-26-2766 (239) 防災行政無線 81-535-76	駐屯地当直司令 0263-26-2766 (301) 防災行政無線81-535-61 F A X 0263-26-2766 (239) 防災行政無線 81-535-62

2 派遣部隊との連絡調整

(1) 基本方針

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県との連絡を密にして受入れ体制を整備する。

(2) 実施計画

ア 【県が実施する計画】

県総括連絡調査員及び現地連絡調整者

区 分	県総括連絡調整者	県現地連絡調整者
県災害対策本部が置かれていない場合	危機管理部長	上伊那地域振興局長等
県災害対策本部が置かれている場合	災害対策本部長	上伊那地方部長
県現地本部が置かれている場合	災害対策本部長	現地本部長

現地連絡調整者の任務

- (ア) 現地連絡調整者は、災害対策本部が設置されていない場合は、派遣要請の内容に応じ、関係現地機関の長がこれにあたる。
- (イ) 現地連絡調整者は、部隊等との連絡にあたらせるため連絡員を定め速やかに現地派遣部隊の長、総括連絡調整者および村長に通知する。
- (ウ) 現地連絡調整者は、関係区域間における部隊、村その他関係機関等との連絡調整を行う。
- (エ) 現地連絡調整者は、部隊の効果的な活動を図るため、次の事項について計画をたて、施設等については村と協力し、準備を行う。

①作業箇所及び作業内容

②作業箇所別必要人員及び機材

③作業箇所別優先順位

④ヘリポート

⑤資材の調達方法

⑥本部事務所

⑦宿泊施設

⑧資材置場、炊事場

⑨駐車場

(オ) 現地連絡調整者は、部隊の増援を必要と認めるときは、総括連絡調整者に報告する。

(カ) 災害の状況により現地連絡調整者が替わった場合は、引継ぎを受けた現地連絡調整者は、その旨及び連絡員の職氏名及び連絡場所を関係機関に通知する。

イ 【村が実施する対策】

(ア) 部隊の活動等について、部隊その他関係機関に行う要請は、全て県現地連絡調整者を通じて行う。

(イ) 連絡交渉の窓口の一本化を図り、県現地連絡調整者に報告する。また、派遣部隊と村及び現地連絡調整者の情報共有の場を設置する。

(ウ) 部隊の宿舍、部隊の活動に要する資材等について県現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。

ウ 【自衛隊が実施する対策】

(ア) 第13普通科連隊長は、迅速な災害派遣及び県その他関係機関との連絡調整を図るため、連絡班を本庁もしくは、上伊那地域振興局に、偵察班を現地にそれぞれ派遣する。

(イ) 第13普通科連隊長は、災害に際し、被害がまさに発生しようとしており事情真にやむを得ないと認めた場合は知事の要請を受け、連絡班等および部隊を派遣する。

エ 【住民が実施する対策】

自衛隊の派遣活動が円滑に行われるよう、可能な範囲で協力を行う。

3 派遣部隊の撤収要請

(1) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

村長は、部隊の活動の必要がなくなつたと認めたときは、現地連絡調整者に文書又は口頭をもって報告する。

イ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 指定地方行政機関等における措置

指定地方行政機関の長等は、部隊の活動の必要がなくなつたと認めたときは、現地連絡調整者に文書又は口頭をもって報告する。

4 経費の負担

(1) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として村が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材(自衛隊の装備に係るものを除く。)
- (イ) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料
- (ウ) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用
- (エ) 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた(自衛隊の装備に係るものを除く。)損害の補償
- (オ) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に意義がある場合は、県が調整して決定した費用

イ 【関係機関が実施する対策】

自衛隊における第13普通科連隊長は、上記の経費について、文書により、村長に請求する。

第7節 救助・救急・医療活動

(統括部・総務部・福祉部・消防部・奉仕部)(消防署)

【住 民】【自主防災組織】

第1 基本方針

大規模災害時における救助・救急・医療活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班及び医療班（以下「医療救護班等」という。）の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医療品、医療用資機材の供給体制の確保、他の市町村との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。

第2 主な活動

- 1 村及び県、県警察本部、消防機関、医療機関等が相互の連携により、被災地における救助活動、救急処置を要する傷病者の搬送、医薬品・医療用資機材の提供、広域受援計画に基づく国や他の地方公共団体等への応援要請等の大規模災害に対応した救助・救急・医療活動を行う。
- 2 災害派遣医療チーム（DMAT）及び関係機関により編成された医療救護班等により初期救護医療を行うとともに、傷病者の後方医療機関への受入れ、ヘリコプター等による緊急輸送等広域救護体制を確保する。

第3 活動の内容

1 救助・救急活動

(1) 基本方針

消防機関、警察、医療機関等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。

また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。

なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

(2) 実施計画

ア 【村及び上伊那広域消防本部が実施する対策】

- (ア) 上伊那広域消防計画における救助・救急計画等に基づき、警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努める。

- (イ) 必要に応じて他の市町村等との相互応援協定に基づく応援要請等本章第4節「広域相互応援活動」及び本章第6節「自衛隊の災害派遣活動」により行い、住民の安全確保を図る。
- (ウ) 消防機関は、警察署及び道路管理者等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送にあたり、効率的な対応をする。
- (エ) 消防機関は、救助活動にあたり、警察署等との活動区域及び人員配置の調整等密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行うものとする。
- (オ) 消防機関は、救助活動にあたり、警察署、医療救護班等との密接な連携により医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送するものとする。
その際、高規格救急車を傷病者の状態に合わせて有効に運用するものとする。
- (カ) ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請するものとする。

イ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 上伊那医師会等は、あらかじめ医療救護班等を編成し、効率的な救助活動を行う。
- (イ) 日本赤十字社長野県支部は、各赤十字病院に医療救護班等を編成し、医療救護(巡回診療を含む)を実施する。また、災害の状況に応じ、医療救護班等の派遣に併せ、または赤十字防災ボランティアを派遣する。
- (ウ) 災害派遣医療チーム(DMAT)を有する医療機関は、要請に基づきチームを派遣し、救助活動を行う。

ウ 【住民及び自主防災組織が実施する対策】

住民同士又は自主防災組織内において、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに(共助)、消防機関、医療救護班等に協力する。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

2 医療活動

(1) 基本方針

災害時においては、従来の救急医療体制が十分に機能しないことが考えられるため、災害派遣医療チーム(DMAT)及び関係機関により編成された医療救護班等による初期段階の医療体制を充実させることが重要である。

また、主に重傷患者に係る後方医療機関について、災害拠点病院、上伊那医師会を中心として関係機関との連携による受入体制の確保を図る。

更に、市町村の枠を越えた相互支援体制による医療活動を行う。

なお、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の体制の整備に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

- (ア) 災害発生時における医療救護体制は「災害時の医療救護についての協定書」及び「医療救護活動実施細目」による。
- (イ) 医療救護所の本部は南箕輪村保健センターとし、上伊那地域医療救護活動マニュアルに基づき、あらかじめ編成された医療救護班等により、医療救護活動等を行う。
- (ウ) 村は、被災状況、傷病者の発生状況により、医療救護所の設置が必要と判断した時は、あらかじめ指定されている施設のうちから医療救護所の設置施設を決定し、医療救護所の運営要員を施設へ派遣し、医療救護所を開設する。また、医療救護所の開設を上伊那地域災害医療本部に連絡するとともに、医療救護班の派遣を要請する。
- (エ) 村は、上伊那地域災害医療本部、上伊那医師会と連携して収容可能人員、診療機関の稼働状況等の情報を広域災害救急医療情報システム（EMIS）等により迅速に把握し、後方医療機関の確保を行い、警察署に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備する。また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町村、県に対し傷病者の受入れについて要請する。
- (オ) 必要に応じて、重症傷病者の災害拠点病院への搬送体制を確保するとともに、災害拠点病院、救命救急センター等への緊急輸送について県に要請する。
- (カ) 医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて、県又は関係機関に対し、供給の要請を行う。

イ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 上伊那医師会は上伊那地域医療救護活動マニュアルに基づきあらかじめ医療救護班の編成について定め、出動要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は医療救護班を編成し、災害時の医療救護活動を行う。
- (イ) 上伊那歯科医師会は、上伊那地域医療救護活動マニュアルに基づきあらかじめ歯科医療救護班の編成について定め、出動要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は歯科医療救護班を編成し、災害時の医療救護活動を行う。
- (ウ) 上伊那薬剤師会は上伊那地域医療救護活動マニュアルに基づきあらかじめ薬剤師班の編成について定めるとともに、医薬品の調剤、服薬指導、仕分け、管理等、医療救援体制について必要な事項を定め出動要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は薬剤師班を編成し、又は医療救護班に加わり、災害時の救護活動を行う。
- (エ) 日本赤十字社長野県支部長は、県や村から要請があったとき、又は支部長、病院長が必要と認めたときは、医療救護班等を派遣し、避難所・救護所等で別に掲げる医療救護活動等にあたる。
- (オ) 日本赤十字社長野県支部長は、各赤十字病院において関係機関との密接な連携のもとに傷病者の受入れを円滑かつ効率的に行う。
- (カ) 日本赤十字社長野県支部長は、県内3か所の赤十字血液センターにおいて輸血用血液の確保を行い、各医療機関の要請に基づき緊急輸送する。また、当該血液が不足する場合には、報道機関に協力を要請し、移動採血車等により採血するとともに、日本赤十字社の各基幹血液センター等の応援を要請する。

- (キ) 災害拠点病院等は、傷病者の受入体制について万全を期すとともに、関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材等の提供を行う。
- (ク) 長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会は、備蓄医薬品及び衛生材料の指定場所への速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図るものとする。
- (ケ) 長野県厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部付属病院は、県からの要請に基づき、ドクターヘリによる救急搬送等の医療救護活動を行う。
- (コ) (公社)長野県柔道整復師会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者の応急救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）を行うものとする。
- (サ) 災害派遣精神医療チーム（D P A T）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、精神医療及び精神保健活動への支援を実施するものとする。
- (シ) (一社)長野県理学療法士会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者、被災者に対し応急処理活動等を行うものとする。

ウ 【住民が実施する対策】

発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について日頃から認識を深めるとともに、被災時は、感染症対策を講じた上で、自発的に救急活動を行うよう心掛ける。

〈医療救護班等の業務内容〉

上伊那地域医療救護活動マニュアルの活動内容、役割分担による。

3 医療資機材、医薬品等の調達

災害時においては、医薬品等の供給が緊急かつ的確に実施されなければならない。このため、医薬品等の保管品名、数量、場所等を把握するとともに、災害発生により備蓄量等に不足を生じた場合は、県または上伊那地域災害医療本部に対し供給の要請を行い、医療品等の調達を行う。

第8節 消防・水防活動

(統括部・総務部・福祉部・建設水道部・消防部)(消防署)

【住民】【自主防災組織】【事業所】

第1 基本方針 水防

大規模災害等発生時においては、建築物の倒壊等の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに当該災害により堤防その他の施設が損壊し、浸水等の被害が発生し、または発生する恐れがある場合における水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力または水防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、または実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第2 主な活動 水防

- 1 二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大を防止するため、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。
- 2 洪水、堤防その他、施設の損壊による浸水等の水害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を行う。

第3 活動の内容

1 消防活動

(1) 基本方針

大規模災害発生時においては、火災、二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず、住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行う。

(2) 実施計画

ア 【村及び上伊那広域消防本部、村消防団本部が実施する対策】

(ア) 消火活動関係

a 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

b 情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察、道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。

特に、大規模な火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防ぎょ計画等により、重要防ぎょ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

c 応援要請等

(a) 災害対策本部(村長：消防の事務を処理する広域連合の消防長を含む。)は、直ちに被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を第4節「広域相互応援活動」及び第6節「自衛隊の災害派遣活動」により行う。

(b) 村長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

(イ) 救助・救急活動

大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

なお、本項については、第7節「救助・救急・医療活動」に定める。

イ 【住民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策】

(ア) 出火防止、初期消火活動等

住民等は、災害時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生原因となる火気器具等の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努める。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。

なお、住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図るものとする。

(イ) 救助・救急活動

住民同士等において、自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに(共助)、消防機関等に協力するものとする。特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

ウ 山林火災の防御体制

【村及び関係機関が実施する対策】

山林火災は、地形、気象、発生時期等により急速な拡大、延焼、飛火等その消火に予想しがたい困難と危険性がある。このため、人員、資機材等通常の火災とは異なる体制のもとに対処する。

(ア) 防御部隊の編成

山林火災は、消防機関のみでは対処し難いため、次に掲げる組織、団体、関係住民により編成する。

消防団、奉仕団、交通安全協会、区役員、関係地区住民、上伊那森林組合等

(イ) 組織

a 本 部	「(ア)」に掲げる組織の長
b 消防係	消防団、「(ア)」に掲げる役員及び住民
c 防火線係	上伊那森林組合
d 伝令係	消防団
e 運搬補給係	消防団及びその車両、赤十字奉仕団、区役員
f 飛火延焼警戒係	消防団

(ウ) 出動計画

人員、資機材を効率的に運用するために、次により集結、活動する。

a 第1出動

消防団員及び関係者とし、消防団長の指令により集結、活動する。

b 第2出動

消防団長の指令により、指定の場所に集結し、出動順路、活動分担及び手順について明確な打ち合わせのもとに出動する。また、火災の規模によっては、出動分団を減ずることもできる。

(エ) 携行用具

ナタ、ノコギリ、カマ、ロープ、ジェットシューター、唐クワ等。夜間にかかる場合は照明器具、燃料等。

(オ) 運搬補給計画

関係分団車両により食料、飲料水、消防用資材、救急資材、その他必要な資機材の運搬補給を行い、物資の調達は消防団本部及び総務課等において行う。

(カ) ヘリコプターによる空中消火

a	地形条件や要員・資機材の不足等、地上での防御活動が困難な場合は、「長野県林野火災空中消火実施要項」に基づき、ヘリコプターによる空中消火を実施する。
b	ヘリコプターの出動要請は、「第5節 ヘリコプターの運用計画」により要請する。

2 水防活動

水防

(1) 基本方針

大規模災害発生時においては、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、氾濫、洪水等により水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため水防体制を確立して、諸情勢の的確なる判断のもとに円滑な水防活動を実施する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 水防体制の確立

a 水防組織

水防組織は、南箕輪村災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部の組織及び編成によるものとする。なお、水防法第5条に規定により南箕輪村消防団は水防管理者(村長)の所管の下に行動し、水防事務を処理する。

b 水防倉庫及び資器材の状況

水防倉庫及び資器材の状況は資料編による。

村の水防資器材が不足し、大量に緊急資器材を要するときは、隣接市町村または国・県有資器材の調達を要請するほか、資器材関係者と資器材の調達補給について、協定を締結するなどして備えるよう努める。

なお、国・県有蓄資器材の使用要請にあたっては、天竜川上流河川事務所長または伊那建設事務所長の承認を受けて使用する。

(イ) 雨量、河川水位の観測・巡視等

a 雨量、河川水位の観測

気象業務法等に基づく、大雨・洪水等の注意報・警報等が発せられたときは必要に応じ、総務課長は県及び関係機関相互に連絡を取り、雨量等気象情報の資料収集に努め、巡視員を配備して水位の観測監視を行う。

b 巡視員の任務

各巡視員は、河川、堤防等の巡視警戒を行うとともに、特に次の状態に注意し、異常を発見したときには、直ちに村長を通じ、それぞれの管理者に通報し、必要な措置を求める。

(a) 堤防の溢水状況

(b) 表法面で水当たりの強い場所の亀裂又は損壊

(c) 天端の亀裂又は沈下

(d) 法面漏水等による亀裂又は損壊

c 危険区域の巡視

危険区域の巡視警戒の担当区分は、次の表により行う。

表3-8-1

危険区域	担当部
土砂災害の発生原因が土石流による土砂災害警戒区域	建設水道部

重要水防区域及び危険箇所	総務部、建設水道部
農業用水路	産業部
ため池	産業部

※ 危険区域等の箇所は、資料編による。

(ウ) 水防警報等

a 国土交通大臣の行う水防警報とその処置

水防法第16条の規定により国土交通大臣又は長野県知事が指定した河川についての水防警報の発表は、長野県の示す水防計画に基づき、水位・水量等を示して水防上の警報を発表する。

(a) 水防警報を行う河川名及びその区域

表3-8-2

河川名	地 域	
天竜川 (上流)	左岸	上伊那郡辰野町大字平出字平田(昭和橋)から飯田市竜江姑射橋まで
	右岸	上伊那郡辰野町大字平出字平田(昭和橋)から飯田市川路姑射橋まで

(b) 水防警報の対象となる水位観測所及び水位

表3-8-3

(単位：m)

観測所名	河川名	水防団待機水位	氾濫注意水位	氾濫危険水位	計画高水位	建設事務所	水防管理団体
伊那富	天竜川	1.0	1.5	<u>3.1</u>	3.12	伊那建設事務所	辰野町・箕輪町
北殿	天竜川	6.0	6.5		8.04		南箕輪村・伊那市
伊那	天竜川	3.5	4.0	5.5	5.55		伊那市、宮田村
沢渡	天竜川	0.5	0.9	<u>1.8</u>	4.41		伊那市、宮田村
下平	天竜川	2.2	2.4		4.78		駒ヶ根市、飯島町、中川村

(c) 水防警報の段階と範囲

○ 段階

第1段階(待機)

水防団(消防団がその任を負う)員は、水防団待機水位をもって、水防資器材の整備点検その他水防活動の準備を行う。団員は各屯所あるいは詰所等に入り、状況に応じて警戒にあたる。

また、氾濫注意水位をもって、出動体制を確保するとともにいつでも出動できるものとする。

第2段階(準備)

氾濫注意水位をもって、消防団(水防団)員は、出動体制を確保するとともに、即座に出動できる体制とする。

第3段階(出動)

水防団員の出動を通知するもの。出動水位をもって出動とする。

- 第4段階(解除) 水防活動の終了を通知するもの。警戒水位を下回って水防作業の必要がなくなったとき。
- (適宜)(情報) 水防活動上必要とする水位その他河川の状況を通知する。

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知する。(安全確保の原則)

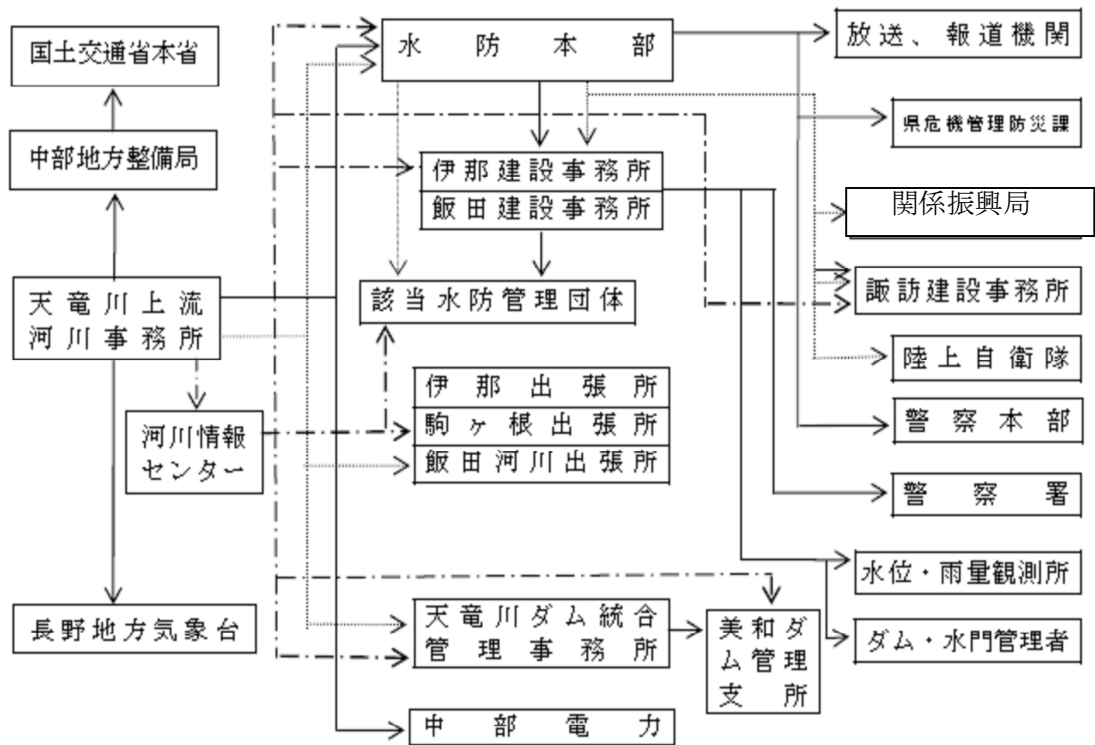
○ 範囲

表3-8-4

観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除	情 報
伊那富	水防団待機水位1.0mで準備及び警戒にあたる	氾濫注意水位1.5mで出動体制を確保し、いつでも出動できる体制とする。	出動水位2.2mで必要に応じて出動	警戒水位以下に下がり水防作業の必要が無くなったとき	水防活動に必要があるとき
北殿	〃 6.0m 〃	〃 6.5 〃	〃 7.0m 〃	〃	〃

(d) 水防警報の伝達系統

図3-8-1



(注) 1. ----- は、ファクシミリによる伝達を示す。
2. - - - - は、HP「川の防災情報」(統一河川情報システム)による補助的伝達系統である。

b 洪水予報

(a) 洪水予報を行う河川(法第10条2項の規定に基づき、国土交通大臣と気象庁長官が共同して洪水予報を行う河川。)

表3-8-5

河川名	区 域	水位又は流量の予報に関する基準地点	担 当 官 署 名
天竜川 (上流)	伊那市中央区南河原4542-2番地先 (中央橋)から 飯田市龍江7122-1番地先 (姑射橋)まで	伊 那 沢 渡 市 田 天竜峡	天竜川 上流河川事務所 長野地方気象台

(b) 洪水予報の対象となる水位観測所及び水位

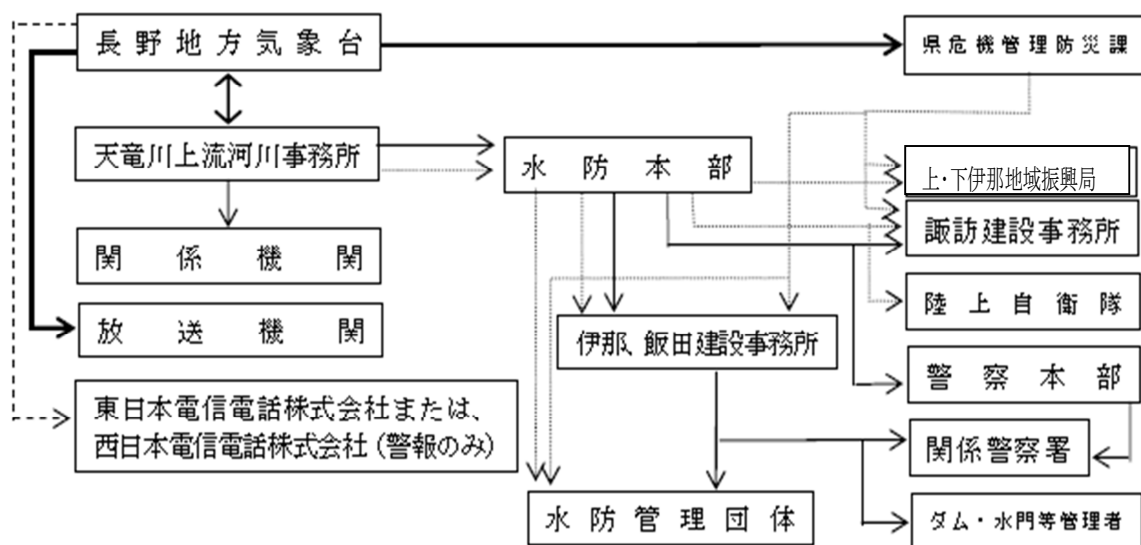
表 3-8-6

観測所名	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
伊那富	辰野町樋口	1.0m	1.5m	<u>2.6m</u>	<u>3.1m</u>	3.12m
沢 渡	伊那市東春近渡場	0.5m	0.9m	<u>1.7m</u>	<u>1.8m</u>	4.41m
市 田	下伊那郡高森町下市田	0.7m	1.4m	<u>3.7m</u>	<u>4.0m</u>	4.81m
天竜峡	飯田市龍江太田下	9.7m	11.0m	<u>15.3m</u>	<u>16.3m</u>	20.20m

(c) 洪水予報の伝達系統

図 3-8-2

ア 天竜川



(エ) 水防団の出動

a 動員基準

水防団の動員基準は、概ね次のとおりとする。

(a) 水防法の規定に基づき、天竜川上流河川事務所長が発表する水防警報等の伝達が県知事からあったとき。

- ・水防団待機水位 消防団員は、自宅又は即時出動できる状況で待機する。
- ・氾濫注意水位 水防資器材の整備点検その他水防活動の準備及び警戒、幹部の出動を行う。
- ・水防団出動水位 水防団員の出動を行う。

(b) 梅雨前線等の影響による豪雨によって河川の水位が上昇し、村域内に洪水、崖崩れ等の災害が発生し、または発生が予想されるとき。

(c) 台風の接近により、村域内に暴風雨による洪水等の水害が発生し、又は発生が予想されるとき。

(d) 長期にわたる降雨によって、がけ崩れ等による水害が発生し、又は発生が予想されるとき。

b 動員方法

水防団長又はその代理者は、水防警報を収受したとき、又は動員基準に適合すると認めたときは、水防管理者に連絡しその指示により配備を指令する。

動員方法は、電話、電子メール、防災行政無線等及び水防信号による。

(オ) 水防団等による監視・警戒活動

水防団長等は、動員後、水防区域の監視及び警戒を命じ、異常を発見した場合は上司に報告する。なお、洪水又は雨水出水のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施させる。避難誘導や水防作業の際にも、通信機器を携帯する、ライフジャケットを着用する等、水防団員自身の安全を確保する。

(カ) 緊急通行・損失補償

水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受け、水防のため緊急の必要がある場所に行くときは、一般通行の用に供しない通路または公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。なお、緊急通行により損失を受けた者に対し、村は時価によりその損失を補償するものとする。

(キ) 内水排除活動

a 内水排除活動

内水の恐れがある場所等で排除する排水ポンプの確保及び設置を行う。

- (a) ポンプ確保時期 氾濫注意水位(北殿水位観測所)を超えたとき
※ただし、降雨の予測等により必要に応じて実施
- (b) ポンプ配置時期 北殿水位観測所での水位が、7.0mを超えたとき
- (c) ポンプ等確保数 排水ポンプ 2台(揚水能力4 t /分程度以上)
発電機 2台

b 天竜川上流河川事務所及び県への排水ポンプ車による内水排除の応援要請

村における排水ポンプの設置に併せて、村長を通じて国土交通省及び県の排水ポンプ車による内水排除の要請を行う。

(ク) 決壊情報(被害情報)の通報

堤防等が決壊した場合及び危険と判断される状態になったときは、直ちに各関係機関及び隣接水防管理団体に通報する。

(ケ) 水防作業の実施

決壊箇所及び危険な状態になった箇所に対しては、被害の発生防止若しくは被害拡大を最小限にとどめるよう、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮し、適切な応急措置を講ずる。

(コ) 応援による水防活動の実施

a 水防管理者（村長）は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を「第4節 広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊の災害派遣」により行うものとする。また、他の市町村から水防について応援を求められた場合、又は知事から指示があった場合、水防管理者（村長）は、村の水防に支障のない限りこの求めに応ずるものとし、行動等については、応援を求めた水防機関の所轄のもとに行わせる。

b 水防管理者（村長）は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第5節 ヘリコプターの運用計画」により、要請するものとする。

c 水防管理者（村長）は、水防のため必要があると認めるときは、伊那警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

その方法等については、あらかじめ伊那警察署長と協議しておくものとする。

d 国（河川事務所、地方気象台等）との連携

(a) 水防連絡会

村は、県や天竜川上流河川事務所が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水予・警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、水防資器材整備状況、その他水防に必要な河川情報について情報収集を行う。

(b) ホットライン

村は、河川の水位状況については天竜川上流河川事務所等とのホットラインにより、また気象状況については長野地方気象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努める。

(c) 災害対策車両等の要請

水防管理者(村長) は、必要があると認めるときは、天竜川上流河川事務所に排水ポンプ車、照明車等の特殊車両の出動を要請する。

(サ) 水防活動上必要な資機器材の調達

村に備蓄された資機器材では、安全な水防ができないと予想されるときは、伊那建設事務所及び南箕輪村建設業協会等に資機器材の供給を依頼する。

(シ) 公用負担

a 公用負担の証票

水防活動のため、緊急に必要があるときには、現場において必要な土地の一時使用、土石・竹木、その他の資機材又は機械器具の使用若しくは収用するときは、水防管理者の発行する公用負担であることを証明する証票を提示する。

b 身分証票

前項により緊急に公用負担による土地又は物品等の使用を行う者は、その身分を明らかにする証票を所持する。

(ス) 水防報告等

a 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、水防記録を作成し、保管するものとする。

b 水防報告

水防管理者は、水防活動が終了したときは、その状況を伊那建設事務所に報告するものとする。

イ 【ダム、水門等の管理者が実施する対策】

ダム、水門等の管理者は、水防警報の通知を受けたとき、または気象状況等により雨量、水位、流量等が増大し、洪水のおそれがあると認めるときは、それぞれ定められた操作、規則及び操作規程等に基づき的確な操作を行い、その操作にあつてはそれぞれ定められた連絡先に通報した後に行う。

計画規模を超える洪水時に操作を行う場合は、速やかに下流域の被害を及ぼす可能性のある範囲の水防管理者、その他関係機関へその状況を通報するものとする。

洪水時、ダム等の破損又は決壊の危険が生じたときは、速やかに下流域の被害を及ぼす範囲の市町村、警察、その他関係機関にその状況を連絡し、地域住民の避難等が迅速に行われるよう措置を講ずる。

ウ 【住民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策】

(ア) 地域内の情報収集・伝達

自主防災組織等は、気象情報等により災害の発生が予想される場合には、あらかじめ巡視等に地域内の情報を収集し、災害の発生要因等について、村に報告するものとする。ただし、降雨、水位、時刻の状況等により巡視等の現地での活動が危険と判断される場合には、安全を優先して活動するものとする。

(イ) 避難

a 避難及び避難指示等の伝達

住民等は、災害の発生時又は発生のおそれのある場合には、気象情報等の情報に留意するとともに、高齢者等避難、避難指示等の発表があつた場合には、その内容に基づき行動するものとする。また、自主防災組織等においては、避難所への避難の状況から必要と判断される場合には、防災行政無線、屋外拡声装置等による避難勧告等の伝達を行うものとする。

b 災害時要援護者の避難誘導

ひとり暮らし高齢者、障がい者等の要配慮者とりわけ避難行動要支援者の避難について、村、地域支援者等と連携して避難誘導を行うものとする。

(ウ) 水防活動への協力

住民等は、自発的に水防作業への協力を行うものとし、特に、住宅地等への浸水防御等については、消防団等と連携して水防活動に協力するものとする。

第9節 要配慮者に対する応急活動

(統括部・福祉部・住民部・ボランティア部)

第1 基本方針

災害時には、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、県、村及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の実態に十分配慮した応急活動を行う。

第2 主な活動

- 1 要配慮者について、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、被災状況の把握、避難誘導、要配慮者に配慮した避難所での生活環境の整備及び応急仮設住宅への収容等を行う。また、要配慮者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。
- 2 介護用品、育児用品等要配慮者の生活の維持に必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。
- 3 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、避難所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。
- 4 災害発生時において、応援をする場合及び応援を受ける場合に、円滑かつ効果的な対応がとれる体制を確立する。
- 5 要配慮者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。

第3 活動の内容

1 避難受入れ活動

(1) 基本方針

災害応急計画の実施に際し、自主防災組織、地域住民、民生・児童委員等の協力を得て、要配慮者の状況把握に努め、災害発生直後より、時間的経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、迅速かつ的確な応急対策を講ずるよう努める。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 高齢者等避難・避難指示をはじめとする災害情報の周知

要配慮者の態様に応じ、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては、臨時災害放送局の開設を検討する。

(イ) 避難行動要支援者の状況把握及び避難誘導

村は、避難支援等関係者と連携し、本人に同意の得られた避難行動要支援者について関係者に予め提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。

災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。

なお、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行う。

(ウ) 避難所での生活環境整備等

災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。

また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。

a 避難所における設備の整備

段差解消やスロープ・身体障がい者用トイレの設置等を必要に応じて行う。

b 避難所における物資の確保及び提供

車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレを始めとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。

c 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供

福祉避難所及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。

なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

d 外国籍住民や外国人旅行者等の支援体制の確立

外国籍住民や外国人旅行者に対して多言語による情報提供や避難所への巡回による支援などを行うため、必要に応じて災害多言語センターの設置を行う。

e 情報提供体制の確立

避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、文字放送テレビ、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。

(エ) 在宅者対策

災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生委員、地域支援者、自主防災組織等の協力により、要配慮者の態様に応じ、在宅訪問により次の支援を行う。

a 在宅者の訪問の実施

村は在宅の要配慮者に対し、民生委員、地域支援者、自主防災組織等の協力のもと定期的に訪問する体制を確立する。

b 物資の確保及び提供

必要に応じて日常生活に必要な物資等を提供する。

c 相談体制の整備

在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行う。

d 情報提供体制の確立

災害状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の態様に応じた手段により提供する。

(オ) 応急仮設住宅等の確保

要配慮者向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。

(カ) ボランティア家庭への受入れ委託、里親への委託

要配慮者のボランティア家庭への受入れ委託、里親への委託等に関し、県と連携して受け入れ先の確保と安全な移送体制の整備を行う。

イ 【関係機関等が実施する対策】

(ア) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

避難支援等関係者は、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、村から予め提供された名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。

なお災害時において、村から予め提供された名簿に掲載されていない避難行動要支援者の名簿提供があり、避難支援について協力の依頼があった場合は、可能な範囲で避難支援を行うよう努める。

(イ) 医療機関・社会福祉施設等における受入れの推進

福祉避難所や要配慮者が生活する避難所への介護職員等の派遣や介護機器の貸与及び医療機関・社会福祉施設等への緊急受け入れ等について、市町村から要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力する。

(ウ) 医療機関・社会福祉施設等の復旧

医療機関や社会福祉施設等要配慮者利用施設については、ライフライン等の施設機能を早期に回復させる。

2 広域相互応援体制等の確立

(1) 基本方針

広域にわたる大規模災害が発生した場合や医療機関・社会福祉施設等が被災し、避難所や他の施設へ一次的・応急的に避難が必要な場合などにおいては、要配慮者の移送、受入れ等が集中的に必要なことが考えられる。

このような場合、村の区域を超えた広域的な応援体制により、関係機関が連携して、迅速かつ適切な避難受入れ活動を行う。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

村は、要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、村の区域を超えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機器材及び避難所等を確認のうえ、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行うとともに、他市町村等から応援要請があった場合、可能な限り協力するよう努める。

イ 【関係機関等が実施する対策】

医療機関・社会福祉施設等及び関係機関は、県・市町村等から要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関する人員、資機器材及び避難場所等の要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力するよう努める。

第10節 緊急輸送活動

(総務部・産業部・建設水道部・交通部)

第1 基本方針

- 1 大規模災害発生時の救助活動、救急搬送活動、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む総合的な輸送の確保を図る。
- 2 緊急輸送活動にあたっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、次の点に配慮して推進する。
 - ① 人命の安全
 - ② 被害の拡大防止
 - ③ 災害応急対策の円滑な実施
- 3 原則として次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
・ 人命救助 ・ 消防等災害拡大防止 ・ ライフラインの復旧 ・ 交通規制	・ (第1段階の続行) ・ 食糧、水、燃料等の輸送 ・ 被災者の救出・搬送 ・ 応急復旧	・ (第1・2段階の続行) ・ 災害復旧 ・ 生活必需物資輸送

第2 主な活動

- 1 緊急輸送全般の調整は、村災害対策本部が行う。
- 2 被災状況を直ちに調査し、主要道路が使用不能な場合、主要道路を優先して応急復旧や、除雪活動を行うとともに、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは放置車両や立ち往生車両等の移動を行う。また、農道、林道等も代替道路・迂回路として検討する。
- 3 建設業協会、輸送関係機関等の協力により輸送車両を確保するとともに、効果的なヘリコプターの運用を要請する。
- 4 支援物資の集積と各指定避難所への配送を円滑に実施するため、輸送拠点を指定して運用する。
- 5 県及び県警察を窓口として、緊急通行車両の確認手続を受ける。

第3 活動の内容

- 1 緊急交通路確保のための応急復旧

(1) 基本方針

県警察が行う緊急交通路確保計画と整合しながら、第1次確保路線から順次応急復旧を推進し、第1次確保路線復旧が困難な場合は第2次確保路線、第2次確保路線が困難な場合は指定路線以外の道路を緊急交通路として確保する。

また、応急復旧にあたっては、各機関が連絡協議し、優先順位をもって、できる限り早期の緊急交通路確保に留意する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 県計画に定める緊急交通路から先の輸送拠点までの取付け道路や、各避難所までの連絡道路等を確保するため、応急の復旧工事を推進する。

(イ) 緊急交通路が使用不能となった場合は、村道、農道、林道等、指定道路に代わるべき道路について確保し、この場合、必要に応じて県等の関係機関に対して応援を要請する。

イ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 国道、県道について、直ちに被災状況を把握するとともに、被災箇所については、速やかな応急復旧を行うものとする。(伊那建設事務所)

(イ) 林道の被災状況の早急な把握に努めるとともに、緊急交通路の使用不能等により、県及び村の要請に基づき、代替路として利用する林道の速やかな応急復旧及び安全通行の確保に努めるものとする。(中部森林管理局)

(ウ) 必要に応じて緊急災害対策は倦怠(T E C - F O R C E)などを派遣し、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。

2 輸送手段の確保

(1) 基本方針

災害時の輸送は緊急にして大量な輸送手段を必要とすることから、輸送関係各機関等の協力のもと、迅速な輸送力確保と円滑な輸送を推進する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 計画の定めるところにより自ら輸送力の確保に努める。この場合、自ら調達することが不可能な場合や、ヘリコプターを必要とするときは、直ちに県に対して調達を要請する。要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等についてできる限り詳細に連絡する。

(イ) 計画に基づき車両等の調達先及び予定数を予め明確にしておくとともに、災害発生時に必要とする車両等が調達不能又は不足する場合、県に対し調達、あつせんを要請する。

(ウ) 災害応急対策に必要な人員及び救援物資、応急復旧用資機材等の物資の輸送を鉄道により輸送する場合は、鉄道会社に協力を要請する。

(エ) 輸送関係機関に対し応援協力を要請する場合は、輸送区間、輸送期間、輸送対象及び輸送台数等必要な輸送条件を明示して行う。

イ 【関係機関が実施する対策】

(自衛隊、北陸信越運輸局、(公社)長野県トラック協会、(公社)長野県バス協会、(一社)長野県タクシー協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合、長野県倉庫協会)

- (ア) ヘリコプター運行機関は要請に基づいて直ちに出勤の準備をするとともに、地上の支援体制等につき、必要な措置を依頼するものとする。(自衛隊等)
- (イ) 緊急車両調達に関する要請があった場合は、直ちに関係機関に対して協力を求めるものとする。(北陸信越運輸局)
- (ウ) 緊急輸送が円滑に実施されるよう、交通輸送機関の現状把握に努めるとともに、必要に応じ、輸送分担、連絡輸送等の調整、輸送命令、不急輸送の停止及び制限を行うものとする。(北陸信越運輸局)
- (エ) (公社)長野県トラック協会は、県等からの要請に基づき、次の事項を実施するものとする。
 - a 道路運送法第84条の輸送命令又は出勤要請があった場合は、速やかに県トラック協会内に災害対策本部を設置し、緊急救援物資輸送体制を確立する。
 - b 県下7地区(北信、上小、佐久、諏訪、上伊那、上伊那、中信)において緊急輸送出動体制を組み、要請に基づき、緊急救援物資輸送隊を編成して出勤する。
 - c 輸送にあたっては、積み降ろしのための人員等について、要請機関と密接に連携する。
 - d 広域的な災害については、(公社)全日本トラック協会、各県トラック協会、(一社)全国霊柩自動車協会との連携により対応する。
- (オ) 北陸信越運輸局から要請を受けた(公社)長野県バス協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応えるものとする。
- (カ) 北陸信越運輸局から要請を受けた(一社)長野県タクシー協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応えるものとする。

3 輸送拠点の確保

(1) 基本方針

緊急輸送が円滑に推進されるためには、受け入れた物資を拠点に一旦集積し、避難所ごとに分類して発送することが効率的である。ヘリコプターによる輸送も考慮し、陸上と航空の輸送が一元的に推進できる拠点を設定する。

(2) 実施計画(資料編「災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点一覧表」参照)

【村が実施する対策】

- ア 輸送拠点の運営は、県と密接な連携のもとに行う。
- イ 各避難所での必要物資について、輸送拠点と連携を密接にする。

4 緊急通行車両等の確認手続

(1) 基本方針

大規模な災害が発生した場合、又は、災害がまさに発生しようとしている場合は、県公安委員会により緊急交通路が指定され、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止されることから、次により緊急通行車両等の確認を受ける。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 緊急通行車両等の確認

緊急通行車両等の確認を受けようとする場合は、警察署又は上伊那地域振興局において確認実施場所を確認の上、事前届出済証又は確認申出書の提出し、確認を受けた後に、緊急通行車両等確認証明書及び標章の交付を受ける。

その場合、次の事項に留意する。

- (ア) 証明書は、当該車両に備え付けておくこと。
- (イ) 標章は、当該車両の前面の見えやすい箇所に掲示すること。
- (ウ) 警察官から通行に関する指示を受けたときはこれに従うこと。
- (エ) 証明書及び標章は、用済後廃棄し、他人に与えないこと。

イ 緊急通行車両等の確認を受けることができる車両の範囲

- (ア) 災害時において、災害対策基本法に規定する防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、同法に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両で、次に掲げる事項を行う車両(道路交通法の緊急自動車を除く。)であること。

- a 警報の発令及び伝達並びに避難指示等に関する事項
- b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- d 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- e 施設及び設備(交通、通信、電気、ガス、水道等)の応急の復旧に関する事項
- f 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- g 犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持に関する事項
- h 緊急輸送の確保に関する事項
- i a から h までに掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

- (イ) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関(以下「指定行政機関等」という。)が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

第11節 障害物の処理活動

(建設水道部)

第1 基本方針

災害発生後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これらの活動を阻害する道路上の放置車両、被災車両及び倒壊物等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の交通路を優先して確保しなければならない。

障害物の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。

また、障害物の集積、処分に当たっては、その集積場の確保に加え、複雑な権利関係をも考慮に入れた、速やかな物件の集積、処分ができるよう措置する必要がある。

第2 主な活動

- 1 障害物の除去処理については、原則としてその所有者又は管理者が行うものであるが、迅速な交通路の確保が必要であることから、これらの者と迅速な協議の上、建設業協会の協力を得て村災害対策本部が行う。
- 2 除去障害物の集積及び処分方法については、原則として除去障害物の所有者又は管理者が集積場所の事前選定と速やかな処分を行う。

第3 活動の内容

1 障害物の除去処理

(1) 基本方針

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の交通路を優先して確保するため、障害物の権利関係に留意しつつ、緊急輸送道路上の漂流物、放置車両、被災車両及び倒壊物等の交通障害物を直ちに除去する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 障害物(工作物を含む)の除去は、原則としてその所有者又は管理者が行うものとする。村が障害物の除去作業を行う場合は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(イ) 放置車両等の移動等

- a 村管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

(ウ) 応援協力体制

- a 村内に所在する各機関等から除去作業に係る応援、協力要請があった場合は、村は必要に応じて適切な措置を講じる。
- b 本村における稼働能力のみでは実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

イ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 実施機関

自己の所有又は管理する障害物(工作物を含む)の除去は、その者が行う。

(イ) 障害物除去の方法

- a 巡回の強化を図り、障害となる物の除去等に努める。
- b 除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(ウ) 放置車両等の移動等

道路管理者は放置車両や立ち往生車両等が発生した場合は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。
運転者がいない場合等においては、道路管理者自ら車両の移動等を行う。

(エ) 必要な資機材等の整備

障害物の除去範囲及び多寡により、それぞれ対策を立てる。

(オ) 応援協力体制

- a 各機関で実施困難のときは、村長に応援協力を要請する。
- b 村から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じる。

2 除去物件の集積、処分方法

(1) 基本方針

障害物の集積、処分は、その障害物の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る障害物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、集積場所の確保、障害物の権利関係を事前又は災害発生後直ちに確認し、速やかな物件の集積、処分を行う。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

- (ア) 障害物(工作物を含む)に係る集積、処分は、原則としてその所有者又は管理者が行う。
- (イ) 村が障害物の集積、処分を行う場合は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。
- (ウ) 応援協力体制
 - a 本村に所在する各機関等から集積、処分について応援、協力要請があった場合は、村は必要に応じて適切な措置を講じる。
 - b 本村における稼働能力のみでは実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。
- (オ) 障害物の集積場所

障害物の一時集積場所が不足する場合や長期間の集積場所については、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し選定する。

- a 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所
- b 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所
- c 障害物が二次災害の原因にならないような場所
- d 広域避難地として指定された場所を除く場所

イ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 実施機関

各機関の施設、敷地内の障害物に係る集積、処分は、その所有者又は管理者が行う。

(イ) 障害物の集積、処分の方法

- a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。
- b 集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(ウ) 必要な資機材等の整備

障害物の多寡により、それぞれ対策を立てる。

(エ) 障害物の集積場所

それぞれの実施者において判断するが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。

- a 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所
- b 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所
- c 障害物が二次災害の原因にならないような場所
- d 広域避難地として指定された場所を除く場所

(オ) 応援協力体制

- a 各機関限りで実施困難のときは、村長に応援協力を要請する。
- b 村から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じる。

第12節 避難受入れ及び情報提供活動

(災害対策本部全部)

【住民】

第1 基本方針

風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、崖崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな危険、被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策の計画作成をしておく必要がある。

その際、高齢者、障がい者等の要配慮者について十分考慮する。

特に、要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域等内に所在している場合は、避難情報の伝達や、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては、これらの施設に十分配慮するものとする。

第2 主な活動

- 1 村は、適切に避難指示等を発令し、速やかにその内容を住民に周知する。
- 2 村長は必要に応じて警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導にあたっては、要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。
- 4 良好な避難生活の確保のために、避難所の整備に努める。
- 5 県及び市町村は、広域的な避難が必要な場合は、相互に連携し、速やかな避難の実施に努める。
- 6 応急仮設住宅については、県及び村は、速やかに住宅の確保等に努める。
- 7 村、県及び関係機関は、被災者等への的確な情報提供を行う。

第3 活動の内容

- 1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

水防

(1) 基本方針

風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要と認められる場合は、住民に対して状況に応じて、避難指示等を発令し伝達する。

避難指示を発令する場合は、国県等の関係機関から出される気象関係情報のほか、住民や消防団等地域からの情報も広く取り入れ、過去の災害状況や今後の予想などを分析した上で、住民の避難行動に要する時間等を考慮して、適切な時点で行うものとするとともに、避難指示を発令した場合は、速やかにその内容を住民に周知する。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

また、避難指示等の発令に資する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難行動判断等を促す。

(2) 実施計画

ア 実施機関

(ア) 実施機関

実施事項	機 関 等	根 拠 法	対象災害
<u>高齢者等避難</u>	<u>村 長</u>	<u>災害対策基本法第56条</u>	<u>災害全般</u>
避難指示	村 長 <u>知 事</u> 水防管理者 知事又はその命を受けた職員 警察官 自衛官	災害対策基本法第60条 <u>災害対策基本法第60条</u> 水防法第29条 水防法第29条・地すべり等防止法第25条 災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条 自衛隊法第94条	災害全般 <u>災害全般</u> 洪水 洪水及び地すべり 災害全般 災害全般 同上
緊急安全確保	<u>村 長</u> <u>知 事</u> <u>警察官</u>	<u>災害対策基本法第60条</u> <u>災害対策基本法第60条</u> <u>災害対策基本法第61条</u>	<u>災害全般</u> <u>災害全般</u> <u>災害全般</u>
避難所の開設、 <u>受入れ</u>	村 長		

(イ) 災害の発生により村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における村長の事務を村長に代わり県知事が行う。

(ウ) 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言することができる。さらに、村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等も活用し、適切に判断を行うものとする。

イ 高齢者避難、避難指示の意味

○「高齢者等避難」

災害が発生するおそれがある場合において、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう、必要な情報の提供その他必要な配慮をすることをいう。

○「避難指示」

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに必要と認める地域の必要と認める居住者等（居住者、滞在者その他の者をいう。以下同じ。）に対し、避難のため〇立退きを指示することをいう。

○「緊急安全確保」

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することをいう。

ウ 措置及び報告、通知等

(ア) 村長の行う措置

a 高齢者等避難

災害リスクのある区域等の高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者をいう。）が危険な場所から避難すべき状況において、必要があると認めるときは、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域及び次の地域の居住者等に対し、高齢者等避難を発令する。

(a) 長野地方気象台から大雨警報（土砂災害）又は洪水警報が発表され、避難を要すると判断される地域

(b) 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報）が発表され、避難を要すると判断される地域

(c) 河川が避難判断水位に到達し、避難を要すると判断される地域

また、高齢者等以外の者に対しても、不要不急の外出を控え、避難の準備を整えるとともに、必要に応じて自主的に避難するよう呼びかけるものとする。

b 避難指示

災害時において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等に対し、避難指示を発令する。

(a) 県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域等）

(b) 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域

(c) 河川が氾濫危険水位に到達し、避難を要すると判断される地域

(d) 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断される地域

(e) 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域

(f) 地すべりにより著しい危険が切迫している地域

(g) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり、人的災害が予想される地域

(h) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域

(i) 避難路の断たれる危険のある地域

(j) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域

(k) 酸素欠乏もしくは有毒ガスが大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

c 緊急安全確保

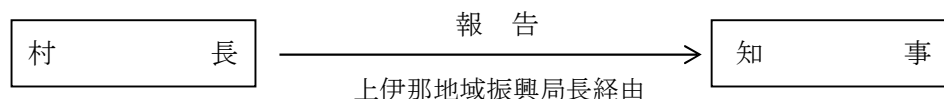
居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市町村長が特に促したい場合に、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等に対し、緊急安全確保を発令するものとする。

(a) 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される地域

(b) 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域

なお、災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

d 報告(災害対策基本法第60条)



(報告は本章第1節「災害情報収集・連絡活動」第2の4参照)

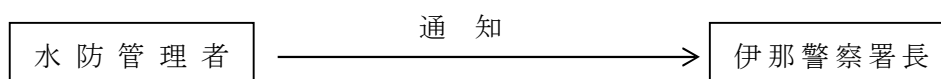
※ 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

(イ) 水防管理者として行う措置

a 指示

洪水の氾濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

b 通知(水防法第29条)



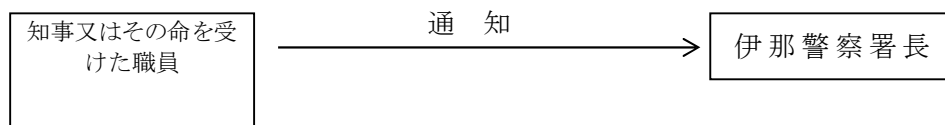
(ウ) 知事又はその命を受けた職員が行う措置

a 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ

b 地すべりのための指示(地すべり等防止法第25条)

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。



(エ) 警察官の行う措置

a 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、警察官が調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。

把握した二次災害危険場所等については、村災害対策本部等に伝達し、避難指示等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

(a) 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。

(b) 村関係者と緊密な連絡体制を保持すること。

(c) 村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は村長からの要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退き 又は緊急安全確保措置を指示する。

この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。

(d) 被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務遂行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、又は避難させる強制手段を講ずる。

(e) 高齢者等避難の伝達、避難指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。

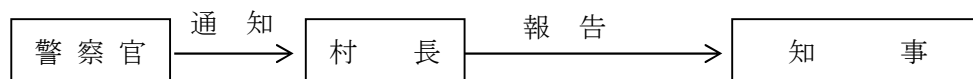
(f) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。

(g) 避難誘導にあたっては、避難行動要支援者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。

(h) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、村等の避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。

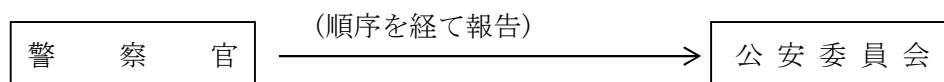
b 報告、通知

(a) 上記 a (c) による場合(災害対策基本法第61条)



(上伊那地域振興局長経由)

(b) 上記 a (d) による場合(警察官職務執行法第4条)

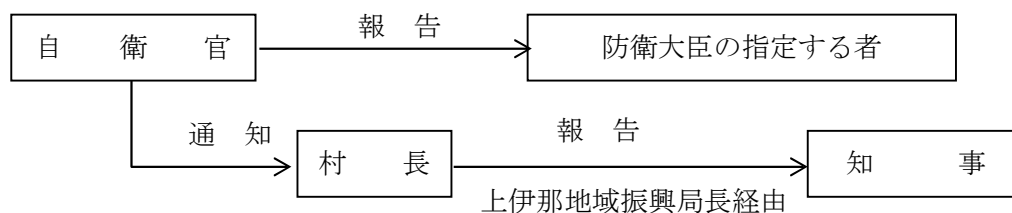


(オ) 自衛官

a 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはいない限り「(エ) a 警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

b 報告(自衛隊法第94条)



エ 避難指示等の時期

上記ウ (ア) に記載する地域が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難指示等を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。

オ 避難指示等の内容

避難指示等の発令を行うに際して、次の事項を明確にする。

- (ア) 発令者
- (イ) 発令日時
- (ウ) 避難情報の種類
- (エ) 対象地域及び対象者
- (オ) 指定緊急避難場所
- (カ) 避難の時期・時間
- (キ) 避難すべき理由
- (ク) 住民のとるべき行動や注意事項
- (ケ) 避難の経路または通行できない経路
- (コ) 危険の度合い

カ 住民への周知

(ア) 避難指示等の発令者は、速やかにその内容を防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。

避難の必要が無くなった場合も同様とする。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した第2章第8節並びに第3章第9節に定める事項からなる避難支援計画により、確実に伝達する。

- (イ) 村長以外の~~発令~~者は、住民と直接関係している村長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。
- (ウ) 村長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知する。
- (エ) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、村長は、県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

- (オ) 県及び村は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる手段を活用して、避難情報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。
- (カ) ~~避難情報~~や災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討するものとする。

キ 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

県及び村は、災害発生後直ちに第2章第8節並びに第3章第9節に定める事項からなる避難支援計画に基づき、民生・児童委員、自主防災組織、区、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

ク 村有施設における避難活動

災害発生時においては、浸水、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。

- (ア) 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。
- (イ) 避難指示~~等が発令された場合は、~~速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

2 警戒区域の設定

(1) 基本方針

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

(2) 実施計画

ア 実施者

- (ア) 村長、村職員(災害対策基本法第63条)
- (イ) 水防団長、水防団員、消防職員(水防法第21条)
- (ウ) 消防吏員、消防団員(消防法第23条の2、第28条)
- (エ) 警察官(上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合)
- (オ) 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官(災害対策基本法第63条第3項―村長又はその職権を行う者がその場に居ない場合に限る)

なお県は、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退却を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土砂等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行う。

イ 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めて、ロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りを制限、禁止又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難指示と異なる点は、以下の3点である。

- (ア) 避難指示(緊急)が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入り制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。
- (イ) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。
- (ウ) 避難指示(緊急)についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。

エ 上記(2)ア(オ)の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を村長に通知する。

3 避難誘導活動

(1) 基本方針

避難指示等の発令者は、人命の安全を第一に、混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮する。

(2) 実施計画

ア 【上記1(2)アの実施機関が実施する対策】

(ア) 誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先する。

(イ) 誘導の方法

- a 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示する。
- b 誘導経路は、できるだけ危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
- c 危険地域には、標示、縄張を行うほか、状況により誘導員を配置する。
- d 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。
- e 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。
- f 学校長、保育園長及び施設の管理者は、村長からの避難勧告又は避難指示（緊急）の伝達を受けたときは、各避難所へ園児・児童生徒等を避難させる。
その他の要領については、学校長、保育園長及び施設の管理者は予め定めておく。
- g 高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、車両及びヘリコプター等の要請等により移送する。また、地区住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮し迅速かつ的確な避難誘導を行う。
- h 村は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、あらかじめ定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。
- i 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、本村において処置できないときは、上伊那地域振興局を経由して県へ応援を要請する。
状況によっては、直接隣接市町村、警察署等と連絡して実施する。
- j 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器等の照明具を最大限に活用する。
- k 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

(ウ) 避難時の携帯品

誘導員は、避難立ち退きにあたつての携帯品を必要に応じ最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

(エ) 避難時の指導

誘導員は、避難立ち退きに際し、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置、ガスの元栓を完全に止める等の指導を行う。

イ 【住民が実施する対策】

住民等は、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置をとった後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。この場合にあつては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。

4 避難所の開設・運営

(1) 基本方針

村は、収容を必要とする被災者の避難生活を支援するために避難所を設置するとともに、施設管理者や自主防災組織等の協力を得て、指定避難所における良好な生活環境確保のため、必要な措置をとる。

その際、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境確保について、県、関係団体等と連携し対策を講じるものとする。

(2) 実施計画(資料編参照)

ア 【村が実施する対策】

(ア) 村長は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するように努めるものとする。民生部長、住民部長は、避難所の開設の必要と認められるときは、村長に報告し、その命令により当該地区の区長、自主防災会長又は地区避難所を担当する部の職員に指示し開設する。管理運営は当該地区の自主防災会長、区長及び役員、地区避難所を担当する部の職員の協議に基づいて行う。

(イ) 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

(ウ) 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

(エ) 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

(オ) 避難所を開設したときは、その旨を公表し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。

(カ) 避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について次の者の協力を得られるよう努める。

- a 避難者
- b 住民
- c 自主防災組織
- d NPO・ボランティア等
- e 他の市町村
- f 避難所運営について専門性を有したNPO等の外部支援者

- (キ) 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。
- (ク) 避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食料や水等受け取りに来ている避難者等に係る把握に努める。
- (ケ) 避難の長期化など必要に応じプライバシーの確保、男女のニーズの違い等に特に配慮する。
- (コ) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿・ごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- (サ) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (シ) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- (ス) 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (セ) 災害の規模、避難者の収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。
- (ソ) 避難所への収容及び避難所の運営管理にあたっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。

- a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器等の供給等、要配慮者に配慮した設備、機器等の整備を行う。
 - b 介護用品、育児用品等要配慮者の必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。
 - c 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的、継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。
 - (a) 介護職員、ホームヘルパー等の派遣要請
 - (b) 在宅福祉サービスの実施
 - (c) 病院や社会福祉施設等への受入れ、ボランティア家庭への受入れ委託、里親への委託等
 - d 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
 - e 文字放送テレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。
- (タ) 教育委員会及び学校長は、次に定めるところにより、村の地域防災計画をふまえ適切な対策を行う。
- a 学校が避難所となった場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。

また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所について優先順位等を定めておく。
 - b 学校長は、避難所の運営について、必要に応じ村に協力するものとする。なお、村の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努める。
 - c 児童生徒等の在校時に災害が発生し、地域の避難所となった場合、学校長は、児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報、指令の伝達に万全を期するとともに、避難者と児童生徒等の避難場所を明確に区分する。
- (チ) 子育て支援課及び保育園長は、(タ)に準じて実施し、学校長を保育園長、学校を保育園、教職員を職員、児童生徒を園児に置き換えて、適切な対策を行う。
- (ツ) 村災害対策本部は、避難所の収容人員の報告に基づき、必要な米穀等を調達し、直ちに各避難所に配給する。副食、炊き出しに必要な器材及び燃料の調達は、第14節「食糧品等の調達供給活動」による。
- (テ) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合には、当該地域に避難所等を設置・維持することの適否を検討する。
- (ト) 避難指示の解除、応急仮設住宅の設置等による避難者の減少に伴い、開設していた避難所を順次閉鎖していく。
- 避難が長期間に渡る場合、避難者数の状況を見はからい、段階的に、候補地としての村民体育館への集約を行う。ただし、当該施設が被災により使用困難な場合は、代替施設の検討を行う。

- (ナ) 避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、村において人員が不足し困難を来した場合、県職員等の派遣を要請し、協力を依頼するものとする。
- (ニ) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- (ヌ) 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努める。
- (ネ) 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。
- (ノ) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

イ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 避難所の運営について必要に応じ村長に協力する。
- (イ) 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、利用者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い要配慮者から優先的に、被災者の受入れを行う。
- (ウ) 日本赤十字社長野県支部は、村の災害対策本部と連携をとり、被災者救援に協力する。
 - a 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・日用品セットの提供
 - b 赤十字防災ボランティアによる労力の提供(炊き出し、救援物資の輸送等)
- (エ) 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については県、村に提供するものとする。

ウ 【住民が実施する対策】

避難所の管理運営については村長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努める。

5 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動

(1) 基本方針

広域避難及び広域一時避難については、村、県及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努める。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 広域避難の対応

a 協議

災害の予測規模、避難者数にかんがみ、市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。なお、広域避難に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

b 実施

あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

c 避難者への情報提供

避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。

(イ) 広域一時滞在の対応

a 協議

被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。なお、広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

b 広域的避難収容活動の実施

政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

イ【運送事業者等の関係事業者が実施する対策(広域避難)】

(ア) 活動実施

運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、国、地方公共団体等の関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

(イ) 避難者への情報提供

関係事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。

6 住宅及び応急仮設住宅の確保

(1) 基本方針

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県と連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供又は住宅情報の提供を行う。

災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて村が応急仮設住宅の建設、提供を行う。

なお、応急仮設住宅の仕様、入居者の決定等については、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮する。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 利用可能な公営住宅を把握し、被災者に提供する。

イ 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。

ウ 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第23条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。

(ア) 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。

(イ) 応急仮設住宅の建設用地は村所有グラウンド等とするが、更に建設する場合は、駐車場や農地等も含めて避難場所との整合を図りながら、次の事項を考慮して確保する。

a 教育施設(学校、保育園等)内は避けること

b 飲料水が得やすいこと

c 保健衛生上適当であること

d 交通の便を考慮すること

e 住居地域と隔離していないこと

(ウ) 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力を行う。

(エ) 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。

エ 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。

オ 被災地周辺の利用可能な公営住宅等を把握し、情報提供を行う。

カ 応急仮設住宅への入居

(ア) 入居基準

仮設住宅への入居者の選定にあたっては以下の項目を満たす者とする。

a 住居の全焼、全壊または流出等によって、居住する住居がない被災者

b 自らの資力をもって、住宅を確保することができない被災者

入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要配慮者へ配慮する。

(イ) 入居者の選定方法

入居者の選定にあたっては、選考委員会を設置する。選考委員会は、次の世帯区分の優先順位に従い選定する。

表3-12-1 入居者の選定基準

優先順位	入居者の選定基準

第1順位	・高齢者(65歳以上)だけの世帯 ・障がい者のいる世帯 ここでいう障がい者とは、以下の事項に該当する者とする。 ・身体障害者手帳(1・2級)所有者 ・療育手帳(A1・A2)所有者 ・精神障害者保健福祉手帳(1級)所有者 ・特定疾患患者等で障害年金1級受給者 ・ひとり親家庭(子どもが18才未満)
第2順位	・高齢者(65歳以上)のいる世帯 ・乳幼児(3才以下)のいる世帯 ・妊婦のいる世帯 ・18才未満の子どもが3人以上いる世帯
第3順位	病弱者(日常生活を営むうえで介助を必要とする方)のいる世帯
第4順位	その他の世帯(上記の3つの区分に当てはまらない世帯)

(ウ) 選考委員会の構成

入居者の選考委員会は、原則として以下の者により構成する。

a 村の関係課

◎建設水道課長、○総務課長、健康福祉課長、子育て支援課長、財務課長

b 各区の長及び自主防災会の長

c 民生委員・児童委員

(※◎は委員長、○は副委員長)

キ 応急仮設住宅の管理運営にあたっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受け入れにも配慮する。

7 被災者等への的確な情報伝達

(1) 基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供できるよう努める。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 県及び村は、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

- (イ) 村は、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努める。
- (ウ) 市町村自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努める。
- (エ) 村は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。
- (オ) 村は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。
- (カ) 県及び市町村は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。
- (キ) 県及び市町村は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。
- (ク) 県及び村は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- (ケ) 県及び村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、県及び村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施設に

に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

- (イ) 被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。
- (ウ) 要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅等への避難者に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

第13節 食料品等の調達供給活動

(福祉部・住民部・産業部・ボランティア部・奉仕部)

【住民】

第1 基本方針

災害被災者、避難住民等に必要な食料品等については、迅速かつ確実な調達と、円滑な供給を行う。村は、被災地の状況をいち早く把握するため、各避難所や自主防災組織と連携を取り合って活動する必要がある。

また、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料品等の調達供給活動を行うとともに、赤十字ボランティア、防災ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。

第2 主な活動

- 1 村は、備蓄してある食料、関係機関との協定等によって調達した食料を速やかに供給する。
- 2 村は、自らの備蓄食料では必要量の供給ができない場合は、近隣市町村、県等に食料品等の供給を要請する。

第3 活動の内容

1 食料品等の調達

(1) 基本方針

発災後、被災地の状況をいち早く把握し、食料等が必要となった場合、国の応急用米穀類が供給されるまでの間、村の備蓄食料により対応する。

また、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料等の調達活動を行う。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

- (ア) 被災者及び災害応急現地従事者等給食対象者の把握は、当該避難所等の責任者が取りまとめを行い、村災害対策本部へ報告する。地区においては、自主防災会長を通じてとりまとめを行い、村災害対策本部へ報告する。
- (イ) 前記の報告に基づき、村長は被災者及び災害応急現地従事者等に配給する食料等の調達及び炊き出し等給食活動を行う。
- (ウ) 村は、計画等で定めた非常用食料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて県災害対策本部室に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行う。

(エ) 村災害対策本部は日本赤十字社と連携を取り、赤十字防災ボランティア(赤十字奉仕団等)の協力を得る。

(オ) 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

イ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 農林水産省

知事又は市町村長からの政府所有米穀の緊急引渡要請を踏まえ、災害救助用米穀の引き渡しを行う。

(イ) 米穀卸売業者

「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急用米穀の取扱いに関する協定書」に基づき供給を行う。

(ウ) 卸売市場業者

生鮮農畜水産物について、被災住民に対し、必要な数量ができるだけ迅速に供給されるよう、県内卸売市場間での協定に基づき、被災卸売市場に対しその他の市場から優先的な供給を行う。

ウ 【日本赤十字社が実施する対策】

赤十字防災ボランティア(赤十字奉仕団)は村災害対策本部と連携を取り、中心となって炊き出し等を他のボランティアの協力も得ながら、被災者援護に協力する。

2 食料品等の供給

(1) 基本方針

食料品等の調達活動により調達した食料を迅速かつ円滑に、被災者等に供給するため、各機関は、被災地の状況をいち早く把握し、連携を取り合って活動する必要がある。また、ボランティア等の協力も得られるようにする。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 災害時に被災者等に対する食料の供給が必要な場合は、まず備蓄食料の供給から行う。

(イ) 村は、計画等で定めた非常用食料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、県災害対策本部室に対して、要請を行って調達した食料を被災者等に対して供給するものとする。

(ウ) 食料の供給活動に際しては、必要に応じてボランティア等の協力を得られるようにする。

イ 【日本赤十字社が実施する対策】

赤十字防災ボランティアは村災害対策本部と連携を取り、中心となって炊き出し等を他のボランティアの協力も得ながら、被災者援護に協力する。

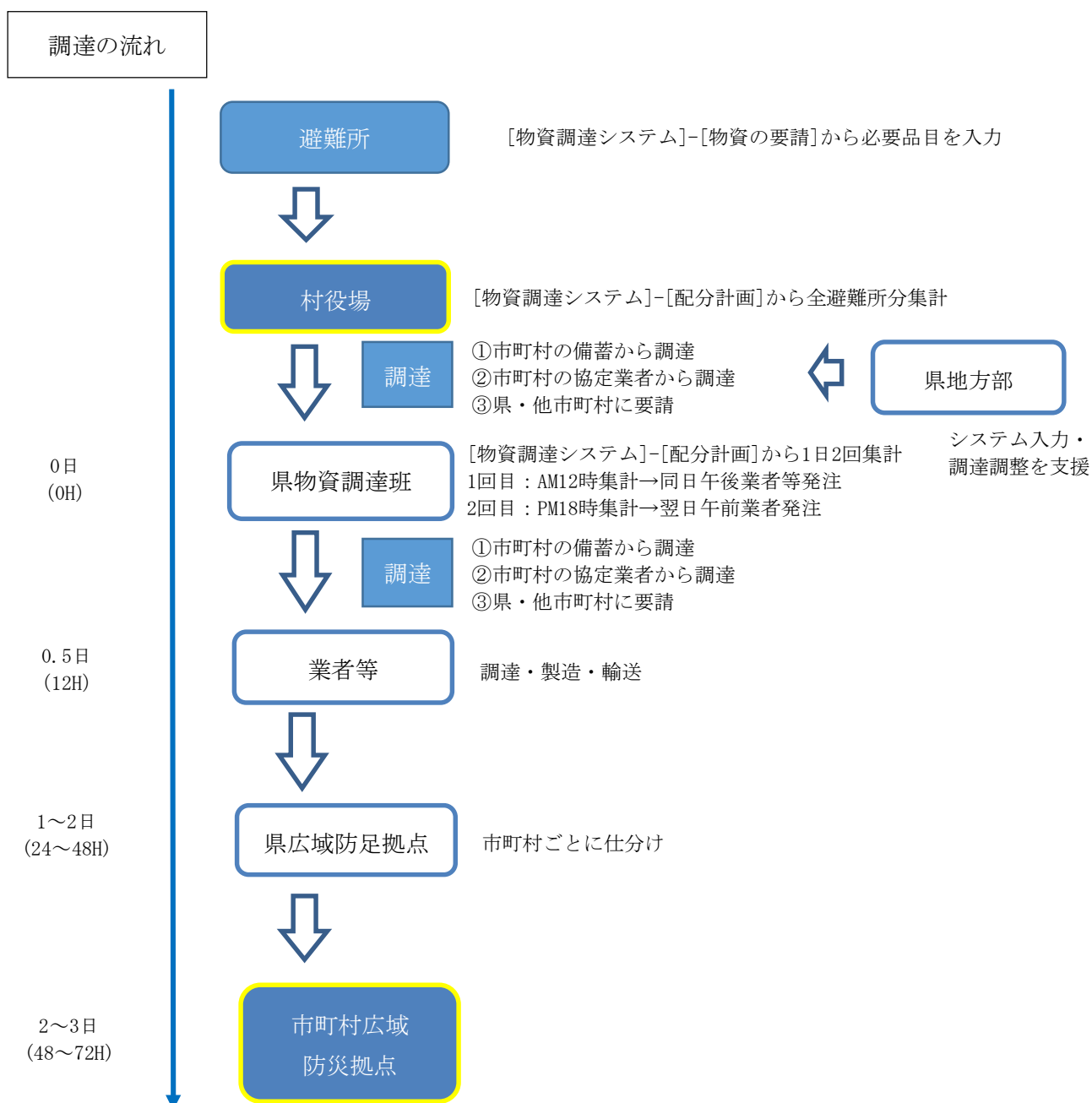
ウ 【住民が実施する対策】

住民は、手持ちの食料を融通し合う等、状況に応じた行動を行うよう努めるものとする。

〈応急用米穀の供給基準〉

供給の対象	精米の必要量
1 被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食あたり 精米200グラム
2 災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1食あたり 精米300グラム

〈食料品・生活必需品の県への調達要請フロー〉



第14節 飲料水の調達供給活動

(建設水道部)

【住民】

第1 基本方針

飲料水の調達は、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等へ浄水器等を搬入して確保された水並びにボトルウォーターにより行うこととし、村で水の確保が困難な場合は、他市町村からの応援給水により調達する。

また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、病院等を中心に、給水車、給水タンク等により行う。

被災の規模により本村での供給のみでは不足する場合は、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により他市町村の給水応援を要請する。

第2 主な活動

- 1 被害状況の確認、情報の収集、調達可能な飲料水の確認等を行い、円滑な飲料水の調達を行う。
- 2 飲料水の確保のため、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧作業により給水機能の回復に努める。

第3 活動の内容

1 飲料水の調達

(1) 基本方針

飲料水については、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水並びに貯水池、プール等に浄水器を設置して確保する。また、飲用可能な井戸水(資料編参照)も利用する。本村における水の確保が困難な場合は、相互応援要綱による他事業者からの応援給水により調達する。

(2) 実施計画

ア 【水道事業者(村)が実施する対策】

- (ア) 被災状況の確認を行い、飲用可能な飲料水の確保を行う。
- (イ) 上水道水源及び配水池から村で所有する給水タンク、ポリタンク等を用いて車両等により搬水する。
- (ウ) プール、河川等の水を村で所有する浄水装置(2 m³/時)等で浄化し、飲料水の確保を行う。
- (エ) 本村で対応が困難な場合は応援要請を行う。

イ 【住民が実施する対策】

住民は、ポリタンク等給水用具の確保を行う。

2 飲料水の供給

(1) 基本方針

村地域防災計画のさだめるところにより、断水世帯、避難所、病院等に対し、応急給水を実施し、飲料水の確保を図る。

また、速やかな応急復旧作業により、給水機能の回復に努める。

(2) 実施計画

【水道事業者(村)が実施する対策】

ア 断水地域の把握、情報の収集を行う。

イ 出動体制、給水拠点の確保・確認を行う。

ウ 給水用具の確保を行う。

エ 災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し、給水車、給水タンク、ポリタンク、給水袋、ペットボトル飲料水等により、一人一日3ℓ以上の飲料水を供給する。

オ 応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の供給を図る。

カ 被災の状況により、本村の対応力だけでは供給の実施困難な場合は、他市町村、県又は自衛隊の応援を要請する。

キ 復旧作業に当たり、指定店等との調整を行うものとする。

ク 住民に対し、飲料水の供給に関する広報活動を行う。

第15節 生活必需品の調達供給活動

(福祉部・住民部・ボランティア部)

第1 基本方針

災害発生後、住民の避難所での生活必需品については、基本的には村の備蓄分を供給するが、被災状況等により不足する場合は、県及び相互応援協定等により他市町村に対し供給の協力を要請する。

なお、求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや男女のニーズの違いに考慮する。

第2 主な活動

被災状況等による生活必需品の不足状況・被災者の要望等を調査し、村では調達できないものについて、県及び相互応援協定等により他市町村へ協力要請する。

第3 活動の内容

1 生活必需品の調達

(1) 基本方針

被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、被災者のニーズを把握し、必要な物資の効率的な調達・確保に努める。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

災害の状況を把握し、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、必要な物資の効率的な調達・確保に努め、不足分については県及び相互応援協定等により他市町村へ要請する。

2 生活必需品の供給

(1) 基本方針

調達・確保した生活必需品等を被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・分配する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 避難所における生活必需品の充足状況等を把握し、調達・確保した生活必需品を必要に応じ、関係機関、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・配分する。

特に、要配慮者については、供給、配分について優先的に行うなど十分配慮する。

特に、高齢者、障がい者等災害時要援護者については、供給、配分について優先的に行うなど十分配慮する。

(イ) 県等から送付された物資及び業者等から調達した物資は、品物別に保管し、保管期間中は監守者を定め保管に万全を期す。

(ウ) 生活必需品の品目別台帳を作成し、物資の保管数量等を常に把握しておく。

(エ) 保管場所は、第2章第9節の物資輸送拠点とするが、災害の状況により、安全性・利便性を考慮して、別の公共施設等を選定する。

イ 【日本赤十字社長野県支部が実施する対策】

赤十字防災ボランティア(赤十字奉仕団)は村災害対策本部と連携を取り、他のボランティアの協力も得ながら、労力を提供し生活必需品の供給に協力する。

第16節 保健衛生・感染症予防活動

(福祉部)

【住民】

第1 基本方針

災害発生直後より、被災地及び避難所等に保健師、管理栄養士を派遣し、被災者の救護及び健康管理のための保健活動を行う。また、被災世帯及び避難所等における健康管理を継続して行い、環境の整備に取り組むとともに、心のケアのため必要に応じ精神科医師等の派遣を行う。

このほか、被災者の食料確保の状況を把握し、必要に応じ県の協力を要請するとともに、栄養改善及び食品衛生管理に必要な措置を講ずる。

第2 主な活動

- 1 保健師による被災者の健康相談を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努める。
また、被災者の食料確保状況を把握し、栄養士による栄養指導を行うとともに食品衛生上の危害防止のための措置を講ずる。
- 2 平常時から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害時には、衛生指導、検病調査などの感染症予防活動を速やかに行う。
また、感染症発生時は、疫学調査や患者への医療提供、患者の隔離、消毒などのまん延防止措置を行う。

第3 活動の内容

1 保健衛生活動

(1) 基本方針

災害発生直後より、被災地及び避難所等に保健師を派遣し、被災者の救護及び健康管理のための保健活動を行う。また、被災世帯及び避難所等における健康管理を継続して行い、環境の整備に取り組むとともに、心のケアのため必要に応じ精神科医師等の派遣を行う。

このほか、被災者の食料確保の状況を把握し、必要に応じ県の協力を要請するとともに、栄養改善及び食品衛生管理に必要な措置を講ずる。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

- (ア) 被災者の避難状況を把握し、保健福祉事務所に置かれる地方部保健福祉班に報告するとともに被災者台帳等に反映する。
- (イ) 被災者の健康を確保するために、避難所等の整備に努め、健康相談等を行う。
- (ウ) 県と連携し、要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに受医療機関の受信状況や住まいの状況の確認等を行い継続ケアに努める。
- (エ) 被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、給食施設等の復旧活動等を速やかに推進する。

イ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 医師会等は行政との連携をもとに、医療情報等の速やかな提供に努める。
- (イ) 看護協会等は行政との連携のもとに、被災世帯や避難所の救護・健康相談を行うように努める。
- (ウ) 栄養士会、食生活改善推進協議会は、行政との連携のもとに栄養指導・炊き出し等を行うよう努める。
- (エ) 関係団体の協力を得るために必要な連絡網、連絡体制、協力者名簿等をあらかじめ整備しておく。

ウ 【住民が実施する対策】

- (ア) 医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努める。
- (イ) 住民相互の助け合いを大切にし、自らもボランティアとしての活動を行う。

2 感染症予防対策

(1) 基本方針

感染症予防用器具の整備及び訓練、機材の確保に努めるとともに、感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防活動を行う。

また、感染症の発生を未然に防止するため、県との連携のもとに衛生指導、健康調査、検病調査などの感染症予防活動を行う。

なお、感染症が発生した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者への医療提供、消毒及び清潔方法の実施等の措置を迅速に行い、まん延防止を図る。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

- (ア) 災害時の迅速な感染症予防対策に備え、村災害対策本部及び救護所等を中心とする感染症予防対策組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し被災時には迅速に対応する。
- (イ) 災害発生に備え、感染症予防対策活動用器具の整備及び訓練(点検を含む)、機材の確保を図る。
- (ウ) 感染症発生の予防のため、感染症予防対策のための組織を設け、速やかな感染症予防対策活動が開始できるようにし、県が実施する対策と一体的活動を行う。
- (エ) 感染症の発生を未然に防止するため、保健福祉事務所及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防対策を講じる。また、避難所の施設管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、予防のための指導の徹底を図る。
- (オ) 災害時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努める。
- (カ) 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症について患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。

また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

(キ) 関係機関の協力を得て、災害防疫実施要綱に基づき、感染症発生状況、感染症予防対策活動状況、災害感染症対策所要見込額を取りまとめるとともに、伊那保健福祉事務所長を経由して知事へ報告する。

(ク) 感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ、伊那保健福祉事務所長を経由して知事に提出する。

(ケ) 災害感染症予防対策活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防対策活動に要した経費とは明確に区分して把握する。なお、災害が激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、伊那保健福祉事務所長を経由して知事に提出する。

イ 【住民が実施する対策】

村広報、衛生組織を通しての指導を参考にして、居住地域の衛生の確保に努める。また、避難所においては、村の指導のもと施設管理者が中心となり衛生に関する自治組織を編成して、感染症予防に努める。

第17節 行方不明者・遺体の搜索及び対策等の活動

(統括部・福祉部、住民部・消防部)(消防署)

第1 基本方針

災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の搜索は、村が、県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。

また、災害発生時における検視及び遺体の身元確認は、長野県警察災害警備計画により行うこととされているが、検視にあたっては、臨床法医病理会、警察協力歯科医師会との連携を密にして、上伊那医師会、上伊那歯科医師会、上伊那薬剤師会等の医療機関による医療救護班等の協力を得て行う。

さらに、多数の死者が発生した場合は、広域的な応援により、その処置を遅滞なく進める。

第2 主な活動

関係機関との連携を密にし、行方不明者・遺体の搜索及び検視を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、衛生上の問題及び人心の安定を図る見地から、的確な遺体対策を施す。

第3 活動の内容

遺体の搜索及び対応

1 基本方針

- (1) 行方不明者・遺体の搜索は、村が、県警察本部、消防機関等の協力のもとに行う。
- (2) 災害時において多数の死者が生じた場合、遺体収容所の確保、身元確認、縁故者への連絡、身元が判明しない遺体の埋・火葬等についての的確な対応を行う。
- (3) 多数の遺体の検視については、伊那警察署長が行い、検視の主目的は死因の究明と身元確認資料の収集であり、不自然な遺体があれば検視規則による司法検視・解剖に移行する。
- (4) 検視場所、遺体安置所等をあらかじめ把握し、避難場所との兼ね合いを調整しながら、村民体育館地下アリーナ、村民交流センター等に設置する。また、建物の崩壊等により使用不可能となることもあるので、このような場合は、空き地にテントを設置しての検視活動も考慮する。

2 実施計画

ア 【村が実施する対策】

- (ア) 村は県警察本部、消防機関等の協力のもとに行方不明者・遺体の搜索を行う。
- (イ) 被災現場付近の適当な場所に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。また、収容に必要な機材を確保する。
- (ウ) 収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定める。

- (エ) 身元が判明しない遺体の埋・火葬を行う。
 - (オ) 外国人遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連携をとり、遺体の処置について協議する。
 - (カ) 火葬許可証発行事務処理体制の整備を行う。
 - (キ) 遺体の運搬、棺及び火葬場の不足等遺体対策の処置等に関して、他の市町村等からの応援を必要とする場合は、「長野県広域火葬計画」等に基づき要請する。
- イ 【関係機関が実施する対策】
- 日本赤十字社長野県支部、上伊那医師会、災害拠点病院等により編成された医療救護班等は、必要に応じて、洗浄、検案等の対応を行う。

第18節 廃棄物の処理活動

(住民部・建設水道部)

【住民】

第1 基本方針

災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、住民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となる。

被災後のごみ、し尿の処理活動の実施に際しては、必要に応じて広域に応援を要請して処理を行う。

第2 主な活動

- 1 ごみ、し尿の迅速かつ適正な処理のための活動を行う。
- 2 処理能力を超える場合は広域による応援の協力を要請して処理を行う。

第3 活動の内容

1 ごみ、し尿の処理対策

(1) 基本方針

被災地における衛生環境を確保するため廃棄物の処理活動を行うとともに、廃棄物の発生状況、施設の被害状況等を県に報告する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

- (ア) 災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の状況及び稼働見込み等の把握を行うとともに、県に対して報告する。
- (イ) 被災地における環境保全の緊急性を考え、臨時雇い、機材リース等の措置を講じて廃棄物の早期処理体制の確立を図る。
- (ウ) 下水道使用地域等で災害によりトイレが使用不能になった場合は、必要に応じて仮設トイレを設置する等の対策を講じる。
- (エ) 生ごみ、し尿等腐敗性廃棄物については防疫に留意し、可能な限り早期の収集に努める。
- (オ) 災害により粗大ごみ、不燃性ごみ等大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、速やかに仮置き場を設け、住民へ周知する。この場合、設置場所、周辺環境等に十分注意を払う。
- (カ) 収集にあたっては、処理施設の負担軽減を図るため、被災状況に応じ、できる限り平常時の分別区分による収集に努める。
- (キ) ごみ、し尿の処理に必要な処理業者が不足し必要と認める場合は、県に手配を要請する。

(ク) 被災地の災害廃棄物の清掃に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要した経費について国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後原則として10日以内に上伊那地域振興局へ報告する。

イ **【住民が実施する対策】**

災害により発生したごみを村が指定した場所に搬入する。

搬入にあたっては、分別区分等村が指定した方法を順守し、集積場所の衛生確保に協力するものとする。

2 廃棄物処理の広域応援

(1) 基本方針

発生した廃棄物の量、廃棄物の処理施設の被害状況等により、本村のみでは廃棄物処理が困難と認められるときは、広域的な応援の要請を行う。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村から応援を求める。

第19節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

(統括部・総務部・住民部・産業部)

【住 民】

第1 基本方針

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺が予想されるため、社会秩序の維持が重要な課題となる。被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。

第2 主な活動

- 1 災害発生後の社会秩序を維持するための活動を実施する。
- 2 災害発生後の物価の安定、物資の安定供給を図る。

第3 活動の内容

1 社会秩序の維持

(1) 基本方針

災害発生時には、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。

したがって、社会秩序を維持するため、関係機関の適切な措置により、このような事犯を未然に防止するとともに、悪質な業者を検挙する必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 村は、県警察本部等と協力して、災害に便乗した窃盗事犯、悪質商法事犯、産業廃棄物の不法処分事犯等について、村内への広報啓発活動を行う。

イ 区、防犯協会等においては、連携協力のもと、生活の安全に関する情報提供等を実施し、防犯パトロールを行うなど避難地域等における防犯体制の確立に努める。

2 物価の安定、物資の安定供給

(1) 基本方針

災害の発生により、流通経路の分断、市場の機能低下、小売店の閉鎖などから、生活必需品等の供給不足やそれに伴う品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等がおこるおそれがある。

このため、物価の安定、物資の安定供給を図り、被災者の経済的生活の安定に寄与する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 買占め、売り惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需品等の価格需給動向について調査、監視を行う。

- (イ) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- (ウ) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需品等の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- (エ) 買占め、売り惜しみ及び便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口を設置する。
- (オ) 村内及び上伊那地域内、広域圏での流通業者との連携を図る。

イ 【企業等が実施する対策】

市場、小売店では、正常な取引環境を回復するため、施設、設備の早期復旧を行い、速やかな営業再開を図るものとする。

ウ 【住民が実施する対策】

集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努めるものとする。

第20節 危険物施設等応急活動

(統括部・総務部・住民部・産業部・消防部)(消防署)
【事業所】

第1 基本方針

風水害等発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、災害発生後の施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には、応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図る。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。

第2 主な活動

- 1 危険物施設における、P R T R 対策物質などの危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施
- 2 高圧ガス施設における火災、爆発及び漏洩の発生防止並びに臨時供給のための応急対策の実施
- 3 液化石油ガス施設における、火災、爆発及び漏洩の発生防止並びに臨時供給のための応急対策の実施
- 4 毒物・劇物保管貯蔵施設における、毒劇物の漏洩、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施
- 5 放射性物質使用施設における放射線源の露出、漏洩、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施
- 6 石綿使用建築物等における、石綿の飛散等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施

第3 活動の内容

1 共通事項

(1) 基本方針

風水害等発生時において、危険物施設等の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する主な対策】

(ア) 災害時における連絡

危険物施設等において災害時における関係機関との連絡体制を確立する。

(イ) 漏洩量等の把握

関係機関と連携の上、飛散し、もれ、流れ出、又は地下に浸透した危険物等の種類、量及びその流出先の把握に努める。

(ウ) 危険物施設等の管理者等に対する指導

危険物施設等の管理者に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

(エ) 周辺住民への広報の実施

周辺住民に対して広報活動を行い、安全を確保する。

(オ) 環境汚染状況の把握

必要に応じて、関係機関と連携して周辺環境調査や水質・大気質の測定を行い、環境汚染状況を的確に把握する。

なお、下流に浄水場等が所在する場合など、危険物が流入した場合に広範に影響を及ぼす施設等が所在する場合は、重点的に調査を行う。

(キ) 人員、機材等の応援要請

必要に応じて、他の市町村に対して応援要請をし、応急対策等を行う。

イ 【危険物施設等管理者が実施する主な対策】

(ア) 危険物等の流出、爆発、火災等の発生を防ぐため、施設の点検及び必要な防止措置を講ずる。

(イ) 危険物等の流出、爆発、火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合は、被害拡大防止のための応急対策を実施するとともに、関係機関へ速やかに連絡する。

(ウ) 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

2 危険物施設応急対策

(1) 基本方針

風水害等発生時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

また、移動可能な危険物を他の施設に移動するよう、危険物施設の管理者等に要請する。

イ 【上伊那広域消防本部及び村が実施する計画】

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止命令

災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の使用の一時停止等を命ずる。

(イ) 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。

(ウ) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取り扱い者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる事項について指導する。

a 危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。

b 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

c 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異状が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置もあわせて講ずる。

d 危険物施設における災害発生時の応急措置

(a) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

(b) 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに村、消防、警察等関係機関に通報する。

(c) 相互応援の要請

必要に応じ、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。

(d) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

3 高圧ガス施設応急対策

(1) 基本方針

高圧ガス貯蔵施設等については、災害発生時における、火災、爆発、漏えい等により周辺住民に対し、大きな損害を与えるおそれがある。災害による被害を最小限にとどめ、従業員並びに周辺住民に対する危害防止を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立する必要がある。

また、高圧ガス貯蔵施設等が使用不能となった場合は、被災地域外の系列(関連)事業者からガス種別ごとに供給を受けることになっているので、体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【高圧ガス施設事業者等が実施する対策】

- (ア) 施設の保安責任者は、高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに、警察署及び消防機関に直ちにその旨を通報すること。
- (イ) 高圧ガスの漏えい、あるいは爆発等の恐れがある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとること。
- (ウ) 貯蔵所又は充填容器が危険な状態になったときは、直ちに充填容器を安全な場所に移すこと。
- (エ) 漏えいガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には、状況を的確に把握し、火災防止の初期消火に努めること。
- (オ) 災害時には、その状況に応じ従業員、周辺住民に対して火気の取扱いを禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向きを考慮し、人命の安全を図ること。
- (カ) 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請すること。

イ 【高圧ガス運送者が実施する対策】

- (ア) 状況に応じて、車両を安全な場所に移動させるとともに、附近の火気を管理すること。
- (イ) 輸送している容器が危険な状態になったときは、附近の人を安全な場所へ退避させること。また、通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所へ退避させること。
- (ウ) 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請すること。

4 液化石油ガス応急対策

(1) 基本方針

災害発生時における、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動及び応急供給活動については、(社)長野県LPGガス協会に要請しているが、大規模災害発生時には他地区からの応援体制、冬期(特に積雪時)の特別体制等、より効果的な体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

- (ア) 災害後において、緊急輸送が可能な液化石油ガス充填所を確認し、被害地に対する液化石油ガスの緊急輸送について、県を經由し長野県LPガス協会に依頼する。
- (イ) 被災家庭、避難場所等に対する迅速な設備の復旧及び臨時供給について、関係機関に依頼する。
- イ 【上伊那広域消防本部及び村が実施する対策】
 - (ア) 延焼等のおそれのある液化石油ガス一般消費設備について、容器の回収等に努めるよう、住民、関係機関に指導する。
 - (イ) 火災警戒区域及び消防警戒区域を設定し、火気取扱規制及び住民の立入制限を実施する。
 - (ウ) 臨時的、仮設的供給施設等の火災予防広報及び指導を徹底する。
- ウ 【液化石油ガス販売事業者等が実施する対策】
 - (ア) 液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動の迅速な実施(特に病院、避難施設となる学校、公民館等及び大規模な容器置き場を有する施設等は最優先で実施)と冬期(特に積雪時)の困難な条件に対応できる特別体制を実施すること。
 - (イ) 延焼等のおそれのある液化石油ガス設備については、消防署等の指導のもとで容器の回収に努めること。
 - (ウ) 被災家庭及び避難場所等に対する迅速な液化石油ガス設備の復旧及び臨時供給を行うこと。
 - (エ) 救援活動により持ち込まれた液化石油ガス容器及びカセットボンベの廃棄又は放置による事故を防止するため、回収と消費者への周知をすること。

5 毒物・劇物保管貯蔵施設応急対策

(1) 基本方針

毒物及び劇物を取り扱う者は、毒物劇物保管貯蔵施設等が災害等により被害を受け、毒物劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出又は地下に浸透し、保健衛生上の危害が発生し、又は、そのおそれのある場合は、直ちに的確な情報を保健福祉事務所、警察署又は消防機関に通報するとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置をとる。

(2) 実施計画

- ア 【村が実施する対策】
 - (ア) 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。
 - (イ) 周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。
 - (ウ) 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対して通報を行う。
- イ 【上伊那広域消防本部が実施する対策】
 - 村と連携して、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。
- ウ 【営業者及び業務上取扱者が実施する対策】

- (ア) 災害後直ちに貯蔵設備等の点検及び必要な災害防止措置を講ずるとともに、その旨を保健福祉事務所、警察署又は消防機関へ連絡する。
- (イ) 毒物劇物の漏洩、流出、拡散等の場合には、中和剤・吸収剤等により周辺住民の安全対策を講ずる。

6 放射性物質使用施設応急対策

(1) 基本方針

大規模な災害発生時において、放射性物質を使用する施設の損傷等により、放射性物質が露出、流出し、放射線障害の発生又は発生のおそれがある場合は、迅速かつ的確な応急措置の実施により、人命の安全確保を図る。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

- (ア) 放射性物質使用施設において火災が発生し、又は延焼のおそれがある場合、消防機関は、関係機関、放射線同位元素使用者等と連携し、消火又は延焼防止活動を行うものとする。その際、放射線測定器、放射線保護服を装備し、放射線障害に備える。
- (イ) 周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。

イ 【放射性同位元素使用者が実施する対策】

放射性同位元素使用者等は、当該使用施設が地震等により被害を受け、放射線障害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、消防機関等関係機関の協力を得て、次に掲げる応急措置を実施する。

- (ア) 放射性物質使用施設に火災が起こり、又は施設に延焼するおそれがある場合は、消火または延焼の防止に努めるとともに、直ちに消防機関等に通報する。
- (イ) 放射線障害の危険のある地域(放射線量1ミリシーベルト毎時をこえるおそれがある区域)内にいる者及び付近にいる者に避難するよう警告する。
- (ウ) 放射線障害を受けた者又は受けるおそれがある者がいる場合、速やかに救出し、避難をさせるなど緊急の措置をとる。
- (エ) 放射線同位元素による汚染が生じた場合には、速やかにその拡散の防止及び除去を行う。
- (オ) 放射線同位元素を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その周囲には縄張り、標識等を設け、かつ、見張人を付け関係者以外の者の立入りを禁止する。
- (カ) 事故発生時、危険区域内にいた者に対して、医師による診察等必要な措置を行う。

7 石綿使用建築物等応急対策

(1) 基本方針

大規模災害発生時において、石綿使用建築物等の損傷等による石綿の飛散状況の確認や飛散防止の応急対策を実施し、石綿含有建材に関する知識を有する技術者等の協力を得て実施し、周辺住民の安全を確保する。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

- ア 損壊した建築物の周囲など粉じんの多い場所での防じんマスクの着用徹底及び正しい着用方法について周知する。
- イ 県と連携し、必要に応じてアスベストが飛散している恐れのある場所について大気中のアスベスト調査の結果の情報提供を周辺住民等に対して行う。

第21節 中込区ガス施設応急活動

(統括部・建設水道部)

【住民】【ガス事業者】

第1 基本方針

ガス漏えいによる火災・爆発・生ガス中毒の二次災害防止により住民の安全を確保する。速やかな応急復旧によりガスの早期供給再開を目指し、ガス施設としての機能を維持する。

また、被害が大規模な場合、当該ガス事業者だけでは応急復旧活動が困難となる場合には、他ガス事業者へ応援等を依頼し、受入れ体制を整備する。

第2 主な活動

- 1 巡回点検及び各種情報収集から被害状況を早期に把握する。そのうえで、復旧計画を策定し、応急復旧活動を行う。
- 2 仮設住宅を設置した場合の臨時供給を迅速に実施する。

第3 活動の内容

1 中込区ガス施設応急復旧体制

(1) 基本方針

ガス施設の巡回点検を行うとともに、各種情報の収集を迅速に行い、被害状況を早期に把握する。

応急復旧活動については、ガス管に設置してある遮断弁等を利用して、一部区域のガス供給を停止するなど被害を大きくしないよう十分考慮して実施する。また、被害の規模により、当該ガス事業者だけでは復旧できないと判断したときは、直ちに他事業者に応援要請をする。復旧対策に関して、住民及び関係機関等への情報発信、広報に努める。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

- ア 村道の被害状況を把握する。
- イ 掘削工事を行う場合は、他の占有物件の情報を提供し、他のライフラインの損傷防止を図るとともに、同一場所で2者以上の応急工事がある場合は、工事現場が混雑しないための調整を行う。
- ウ 住民への広報活動を実施する。

【ガス事業者が実施する対策】

- ア ガス施設の点検、損傷箇所の早期発見及び緊急措置を講ずる。
- イ 二次災害の発生するおそれがある場合は、住民の避難誘導等の措置を講ずる。
- ウ 復旧人員を確保するものとする。
- エ 復旧資機材を調達するものとする。

オ 応援ガス事業者の受入れ体制を整備するものとする。

カ 復旧状況、ガス使用上の注意等必要な事項を住民及び関係機関へ広報するものとする。

【住民が実施する対策】

ガス施設損壊の発見又はガス臭を感知した際は、早期に通報するものとする。

2 中込区ガス施設応急復旧計画

(1) 基本方針

復旧にあたっては、効率よく早期復旧をするとともに、工事完了箇所から順次供給を再開する。また、その場の状況により、供給系統の切替え等を行い、早期の供給再開に努める。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

同一場所において他の復旧工事と同時に実施する場合等は、復旧計画の立案をするなど効率よく実施し、早期の供給再開に努める。

【ガス事業者が実施する対策】

復旧優先箇所を定めるなど復旧計画の立案及び応急供給工事を実施するものとする。

3 二次災害防止

(1) 基本方針

ガス漏れ等による社会不安の除去、ガス中毒防止、ガス配給再開時の火災予防等に関し、関係各機関と連携を密にして広報活動を中心とした二次災害防止活動に努める。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

ガス事業者からの要請に基づき、村の防災行政無線、有線放送、ケーブルテレビ、ホームページ、緊急メール配信等により、住民に対する広報活動を行う。

イ 【ガス事業者が実施する対策】

(ア) ガス供給機関は、積極的な広報活動を実施して、次の事項の周知徹底に努めるものとする。

(イ) 広報にあたっては、広報車、チラシ、広報板等を利用して積極的に行うとともに、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関に対する協力要請や、村の防災行政無線、情報発信システムを活用する等、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

第2節 電気施設応急活動

(統括部・総務部)

【電力会社】

第1 基本方針

電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、

- 早期復旧による迅速な供給再開
- 感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害防止を重点的に応急対策を推進する。

第2 主な活動

- 1 電気工事事業者、関連電力各社による、総合的な復旧対策を確立する。
- 2 復旧用資機材、輸送手段を確保し、復旧順位を定めた迅速な応急復旧を行う。
- 3 感電事故防止と復旧見込み等に関する広報を行い、二次災害防止に努めるとともに、必要に応じて節電の呼びかけを行う。

第3 活動の内容

1 応急復旧体制の確立

(1) 基本方針

関連各社は、被害状況を早急に把握し、関係機関との連携により早期復旧体制を確立する。

(2) 実施計画

【中部電力パワーグリッド(株)が実施する対策】

- ア 計画に基づいて職員を招集するとともに、直ちに被害状況の確認を行う。
- イ 被害状況に応じ、請負会社に対して協力を要請し、総合的な応急復旧体制を確立する。
- ウ 電力各社との連絡を密にし、電気供給の融通体制を確立する。

2 迅速な応急復旧活動

(1) 基本方針

復旧用資機材、輸送手段を早急に調達して応急復旧工事を迅速に推進するとともに、電力の緊急融通等による早期送電再開に努める。

(2) 実施計画

【中部電力パワーグリッド(株)が実施する対策】

- ア 県及び関係機関と密接な関係を保ちながら、系統及び負荷の重要性と被害状況や復旧の難易度とを勘案して、病院、避難所等の必要性の高い施設や復旧効果の高いものから順次実施する。

- イ 復旧用資機材の在庫量を確認するとともに、必要な資材については、請負会社等と連携して直ちに調達する。
- ウ 資機材の輸送については、自社及び請負会社を含め、車両、舟艇、ヘリコプター等のあらゆる輸送手段を確保する。
- エ 応急工事にあたっては、恒久的復旧工事との関連、並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速、的確に行う。
また、緊急復旧を必要する場合は、電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を利用して、応急送電を行う。
- オ 自社電力が不足する場合は、「全国融通電力受給計画」「二社融通電力受給計画」に基づく緊急融通を行って電力を供給する。

3 二次災害防止及び節電

(1) 基本方針

停電による社会不安の除去、感電事故防止、送電再開時の火災予防等に関し、関係各機関と連携を密にして広報活動を中心とした二次災害防止活動に努める。

また、発電所等の被災により、需要量に対して十分電力が供給できない見込みの場合には節電の呼びかけを行う。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

県及び電力会社からの要請に基づき、村の防災行政無線、音声告知放送等により、住民に対する広報活動を行う。

イ 【中部電力パワーグリッド(株)が実施する対策】

(ア) 電力供給機関は、積極的な広報活動を実施して、次の事項の周知徹底に努めるものとする。

a 停電による社会不安除去に関する事項

- (a) 停電の区域
- (b) 復旧の見通し

b 感電等の事故防止に関する事項

- (a) 垂れ下がった電線に触れないこと。
- (b) 断線した高圧線鉄塔等に近寄らないこと。

c 送電再開時の火災予防に関する事項

- (a) 電熱器具等の開放確認
- (b) ガスの漏洩確認

(イ) 需要量に対して十分電力が供給できない見込みの場合には速やかに、県及び村へ情報提供するとともに、節電の協力要請を行う。

(ウ) 広報にあたっては、広報車、チラシ、広報板等を利用して積極的に行うとともに、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関に対する協力要請や、村のメール配信、防災行政無線を活用する等、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

第23節 上水道施設応急活動

(建設水道部)

第1 基本方針

大規模災害等により長期間の断水となることは住民生活に重大な影響を与えるため、水道事業者(村)は、水道施設の復旧を最優先で実施し、取水、導水、浄水、送水、配水、給水の各施設の機能回復を早急に図る。

また、復旧工事に係る許可手続きの迅速化を図るなど早期応急復旧のための手段を講ずる。

第2 主な活動

応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、計画的な復旧作業を行い、給水機能の回復を行う。

第3 活動の内容

1 基本方針

復旧作業については、工事指定店(資料編参照)への外部委託により行う。

なお、大規模な災害においては、他地区からの応援等が必要になるため、復旧要員、資材、機材、重機等を確保し、早期の復旧を図る。

2 実施計画

ア 【水道事業者(村)が実施する対策】

- (ア) 被害状況の把握と復旧計画の策定を行う。
- (イ) 復旧体制の確立を行う。
- (ウ) 被災の状況により支援要請を行う。
- (エ) 住民への広報活動を行う。
- (オ) 指定工事店等との調整を行う。

イ 【関係機関が実施する対策】

施工業者は、水道事業者が発注する工事に対し、積極的に応じるものとする。

第24節 下水道施設等応急活動

(建設水道部)

第1 基本方針

風水害による被害が発生した場合、まず、被害規模等の情報の収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき所要の体制を整備する。引き続き、関係機関の協力を得て、応急復旧作業に着手する。

第2 主な活動

- 1 情報の収集・連絡を迅速に行い、被害規模の早期把握に努める。
- 2 収集された情報に基づき、応急対策の実施体制をとる。
- 3 ライフラインとしての機能を最低限確保するため、所要の応急対策をとる。

第3 活動の内容

1 情報の収集・連絡、被害規模の把握

(1) 基本方針

村が管理する下水道施設等について、その被害状況を早期に適切に把握する必要がある。

このため、下水道施設台帳・浄化槽台帳等を活用し、被害箇所及び被害状況の的確な把握に努める。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

下水道台帳等（管渠施設、処理場施設等）を活用し、被害箇所及び被害状況を把握する。

情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じてGISの活用等による情報提供に努める。

2 応急対策の実施体制

(1) 基本方針

災害発生後、速やかに村災害対策本部により、職員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び被害の状況を把握するとともに、対策本部の設置等、必要な体制を整えなければならない。

また、被害が甚大である場合には、あらかじめ締結してある広域応援協定に基づき、他の市町村に応援を求める等の措置を講ずる必要もある。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 災害発生後、速やかに村災害対策本部職員を非常招集し、対策本部の設置等、必要な体制を整える。

イ 被害が甚大である場合には、他の市町村に応援を求める等の措置を講ずる。

3 応急対策の実施

(1) 基本方針

下水道施設等は、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、災害時においても、ライフラインとしての機能の応急的な確保に努める必要がある。備蓄してある応急資材等の活用を図るほか、必要に応じて建設業協会等の協力を得て、下水道施設等の機能回復のために必要な緊急措置を講ずる。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 管 渠

- a 管渠、マンホール内の土砂の浚渫、止水バンド等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復に努める。
- b マンホールが突起や沈下した場合については、近隣住民等に周知を図りながら、交通規制等の措置を講じる。
- c 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置を取らせる。

(イ) 処理場等

- a 停電によりポンプ場及び処理場の機能が停止又は低下した場合、自家発電装置によってポンプ場及び処理場の機能回復に努める。
- b 処理場等への流入水量の異常な増加により、二次災害の防止のため止むを得ず緊急的な措置としてバイパス放流を行う場合は、速やかに連絡網により連絡を行う。
- c 処理場等での下水処理機能が麻痺した場合においては、応急的に簡易処理を行う等の措置を講じる。

イ 【関係機関が実施する対策】

下水道施設等の建設、維持管理に携わる業者は、それぞれの管理者の依頼に応じて、応急的な工事及びそれに必要な資機材の調達に協力するものとする。

ウ 【住民が実施する対策】

下水道施設等が使用不能あるいは使用制限が必要になった場合には、これに協力するものとする。

第25節 通信・放送施設応急活動

(統括部・総務部)

第1 基本方針

災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行ううえで必要不可欠なものである。これらの機材・施設等の確保を図り、適正に稼働するよう機関ごと必要な対策計画を定める。

第2 主な取組み

村は、防災行政無線通信施設の復旧活動、そ通維持を行う。

東日本電信電話株式会社、各放送機関、警察機関は、早期に施設の復旧を行い、通信、放送等の回復に努める。

第3 計画の内容

1 村防災行政無線通信の応急活動

(1) 基本方針

災害情報等が円滑に収集伝達できるよう通信を維持するとともに、通信施設に被害が発生した場合には、障害の早期復旧に努め、住民及び行政・防災関係機関との通信回線の確保に努める。

(2) 基本計画

【村が実施する対策】

- ア 通信施設が被災した場合には、職員と保守業者により復旧活動を行い、通信の確保に努める。
- イ 停電が発生し、通信施設への復電まで長時間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。
- ウ 孤立防止、通信障害等が発生しないように災害時用通信手段として、衛星電話、携帯無線機等の更新、整備を図り、通信の確保を図る。
- エ 災害時用通信手段なども使用不可能または困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段をもつ機関に通信を依頼する。

2 電気通信設備の応急活動

(1) 通信確保の基本方針

- ア 被災地の通信確保を図るために、防災業務計画に基づき、治安、救援、気象、地方公共団体等機関の重要な通信回線の早期復旧を図る。

イ 避難場所等に災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置を行う。

(2) 実施計画

【東日本電信電話(株)及び(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)が実施する対策】

ア 重要通信のそ通確保

(ア) 応急回線の作成、網措置等そ通確保に努める。

(イ) 重要通信の確保のため、通話の利用制限等の措置を行う。

(ウ) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う対策を講じる。

イ 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

災害救助法が適用された場合等には避難所に、災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置を行う。

ウ 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）の設置

避難所等への無料公衆無線LAN（Wi-Fi）の設置に努める。

エ 携帯電話等の貸出し

避難所における通信確保のため、市町村に対する携帯電話、携帯電話用充電器（マルチチャージ）、衛星携帯電話等の貸出しに努める。

オ 災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板等を速やかに提供する。

カ 情報提供等

通信のそ通及び利用制限の措置状況及び通信の被災と復旧状況等の情報提供に努める。

3 放送施設の応急活動

(1) 基本方針

災害が発生した場合には、放送の継続のために各放送機関で定めてある規定等に基づき、放送施設の復旧活動など必要な措置をとる。

(2) 実施計画

【伊那市有線放送農業協同組合及び伊那ケーブルテレビジョン株式会社が実施する計画】

ア 災害発生後速やかに放送施設・設備の点検を行い、必要に応じて応急対策を実施する等により放送の確保を図るものとする。

第26節 災害広報活動

(統括部・総務部)

第1 基本方針

誤った情報等による社会的混乱を防止し、住民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地区の住民の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、災害の発生が予想される場合、住民等へ避難を呼びかけるため、必要に応じて、知事、村長等から直接呼びかけを行う。

なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍住民、外国人旅行者等の要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。

第2 主な活動

- 1 住民等への的確な情報の伝達を行うために広報活動を行う。
- 2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応を行うため、正確な情報集約に努めながら、窓口を設置する。

第3 活動の内容

- 1 住民等への的確な情報の伝達

(1) 基本方針

県、放送事業者及び関係機関等と緊密な連絡を取り、災害の状況に関する情報や、生活関連情報等被災者が必要とする正確かつきめ細かな情報を、可能な限り多くの媒体を活用し住民等に適切に提供する。

また、災害時には情報の混乱等も予想され、的確な情報の伝達、効果的な応急活動の実施のためには、報道や取材についての報道機関の協力も必要である。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】(資料編参照)

広報活動

県、関係機関と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら広報資料の収集に努めるとともに、住民に対し、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線(個別受信機を含む)をはじめ、災害情報共有システム(Lアラート)、緊急速報メール、有線放送、ケーブルテレビ、村ホームページ、ソーシャルメディア、メール配信、広報紙、広報車等限りなく多くの媒体を活用し、災害の規模に応じ、次のような情報を提供する。

また、災害の切迫度が非常に高まった場合等において、村長が直接住民に対して避難を呼びかけられるよう体制整備に努める。

- a 災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報
- b 二次災害の防止に関する情報
- c 指定緊急避難場所、指定避難所、経路、避難方法等に関する情報
- d 医療機関等の生活関連情報
- e ライフラインや交通施設等公共施設等に関する情報
- f 交通規制、交通機関の運行等に関する情報
- g 関係機関が講じている施策に関する情報
- h 安否情報
- i その他必要な情報

イ 【放送事業者が実施する対策】（NHK・SBC・NBS・TSB・ABN）

（ア）法令に基づく放送送出

災害対策基本法等の法令に基づき、関係機関から警報、避難情報等について放送送出の要請があった場合は、放送内容、優先順位等を考慮して、放送事業者は速やかに放送を実施する。

なお村からの放送要請は県において一括調整し、「災害時における放送要請に関する協定」に基づいて、県から要請を行う。

法令に基づく放送送出要請機関は次のとおりである。

- a 県及び市町村
- b 長野地方気象台（NHK・SBC・NBS・TSB・ABNに通知）
- c 日本赤十字社（長野県支部）

（イ）臨時ニュース等の送出

放送事業者は、災害などの緊急事態に際して進んで情報を提供し、住民の適切な判断と災害の予防ないし拡大防止のために必要な放送を実施する。

ウ 【報道機関が実施する対策】

報道機関は災害報道にあたっては、可能な限り、要配慮者に対する配慮をした報道を行うよう努める。

エ 【関係機関が実施する対策】

広報活動

県、村と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、各々の業務について、住民等に対しテレビ、ラジオ、チラシ、ホームページ、ソーシャルメディア等を活用し広報活動を行う。

2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応

（1）基本方針

県及び関係機関と緊密な連携を図り、住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、効果的に住民等からの問い合わせ等に対応することは、災害応急活動の円滑な実施を行う上でも重要である。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

必要に応じ、専用電話・ファックス、相談職員の配置など本村の実情に即した相談窓口を設置する。

第27節 土砂災害等応急活動

(統括部・総務部・産業部・建設水道部)

【自主防災組織】【住民】

第1 基本方針

風水害により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

第2 主な活動

被災状況、土砂災害等の規模を早急に調査し、崩壊、地すべり、土石流等、現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し応急工事を進める。

第3 活動の内容

1 大規模土砂災害対策

(1) 基本方針

大規模な土砂災害が急迫している状況において、適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

土砂災害緊急情報を住民に提供し、適時適切に避難指示等の処置を講じる。

(ア) 関係機関との情報共有

a 関係機関との情報共有

速やかな応急復旧を実施するため、被害の状況や二次災害の可能性等について、国、県との情報共有を図る。

b 国、県及び関係機関の把握している災害の状況や被害の状況等に関する情報を積極的に収集する。

c 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。

(イ) 協力・支援要請

a 大規模な災害が発生又は発生のおそれがあり、被害の状況又は予測される災害の規模等から、村単独では十分な応急復旧活動が困難な場合、「大規模土砂災害時等に備えた相互協力に関する協定」により、災害対策用資機材の提供及び土砂災害の専門家の派遣等について、国及び県に対して支援を要請する。

b 支援要請をする場合、円滑な支援活動に資するよう受け入れ体制を確立する。

(ウ) 連絡調整会議の開催

- a 大規模な土砂災害等が発生した場合、村のみでは対応が困難であり、国、県、村等が特に緊密な連絡調整を行いつつ対策を行う必要がある。そのため、大規模土砂災害等の発生時は、国、県、村等の関係機関の担当者等で構成される大規模土砂災害等調整会議を設置する。
- b 大規模土砂災害等調整会議は、国、県、村等が連携して災害対応を行うために必要な次の事項を調整する。
 - 災害情報等の共有に関すること。
 - 各機関の役割分担に関すること。
 - 住民の安全確保に関すること。
 - 緊急点検及び応急対策に関すること。
 - ヘリコプター調査、リエゾン派遣及び受入
 - 緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）及び防災エキスパート受入
 - 防災GISの活用
 - その他、必要な事項の調整に関すること。

イ 【住民が実施する対策】

土砂災害緊急情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従う。

2 地すべり等応急対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難に関する情報を提供するとともに、被害を最小限に止めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

- (ア) 警戒避難に関する情報を住民に提供し、必要に応じて高齢者等避難の伝達、避難指示等の処置を講じる。
- (イ) 地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。
- (ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）の出動を要請する。
- (エ) 災害の危険が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言をもとめる。

イ 【住民が実施する対策】

警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示等が出された場合はこれに迅速に従う。

3 土石流対策

(1) 基本方針

被災状況、不安定土の状況を把握し、警戒避難に関する情報を提供するとともに被害を最小限に止めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

- (ア) 必要に応じて避難指示等を行う。
- (イ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）の出動を要請する。
- (ウ) 災害の危険が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言をもとめる。

イ 【住民が実施する対策】

警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示等が出された場合はこれに迅速に従う。

4 崖崩れ応急対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難に関する情報を提供するとともに被害を最小限に止めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

- (ア) 警戒避難に関する情報を住民に提供し、必要に応じて高齢者等避難の伝達、避難指示等の処置を講じる。
- (イ) 崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。
- (ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）の出動を要請する。
- (エ) 災害の危険が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言をもとめる。

イ 【住民が実施する対策】

警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従う。

第28節 建築物災害応急活動

(災害対策本部全部)

【文化財管理者】【建築物所有者】

第1 基本方針

強風又は出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。

第2 主な活動

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、落下物等の危険性があるものについては応急措置を講ずる。
- 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は、見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を講じる。

第3 活動の内容

1 建築物

(1) 基本方針

強風又は出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

- (ア) 村が所有する庁舎、社会福祉施設、村営住宅、学校、公共施設等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置を講じる。
- (イ) 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施する。
また、災害の規模が大きく、村において人員が不足する場合は、県若しくは近隣市町村に対して支援を求める。
- (ウ) 必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

イ 【建築物の所有者等が実施する対策】

- (ア) 建築物の所有者等は、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。
- (イ) 安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置を講じる。

2 文化財

(1) 基本方針

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を行う。

(2) 実施計画

ア 【村(教育委員会)が実施する対策】

- (ア) 村教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導するものとする。
- (イ) 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告するものとする。
- (ウ) 被災した建造物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。

イ 【所有者又は管理者が実施する対策】

- (ア) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。
- (イ) 文化財の火災による消失を防ぐための措置を行う。
- (ウ) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、村教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、村教育委員会の指導を受けて実施するものとする。
- (エ) 被災した建造物内の文化財について、県教育委員会や村教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。

第29節 道路及び橋梁応急活動

(統括部・総務部・産業部・建設水道部・交通部)

第1 基本方針

風水害等により道路及び橋梁に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。

被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

第2 主な活動

- 1 道路及び橋梁の被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧を行うとともに交通規制を行うとともに、道路情報を提供する。
- 2 被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

第3 活動の内容

1 道路及び橋梁応急対策

(1) 基本方針

ア 風水害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、早急にパトロール等を実施することにより被害状況等を把握し、必要に応じ迂回道路の選定を行うとともに、交通規制等が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置を取る。

イ ライフラインの復旧現場等までのアクセスルートを含めた交通機能確保のために路上障害物の除去及び被災道路・橋梁の応急復旧計画を策定し、南箕輪建設組合等と結んだ業務協定に基づき、速やかに応急復旧工事を行う。

ウ 道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報を一元化し提供を行う。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施し、情報収集を行う。

イ 村内の道路及び橋梁の被災について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努める。

ウ 村道以外の道路が破損等によって通行に支障をきたしている場合、速やかに当該道路管理者(伊那建設事務所、中日本高速道路株式会社等)に通報し、応急措置の実施を要請する。

2 関係団体との協力

(1) 基本方針

風水害により道路及び橋梁等の被害が激甚の場合、各関係機関と締結した相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

被災が甚大で、本村のみでは応急活動及び復旧活動が困難な場合、相互応援の協定に基づき各関係機関に応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

第30節 河川施設応急活動

(統括部・産業部・建設水道部・消防部)(消防署)

【住民】

第1 基本方針

風水害による被災を軽減するため、県の協力を得て水防活動が円滑に行われるよう努めるとともに、次の活動を確保し、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被災を受けた場合に施設の応急復旧に努める。

- 1 水防上必要な監視、警戒、通報、連絡体制
- 2 水防上必要な資器材の調達体制
- 3 水門若しくは閘門の適切な操作
- 4 他市町村との相互の協力及び応援体制

第2 主な活動

- 1 水防上必要な資機材の調達、技術的な援助、危険箇所の応急復旧及び速やかな復旧計画の策定
- 2 大規模な復旧が発生した場合には、臨時点検を行い施設の安全を確認する。異常が認められた場合は、適切な処置を取る。

第3 計画の内容

1 河川施設等応急復旧

(1) 基本方針

水防活動の円滑かつ効果的な実施に努めるとともに、河川施設の応急復旧の実施及び改良復旧を含めた治水安全度の向上を図る。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

- (ア) 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。
- (イ) 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
- (ウ) 風水害による被害箇所の早急な復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させる。

イ 【住民が実施する対策】

住民は、被害の拡大を防止するため、水防活動に協力するものとする。

第3 1 節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

(災害対策本部全部)(消防署)

【住民】【建築物所有者】【事業所】

第1 基本方針

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。

被害を最小限に抑えるため、次のような応急活動を行う。

第2 主な活動

- 1 構造物に係る二次災害防止のための活動を実施する。
- 2 危険物施設等に係る二次災害防止のための活動を実施する。
- 3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害発生防止のための活動を行う。
- 4 倒木等の流下による二次災害を防止するための活動を実施する。
- 5 危険箇所の緊急点検の活動を実施する。

第3 活動の内容

1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

[建築物関係]

被災した建築物について余震等による倒壊、風水害による家屋の浸水等の二次災害から住民を守るための措置を講じる。

[道路及び橋梁関係]

道路・橋梁等の構造物についても、余震等による倒壊等の二次災害を防止するための措置を講じる必要がある。

(2) 実施計画

[建築物関係]

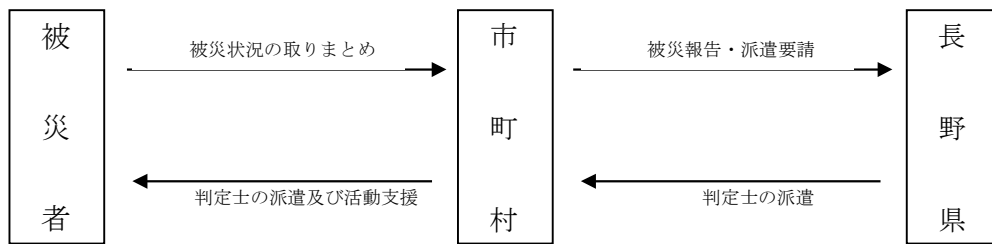
【村が実施する対策】

ア 被災地において、応急危険度判定士が、安全かつ迅速な判定作業が行えるよう次の事項を整備するものとする。

- (ア) 応急危険度判定士の派遣要請
- (イ) 応急危険度判定士を要する建築物又は地区の選定
- (ウ) 被災地域への派遣手段の確保
- (エ) 応急危険度判定士との連絡手段の確保

イ 必要に応じ、倒壊等の危険のある建築物について立入禁止等の措置を講ずる。

ウ 民間の建築物所有者に対して応急危険度判定士の診断を受けることの指導を行う。



【建築物の所有者等が実施する対策】

応急危険度判定士により、危険度を判定された建築物の所有者は、判定結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

[道路・橋梁関係]

- (ア) 村内の道路及び橋梁の被災について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行うものとする。
- (イ) 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

ア 危険物関係

危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び住民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

イ 高圧ガス関係

高圧ガス施設等は、風水害による漏えい等により周辺住民に対して被害を与えるおそれがある。被害を最小限にとどめ、周辺住民、従業員に対する危害防止のため、関係機関は相互に協力し、被害軽減のための活動を行う必要がある。

ウ 液化石油ガス関係

二次災害を防止するためには、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を効果的に実施することが重要であり、そのためには、他地区からの応援等を含めた体制が必要である。

エ 毒物劇物関係

毒物及び劇物を取り扱う者は、毒物劇物保管施設が被害を受け二次災害発生のおそれがある場合は、直ちに保健福祉事務所、警察署、消防署等関係機関に対して通報するとともに危害防止のため必要な措置をとる。県は事故処理剤の供給等を行うとともに必要な情報の提供を行う。

(2) 実施計画

ア 危険物関係

(ア) 【村が実施する対策】

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

また、移動可能な危険物を他の施設に移動するよう、危険物施設の管理者等に要請する。

(イ) 【上伊那広域消防本部が実施する対策】

a 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、村の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じるものとする。

b 災害時等における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立するものとする。

c 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次項に掲げる項目について指導するものとする。

(ウ) 【関係機関(危険物施設管理者等)が実施する対策】

a 危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送を中止するものとする。

b 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努めるものとする。

c 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講じるものとする。

d 危険物施設における災害発生時の応急措置等

(a) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。

(b) 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報するものとする。

e 相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請するものとする。

- f 従業員及び周辺地域住民に対する措置
消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行うものとする。

イ 高圧ガス関係

(ア) 【高圧ガス施設事業者等が実施する対策】

- a 災害時に、高圧ガス貯蔵施設等に関係者以外が立ち入らないように従業員を配置させる等侵入防止のための措置を実施する。
- b 施設の保安責任者は、災害時は高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに警察署及び消防機関に通報する。
- c 高圧ガスの漏えい、あるいは爆発等のおそれがある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとる。
- d 貯蔵所又は充填容器が危険な状態となったときは、直ちに充填容器を安全な場所に移す。
- e 漏えいガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には、状況を的確に把握し、初期消火に努める。
- f 状況に応じて、従業員、周辺住民に対して火気の取扱いを禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向きを考慮し、人命の安全を図る。
- g 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請すること。

(イ) 【上伊那広域消防本部が実施する対策】

上伊那広域消防本部は、発災時にガスの元栓を閉める等、住民に対し広報活動を実施する。

ウ 液化石油ガス関係

(ア) 【村が実施する対策】

村は、関係機関と協力して、住民に対する避難誘導、広報等の活動を行う。

(イ) 【上伊那広域消防本部が実施する対策】

上伊那広域消防本部は、発災時にガスの元栓を閉める等、住民に対し広報活動を実施する。

(ウ) 【(社)長野県LPガス協会が実施する対策】

災害時に液化石油ガス一般消費先に対して、必要に応じて、緊急点検活動を実施するものとする。

(エ) 【液化石油ガス販売事業者等が実施する対策】

自社の液化石油ガス設備を点検し、安全の確保に必要な措置を講じるものとする。

エ 毒物劇物関係

(ア) 【村が実施する対策】

- a 周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行う。

- b 飲料水汚染のおそれがある場合は、関係機関と連携をとり、水道使用者井戸水使用者に対する通報を行う。

(イ) 【関係機関が実施する対策】(毒物劇物営業者及び業務上取扱者)

a 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検

貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努めるものとする。

b 毒物劇物貯蔵設備等における災害防止措置

毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置を行い、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するものとする。

c 毒物劇物貯蔵設備等における災害発生時の応急措置等

(a) 応急措置及び関係機関への通報

毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに保健福祉事務所、警察署又は消防機関へ連絡するものとする。

(b) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

保健福祉事務所、警察署、消防機関及び村と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行うものとする。

3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害発生の防止

(1) 基本方針

浸水被害が発生した場合、その被害を最小限に抑えるため、また再度災害の発生を防止するための応急活動を実施する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。

(イ) 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

(ウ) 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

イ 【住民が実施する対策】

被害の拡大を防止するため、水防活動に協力するものとする。

4 風倒木対策

(1) 基本方針

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害が拡大する原因となる場合もあるため、倒木についても対策を講じる必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

県が行う緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。また倒木による二次災害の発生を防止するため、必要に応じて倒木の除去等の応急対策を講じる。

5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

大雨等により、地盤に緩みが生じた場合、その後の余震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から住民を守るための措置を講じる。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。

イ 大規模土砂災害発生時には土砂災害緊急情報に基づく警戒避難対応を行う。

第3 2節 ため池・畑地かんがい施設災害応急活動

(産業部・建設水道部)

第1 基本方針

洪水、災害等により、ため池が決壊した場合又は決壊のおそれが生じた場合や、畑地かんがい施設の配水池、調整池等が損壊した場合は、被害を軽減するため、点検の結果、安全管理上必要があると認めた場合は、速やかに応急措置を行い、ため池等の安全を確保する。

第2 主な活動

被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のための工事を実施するとともに、必要に応じ、県等関係機関と調整を図りながら協力を要請する。

第3 活動の内容

1 ため池応急活動

(1) 基本方針

ため池が決壊した場合又は決壊のおそれが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等を把握するとともに、応急工事を実施するとともに必要に応じ、県等関係機関へ協力を要請する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 被害が生じた場合は、速やかに県及び関係機関へ報告する。
- (イ) 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。
- (ウ) 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

イ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) ため池管理者は、ため池に決壊の恐れが生じた場合、住民が迅速に避難できるよう、速やかに村へ報告する。
- (イ) ため池管理者は、村が実施する応急対策について協力する。

2 畑地かんがい施設応急活動

(1) 基本方針

伊那西部地区農業用水施設の揚水機施設、送水管路、配水池、調整池等が破損した場合、若しくは破損のおそれが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等を把握する。また、管理を委託している長野県伊那西部土地改良区連合に連絡するとともに県に報告し、関係機関に協力を要請しながら迅速な応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

- (ア) 被害が生じた場合は、速やかに長野県伊那西部土地改良区連合、県等関係機関へ通報する。
- (イ) 人命を守るため、送水管路、配水池、調整池等施設の下流の住民を、安全な場所へ避難させる。
- (ウ) 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

イ 【長野県伊那西部土地改良区連合・長野県西部南箕輪土地改良区が実施する対策】

- (ア) 主要施設に破損の恐れが生じた場合、住民の避難が迅速に行えるよう速やかに村へ通報する。
- (イ) 村が実施する応急対策について協力する。

第3節 農・林・水・畜産物災害応急活動

(産業部)

【住民】

第1 基本方針

被害状況の早期・的確な把握に努め、農産物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫の発生や家畜等の伝染性疾病的発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行う。

また、被災した農林産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

第2 主な活動

被害状況の早期・的確な調査を実施し、関係機関と連携をとりながら、被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導等必要な措置を行う。

第3 活動の内容

1 農・水・畜産物災害応急対策

(1) 基本方針

ア 被害を受けた作物の技術指導は、農業農村支援センター及び農業団体等の協力を得て行うとともに、病害虫、家畜疾病的発生、まん延防止の徹底に努める。

イ 被災した農業施設、加工施設等の速やかな復旧に努める。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 農業農村支援センター、農業団体等と連携し、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を農業農村支援センターに報告する。

(イ) 農業協同組合等関係機関と連携を取り、農産物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を速やかに農業者に周知徹底する。

イ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 村や県等と連携を取り、被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に努めるものとする。

(イ) 被災した農業施設、加工施設等の速やかな復旧を進めるものとする。

ウ 【住民が実施する対策】

(ア) 村が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農協等の指導に基づき農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止対策を実施するものとする。

(イ) 作物別の主な応急対策

a 水稲

- (a) 浸水・冠水したものは排水に努め、排水後ただちにいもち病、黄化萎縮病、白葉枯病の防除を行う。
- (b) 土砂流入田は、茎葉が3分の2以上埋没した場合、土砂を取り除く。
- (c) 水路等が損傷した場合は修理し、かん水できるようにするが、かん水不能の場合は、揚水ポンプ等によるかん水を行う。
- b 果樹
 - (a) 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、根が障害を受けないうち土砂の排出、中耕等を行う。
 - (b) 倒伏・枝折れ、枝裂け、果樹棚の破損等の応急処置に努める。
 - (c) 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努める。
 - (d) 果実や葉に付着した泥は、ただちに洗い流す。
 - (e) 病害虫の発生防止のための薬剤散布を行う。
- c 野菜及び花き
 - (a) 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、表土が乾き次第浅く中耕し、生育の回復を図る。
 - (b) 病害虫の発生防止のための薬剤散布を行う。
 - (c) 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努める。
 - (d) 茎葉に泥等が付着している場合は、水洗、洗浄を行う。
- d 畜産
 - (a) 畜舎に流入した土砂はきれいに排出するとともに、畜舎内外の水洗・消毒を十分行う。また、乾燥を図り疾病及び病害の発生を防ぐ。
 - (b) 倒伏した飼料作物は、被害の著しい場合は速やかに刈取りサイレージとし、軽微な場合は回復を待って適期刈取りに努める。
- e 水産
 - (a) 養殖場に流入した土砂はきれいに排出するとともに、斃死魚の除去を図り疾病及び病害の発生を防ぐ。
- (ウ) 被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

2 林産物災害応急対策

(1) 基本方針

倒木や損傷した素材、製材品については、二次災害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病害虫の発生防除等の徹底に努める。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

被害状況を調査し、その結果を県に報告するとともに応急復旧のため、技術指導等必要な措置をとる。

イ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 国有林野内の被災状況を調査し、必要な応急措置を講じるとともに、二次災害のおそれがある場合には、下流域等の関係市町村及び関係機関と連携を図りその防止に努める。(中部森林管理局)
 - (イ) 村と連携をとって被害状況を調査し、その結果を速やかに村、県に報告するとともに応急復旧措置をとる。
- ウ **【住民が実施する対策】**
- 村が行う被害状況調査や応急復旧に協力する。

第34節 文教活動

(教育部)

第1 基本方針

小学校、中学校等(以下この節においては「学校」という)は多くの児童生徒等を収容する施設であり、災害時には児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与等の措置を行う。

第2 主な活動

- 1 児童生徒等の安全な避難誘導、保護者への引渡し
- 2 被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保
- 3 被災した児童生徒等に対する教科書等の供与、就学援助

第3 活動の内容

- 1 児童生徒等に対する避難誘導

(1) 基本方針

学校長は災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動を行う。

(2) 実施計画

【村(教育委員会)が実施する対策】

学校長は、災害による建物、器物などの倒壊、破損、落下による危険を回避し、児童生徒の心理的な動揺を防いで、安全を確保する。

風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、児童生徒等の安全を確保するために、あらかじめ定められた計画及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。

(ア) 児童生徒等が登校する前の措置

台風や大雨に関する情報の収集を行い、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休校の措置をとるものとし、児童生徒等に周知するとともに、村教育委員会にその旨を連絡する。

(イ) 第一次避難場所への避難誘導

- a 緊急避難指示を与え、児童生徒を整然と速やかに、校庭など指定した第一次避難場所へ誘導する。
- b 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、搜索・救出にあたる。

(ウ) 第二次避難場所への避難誘導

- a 第一次避難場所が危険になった場合は、村長が指定する避難場所施設等、より安全な場所(第二次避難場所)に児童生徒を誘導する。
 - b 保護者にはあらかじめ第二次避難場所を周知しておくとともに、学校に連絡員を残すか、避難先がわかるように掲示しておく。
 - c 第二次避難場所に到着次第、速やかな児童生徒等の避難状況を把握し、所在不明の児童生徒がいる場合は、捜索・救出にあたりとともに避難状況を県教育委員会、村及び関係機関に報告又は連絡する。
- (エ) 児童生徒等の帰宅、引渡し、保護
- a 児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、火災や崩落、河川の氾濫などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。
 - b 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。
 - c 災害の状況及び児童生徒等の状況等により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。
- (オ) 教育活動
- a 災害の状況に応じ、村教育委員会へ連絡の上、臨時休校等適切な措置を講ずる。この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早期に保護者に連絡する。
 - b 被災した児童生徒等を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。
 - c 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。
 - d 授業の再開時には、村（教育委員会）と緊密な連絡のもとに登下校の安全に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。
- (カ) 児童生徒等の健康管理
- a 必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。
 - b 授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。
- (キ) 教育施設・設備の確保
- a 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入り禁止等の措置を行う。
 - b 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。
 - c 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じた場合には、仮設校舎の建設や避難を免れた近接の学校施設、その他公共施設の利用を図り授業の実施に努める。
- (ケ) 学校給食の確保

学校給食物資(小麦粉、米穀、牛乳等)の補給に支障をきたしているときは、村教育委員会と連絡をとり、必要な措置を講ずる。また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力する。

2 応急教育計画

(1) 基本方針

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(2) 実施計画

【村(教育委員会)が実施する対策】

ア 村(教育委員会)は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害時の対応、応急教育に関する対策について実施する。

a 学校施設・設備の確保

(a) 学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。

(b) 学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や避難を免れた近接の学校施設、その他公共施設の利用を図る等の総合調整を行う。

b 教職員の確保

災害により教職員に不足をきたし、教育活動の継続に支障が生じている学校がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える体制を整える。

c 学校給食の確保

学校給食物資(小麦粉、米穀、牛乳等)の補給に支障をきたしているときは、(財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

3 教科書の供与及び就学援助等

(1) 基本方針

被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の提供や就学援助等を行う。

(2) 実施計画

【村(教育委員会)が実施する対策】

ア 教科書の供与

教科書の必要量を把握し、調達及び配分を行う。調達が困難な場合は南信教育事務所を経由して県教育委員会にあつせんを依頼する。

イ 就学援助

被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定め実施する。

第35節 ボランティアの受入れ体制

(福祉部・住民部・奉仕部・ボランティア部)

第1 基本方針

被災地では、大量かつ広範な片付けや生活支援などのボランティアニーズが発生するため、被災地内外からボランティアを受入れ、公助による支援との調整を図り、円滑かつ効果的な支援に結びつけることが求められる。

そのため、ボランティアに期待する支援活動の量や期間について速やかに見通しを作成し、時間の経過とともに変化する被災者のボランティアニーズに合わせて、受入れ体制の確保やボランティアの活動拠点を整備し、ボランティア活動の支援を行うよう努める。

第2 主な活動

- 1 被災者のボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入れ体制の確保に努める。また、被災地で支援活動を行っているボランティア関係団体等と情報を共有する場を設置し、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開する。
- 2 災害ボランティアセンター等のボランティア活動拠点を設置し、ボランティアの受入れや活動の調整、資機材の調達・提供等を行い、円滑かつ効果的なボランティア活動の実施を支援する。

第3 活動の内容

- 1 被災者のボランティアニーズの把握と受入れ体制の確保

(1) 基本方針

災害時におけるボランティアの受入れにあたっては、被災地のニーズにあわせて行うことが必要である。被災地における被災者のボランティアニーズを積極的に把握し、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターと連携して円滑な受入れを図る。

また、活動時の粉じん対策の周知など、ボランティアの安全確保に防災関係機関、ボランティア関係団体等が連携し、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

- (ア) 被災地における被災者のボランティアニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。
- (イ) ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対して支援を行う。
- (ウ) ボランティアの需給状況等について、随時県災害対策本部に報告するとともに、必要に応じて、県、県社会福祉協議会に対して助言や情報共有の場への参加を求め、支援の質の向上に努める。

- (エ) 社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、災害中間支援組織含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動全体を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティア活動予定を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬などを行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境の整備を図る。
- (オ) 都道府県等又は都道府県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。
- イ 【村社会福祉協議会、日本赤十字社(長野県支部)等が実施する対策】
救援本部等を設置し、県及び村の災害対策本部との連携のもとに、ボランティアの受入れを行うとともに、ボランティアの需給調整、相談指導等を行う。
- ウ 【災害中間支援組織（特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)、長野県災害時支援ネットワーク(N-NET)等)、広域的災害ボランティア支援団体等が実施する対策】
- (ア) 被災者のボランティアニーズ及び支援状況の情報を集約し、全体像の把握に努める。
- (イ) 県及び村の災害対策本部との連携のもとに、支援活動に必要な情報共有の場を整備し、支援者の連絡調整を図る。
- (ウ) 必要に応じて県や市町村等に対して被災者支援に関する支援策の提言などを行う。

2 ボランティア活動拠点の提供支援

(1) 基本方針

被災地におけるボランティア活動の円滑な実施を図るため、ボランティアの活動拠点を設置し、ボランティア関係団体等との緊密な連携のもとに、ボランティアの支援体制を確立する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

- (ア) 村は、災害ボランティアセンターが設置された場合には、確実に機能するために必要な措置を講じる。

また、県は、その運営において、複数の市町村にまたがる広域的な課題が生じた場合には、関係者間の調整を行うものとする。

- (イ) 必要に応じボランティア活動上の安全確保を図るとともに村社会福祉協議会が行う災害ボランティア活動支援に必要な資機材の調達に協力し、ボランティア活動の円滑かつ効果的な実施を支援する。

イ 【社会福祉協議会が実施する対策】

- (ア) 県社会福祉協議会は、災害ボランティア活動支援の県的拠点として県と協議の上、県災害ボランティアセンターを設置し、県内におけるボランティア活動の全体像を把

握するとともに、運営支援者の派遣調整、活動に必要な資機材の調達等、市町村災害ボランティアセンター（以下「市町村センター」という。）及び広域災害ボランティアセンター（以下「広域センター」という。）の設置・運営を支援するものとする。

また、市町村センター、広域センター、県、ボランティア関係団体、**災害**中間支援組織と情報共有し、ボランティア受入れの広域的な調整やボランティア活動の情報発信を行うものとする。

（イ） 村社会福祉協議会は、村と協議の上、市町村センターを設置し、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な資機材の調達・提供等を行うものとする。

（ウ） 被災市町村広域圏内の市町村社会福祉協議会及び県社会福祉協議会は、市町村センターの活動を支援する前線拠点として広域センターを設置し、ボランティアの登録・受入れ、資機材の調達等の必要な支援を行うものとする。

ウ 【日本赤十字社長野県支部が実施する対策】

日本赤十字社長野県支部は、村災害対策本部ボランティア部内に赤十字防災ボランティアの活動拠点を設置し、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、コーディネート、派遣、必要な物資の調達等の支援を行う。

第3 6 節 義援物資及び義援金の受入れ体制

(統括部・総務部・福祉部・住民部・奉仕部・ボランティア部)

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合には、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援物資及び義援金を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入れ、保管、輸送等の公正かつ円滑な実施に努める。

第2 主な活動

- 1 被災者のニーズを把握し、「受入れを希望するもの・足りているもの」のリスト、送り先、募集期間等を、報道機関等を通じて公表し、支援を呼びかける。
なお、小口・混載の義援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることから「個人からの義援物資は受け入れない」などの方針を状況に応じて公表する必要がある。
- 2 大規模な災害が発生した場合、村、日本赤十字社、社会福祉協議会等関係機関による義援金配分委員会を組織し、寄託された義援金を引継ぎ、迅速かつ公正に被災者に配分する。また、義援物資についても、迅速かつ公正に被災者に配分する。
- 3 寄託された義援物資及び義援金は、被災者に配分されるまでの間、適正に管理する。

第3 活動の内容

- 1 義援物資及び義援金の募集、受入れ

(1) 基本方針

義援物資及び義援の募集にあたり、特に義援物資については被災地において「受入れを希望するもの・足りているもの」を十分に把握し、募集する義援物資の種類、送り先、募集期間等の周知を図る。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

- (ア) 県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と相互に連携を図りながら、義援物資及び義援金について、募集方法、送り先、募集期間等を定め、報道機関等を通じて国民に周知する。
- (イ) 村は、関係機関等の協力を得ながら、被災地が受入を希望する義援物資を把握するとともに、被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量を周知する。
- (ウ) 住民、企業等が義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮した方法について周知する。

イ 【住民、企業等が実施する配慮】

- (ア) 義援物資を提供する場合は、被災地が受入を希望する義援物資とするよう配慮する。

- (イ) 義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮に努める。

2 義援物資及び義援金の引継ぎ及び配分

(1) 基本方針

寄託された義援金は、配分委員会に確実に引き継ぐとともに、配分委員会において十分協議の上、迅速かつ公正に配分する。また、義援物資については、被災者のニーズに応じ、迅速かつ公正に配分する。

(2) 実施計画

ア【義援物資】

寄託された義援物資は村が引継ぎを受ける。村はボランティアの協力を得て、被災者のニーズを踏まえ、迅速かつ適正に配分する。

なお、配分にあたっては、高齢者、障がい者等災害時要援護者に十分配慮する。

イ【義援金】

義援金は配分委員会が引継ぎを受ける。配分委員会は、被災状況等を考慮の上、対象者、配分内容、配分方法等配分基準を定め、迅速かつ適正に配分する。

3 義援物資及び義援金の管理

(1) 基本方針

寄託された義援物資及び義援金は、被災者に配分されるまでの間、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

(2) 実施計画

寄託された義援金を配分委員会に寄託するまでの間、義援物資にあつては、被災者に配分するまでの間、一時保管場所を確保し、損傷、紛失のないよう適正に管理する。

また、配分委員会は、寄託された義援金は村を通じて被災者に配分するまでの間の一時保管場所を確保し、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

第37節 災害救助法の適用

(統括部・総務部)

第1 基本方針

被災が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合（被害のおそれがある場合を含む。）に、災害救助法が適用され、被災者の保護及び社会秩序の保全を図ることが必要となる。

災害救助法による救助は、県が実施するが、村は知事から委任された救助事務について知事の補助機関として実施する。

第2 主な活動

- 1 災害救助法適用判断のために迅速かつ正確な被害状況の把握を行う。
- 2 被害状況が適用基準に該当するか判断する。
- 3 法適用が必要と判断された場合、必要な手続きを行う。
- 4 法適用となった場合、村の役割分担について迅速な救助を実施する。

第3 活動の内容

1 被害状況の把握

(1) 基本方針

災害救助法を適用すべきか否かを的確に判断し、災害の事態に応じた救助を行うために、迅速かつ正確な被害情報の収集把握を行う。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 村災害対策本部は、災害による被害状況を迅速に収集し、直ちに上伊那地域振興局長に報告するとともに、基準に照らして、災害救助法の適用について検討する。

イ 災害救助法による救助が必要と判断した場合、知事に対して法適用の要請を行う。

なお、事態が切迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の措置に関して知事の指揮を受けなければならない。

2 災害救助法適用の判定

(1) 基本方針

災害救助法による救助は、非常災害により住家が全焼、全壊、埋没、流失、半焼、半壊、床上浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない場合において、その被害が一定の基準に該当し、かつ現に応急的な救助を必要とするときに行う。

(2) 実施計画

【県及び村が実施する対策】

県は、以下の基準に基づき、災害救助法の適用に該当するか判定を行い、該当するか又は該当すると思われる場合は、次項3の手続きを行う。

ア 本村における住家の滅失世帯数が40世帯に達したとき。

※滅失世帯数

全焼、全壊、流出等により住家の滅失した世帯数をいい、半壊、半焼にあつては、全壊、流失等の1/2世帯、床上浸水にあつては1/3世帯として換算する。以下同じ。

イ 被害が相当広範囲にわたり、県内の滅失世帯数が2,000世帯以上であつて、本村の滅失世帯数が、20世帯に達したとき。

ウ 被害が広範な地域にわたり、県内の滅失世帯数が9,000世帯以上であつて、本村の被害状況が特に援助を要する状態であるとき。

エ 本村における被害が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。

(ア) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき。

(イ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

(ウ) 時間的に同時に又は相接近して2以上の災害が発生し、それぞれの滅失世帯がアに規定する滅失世帯に達しないが、合算すればこれに達するとき。

(エ) 当該災害前に、(ア)～(ウ)に該当する被害を受け、その救助がまだ完了しないとき。

(オ) その被害状況がア及びイに準ずる場合で救助の必要があるとき。

3 適用の手続き

(1) 基本方針

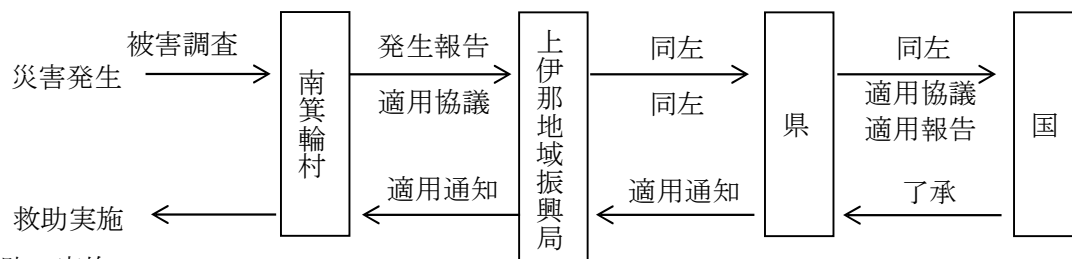
災害救助法の適用が必要と判断された場合は、直ちに必要な手続きを行う。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

災害に際し、前記2「救助法適用の判定」の基準のいずれかに該当し、又は該当すると思われるときは、直ちにその旨を知事に報告する。災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受ける。

【法の適用事務】



4 救助の実施

(1) 基本方針

県、関係機関と協力のうえ速やかに救助を実施する。

(2) 実施計画

ア 【県が実施する対策】

- (ア) 災害救助法による救助は、知事が行う。ただし、村が当該事務を行うことにより、救助の迅速化、適格化が図られると知事が認めた場合は、救助法の規定に基づき以下の表のとおり村長に事務の一部を委任する。なお、村に委任する事務について、以下の表によりがたい場合は協議のうえ別に定める。

救助の種類	県が実施する事務	村に委任する事務
避難所の設置	村からの要請による資材調達	その他すべて
応急仮設住宅の供与	委任する事務以外すべて	募集・維持管理
炊き出しその他による食品の給与	村からの要請による食品の調達	その他すべて
飲料水の供給	県管理上水道受給者への供給	村管理上水道の受給者への供給
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		すべて
医療及び助産	DMAT等の救護班による活動	インフルエンザの予防接種等
災害にかかった者の救出	すべて	
住宅の応急修理実施要領の制定	応急修理実施要領の制定	その他すべて
埋葬		すべて
死体の搜索・処理	すべて	
障害物の除去	村からの要請による資材調達	その他すべて

- (イ) 知事は、災害救助法による救助実施のために必要な技術者等が、一般の協力によってもなお不足し、他に確保の方法がない場合は、医師、保健師、土木技術者、大工、土木業者等に対し、従事命令等を発令し、救助活動を実施する。

イ 【村が実施する対策】

(ア) 救助の役割分担

村長は、知事から救助について委任された場合には、職権に基づき救助を行う。

委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならないものとする。

- (イ) 救助の実施は、県が別に定める基準により行う。

ウ 【日本赤十字社長野県支部が実施する対策】

- (ア) 日本赤十字社長野県支部は、知事が行う救助活動の万全を期するため、その組織と設備をあげて協力する。

- (イ) 知事から委託された「医療及び助産活動」及び「避難所の設置」の業務の実施に努める。

被害認定基準

区 分		被 害 基 準
人 的 被 害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは、1か月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽症者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、「軽傷者」とは、1か月未満で治療できる見込みの者とする。
住 家 被 害	住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
	住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より、上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により、一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

[用語の定義]

■ 住 家

現実には居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

■ 非住家

住家以外の建築物をいうものとする。

なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

■ 罹災世帯

災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。たとえば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものは、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。

■ 罹災者

罹災世帯の構成員とする。

■ 棟

一つの独立した建築物をいう。なお、主屋に付着している風呂場、便所等は主屋に含めて、1棟とするが、2以上の棟が渡り廊下等で接続している場合には2棟とする。

(注1) 住家被害戸数については、「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定する。

第38節 観光地の災害応急対策

(統括部・産業部)

第1 基本方針

豪雨、豪雪、地震など災害により観光地において災害が発生した場合の救出活動や観光客の安全の確保について、村、県、国、関係機関が連携し、対応していく。

第2 主な取組み

- 1 観光地で災害が発生した際には村、県、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、観光客の安全を確保する。
- 2 旅行者（外国人旅行者）のために、避難場所や災害の情報を提供する。

第3 活動の内容

1 観光地での観光客の安全確保

(1) 【村が実施する対策】

ア 観光地での災害時には、村、県、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。観光地の観光案内箇所（道の駅「大芝高原」等）を活用し、災害の情報を提供する。

イ 観光地での災害発生時には、伊那警察署、医療機関と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握するよう努める。

ウ 上伊那広域消防本部は、観光客の救助活動に当たり、県警察と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行うものとする。

(2) 住民、自主防災組織及び観光事業者が実施する対策

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力するものとする。

2 外国人旅行者の安全確保

(1) 【村が実施する対策】

災害時の外国人旅行者の避難誘導を行なうとともに、非常用電源の供給、情報の提供や要望の把握を行う。

(2) 【関係機関が実施する対策】

駅、ホテルなどの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化などにより外国人旅行者に配慮した情報提供、避難誘導、非常用電源の供給を行うものとする。

第39節 飼養動物の保護対策

(住民部)

【住民】

第1 基本方針

災害時においては、人命救助が最優先であるが、被災した動物についても保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。

第2 主な取り組み

被災地域における負傷又は放浪状態の動物の保護活動及び避難所におけるペットの適正な飼育を行う。

第3 活動の内容

1 基本方針

大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。

また、飼い主がペットと同行避難することを想定し、適正な飼育環境を確保する。

2 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずるものとする。

(イ) 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置をとるものとする。

(ウ) ペットとの同行避難について適切な体制整備に努めるものとするものとする。

イ 【飼養動物の飼い主が実施する対策】

(ア) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。

(イ) 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。

第4章 災害復旧計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

(全 課)

【住 民】

第1 基本方針

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、地方公共団体が主体的に取り組むとともに、適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、この基本方針を決定し、その推進にあたり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第2 主な活動

- 1 原状復旧か又は計画的復興かの基本方針を早急に決定する。
- 2 復旧・復興に当たり必要に応じ他の地方自治体への支援を求める。

第3 活動の内容

1 復旧・復興の基本方針の決定

(1) 基本方針

迅速な原状復旧又は計画的な復興を目指す基本方向を早急に決定し、実施に移す。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、県と連携し、迅速な原状復旧を目ざすか、又は更に災害に強いむらづくり等の長期的課題の解決をも図る計画的復興を目ざすかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定め、早期に住民に周知する。

(イ) 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

イ 【関係機関が実施する対策】

防災関連機関は県、村の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行う。

ウ 【住民が実施する対策】

住民は県、村の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行うものとする。

2 支援体制

(1) 基本方針

復旧・復興にあたり、必要に応じ他の自治体の支援を求め、円滑な実施を図る。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じて国、県、他の市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

(全 課)

第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず、公共施設等の迅速な原状復旧や、災害廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。

関係機関は、可能な限り迅速な原状復旧を図るものとする。

第2 主な活動

- 1 被災施設の迅速かつ円滑な復旧事業を実施し災害防止の観点からの改良復旧を行う。
- 2 円滑かつ適切に災害廃棄物の処理を行う。

第3 活動の内容

1 被災施設の復旧等

(1) 基本方針

民生の安定、社会経済活動の早期回復、より安全性に配慮した復興のために関係機関は、被災施設の迅速かつ円滑で再度災害の防止を考慮した復旧活動を行う。そのため、職員の配備、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置を講ずる。

(2) 実施計画

ア 【村及び公共機関が実施する対策】

(ア) 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともにあらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

特に、人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

(イ) 被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害を防止する観点から可能な限り、改良復旧を行う。

(ウ) 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

(エ) 指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害

- 復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。
- (オ) 大雨等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から可能な限り、土砂災害防止対策を行う。
- (カ) ライフライン交通・輸送等の事業者は、復旧にあたり可能な限りにおいて地区、地域ごとの復旧予定時期を明示して行う。
- (キ) 他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては総合的な復旧事業の推進を図る。
- (ク) 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討の上事業期間の短縮に努める。
- (ケ) 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う場合は、復旧事業の計画を速やかに作成する。
- (コ) 復旧事業に要する費用について、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画を立て、速やかに査定実施に移すよう努める。
- (サ) 緊急に査定を行う必要がある事業については、直ちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。
- (シ) 暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

2 災害廃棄物処理

(1) 基本方針

災害から速やかに復帰して生活を再建する上でも、災害によって生じた災害廃棄物の適正かつ迅速な処理が求められる。

災害廃棄物の計画的な収集、運搬等を行い、その適正かつ迅速な処理に努める。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 発生した災害廃棄物の種類、性状(可燃物、不燃物、腐敗性廃棄物等)等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬処分を行い、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行う。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点として活用するものとする。また、災害廃棄物の処理にあたっては、下記事項について留意する。

- a 災害廃棄物処理にあたっては、適切な分別の実施により、可能な限り再生利用と減量化に努める。

- b 災害廃棄物処理にあたっては、復旧、復興計画を考慮にいれ計画的に行うよう努める。
- c 災害廃棄物処理にあたっては、環境汚染の防止、住民、作業者の健康管理のため適切な措置を講じる。
- イ 収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村へ応援を求める。

3 職員派遣

(1) 基本方針

災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応にあたり、被災市町村のみでは、人員の確保が困難となる場合がある。

そのため、被災市町村は他の市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとるものとする。

なお、職員の派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

(2) 実施計画

ア 【県が実施する対策】

被災市町村から、災害復旧にあたり、職員の派遣要請があった時は、災害の状況を勘案し必要と判断した場合、被災市町村と十分調整のうえ、必要な人員を適切な時期に派遣する。

イ 【市町村が実施する対策】

(ア) 被災市町村の職員を活用しても、災害復旧になお人員が必要な場合、市町村は県や、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、他の市町村に対し、必要な人員及び期間、受入体制を明示し、職員の派遣の要請を行うものとする。

(イ) 被災市町村から要請を受けた市町村は、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、職員を派遣するものとする。

第3節 計画的な復興

(全 課)

【住 民】

第1 基本方針

風水害等により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、更に災害に強いむらづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すにあたっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災むらづくりを実施する。

第2 主な活動

- 1 複数の機関が関係し、高度、複雑及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画の作成並びに体制整備
- 2 再度災害防止と、より快適な都市環境を目指した、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災むらづくりの実施
- 3 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国の緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）が発生した場合の各機関の連携による復興の促進

第3 計画の内容

1 復興計画の作成

(1) 基本方針

被災地域の再建にあたり、更に災害に強いむらづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要するような、多くの機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を可及的速やかに実施するために復興計画を作成する。

当該計画には、持続可能なまちづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、教育、地域産業等の継続を考慮する必要がある。

計画策定に関しては、その検討組織等に、男女共同参画の観点から女性・障がい者・高齢者等の参画促進に努める。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や、例えば学校を核とした地域コミュニティの拠点形成を行うなど、再構築に十分に配慮する。

なお、当該計画の迅速、適切な作成と遂行のため、県、近隣市町村及び国との連携等調整を行う体制の整備を図る。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら迅速かつ的確に復興計画を作成する。

イ 【関係機関が実施する計画】

村及び県との連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努める。

2 防災むらづくり

(1) 基本方針

被災地域の再建にあたっては、必要に応じ、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指し、「むらづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのもの」という理念のもとに、計画作成段階で村のあるべき姿を明確にして、将来に悔いのない、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災むらづくりを住民の理解を求めながら実施する。併せて、女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成及び都市機能の更新を図る。その際、被災市街地復興特別措置法等を活用し、住民の早期な生活再建の観点から、防災むらづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努める。

また、地震等で被災した後の復興まちづくりのため平時から備えておくべき内容を取りまとめた「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を活用し、防災・減災対策を並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組を進めるように努めるものとする。

(イ) 防災むらづくりにあたっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等为目标とし、さらに、必要に応じて次の事項を基本的な目標とする。

- a 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川及び防災安全街区の整備
- b ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化
- c 建築物及び公共施設の耐震化、不燃化
- d 耐震性貯水槽の設置等

(ウ) 前記目標事項の整備等にあたっては、次の事項に留意する。

- a 都市公園、河川等のオープンスペースの確保等について、単に指定緊急避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資することを、住民に対して十分に説明し、理解と協力を得るよう努める。

- b ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等にあつては、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りながら実施する。
 - c 既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努める。
 - d 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、火山噴出物（火山災害の場合に限る）、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業は、あらかじめ定めた物資の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するものとし、必要な場合は傾斜的、戦略的实施を行う。
 - e 住民に対し、新たなむらづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民が主役となるむらづくりを行う。
 - f 女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。
- (エ) 県と連携し、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言する。
- (オ) 情報収集で得た航空写真・画像地図情報等については、ライフライン施設等の被災状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。

イ 【関係機関が実施する計画】

村及び県との連携を図り、整合性のある事業を実施する。

ウ 【住民が実施する計画】

再度の災害を防止するため、より安全で快適なまちづくりは、自分たちはもちろん、子供たちをはじめとする将来のためのむらづくりでもあることを認識し、防災むらづくりへの理解に努める。

3 特定大規模災害からの復興

(1) 基本方針

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める必要がある。

(2) 実施計画

ア 【県、村及び関係機関が実施する計画】

県、市町村及び関係機関は、復興計画の迅速な作成と遂行のための体制整備を行う。

イ 【村が実施する計画】

- (ア) 必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。
- (イ) 特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県に対し、職員の派遣を要請する。

第4節 資金計画

(全 課)

第1 基本方針

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置を講ずる。

第2 主な活動

- 1 起債の利用、地方交付税の繰上交付の要請等の必要な措置を行う。

第3 活動の内容

1 村の資金計画

災害復旧事業を行う場合においては、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し資金の調達に努める。

(1) 地方債

歳入欠かん債、災害対策事業債、災害復旧事業債

(2) 地方交付税

普通交付税の繰上交付、特別交付税

(3) 一時借入金

災害応急融資

2 関東財務局長野財務事務所からの借り入れ

関東財務局長野財務事務所や県と調整の上、必要資金量を調査し、応急資金の貸付を受ける。

第5節 被災者等の生活再建等の支援

(全 課)

第1 基本方針

災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置をとることにより生活の確保を図る。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

さらに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第2 主な活動

- 1 被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の建設を行うとともに、被災者の公営住宅等への優先入居を行う。
- 2 被害の状況が被災者生活再建支援法の適用基準に該当する場合は速やかに適用手続き等を実施し、被災者に対して生活再建支援金の支給を行う。
- 3 被災低所得者支援のため、災害援護資金等の貸付け等を行う。
- 4 被災地における雇用維持等のため、被災者への職業紹介、労働災害対象者への労災保険給付等を行う。
- 5 被災した低所得者への必要な生活保護措置をとる。
- 6 被災者への災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付を行う。
- 7 被災者に対し適時適切な金融上の措置を行う。
- 8 被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免措置をとる。
- 9 被災した被保険者に対する医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置をとる。
- 10 被災者に対する被災証明の早期交付体制を確立する。
- 11 被災者台帳を作成し、被災者の援護を総合的かつ効果的に行う
- 12 被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置及び広報を行う。

第3 活動の内容

1 住宅対策

(1) 基本方針

被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し、資金の融資を行う。

また、被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅の建設等を行うとともに公営住宅等への優先入居の措置を講ずる。

さらに、村外に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供する。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 災害復興住宅建設等補助金

住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の補修資金の説明会等を行い、申込みに必要な罹災証明書の発行を行う。

イ 災害公営住宅

村内において200戸以上若しくは1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行う。

ウ 既存村営住宅の再建

既存村営住宅が災害により、滅失又は著しく損傷した場合には、必要に応じ再建する。

エ 村営住宅への優先入居

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、村営住宅への優先入居の措置を講ずる。

オ 村外に避難した被災者に対しても、村及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

2 被災者生活再建支援法による復興

(1) 基本方針

一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法を適用し、生活再建の支援を行う。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を行う。

(イ) 災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに上伊那地域振興局長へ報告する。

(ウ) 被災者生活再建支援法が適用された場合、被災者に対し、申請に要する罹災証明書等の必要書類を発行する。

(エ) 被災者に対し、被災者生活再建支援法等の制度の周知を図る。

(オ) 被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出する。

(カ) 被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行う。

※支援金支給事務についての詳細は「被災者生活再建支援制度－事務の手引き－」による。

3 生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付

(1) 基本方針

被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付けを行う。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

被災した低所得者の生活再建を支援するため、災害援護資金、生活福祉資金制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置を講じる。

4 被災者の労働対策

(1) 基本方針

被災地における雇用維持及び労働問題の円滑な解決を図るため、被災により離職を余儀なくされた者に対する職業紹介等必要な措置を講ずる。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

村は、長野労働局や県と連携して、職業あっ旋、労働相談等の情報の提供に努める。

5 生活保護

(1) 基本方針

被災した低所得者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その生活再建を支援する。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

県、福祉事務所と連携して、被災により生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ生活、住宅、教育、介護、医療、生業等の扶助を行い、最低限度の生活を保障し、生活再建を促す。

6 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け、災害見舞金の交付

(1) 基本方針

災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障がいを受けたものに災害障害見舞金を支給する。

また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付けるとともに、災害見舞金を支給する。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

条例に基づき、一定の災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金の支給を行う。また、障がいを受けた住民に災害障害見舞金の支給を行う。

イ 災害援護資金の貸付け

条例に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付けを行う。

ウ 災害見舞金の支給

災害見舞金等の制度を整備し、要綱に基づき、一定の被害を受けた世帯主に対して災害見舞金を支給する。

7 被災者に対する金融上の措置

(1) 基本方針

現地における災害の実績、資金の需給状況等を的確に把握し、実情に応じて適時適切な金融上の措置を行うとともに、被災者等への広報・周知を図る。

(2) 実施計画

ア 【関東財務局（長野財務事務所）、日本銀行（長野支店）が実施する対策】

関東財務局（長野財務事務所）、日本銀行（長野支店）は被災者の便宜を図るため、災害の状況により金融機関に対し次の措置を講じるよう指導する。

(ア) 資金の融資について、金融相談所の開設、審査手続きの簡素化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等の措置

(イ) 預貯金の払い戻しについて、預貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預貯金者に対し、罹災証明書の提示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって被災者の預貯金払戻の利便を図ること。

(ウ) 事情やむを得ないと認められる被災者等に対し、定期預貯金、定期積金等の中途解約、又は当該預貯金等を担保とする貸出に応ずる等適宜の措置をとること。

(エ) 災害時における手形交換又は不渡り処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。

(オ) 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に支払うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長措置を講ずること。

イ 【村が実施する対策】

災害被災者等がこれらを活用できるよう、被災地等住民に対して、広報・周知を図る。

8 租税の徴収猶予及び減免

(1) 基本方針

災害による被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行い、被災者の生活の安定を図る。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

地方税法又は南箕輪村税条例等に基づき、被災者の租税の納付期限の延長、徴収猶予、減免等を行う。

9 医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等

（1）基本方針

被災した国民健康保険等の被保険者等に対し、必要に応じて、医療費の一部負担金、保険料の減免等の措置を講じ、被災者の負担の軽減を図る。

（2）実施計画

ア 【村が実施する対策】

国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料の減免、徴収猶予等の措置を講ずるとともに、関係団体への協力要請を行う。

イ 【関係機関が実施する対策】

厚生労働省関東信越厚生局長野事務所は、健康保険被保険者証提示の手続きの簡素化、一部負担金等の支払いに係る特例措置等が行われる場合には、関係団体への速やかな協力要請を行うなど迅速に対応する。

10 罹災証明書の交付

（1）基本方針

被災者に対する支援措置を早期に実施するため、遅滞なく罹災証明書の交付を行う。

（2）実施計画

【村が実施する対策】

災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

11 被災者台帳の作成

（1）基本方針

災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳の積極的な作成および活用を図る。

（2）実施計画

【村が実施する対策】

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者の台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実

施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

12 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

(1) 基本方針

被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口を設置し、広く住民に広報する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

- (ア) 必要に応じ村が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。
- (イ) 相談業務の実施にあたり、必要に応じて他の関係機関に協力を依頼するものとする。また必要に応じて県に相談業務に係る支援要請を行うものとする。
- (ウ) 被災者生活再建支援に関わるそれぞれの業務について、住民に対し、掲示板、村防災行政無線、有線放送、ケーブルテレビ、ホームページ、ソーシャルメディア、広報誌等を活用し広報を行う。
- (エ) (広報にあたっては、報道機関の協力も得る。

イ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 必要に応じそれぞれの業務について相談窓口を設置する。
- (イ) それぞれの業務について、住民に対しチラシ等を活用し広報を行う。
- (ウ) 報道機関に対し、発表を行う。

第6節 被災中小企業等の復興

(産業課)

第1 基本方針

被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置を講ずるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を行う。

第2 主な活動

- 1 事業の早期復旧を図るため、必要な資金の円滑な融通等を実施する。
- 2 事業再開に対する相談体制を整備する。

第3 活動の内容

1 被害農林業者に対する支援

(1) 基本方針

農林業関係施設などの早期復旧により、被害農林業者等の経営安定を図るため次により支援する。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

県、関係機関等と連携を図り、災害被災者等が次に掲げる各種制度資金等を活用できるよう、被災農林業者に対して、広報・周知を図る。

ア 天災資金

イ (株) 日本政策金融公庫

ウ 農業災害資金

2 被災中小企業者に対する支援

(1) 基本方針

被災中小企業の早期復旧を図るため、被害状況、再建のための資金需要等の把握に努め、これに必要な資金の融通の円滑化等災害復旧対策を推進するため、迅速かつ適切な措置を講じる。

また、あらかじめ商工会との連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

ア 被害状況、再建のための資金需要等を的確に把握すること。また、このため関係機関相互で緊密に連絡、通報すること。

イ 中小企業関係団体を通じ、利活用できる金融の特別措置について、当該被災地域における中小企業者に対し周知徹底を図ること。

ウ 本村を管轄する政府系金融機関等の現地支店に対し、被害の実情に応じ貸付け手続きの簡易迅速化、貸付け条件の緩和措置等を要請あるいは実施すること等、迅速にして的確な措置を講ずる。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

県、関係機関等と連携を図り、災害被災者等が次に掲げる各種制度資金等を活用できるよう、被災中小企業者に対して、広報・周知を図る。

ア 政府系中小企業金融機関資金

a (株)日本政策金融公庫

一般の金融機関から融資を受けることが困難な住民に対し、必要な事業資金が貸付けられる。

中小企業者並びに中小企業等協同組合（対象業種が定められている）に対し、設備資金、長期運転資金が貸付けられる。

b 商工組合中央金庫資金

中小企業等協同組合法による組合であって、所属している組合及びその構成員に対し、運転資金、設備資金が貸付けられる。

イ 県及び村が行っている中小企業金融制度

a 中小企業融資制度資金（融資）

b 南箕輪村商工業振興資金

第7節 被災した観光地の復興

(観光森林課)

第1 基本方針

被災した観光地の早期復興、風評被害の防止を図るため、国、市町村、関係機関等と連携して、観光地の誘客体制を整備し、被災した観光地に対して総合的な支援を行う。

第2 主な取組み

- 1 観光地の早期復興を図るため、国、市町村、関係機関等と連携して、観光誘客プロモーション活動の施策を企画・実施する。
- 2 風評被害防止を図るため、国内外に向けて被災した観光地の正確な復旧状況を発信する。

第3 活動の内容

1 被災した観光地に対する支援

(1) 【県及び市町村が実施する対策】

- ア 国、関係機関等と連携して、被災した観光事業者等の現状を正確に把握し、ウェブサイト等を活用して、観光地の復旧状況を広く周知するなど、風評被害防止対策を推進する。
- イ 国、関係機関等と連携して、被災した観光地の復旧状況などを正確に把握すると同時に、観光地の復旧状況に応じて、観光客誘客に向けたプロモーション活動を積極的に行う。

(2) 【観光事業者が実施する対策】

観光事業者は、県、市町村、関係団体と連携して、営業状況及び復旧状況などを国内外に向けて情報発信していく。